

平成 22 年度
船橋市包括外部監査の結果報告書

国民健康保険事業、介護保険事業及び
母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計に係る
財務に関する事務の執行について

平成 23 年 2 月 18 日

船橋市包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	2
5. 外部監査の実施期間	4
6. 外部監査の補助者	4
第2 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業に 関する概要	5
1. 国民健康保険事業の概要について	5
2. 介護保険事業の概要について	8
3. 母子寡婦福祉資金貸付事業の概要について	10
第3 外部監査の結果	11
I 国民健康保険事業に係る監査結果について	11
1. 国民健康保険事業に係る総括的意見について	11
（1）国民健康保険料収入等に係る他都市比較について	11
（2）国民健康保険事業における給付の状況の他都市比較について	19
（3）国民健康保険事業における一般会計繰入金の状況について	23
2. 国民健康保険事業に係る個別意見について	30
（1）国民健康保険事業における資格審査及び保険料賦課事務について	30
（2）国民健康保険事業における保険料の徴収事務について	53
（3）国民健康保険事業における保険給付事務について	72
II 介護保険事業に係る監査結果について	89
1. 介護保険事業に係る総括的意見について	89
（1）介護保険制度の見直しの動きと実施事業の見直しの必要性について	89
（2）会計制度面の課題と介護保険事業の見直しについて	89
2. 介護保険事業に係る個別意見について	93
（1）介護保険事業における資格審査及び保険料賦課事務について	93
（2）介護保険事業における保険料の徴収事務について	113
（3）介護保険事業における保険給付事務について	127
（4）介護保険事業における認定審査関連事務について	146
（5）成年後見制度利用支援事業について	149
（6）特定高齢者把握調査業務委託について	157
（7）介護サービス事業に準ずる事業について	165

(8) 包括支援センターの業務の見直しについて	185
(9) 在宅介護支援センターについて	188
Ⅲ 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る監査結果について	190
1. 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る総括的意見について	190
(1) 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る債権・債務管理等について	190
(2) 母子寡婦福祉資金貸付事業の目標管理について	196
2. 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る個別意見について	198
(1) 事業の概要及び貸付金申請受付、審査及び決定事務について	198
(2) 償還及び債権管理事務について	210
第4 利害関係について	216

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計に係る財務に関する事務の執行について

（2）外部監査対象期間

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

但し、必要があると判断した場合には、平成20年度以前に遡り、また、平成22年度予算の執行状況についても対象とした。

3. 事件を選定した理由

国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計は、船橋市が特別会計の中で実施する主要な保険事業及び貸付事業である。その財政的規模は、平成21年度予算ベースで、国民健康保険事業が536億8千万円、介護保険事業が241億2千4百万円及び母子寡婦福祉資金貸付事業が9千9百万円であった。そのうち、国民健康保険事業及び介護保険事業が平成21年度特別会計の予算合計額（1,186億2百万円）に占める割合では、各々、45.3%及び20.3%と大きな割合を占めている。

国民健康保険は被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うものであり、その財源は国民健康保険料等である。平成20年度決算で、当該保険料の収入未済は約42億円であり、不納欠損額は約13億円であった。また、一般会計からの繰入金は平成20年度決算で約46億円であった。

また、介護保険は被保険者の要介護状態等に関し、心身の状況や環境等に応じて、被保険者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス

が、多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、必要な給付を行うものである。その財源は介護保険料等である。平成 20 年度決算で、その介護保険料等の収入未済は 1 億 3 千 8 百万円であり、不納欠損額は 4 千 9 百万円であった。また、一般会計からの繰入金は平成 20 年度決算で約 33 億円であった。

このように両保険事業ともに、財政的な規模や未収金等の管理などの面でも重要な事業であり、当該保険料と保険給付の関係を検証することも重要であるものとする。

さらに、母子寡婦福祉資金貸付事業は、船橋市が中核市となった平成 15 年度に千葉県から引き継いだ事業であるが、貸付対象である配偶者のいない女子及び寡婦の経済的な自立の助成及び生活意欲の助長を図り、併せて当該児童の福祉の増進を目指すものである。平成 20 年度末現在、当該貸付資金の残高は 4 億 5 千 4 百万円であり、収入未済額は 5 千 4 百万円であった。当該貸付事業の近年の貸付状況の推移を分析・評価し、また、その審査、貸付、償還及び未収金管理等の事務の執行を検証することも重要であるものとする。

以上のように、国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計について、それらの事務が条例及び規則等に従って適正に執行されているかどうかを検証し、併せて経済性・効率性の面で改善点等はないか、さらにそれら事業の目指す目的が効果的に達成されているかどうかなどについて、外部監査を実施する意義は大きいものと判断されるため、特定の事件として選定するものである。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計に係る財務に関する事務の執行に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業に係る事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているかどうかについて
- ② 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業に係る事務の執行が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているかどうかについて

(2) 主な監査手続

まず、国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計に係る財務に関する事務の執行を監査するために、監査対象の各担当課に対して、必要と考えられる資料依頼とその分析結果としての質問を行った。

次に、国民健康保険料及び介護保険料の賦課・徴収及び給付の現場及び介護事業の施設等を視察し、管理体制及び事業執行状況等を実地で把握した。

- ① 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業に係る予算・決算の状況等について、市担当課から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。監査に必要と考えられる資料を依頼し、閲覧分析することで、当該事務の執行が規則等に基づいて執行されているかどうかを確認した。
- ② 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業に係る事務の執行等について、経済性・効率性等の面からの検証を行うため、これらの管理業務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについてのヒヤリング及び調査・分析等を行った。
- ③ また、当該事務の執行等の詳細を把握し、各担当課の内部統制の状況を概括的に把握するために、主要な業務に関して業務フローを作成した。

(3) 監査対象

① 監査対象項目

国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計に係る財務に関する事務の執行を監査対象とした。

② 監査対象部署

健康福祉局

健康部

国民健康保険課

福祉サービス部

高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課

子育て支援部

児童家庭課

5. 外部監査の実施期間

自 平成 22 年 6 月 15 日 至 平成 23 年 2 月 8 日

6. 外部監査の補助者

後 藤 貞 明 (公認会計士)
久 保 睦 江 (公認会計士)
氏 家 美千代 (公認会計士)
木 下 哲 (公認会計士)
加 藤 聡 (公認会計士)
須 賀 豊 彦 (公認会計士)
飯 田 律 (公認会計士)
平 野 昭 宏 (公認会計士)

第2 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業に関する概要

1. 国民健康保険事業の概要について

(1) 予算及び決算の状況について

① 歳入予算及び決算の年度推移

<歳入>

(単位：円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
1 国民健康保険料	16,446,464,000	16,441,552,842	13,552,680,000	13,675,394,694	13,466,466,000	13,528,413,554
一般被保険者国民健康保険料	11,598,202,000	11,687,161,908	12,635,680,000	12,587,065,360	12,517,173,000	12,587,890,593
退職被保険者等国民健康保険料	4,848,262,000	4,754,390,934	917,000,000	1,088,329,334	949,293,000	940,522,961
2 国庫支出金	10,577,681,000	10,456,158,157	10,581,050,000	10,322,949,476	11,424,270,000	12,040,047,335
3 療養給付費交付金	12,514,467,000	11,864,470,104	4,437,240,000	4,380,235,156	1,557,390,000	1,629,324,966
4 前期高齢者交付金	-	-	10,883,330,000	10,883,336,808	12,504,200,000	12,504,198,823
5 県支出金	1,969,451,000	2,029,032,807	1,910,350,000	1,914,690,194	2,037,040,000	2,041,561,436
6 共同事業交付金	4,164,560,000	4,178,777,978	4,707,000,000	4,716,602,523	5,040,000,000	5,068,059,590
7 財産収入	-	-	0	58,542	100,000	41,409
8 繰入金	5,434,668,000	5,210,388,987	5,316,950,000	4,645,605,286	6,761,434,000	5,846,053,706
9 繰越金	100,000	552,584	100,000	596,360	100,000	955,953
10 諸収入	76,409,000	122,179,091	410,300,000	344,323,211	424,000,000	393,364,367
歳入合計	51,183,800,000	50,303,112,550	51,799,000,000	50,883,792,250	53,215,000,000	53,052,021,139

② 歳出予算及び決算の年度推移

<歳出>

(単位：円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額
1 総務費	840,600,000	816,180,567	978,500,000	925,465,844	1,067,800,000	977,344,878
2 保険給付費	34,554,800,000	33,794,186,223	34,984,200,000	34,435,174,316	36,295,460,000	35,854,643,675
3 後期高齢者支援金等	-	-	6,063,000,000	6,062,907,895	6,898,300,000	6,898,292,623
4 前期高齢者納付金等	-	-	8,200,000	8,163,728	19,630,000	19,614,564
5 老人保健拠出金	8,457,800,000	8,457,621,483	1,410,000,000	1,409,892,897	366,690,000	366,679,495
6 介護納付金	2,716,900,000	2,716,824,284	2,367,700,000	2,367,623,862	2,312,000,000	2,311,998,135
7 共同事業拠出金	4,392,900,000	4,366,840,646	4,873,000,000	4,778,586,930	5,150,020,000	5,037,884,517
8 保健事業費	23,500,000	23,409,062	880,900,000	711,652,100	955,400,000	792,285,097
9 諸支出金	99,776,503	99,453,925	138,457,638	138,368,725	49,700,000	47,584,295
10 予備費	97,523,497	0	95,042,362	0	100,000,000	0
歳出合計	51,183,800,000	50,274,516,190	51,799,000,000	50,837,836,297	53,215,000,000	52,306,327,279

③ 国民健康保険料の予算及び決算の年度推移

<歳入：国民健康保険料>

(単位：円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
国民健康保険料	16,446,464,000	16,441,552,842	13,552,680,000	13,675,394,694	13,466,466,000	13,528,413,554
一般被保険者国民健康保険料	11,598,202,000	11,687,161,908	12,635,680,000	12,587,065,360	12,517,173,000	12,587,890,593
医療給付費分現年賦課分	10,295,028,000	10,425,309,614	8,341,848,000	8,338,392,632	8,225,000,000	8,281,166,381
介護納付金分現年賦課分	732,027,000	754,328,129	789,474,000	765,351,981	760,520,000	762,330,432
後期高齢者支援金分現年賦課分	-	-	2,997,946,000	2,994,004,355	3,013,600,000	3,013,253,286
医療給付費分滞納繰越分	520,915,000	465,905,934	464,675,000	449,202,015	418,634,000	420,758,887
介護納付金分滞納繰越分	50,232,000	41,618,231	41,737,000	40,114,377	43,053,000	44,845,858
後期高齢者支援金分滞納繰越分	-	-	-	-	56,366,000	65,535,749
退職被保険者等国民健康保険料	4,848,262,000	4,754,390,934	917,000,000	1,088,329,334	949,293,000	940,522,961
医療給付費分現年賦課分	4,599,799,000	4,508,001,424	547,864,000	653,524,376	565,200,000	562,974,253
介護納付金分現年賦課分	213,843,000	207,422,671	128,500,000	155,343,219	140,729,000	138,873,981
後期高齢者支援金分現年賦課分	-	-	199,877,000	237,937,013	207,570,000	207,034,395
医療給付費分滞納繰越分	31,706,000	36,096,966	37,709,000	38,728,072	29,050,000	26,114,832
介護納付金分滞納繰越分	2,914,000	2,869,873	3,050,000	2,796,654	3,063,000	2,956,779
後期高齢者支援金分滞納繰越分	-	-	-	-	3,681,000	2,568,721

④ 保険給付費の予算及び決算の年度推移

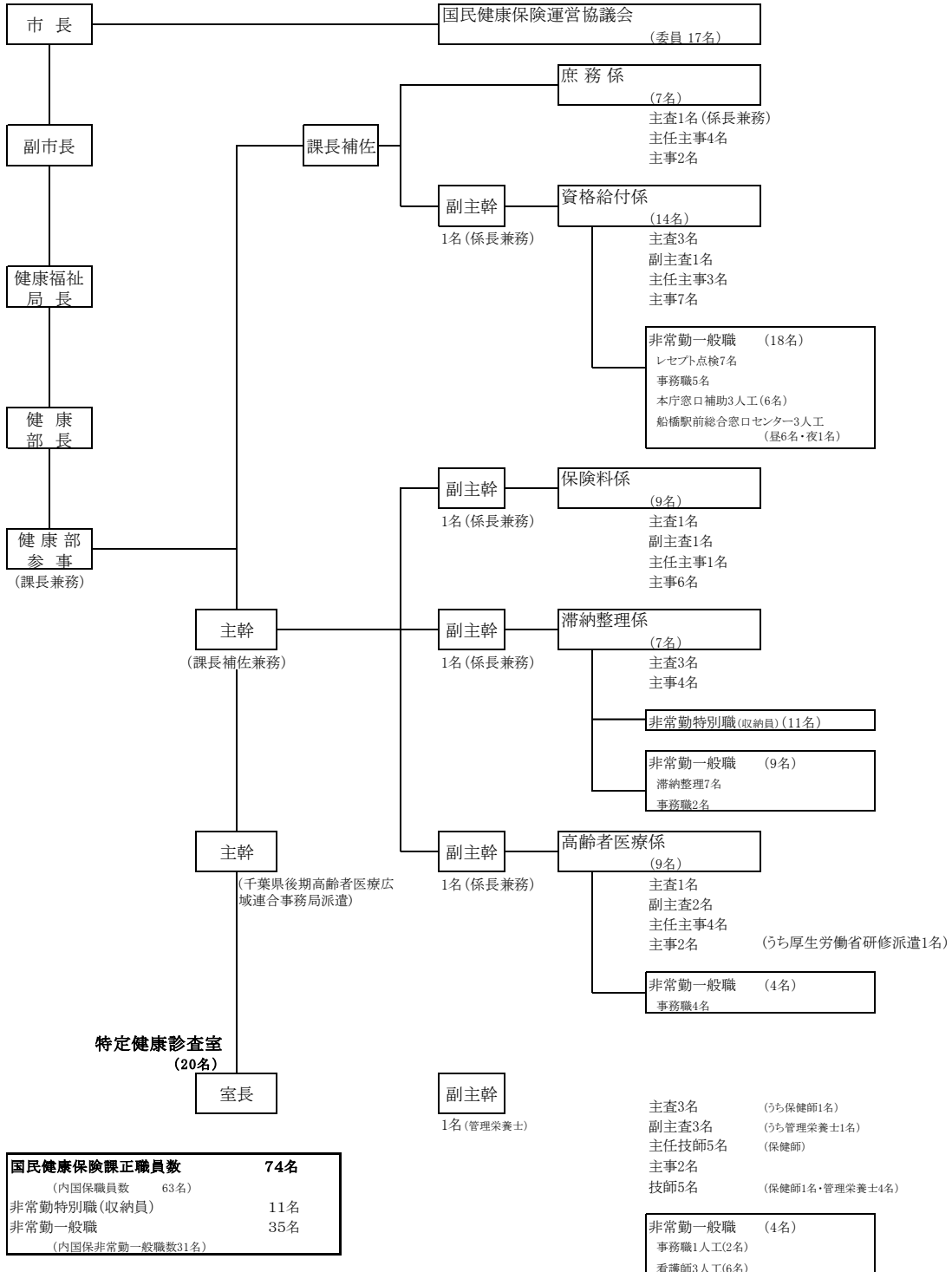
<歳出：保険給付費>

(単位：円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額
保険給付費	34,554,800,000	33,794,186,223	34,984,200,000	34,435,174,316	36,295,460,000	35,854,643,675
療養給付費	30,424,064,681	29,807,339,442	30,631,481,940	30,132,245,558	31,460,048,017	31,285,691,261
療養費	678,297,297	675,946,979	693,757,666	689,833,901	717,747,396	701,330,983
審査支払手数料	124,280,000	121,564,150	129,260,000	123,919,482	130,520,000	125,488,796
高額療養費	2,750,558,022	2,640,346,377	3,170,600,394	3,140,255,375	3,606,983,877	3,402,532,182
高額介護合算療養費	-	-	-	-	7,000,000	2,223,493
移送費	400,000	39,275	400,000	0	160,710	160,710
出産育児諸費	291,600,000	263,650,000	290,900,000	281,520,000	323,000,000	289,366,250
葬祭諸費	285,600,000	285,300,000	67,800,000	67,400,000	50,000,000	47,850,000

(2) 事業実施体制について

(平成21年10月1日現在)



国民健康保険課正職員数	74名
(内国保職員数)	63名
非常勤特別職(収納員)	11名
非常勤一般職	35名
(内国保非常勤一般職数)	31名

2. 介護保険事業の概要について

(1) 予算及び決算の状況について

① 歳入予算及び決算の年度推移

〔歳入〕 (単位：円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	収入済額	予算額	収入済額	予算額	収入済額
1 介護保険料	4,757,000,000	4,851,140,881	5,049,000,000	5,111,273,290	5,284,000,000	5,443,402,121
第1号被保険者保険料	4,757,000,000	4,851,140,881	5,049,000,000	5,111,273,290	5,284,000,000	5,443,402,121
2 国庫支出金	3,775,883,000	3,492,400,495	4,443,118,000	4,077,543,973	4,513,600,000	4,064,119,500
3 支給基金交付金	6,320,100,000	5,865,945,751	6,759,400,000	6,165,437,000	6,375,200,000	6,441,519,000
4 国庫支出金	3,015,300,000	2,818,015,579	3,245,000,000	2,981,654,712	3,389,000,000	3,208,847,250
5 財源収入	4,100,000	4,207,879	4,100,000	7,455,173	6,600,000	12,387,188
6 繰入金	3,535,400,000	3,110,045,402	3,857,675,000	3,311,155,463	4,049,700,000	3,710,375,490
7 繰越金	283,687,000	283,664,816	69,334,000	69,333,850	124,472,000	124,471,826
8 繰入収入	3,400,000	12,553,853	3,700,000	4,030,803	5,900,000	2,602,914
歳入合計	21,708,850,000	20,433,955,667	23,441,327,000	21,727,895,964	24,243,472,000	23,008,225,749

② 歳出予算及び決算の年度推移

〔歳出〕 (単位：円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	支出済額	予算額	支出済額	予算額	支出済額
1 総務費	837,050,000	737,254,219	827,700,000	788,954,253	838,270,000	754,620,177
2 保険給付費	20,143,400,000	18,621,802,755	21,639,600,000	19,607,717,734	22,715,200,000	21,365,570,601
3 財政安定化基金拠出金	20,800,000	20,683,790	20,800,000	20,683,789	-	-
4 国庫支拂金	350,800,000	316,809,536	511,900,000	431,974,907	561,200,000	501,199,934
5 基金種立	4,079,069	4,079,069	343,855,523	343,855,148	12,281,784	12,280,828
6 繰上支出金	333,100,000	329,934,215	90,809,000	88,695,422	117,384,194	117,800,550
7 予備金	9,520,931	0	6,662,477	0	3,636,022	0
歳出合計	21,708,850,000	20,030,258,554	23,441,327,000	21,251,917,253	24,243,472,000	22,762,432,090

③ 介護保険料の予算及び決算の年度推移

〔歳入：介護保険料〕 (単位：円)

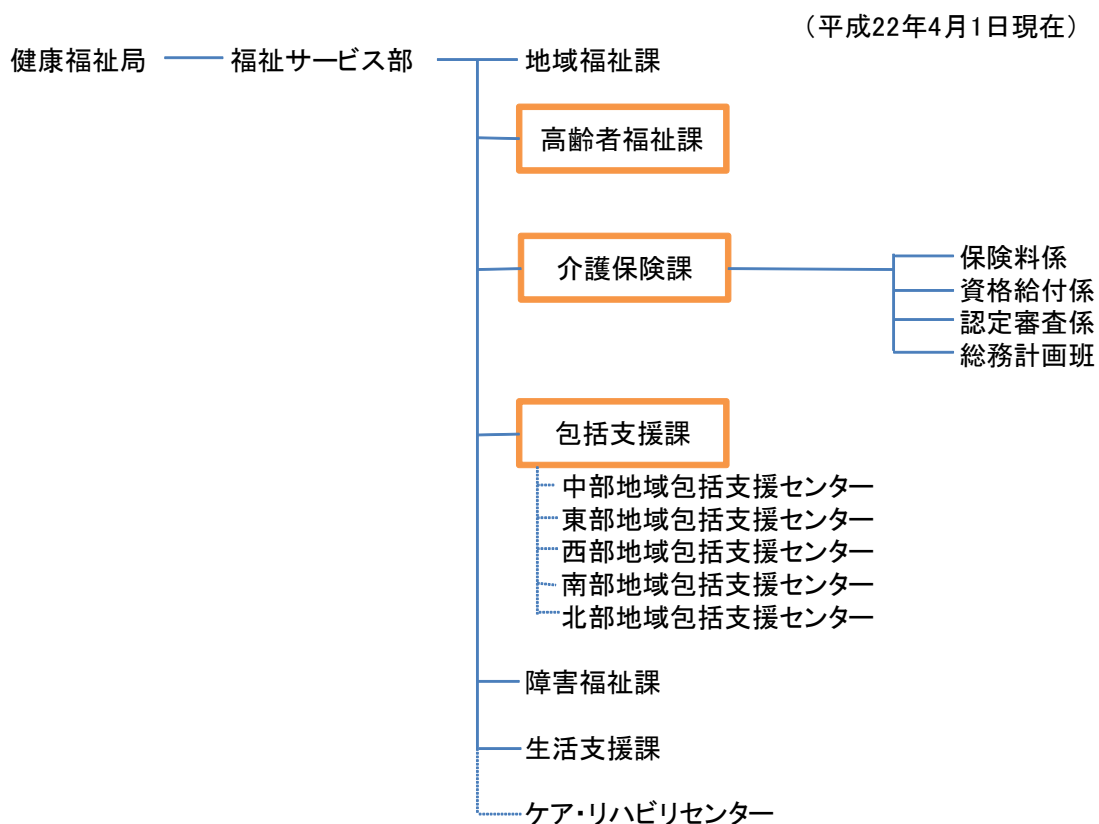
区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	収入済額	予算額	収入済額	予算額	収入済額
介護保険料	4,757,000,000	4,851,140,881	5,049,000,000	5,111,273,290	5,284,000,000	5,443,402,121
第1号被保険者保険料	4,757,000,000	4,851,140,881	5,049,000,000	5,111,273,290	5,284,000,000	5,443,402,121
現年度分特別徴収保険料	3,795,000,000	4,251,324,495	4,117,000,000	4,505,121,092	4,653,000,000	4,835,404,470
現年度分普通徴収保険料	951,000,000	598,545,510	932,000,000	580,783,832	621,000,000	598,009,776
前納繰上分普通徴収保険料	10,000,000	21,270,876	10,000,000	24,368,366	10,000,000	24,987,875

④ 保険給付費の予算及び決算の年度推移

〔歳出：保険給付費〕 (単位：円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	支出済額	予算額	支出済額	予算額	支出済額
保険給付費	20,143,400,000	18,621,802,755	21,639,600,000	19,607,717,734	22,715,200,000	21,365,570,601
介護サービス等給付費	17,153,683,830	16,994,942,335	18,255,957,889	17,832,492,884	20,701,451,775	19,335,988,361
介護予防サービス等給付費	2,140,300,000	807,350,445	2,478,000,000	832,292,819	970,600,000	949,945,556
その他給付費	30,200,000	27,663,060	31,800,000	27,689,920	29,257,600	29,257,600
高額介護サービス費	255,399,795	255,399,795	239,144,685	239,144,685	349,045,076	349,045,076
高額介護予防サービス費	311,375	311,375	391,991	391,991	232,150	232,150
高額医療合算介護サービス費	-	-	-	-	33,853,165	33,812,865
高額医療合算介護予防サービス費	-	-	-	-	600,234	600,234
特別給付費	3,600,000	390,600	3,600,000	0	11,300,000	69,174
特定入所者介護サービス費	544,024,250	524,859,375	575,891,555	575,891,555	618,506,050	617,265,635
特定入所者介護予防サービス費	375,750	375,750	123,880	123,880	293,950	293,950

(2) 事業実施体制について



注：高齢者福祉課、介護保険課及び包括支援課が介護保険事業の実施担当課である。

3. 母子寡婦福祉資金貸付事業の概要について

(1) 予算及び決算の状況について

① 歳入予算及び決算の年度推移

<歳入> (単位：円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
1 繰 入 金	3,400,000	2,900,200	3,500,000	3,351,512	2,400,000	2,262,563
2 繰 越 金	39,000,000	61,722,162	33,200,000	54,913,946	35,000,000	51,344,206
3 諸 収 入	55,600,000	58,614,084	59,300,000	64,813,260	61,600,000	65,734,470
貸付金元利収入	55,590,000	58,485,384	59,270,000	64,621,060	61,520,000	65,441,610
貸付金元利収入	55,590,000	58,485,384	59,270,000	64,621,060	61,520,000	65,441,610
母子福祉資金貸付金元利収入	51,790,000	54,167,999	55,479,000	60,933,734	57,742,000	61,251,419
貸付金元金収入	51,770,000	54,152,054	55,465,000	60,912,881	57,729,000	61,222,294
貸付金利子収入	20,000	15,945	14,000	20,853	13,000	29,125
寡婦福祉資金貸付金元利収入	3,800,000	4,317,385	3,791,000	3,687,326	3,778,000	4,190,191
貸付金元金収入	3,800,000	4,317,385	3,791,000	3,687,326	3,778,000	4,190,191
雑 収 入	10,000	128,700	30,000	192,200	80,000	292,860
4 市 債	2,000,000	2,000,000	-	-	-	-
母子寡婦福祉資金貸付事業債	2,000,000	2,000,000	-	-	-	-
歳 入 合 計	100,000,000	125,236,446	96,000,000	123,078,718	99,000,000	119,341,239

② 歳出予算及び決算の年度推移

<歳出> (単位：円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	100,000,000	70,322,500	96,000,000	71,734,512	99,000,000	73,883,013
母子福祉資金貸付金	93,800,000	66,478,300	88,100,000	66,249,000	93,800,000	68,860,450
寡婦福祉資金貸付金	3,800,000	1,944,000	4,400,000	2,143,000	2,800,000	2,760,000
歳 出 合 計	100,000,000	70,322,500	96,000,000	71,734,512	99,000,000	73,883,013

(2) 事業実施体制について

(平成22年4月1日現在)

児童家庭課 (常勤職員 29名)

課長 — 課長補佐 —

- 子育て支援係 (4名)
- ひとり親家庭支援係 (10名)
※母子自立支援員 5名、償還協力員 1名
- 児童助成係 (10名)
- 家庭児童相談室 (3名)

第3 外部監査の結果

I 国民健康保険事業に係る監査結果について

1. 国民健康保険事業に係る総括的意見について

(1) 国民健康保険料収入等に係る他都市比較について

① 平成21年度国民健康保険事業の財政状況について

平成21年度における国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算及び決算状況は次のとおりであった。

〈歳入〉

(単位:円・%)

区 分	予算現額(A)	収入済額(B)	比較増減(B)-(A)	構成比
1 国民健康保険料	13,466,466,000	13,528,413,554	61,947,554	25.50
一般被保険者国民健康保険料	12,517,173,000	12,587,890,593	70,717,593	23.72
退職被保険者等国民健康保険料	949,293,000	940,522,961	△ 8,770,039	1.78
2 国庫支出金	11,424,270,000	12,040,047,335	615,777,335	22.70
3 療養給付費交付金	1,557,390,000	1,629,324,966	71,934,966	3.07
4 前期高齢者交付金	12,504,200,000	12,504,198,823	△ 1,177	23.57
5 県支出金	2,037,040,000	2,041,561,436	4,521,436	3.85
6 共同事業交付金	5,040,000,000	5,068,059,590	28,059,590	9.55
7 財産収入	100,000	41,409	△ 58,591	0.00
8 繰入金	6,761,434,000	5,846,053,706	△ 915,380,294	11.02
9 繰越金	100,000	955,953	855,953	0.00
10 諸収入	424,000,000	393,364,367	△ 30,635,633	0.74
歳入合計	53,215,000,000	53,052,021,139	△ 162,978,861	100.00

〈歳出〉

(単位:円・%)

区 分	予算現額(A)	支出済額(B)	不用額(A)-(B)	構成比
1 総務費	1,067,800,000	977,344,878	90,455,122	1.87
2 保険給付費	36,295,460,000	35,854,643,675	440,816,325	68.55
3 後期高齢者支援金等	6,898,300,000	6,898,292,623	7,377	13.19
4 前期高齢者納付金等	19,630,000	19,614,564	15,436	0.04
5 老人保健拠出金	366,690,000	366,679,495	10,505	0.70
6 介護納付金	2,312,000,000	2,311,998,135	1,865	4.42
7 共同事業拠出金	5,150,020,000	5,037,884,517	112,135,483	9.63
8 保健事業費	955,400,000	792,285,097	163,114,903	1.51
9 諸支出金	49,700,000	47,584,295	2,115,705	0.09
10 予備費	100,000,000	0	100,000,000	-
歳出合計	53,215,000,000	52,306,327,279	908,672,721	100.00

歳入・歳出差引残額	745,693,860 円
財政調整基金積立	745,000,000 円
翌年度繰越	693,860 円

平成 21 年度における国民健康保険事業特別会計の歳入は、予算現額が 532 億 1,500 万円であったのに対して、決算は、収入済額が 530 億 5,202 万円であった。国民健康保険料の不納欠損は 12 億 8,040 万円であり、収入未済額は 39 億 6,884 万円であった。

一方、同じく歳出は、支出済額は 523 億 633 万円であったため、歳入歳出差引残額は、7 億 4,569 万円であった。そのうち、7 億 4,500 万円は財政調整基金に繰り入れられている。

次の表は、歳入のうち国民健康保険料の内訳を、また、歳出のうち保険給付費の内訳をそれぞれ示したものである。

〈歳入:国民健康保険料〉 (単位:円・%)

区 分	予算現額(A)	収入済額(B)	比較増減(B)-(A)	構成比
国民健康保険料	13,466,466,000	13,528,413,554	61,947,554	25.50
一般被保険者国民健康保険料	12,517,173,000	12,587,890,593	70,717,593	23.72
医療給付費分現年賦課分	8,225,000,000	8,281,166,381	56,166,381	15.61
介護納付金分現年賦課分	760,520,000	762,330,432	1,810,432	1.44
後期高齢者支援金分現年賦課分	3,013,600,000	3,013,253,286	△ 346,714	5.68
医療給付費分滞納繰越分	418,634,000	420,758,887	2,124,887	0.79
介護納付金分滞納繰越分	43,053,000	44,845,858	1,792,858	0.08
後期高齢者支援金分滞納繰越分	56,366,000	65,535,749	9,169,749	0.12
退職被保険者等国民健康保険料	949,293,000	940,522,961	△ 8,770,039	1.78
医療給付費分現年賦課分	565,200,000	562,974,253	△ 2,225,747	1.06
介護納付金分現年賦課分	140,729,000	138,873,981	△ 1,855,019	0.26
後期高齢者支援金分現年賦課分	207,570,000	207,034,395	△ 535,605	0.39
医療給付費分滞納繰越分	29,050,000	26,114,832	△ 2,935,168	0.05
介護納付金分滞納繰越分	3,063,000	2,956,779	△ 106,221	0.01
後期高齢者支援金分滞納繰越分	3,681,000	2,568,721	△ 1,112,279	0.01

〈歳出:保険給付費〉 (単位:円・%)

区 分	予算現額(A)	支出済額(B)	不用額(A)-(B)	構成比
保険給付費	36,295,460,000	35,854,643,675	440,816,325	68.55
療養給付費	31,460,048,017	31,285,691,261	174,356,756	59.82
療養費	717,747,396	701,330,983	16,416,413	1.34
審査支払手数料	130,520,000	125,488,796	5,031,204	0.24
高額療養費	3,606,983,877	3,402,532,182	204,451,695	6.51
高額介護合算療養費	7,000,000	2,223,493	4,776,507	0.00
移送費	160,710	160,710	0	0.00
出産育児諸費	323,000,000	289,366,250	33,633,750	0.55
葬祭諸費	50,000,000	47,850,000	2,150,000	0.09

このうち収入済額の中には、還付未済額が 1,976 万円（「医療給付費分現年賦課分」：18,149,868 円＋「医療給付費分滞納繰越分」：1,609,390 円）含まれているため、還付未済を除いた収入済額は 530 億 3,226 万円

である。また、この還付未済額は、全て国民健康保険料において平成 21 年度に発生し、期末において還付されずに繰り越された金額である。したがって、上の表に表示されている国民健康保険料の収入済額 135 億 2,841 万円から還付未済額 1,976 万円を差し引いた 135 億 865 万円が国民健康保険料の適正な収入金額である。このような表示方法は、全国的に概ね同じ表示方法ではあるが、一般的には分かりにくい決算書の表示方法となっている。この点については、還付未済の金額だけを決算処理の最終時点で、国民健康保険料から諸収入（雑入）に振り替えることにより、国民健康保険料の適正な金額が「収入済額」に表示され、明瞭性が決算書上でも高まることになるため、このような決算処理過程での会計処理方法については、検討に値するものである。

なお、この還付未済に係る監査結果については、「カ. 過誤納金の充当処理について（意見）」（64 頁以降）に記載されている。

また、歳入歳出決算書を分析する際には、歳入歳出差引残額の剰余金がどれほどの規模であるか、また基金への積立てがどの程度であるかだけを把握して、当該特別会計の財政的な業績を判断することはできない。財務的な業績を判断するためには、次に示すとおり、まず、「実質収支額」を把握し、次に「前年度繰越金」を差し引いた単年度ベースの収支の規模及び基金への積立の状況等を分析する必要がある。さらに、一般会計からの繰入金の内容を分析し、特別会計としての財務的な評価を行うことが必要となる。

まず、決算書の中の「実質収支に関する調書」における「実質収支額」の規模を把握する必要がある。これは、歳入歳出差引残額の剰余金から基金への積立金を差し引いた翌年度への繰越額である。平成 21 年度は 693,860 円が平成 22 年度予算に繰り越されている。

また、当該特別会計が単年度でどの程度の収支差額を達成したのかについて把握する必要がある。そのためには、歳入のうち「前年度繰越金」の金額を把握する。平成 20 年度から平成 21 年度への繰越金は、決算書によると 955,953 円であったため、「実質収支に関する調書」における「実質収支額」である 693,860 円よりも大きく、単年度で言えば、その差額である 262,093 円だけ、見かけ上、いわゆる「赤字」となっている。しかし、前述したとおり、財政調整基金への積立金が 7 億 4,500 万円であったため、実質的には剰余金が発生しているともいえる。果たしてそうであるかについては、「(3) 国民健康保険事業における一般会計繰入金の状況について」で詳述することとする。

② 国民健康保険料の収入率の状況について（他都市比較）

市の国民健康保険料の水準は近隣他市と比較してどの程度の水準であるのかを示した表が次の表である。この表は、「一般被保険者分」及び「退職被保険者等分」の保険料収納状況を示している。ここでは「一般被保険者分」を中心にみていくこととする。また、地理的に近接している市で規模も同程度であること等が、比較上効果的であると考え、3市（市川市、松戸市、千葉市）を選定し、比較の対象とした。

【平成21年度国民健康保険事業：保険料収納の状況（一般被保険者分）】

区分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異	
保険料： 現年分 (A) [単位：千円]	調定額	13,739,492	12,043,101	14,550,288	21,071,721	15,888,370 △ 2,148,878	
	収納額	12,038,600	9,861,657	12,222,979	17,886,346	13,323,661 △ 1,285,061	
	還付未済額	18,150	16,918	9,713	24,287	16,973 1,177	
	不納欠損額	0	2,499	0	0	833 △ 833	
	未収額	1,700,892	2,178,945	2,327,309	3,185,375	2,563,876 △ 862,984	
	還付未済発生率	0.15%	0.17%	0.08%	0.14%	0.13%	0.02%
	不納欠損率	0.00%	0.02%	0.00%	0.00%	0.01%	-0.01%
	収納率	87.62%	81.89%	84.01%	84.88%	83.86%	3.76%
保険料： 滞納繰越 分(B) [単位：千円]	調定額	3,953,629	7,395,358	5,692,799	6,604,538	6,564,232 △ 2,610,603	
	収納額	529,531	1,014,865	491,045	1,012,053	839,321 △ 309,790	
	還付未済額	1,609	982	317	1,477	925 684	
	不納欠損額	1,238,263	541,806	2,194,807	1,643,023	1,459,879 △ 221,616	
	未収額	2,185,835	5,838,687	3,006,947	3,949,462	4,265,032 △ 2,079,197	
	還付未済発生率	0.30%	0.10%	0.06%	0.15%	0.11%	0.19%
	不納欠損率	31.32%	7.33%	38.55%	24.88%	22.24%	9.08%
	収納率	13.39%	13.72%	8.63%	15.32%	12.79%	0.61%
保険料： 現年分+ 滞納繰越 分 (A+B) [単位：千円]	調定額	17,693,121	19,438,459	20,243,087	27,676,259	22,452,602 △ 4,759,481	
	収納額	12,568,131	10,876,522	12,714,024	18,898,399	14,162,982 △ 1,594,851	
	還付未済額	19,759	17,900	10,030	25,764	17,898 1,861	
	不納欠損額	1,238,263	544,305	2,194,807	1,643,023	1,460,712 △ 222,449	
	未収額	3,886,727	8,017,632	5,334,256	7,134,837	6,828,908 △ 2,942,181	
	還付未済発生率	0.16%	0.16%	0.08%	0.14%	0.13%	0.03%
	不納欠損率	7.00%	2.80%	10.84%	5.94%	6.51%	0.49%
	収納率	71.03%	55.95%	62.81%	68.28%	63.08%	7.95%

この表によると、船橋市の収納率が他市と比較して高いことがわかる。まず、平成21年度に発生した保険料の調定額（現年分）は137億3,949万円で、収納額は120億3,860万円であった。未収額は17億89万円と、他市に比べて一番低い額となっている。その結果、収納率は87.62%と他市と比較して一番高い。一方、平成21年度へ繰り越された保険料収入未済額に対する収納率は、13.39%と平均的な水準である。しかし、この滞納繰越分の調定額は39億5,363万円と他市に比べて一番低く、現年分の徴収に注力している結果と分析できる。その結果、現年分及び滞納繰越分を合わせた収納率は、71.03%と他市に比べて一番高い水準であった。なお、国

民健康保険料方式を採用しているのは、市川市を除く3市である。市川市は国民健康保険税方式を採用している。ちなみに、滞納繰越分の還付未済額が船橋市の場合は約161万円と他市に比較して高い。

【平成21年度国民健康保険事業：保険料収納の状況（退職被保険者等分）】

区 分		船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異
保険料： 現年分 (A) [単位：千円]	調定額	947,802	609,196	679,117	1,482,520	929,611	24,191
	収納額	908,883	581,591	633,386	1,404,151	873,043	35,840
	還付未済額	0	195	58	414	222	△ 222
	不納欠損額	0	0	0	0	0	0
	未収額	38,919	27,605	45,731	78,369	50,568	△ 11,649
	還付未済発生率	0.00%	0.03%	0.01%	0.03%	0.03%	-0.03%
	不納欠損率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	収納率	95.89%	95.47%	93.27%	94.71%	94.52%	1.37%
保険料： 滞納繰越 分(B) [単位：千円]	調定額	136,736	286,345	223,886	278,306	262,846	△ 126,110
	収納額	31,640	56,855	30,088	65,454	50,799	△ 19,159
	還付未済額	0	0	0	157	52	△ 52
	不納欠損額	42,139	9,012	63,867	58,962	43,947	△ 1,808
	未収額	62,957	220,478	129,931	153,890	168,100	△ 105,143
	還付未済発生率	0.00%	0.00%	0.00%	0.24%	0.10%	-0.10%
	不納欠損率	30.82%	3.15%	28.53%	21.19%	16.72%	14.10%
	収納率	23.14%	19.86%	13.44%	23.52%	19.33%	3.81%
保険料： 現年分+ 滞納繰越 分 (A+B) [単位：千円]	調定額	1,084,538	895,541	903,003	1,760,826	1,192,457	△ 101,919
	収納額	940,523	638,446	663,474	1,469,605	923,842	16,681
	還付未済額	0	195	58	571	275	△ 275
	不納欠損額	42,139	9,012	63,867	58,962	43,947	△ 1,808
	未収額	101,876	248,083	175,662	232,259	218,668	△ 116,792
	還付未済発生率	0.00%	0.03%	0.01%	0.04%	0.03%	-0.03%
	不納欠損率	3.89%	1.01%	7.07%	3.35%	3.70%	0.18%
	収納率	86.72%	71.29%	73.47%	83.46%	77.87%	8.86%

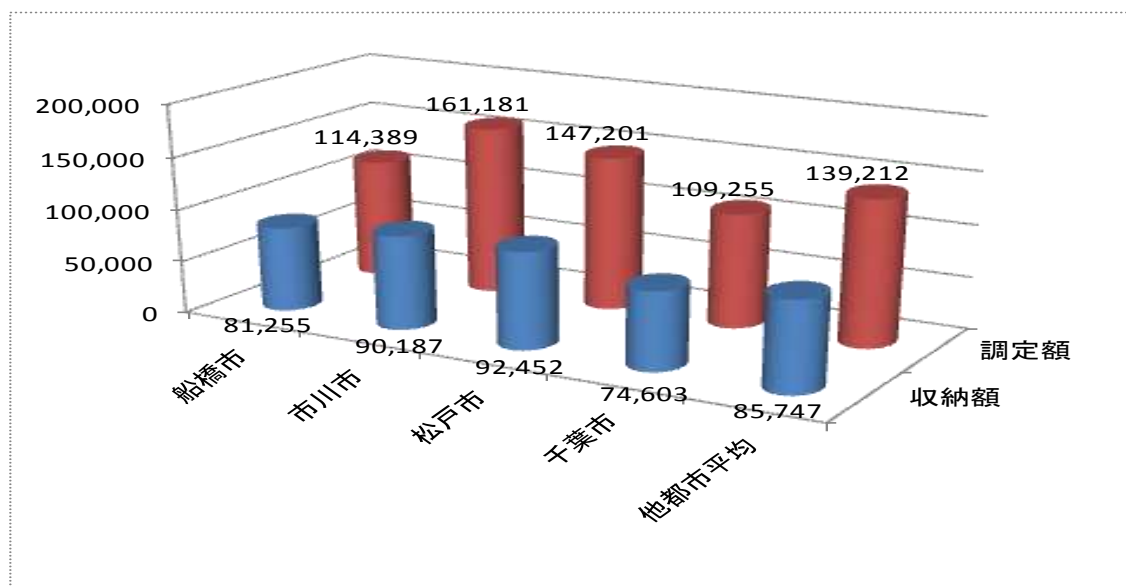
③ 被保険者1人あたり保険料等の関係について

このような市の保険料収納状況のデータに対して加工を行い、被保険者1人あたり保険料の状況を示したものが、次の表である。②と同様に「一般被保険者分」及び「退職被保険者等分」を掲載する。

【平成21年度国民健康保険事業：1人あたり保険料（一般被保険者分）】

区 分		船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異
被保険者数(人):(C)		154,675	120,600	137,520	253,318	170,479	-9.3%
職員数(人):(D)		48	39	42	72	51	-5.9%
被保険者1人あたり保険料(円/人):(A+B)/(C)	調定額	114,389	161,181	147,201	109,255	139,212	-17.8%
	収納額	81,255	90,187	92,452	74,603	85,747	-5.2%
	還付未済額	128	148	73	102	108	18.6%
	不納欠損額	8,006	4,513	15,960	6,486	8,986	-10.9%
	未収額	25,128	66,481	38,789	28,166	44,479	-43.5%
職員1人あたり保険料(千円/人):(A+B)/(D)	調定額	368,607	498,422	481,978	384,392	454,931	-19.0%
	収納額	261,836	278,885	302,715	262,478	281,359	-6.9%
	還付未済額	412	459	239	358	352	17.0%
	不納欠損額	25,797	13,957	52,257	22,820	29,678	-13.1%
	未収額	80,973	205,580	127,006	99,095	143,894	-43.7%

注：職員数は、他都市比較のために後期高齢者医療事業及び特定健康診査に従事する職員を除いた人数である。



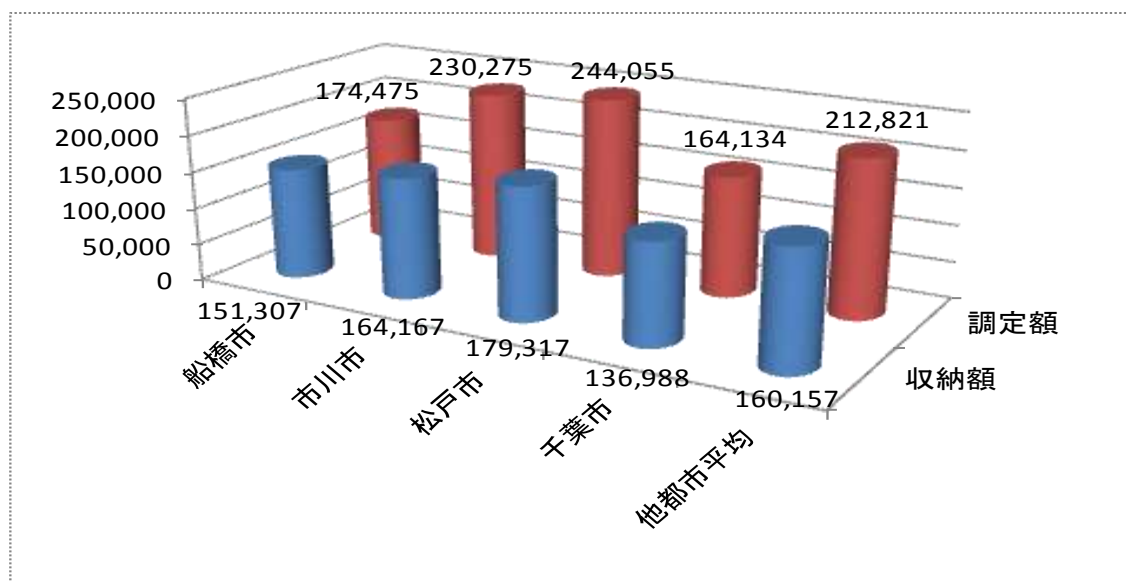
これらの表及びグラフによると、被保険者1人あたり保険料の額（調定額ベース）が、単純計算ではあるが、船橋市は11万4,389円であり、千葉市に次いで低い水準である。他市平均と比較して17.8ポイント低いことがわかる。また、収納額ベースでも、8万1,255円と差異は縮まっているが（5.2ポイントの差異）、同様の状況である。

次の表で示される退職被保険者等分の1人あたり保険料（調定額ベース）についても、船橋市は17万4,475円であり、他都市と比較して18.0ポイント低い状況である。

【平成21年度国民健康保険事業：1人あたり保険料（退職被保険者等分）】

区 分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異	
被保険者数(人):(C)	6,216	3,889	3,700	10,728	6,106	110	
職員数(人):(D)	48	39	42	72	51	△ 3	
被保険者1人当たり保険料(円/人):(A+B)/(C)	調定額	174,475	230,275	244,055	164,134	212,821	-18.0%
	収納額	151,307	164,167	179,317	136,988	160,157	-5.5%
	還付未済額	0	50	16	53	40	-100.0%
	不納欠損額	6,779	2,317	17,261	5,496	8,358	-18.9%
	未収額	16,389	63,791	47,476	21,650	44,306	-63.0%
職員1人当たり保険料(千円/人):(A+B)/(D)	調定額	22,595	22,963	21,500	24,456	22,973	-1.6%
	収納額	19,594	16,370	15,797	20,411	17,526	11.8%
	還付未済額	0	5	1	8	5	-100.0%
	不納欠損額	878	231	1,521	819	857	2.5%
	未収額	2,122	6,361	4,182	3,226	4,590	-53.8%

注：職員数は、他都市比較のために後期高齢者医療事業及び特定健康診査に従事する職員を除いた人数である。



このような保険料水準の制度的な分析として、保険料賦課方式や応益割の割合等、様々な原因を多角的に検討しなければならない。

まず、保険料賦課方式の相違について、船橋市は他都市と違い、保険料の賦課方式がいわゆる「2方式」である。他の3市は「3方式」を採用している。ここで、「2方式」とは、保険料の構成について所得割・被保険者均等割の2つの構成となっているもので、それらの合算額で賦課する方式である。また、「3方式」とは、所得割・平等割・被保険者均等割の3つの構成となっているもので、それらの合算額で賦課する方式である。この2つの方式の相違は「平等割」にある。この「平等割」は、世帯に対して賦課する方式であり、世帯構成人数が少ない世帯の場合は、

この「平等割」を取り入れることにより負担が重くなるということである。

次に、船橋市の場合は「平等割」を導入していないため、「応益割」が影響するのは「均等割」のみであり、他都市のように「均等割」及び「平等割」のふたつに影響する場合と相違する。

さらに、「応益割」の割合については、国が50%を基準としているが、船橋市の場合は前述のとおり、「応益割」が影響するのは「均等割」だけであることもあり、市担当課によると、国民健康保険料に占める「応益割」の割合は、25%と低いものとなっている。また、市担当課によると、「所得割」の保険料率も他都市と比較して低いものとなっているが、「応益割」の割合を高くすることで保険料を見直す必要があるものとしている。

平成22年度の制度改正により、「均等割」の軽減が「応益割」の割合によらず拡大されたが、保険料水準を他都市と同様な水準に見直す検討が必要であり、その検討過程では、国が示す「応益割」の割合50%を実現することを考慮すると、「平等割」の導入についても検討する必要性が生じてくる。なお、「応益割」の割合や保険料賦課方式のあり方については、千葉県財政安定化支援方針の中でも大きな検討課題とされていることから、その動向も踏まえて適切に対応されることを期待する。

このような保険料の賦課方式等に関連する課題は、監査における資料の分析やヒヤリングの過程で把握できたものであるが、市担当課はこれから他都市との比較を十分に実施し、今後一層、市民に対して説得力のある説明を行うことが求められているものと考ええる。

その理由として、船橋市の国民健康保険事業特別会計に対する一般会計からの繰入金那他市と比較して大きい事実があるからである。市担当課としては、一般会計繰入金の大きさに対する認識は十分に有していた。そうであれば、その原因のひとつとしての保険料の水準のあり方に関する課題について、その解消に向けた道筋なり手法なりを戦略的に描くことが求められているものと考ええる。

ちなみに、保険料賦課方式の違いや世帯あたり被保険者数等の比較のための表を次に掲げることとする（ここでは、主要な被保険者区分である「一般被保険者分」を掲げる。）。

【平成21年度保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）】

区 分		船橋市	市川市	松戸市	千葉市
賦課の別	均一	○	○	○	○
	不均一				
保険料／保険税の別	保険料	○		○	○
	保険税		○		
保険料賦課方式	4方式				
	3方式		○	○	○
	2方式	○			
保険料（税）調定額（単位：千円）		9,393,360	9,344,316	10,652,330	14,692,541
保険料（税） 算定額内訳 （単位：千円）	所得割	8,617,364	8,306,103	8,537,084	10,866,029
	資産割	0	0	0	0
	均等割	2,486,773	1,399,272	2,668,321	3,185,771
	平等割	0	1,403,318	1,454,328	2,330,472
料（税）率	所得割：%	6.50	7.30	7.52	5.37
	資産割：%	0.00	0.00	0.00	0.00
	均等割：円	16,090	12,000	19,500	12,600
	平等割：円	0	20,400	18,000	16,320
賦課（課税）対象額 （単位：千円）	所得割	132,574,831	113,782,533	113,525,361	202,346,903
	資産割	0	0	0	0
賦課対象世帯数：世帯		94,741	71,034	80,796	148,135
賦課対象世帯数あたり保険料算定額：千円／世帯		117	156	157	111
賦課対象被保険者数：人		154,554	116,606	136,837	252,839
賦課対象被保険者数あたり保険料調定額：千円／人		61	80	78	58
賦課対象世帯あたり被保険者数：人／世帯		1.631	1.642	1.694	1.707
賦課限度額：千円		470	470	470	470

（２）国民健康保険事業における給付の状況の他都市比較について

① 保険給付費の現状について

次に示す2つの表は、「一般被保険者分」及び「退職被保険者分」の保険給付費等支払状況である。

【平成21年度国民健康保険事業：保険給付費等支払状況（一般被保険者分）】 (単位：千円)

区 分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異	
療養給付費	29,641,796	20,398,275	24,706,238	45,668,907	30,257,807	-2.0%	
食事療養・生活療養	19	0	37	88	42	-54.4%	
療養費	診療費	17,399	20,869	22,601	55,979	33,150	-47.5%
	補装具	21,994	15,636	17,998	33,365	22,333	-1.5%
	柔道整復師	567,382	431,163	508,168	658,000	532,444	6.6%
	あんま・マッサージ	33,890	18,824	33,954	40,779	31,186	8.7%
	はり・きゅう	29,505	18,025	19,884	37,890	25,266	16.8%
	その他	98	50	0	0	17	488.0%
	小 計	670,268	504,567	602,605	826,013	644,395	4.0%
移送費	161	0	0	33	11	1363.6%	
高額療養費	3,182,266	2,089,667	2,664,309	4,592,526	3,115,501	2.1%	
高額介護合算療養費	2,223	350	1,104	0	485	358.7%	
その他の保険給付費	337,166	296,520	315,300	543,507	385,109	-12.4%	
保険給付費計	33,833,899	23,289,379	28,289,593	51,631,074	34,403,349	-1.7%	

【平成21年度国民健康保険事業：保険給付費等支払状況（退職被保険者分）】 (単位：千円)

区 分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異	
療養給付費	1,569,336	1,131,674	997,940	2,577,512	1,569,042	0.0%	
食事療養・生活療養	0	0	1	0	0	0.0%	
療養費	診療費	1,127	196	180	785	387	191.2%
	補装具	1,176	596	516	2,291	1,134	3.7%
	柔道整復師	22,735	17,655	13,171	32,251	21,026	8.1%
	あんま・マッサージ	1,018	1,878	2,915	4,484	3,092	-67.1%
	はり・きゅう	730	609	669	2,077	1,118	-34.7%
	その他	0	0	17	0	6	0.0%
	小 計	26,786	20,934	17,468	41,888	26,763	0.1%
移送費	0	0	29	0	10	0.0%	
高額療養費	219,542	149,384	126,759	321,202	199,115	10.3%	
高額介護合算療養費	0	7	0	0	2	0.0%	
その他の保険給付費	0	0	0	0	0	0.0%	
保険給付費計	1,815,664	1,301,999	1,142,197	2,940,602	1,794,933	1.2%	

一般被保険者分について、船橋市の保険給付費の内訳のうち、療養給付費は296億4,180万円であり、市川市や松戸市よりも大きく、千葉市よりも小さい規模である。また、高額療養費は31億8,227万円と3市平均よりも2.1ポイントの高さである。

総額での比較分析結果は、被保険者数にも大きく左右されるため、被保険者1人あたりの情報で比較することも必要となる。

② 1人あたり保険給付費の状況について

上記の①について、被保険者1人あたり保険給付費を比較すると、次の表のとおりである（一般被保険者分のみ）。

【平成21年度国民健康保険事業：被保険者1人あたり保険給付費等支払状況（一般被保険者分）】

(単位：円/人)

区 分		船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異	
保険給付費	療養給付費	191,639	169,140	179,656	180,283	177,487	8.0%	
	食事療養・生活療養	0	0	0	0	0	0.0%	
	療養費	診療費	112	173	164	221	194	-42.2%
		補装具	142	130	131	132	131	8.5%
		柔道整復師	3,668	3,575	3,695	2,598	3,123	17.5%
		あんま・マッサージ	219	156	247	161	183	19.8%
		はり・きゅう	191	149	145	150	148	28.7%
		その他	1	0	0	0	0	0.0%
		小 計	4,333	4,184	4,382	3,261	3,780	14.6%
	移送費	1	0	0	0	0	0.0%	
	高額療養費	20,574	17,327	19,374	18,129	18,275	12.6%	
	高額介護合算療養費	14	3	8	0	3	405.5%	
	その他の保険給付費	2,180	2,459	2,293	2,146	2,259	-3.5%	
保険給付費計	218,742	193,113	205,713	203,819	201,804	8.4%		

一般被保険者分について、保険給付費総額では、21万8,742円/人であり、3市平均よりも8.4ポイントの高さである。その要因の最大のものは、療養給付費であり、船橋市の療養給付費は19万1,639万円と3市平均よりも8.0ポイント高い。ここで療養の給付とは、疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスを給付することであり、現物給付とされている。具体的に療養の内容としては、次に掲げるものをいう（国民健康保険法第36条第1項）。

- i 診察
- ii 処置、手術その他の治療
- iii 薬剤または治療材料の支給
- iv 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- v 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

保険給付費の適正な水準を確保するためには、ひとつには病院及び診療所での適正な診察、処置及び手術等の治療並びに「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」の普及など薬剤等の処方合理性などが追求されるべきことである。病院等にかからないための予防行為に力を注ぐことも重要である。

また、職員1人あたり保険給付費等の比較をしたものが次の2つの表である。この表によると船橋市の職員数は78名であり、他都市と比較して多い人員配置である。その結果として、職員1人あたり給付費も他都市に比べて、低くなっている。

【平成21年度国民健康保険事業：1人あたり保険給付費等支払状況（一般被保険者分）】

(単位：千円、千円/人)

区 分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異
保険給付費合計	33,833,899	23,289,379	28,289,593	51,631,074	34,403,349	-1.7%
一般被保険者数	154,675	120,600	137,520	253,318	170,479	-9.3%
一般被保険者1人あたり保険給付費	219	193	206	204	201	8.9%
職員数	78	39	46	72	52	49.0%
職員1人あたり保険給付費	433,768	597,164	614,991	717,098	643,084	-32.5%

【平成21年度国民健康保険事業：1人あたり保険給付費等支払状況（退職被保険者分）】

(単位：千円、千円/人)

区 分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異
保険給付費合計	1,815,664	1,301,999	1,142,197	2,940,602	1,794,933	1.2%
退職被保険者数	6,216	3,889	3,700	10,728	6,106	1.8%
退職被保険者1人あたり保険給付費	292	335	309	274	306	-4.5%
職員数	78	39	46	72	52	49.0%
職員1人あたり保険給付費	23,278	33,385	24,830	40,842	33,019	-29.5%

しかし、この職員数の把握に使用した資料は、「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」であるが、この資料により他都市の職員数を比較すると、職員数として集計する人員の範囲が都市によって相違することがあるということである。監査の過程で分析結果を担当課に示して、このような他都市比較の難しさが認識できたが、市担当課が自ら実施する事業の分析の手法として他都市比較を行う際には、このような統計上の問題についても、十分に留意する必要がある。また、当該資料は、各市が作成し最終的には国（厚生労働省）に提出した調査に基づいている。このような正式な調査にもかかわらず、統計データとしての比較が難しいほど、調査項目の集計範囲が統一されていない現実がある。調査資料の提出の際には、国や県からの十分な説明を受けることが重要である。

このような職員数の集計範囲の相違に関して、市担当課は他都市への照会を行い、監査の時点で判明した事実を回答として提出した。

「他都市では後期高齢者や特定健診に係る人数が記載されていないため、他市にあわせて分析をする必要がある。ちなみに、船橋市78人中、高齢者医療係10人を除くと68人となり、さらに特定健康診査室20人を除いた場合には、48人となる。後期高齢者や特定健診などを除き、他市と同一基準で比較した場合、平均的な値が読みとれる。職員構成要素については、千葉市の場合は区ごとに担当を置き、一方、松戸市の場合は室及び係制となっているなど、一律の比較が難しい。」

このような照会結果を反映して、職員1人あたり保険給付費等の比較をすると、次の表のとおりであった。

【平成21年度国民健康保険事業：1人あたり保険給付費等支払状況（一般被保険者分）】

(単位：千円、千円/人)

区 分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異
保険給付費合計	33,833,899	23,289,379	28,289,593	51,631,074	34,403,349	-1.7%
一般被保険者数	154,675	120,600	137,520	253,318	170,479	-9.3%
一般被保険者1人あたり保険給付費	219	193	206	204	201	8.9%
職員数	48	39	42	72	51	-5.9%
職員1人あたり保険給付費	704,873	597,164	673,562	717,098	662,608	6.4%

【平成21年度国民健康保険事業：1人あたり保険給付費等支払状況（退職被保険者分）】

(単位：千円、千円/人)

区 分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異
保険給付費合計	1,815,664	1,301,999	1,142,197	2,940,602	1,794,933	1.2%
退職被保険者数	6,216	3,889	3,700	10,728	6,106	1.8%
退職被保険者1人あたり保険給付費	292	335	309	274	306	-4.5%
職員数	48	39	42	72	51	-5.9%
職員1人あたり保険給付費	37,826	33,385	27,195	40,842	33,807	11.9%

船橋市の職員数は48名とし、他都市のうち松戸市については市担当課の照会の結果、42名とした。職員1人あたり保険給付費は、一般被保険者分では、704,873千円/人であり、他都市平均との比較では、6.4ポイントだけ高い結果となっている。また、退職被保険者分では、37,826千円/人であり、他都市平均との比較では、11.9ポイントだけ高い結果となっている。この結果を、国民健康保険事業の実施に当たって、職員数の適正なあり方の検討や給付水準のあり方に積極的に活用されることが求められているものとする。

今後、国民健康保険課においても、他都市比較の重要性を認識して、必要資料の収集や分析等を行っていく方針であるということであった。このような分析が、保険料の水準や給付の状況、事務管理費等に対する改善に結びつくことを期待するものである。

(3) 国民健康保険事業における一般会計繰入金の状況について

① 繰入金の状況について

国民健康保険事業特別会計は、「(1) ①平成21年度国民健康保険事業の財政状況について」(11頁)で述べたとおり、主要な歳入項目である「国民健康保険料(135億2,841万円)」及び「国庫支出金(120億4,005万円)」等によって、主要な歳出項目である「保険給付費(358億5,464万円)」等を賄うことになっている。その歳入項目のうち、4番目に大きな項目として、「繰入金」収入がある。これは、「地方財政計画による、国

保財政安定化支援事業等にかかる市町村一般会計からの繰出しについての基本的な考え方」として、毎年度当初に総務省自治財政局調整課長から、各都道府県総務部長及び各政令都市財政局長宛てに通知される「国民健康保険繰入金について」に示された繰出基準に従い、算定されている。船橋市における国民健康保険事業の一般会計繰入金の実績は次のとおりである。

【一般会計繰入金決算年度推移等】

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	19-20増減	平成21年度	20-21増減	3年間平均値
保険基盤安定繰入金	755,625,963	630,914,353	△ 124,711,610	655,339,633	24,425,280	680,626,650
職員給与費等繰入金	809,161,120	905,376,504	96,215,384	954,692,403	49,315,899	889,743,342
出産育児一時金等繰入金	175,766,666	187,680,000	11,913,334	188,744,040	1,064,040	184,063,569
国保財政安定化支援事業繰入金	201,835,238	193,634,429	△ 8,200,809	222,277,630	28,643,201	205,915,766
その他一般会計繰入金	3,220,000,000	2,700,000,000	△ 520,000,000	3,825,000,000	1,125,000,000	3,248,333,333
合 計	5,162,388,987	4,617,605,286	△ 544,783,701	5,846,053,706	1,228,448,420	5,208,682,660

また、平成21年度の一般会計繰入金の予算及び決算の算定根拠は次の表に示すとおりである。

【平成21年度一般会計繰入金算定根拠等】

(単位：円)

区 分	平成21年度			
	予算	算定根拠	決算	算定根拠
保険基盤安定繰入金	642,483,000	国保法第72条の3第1項等に基づき、国の算定様式を基に計上した。	655,339,633	国保法第72条の3等に基づき算定。
職員給与費等繰入金	1,052,417,000	歳出における総務費総額から特定財源（財産収入、証紙収入など）を除いた額を計上した。	954,692,403	「平成21年度の国民健康保険繰入金について」（総務省通知）に基づき算定。
出産育児一時金等繰入金	215,333,000	過去3ヵ年及び20年度決算見込みを参考として計上した。	188,744,040	「平成21年度の国民健康保険繰入金について」（総務省通知）に基づき算定。
国保財政安定化支援事業繰入金	200,000,000	平成21年度の国の予算において、政府予算案で前年度並みとなっていたため、平成20年度の決算見込額を参考として計上した。	222,277,630	「平成21年度の国民健康保険繰入金について」（総務省通知）に基づき算定。
その他一般会計繰入金	4,043,067,000	歳入歳出差引額の不足分を計上した。	3,825,000,000	歳入歳出の差引額の不足分及び国保財政調整基金積立額。
合 計	6,153,300,000	—	5,846,053,706	—

平成21年度の一般会計繰入金の総額は、58億4,605万円であり、この表の上から4項目までは、基準内繰入金と言われるものである。その基準内繰入金の合計額は、20億2,105万円であった。それに対して、5番目の項目（「その他一般会計繰入金：38億2,500万円」）は、上記総務省

の繰出基準にはない項目であり、一般会計繰入金の約 65%を占めるものである。また、予算・決算分析でも大きく差異が生じる項目でもある（次の表を参照。）。

【一般会計繰入金予算決算比較等】

(単位：円)

区 分	平成20年度			平成21年度		
	予算	決算	差異	予算	決算	差異
保険基盤安定繰入金	668,834,000	630,914,353	37,919,647	655,340,000	655,339,633	367
職員給与費等繰入金	962,683,000	905,376,504	57,306,496	1,052,417,000	954,692,403	97,724,597
出産育児一時金等繰入金	198,333,000	187,680,000	10,653,000	215,333,000	188,744,040	26,588,960
国保財政安定化支援事業繰入金	188,950,000	193,634,429	△ 4,684,429	222,277,000	222,277,630	△ 630
その他一般会計繰入金	1,874,000,000	2,700,000,000	△ 826,000,000	4,571,067,000	3,825,000,000	746,067,000
合 計	3,892,800,000	4,617,605,286	△ 724,805,286	6,716,434,000	5,846,053,706	870,380,294

このような特徴を持つ一般会計繰入金の他都市比較を行った表が次の表である。この表で特徴的な項目は、「その他（基準外繰入）」の金額であり、船橋市の決算額は、他の 3 市平均額と比較して際立った規模であることがわかる。

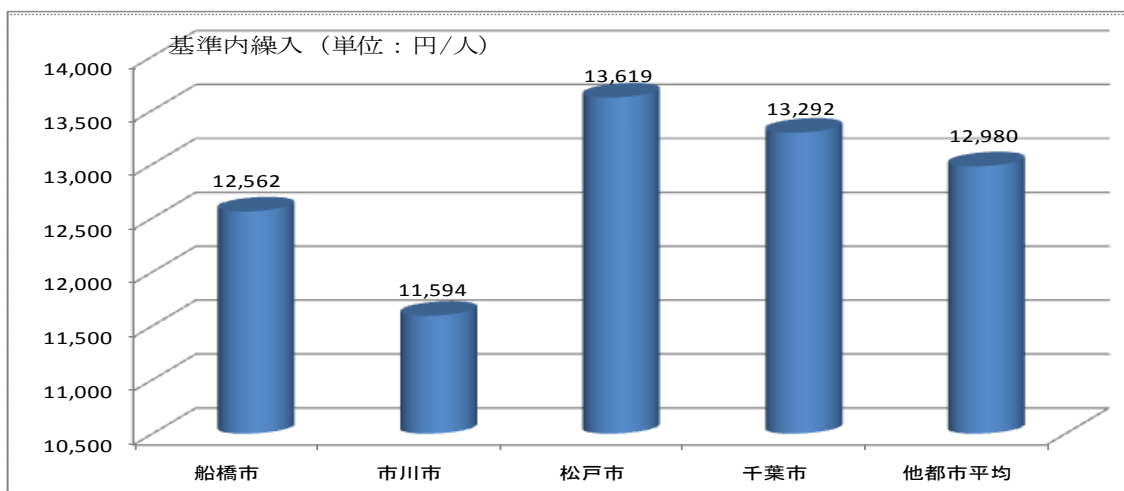
【平成21年度国民健康保険事業：一般会計繰入金等の状況（一般被保険者分）】

(単位：千円)

区 分	船橋市	市川市	松戸市	千葉市	他都市平均	平均との差異
保険基盤安定（保険税軽減分）	433,834	451,555	682,100	919,243	684,299	△ 250,465
保険基盤安定（保険者支援分）	221,506	172,612	222,184	299,349	231,382	△ 9,876
基準超過費用	0	0	0	0	0	0
職員給与費等	954,693	528,996	665,619	1,632,228	942,281	12,412
出産育児一時金等	188,744	174,068	181,201	310,269	221,846	△ 33,102
財政安定化支援事業	222,278	116,070	172,129	348,698	212,299	9,979
基準内繰入計	2,021,055	1,443,301	1,923,233	3,509,787	2,292,107	△ 271,052
その他（基準外繰入）	3,825,000	2,056,699	1,640,691	99,949	1,265,780	2,559,220
一般会計繰入金合計	5,846,055	3,500,000	3,563,924	3,609,736	3,557,887	2,288,168

② 基準内繰入金について

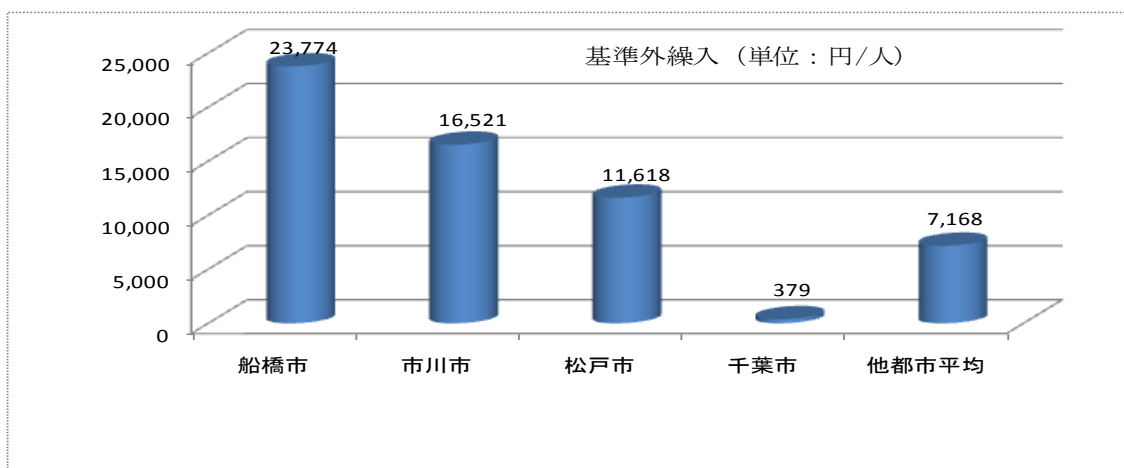
次に一般会計繰入金の内訳のうち、基準内繰入金について、被保険者 1 人あたりの額を算定しグラフ化したものが次のグラフである。



これによると、船橋市の 1 人あたり基準内繰入金 (1 万 2,562 円) は他の 3 市平均より低い水準である。基準内繰入の内容を比較すると、保険基盤安定 (保険税軽減分) の項目が他都市平均と比較して低い (平均との差異△250,465 千円) が、職員給与費等の項目は他都市平均と比較して高い状況である (平均との差異 12,412 千円)。

③ 基準外繰入金について

これに対して、基準外繰入金の被保険者 1 人あたり他都市比較では、次のグラフで示すとおり、船橋市が一番高い水準である (2 万 3,774 円)。



他都市の場合は、一部の都市で船橋市と違い、国民健康保険事業特別会計における基金の取り崩しや繰上充用（翌会計年度の歳入を決算年度に充当すること）という財政的な手法等を採用していることもあり、大きな差異が発生している面もある。

④ 基準外繰入金解消のために

このような基準外繰入金は本来ゼロでなければならないが、そのためにはどのような努力が必要であろうか。ここでは外部監査の過程で検討した内容を記載することとする。国民健康保険課はここで述べる意見をひとつの参考として、基準外繰入金の削減策を主体的に検討されるよう要望する。

ア. 未収保険料対策について

未収保険料対策としては、様々な対策が市担当課で実施されている。具体的には休日臨戸訪問の実施や滞納者に対する分納誓約の締結など個別意見で詳述している。また、国民健康保険課では未収保険料対策として次のような努力を掲げている。

すなわち、毎月の督促及び年3回の催告（概ね4月、9月、2月）、非常勤職員による日々の臨戸訪問、社会保険加入調査による遡及資格喪失、債権回収対策室へ移管した滞納者への催告等である。

ここでは、国民健康保険料という税外収入に対する債権の回収を、市税の滞納債権も含めて全庁的に実施することができる債権管理条例の制定とその履行を期待するものである。特に市税未収債権の回収ノウハウを全庁的に展開する新たな契機にすることや実質的に回収不能債権等に対する効率的で効果的な処理の導入等に債権回収条例は寄与するものと考えらる。

一般会計繰入金は、決算上、収入と支出のいわゆる赤字に対して、一般会計からそれを埋め合わせるために支出されるものである。少しでも多くの滞留債権（滞納繰越分の収入未済額）が入金されると、その一般会計繰入金の額もその分少なくて済むものであることを十分に認識すべきである。債権回収の目標管理のひとつとして位置づけられることを要望する。

イ. 保険給付費適正化について

一般会計繰入金の額を削減するためには、療養の給付等の給付費を適正な水準にすることが必要である。個別意見でも述べているとおり、診療報酬明細書（レセプト）の点検業務について、これまで非常勤職員が行っていたものを平成22年度から専門の民間事業者に対する業務委託を実施している。これも保険給付費の適正化につながるものと期待される。

また、療養給付費のうち、薬剤等については、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」の使用促進が期待される場所であるが、実際にはその普及がどの程度であるのか正式な統計さえも確認できない状況である。厚生労働省の「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」の策定（平成19年10月15日）や『平成21年度「後発医薬品品質確保対策事業」検査結果報告書』（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課：平成22年8月）等にもあるとおり、国の取組みや後発医薬品メーカーの取組み等が実施されている。

特に、後者の検査結果報告書では、後発医薬品の品質に関して一定の検査を行い、平成21年度では640品目35成分の検査に対して、588品目30成分が適合したという結果等が報告されている。

市も全庁的な施策としてさらに後発医薬品の普及促進を図ることが期待されているものと考えられる。

ウ. 保険料と受益者負担について

様々なコスト削減が徹底しなければ、安易に保険料の引き上げは議論できないことは一般論として正しい。また、個別意見でも述べているホストコンピュータの運営経費の負担不足など、繰入金増大の隠れた要因もある。そのようなコスト面での課題を整理し、効率的で効果的な管理運営が、国民健康保険事業においても実施されるようより一層の努力を期待するものである。

一方で、船橋市の保険料水準の他都市比較の結果等も重要な考慮事項として取り扱われるべきである。

これまでの内容を総合して、仮に現在の一般会計繰入金のうち基準外繰入金を保険料の水準に上乗せした場合、単純平均として被保険者1人あたり、23,774円の上乗せで基準外繰入がなくなる計算となる（次の（ア）の場合。）。

保険料の値上げは、極めて政策的な課題であるため、外部監査では直接的にこの政策的な側面を検証の対象にはしない。しかし、これまで詳細には議論されてこなかった一般会計繰入金のうち基準外繰入金（原資は市税等収入）の課題を明瞭に認識し、受益者負担原則を再度議論すべきことを述べるに留めることとする。

(ア) 平成 21 年度ベース

$$\begin{aligned} & (\text{基準外繰出金}) \div (\text{被保険者数}) = (\text{1人あたり基準外繰出金}) \\ & 3,825,000,000 \text{ 円} \div 160,891 \text{ 人} = 23,774/\text{人} \end{aligned}$$

(イ) 過去 3 年間平均基準外繰入金ベース

$$\begin{aligned} & (\text{基準外繰出金}) \div (\text{被保険者数}) = (\text{1人あたり基準外繰出金}) \\ & 3,248,333,333 \text{ 円} \div 160,891 \text{ 人} = 20,190 \text{ 円/人} \end{aligned}$$

2. 国民健康保険事業に係る個別意見について

(1) 国民健康保険事業における資格審査及び保険料賦課事務について

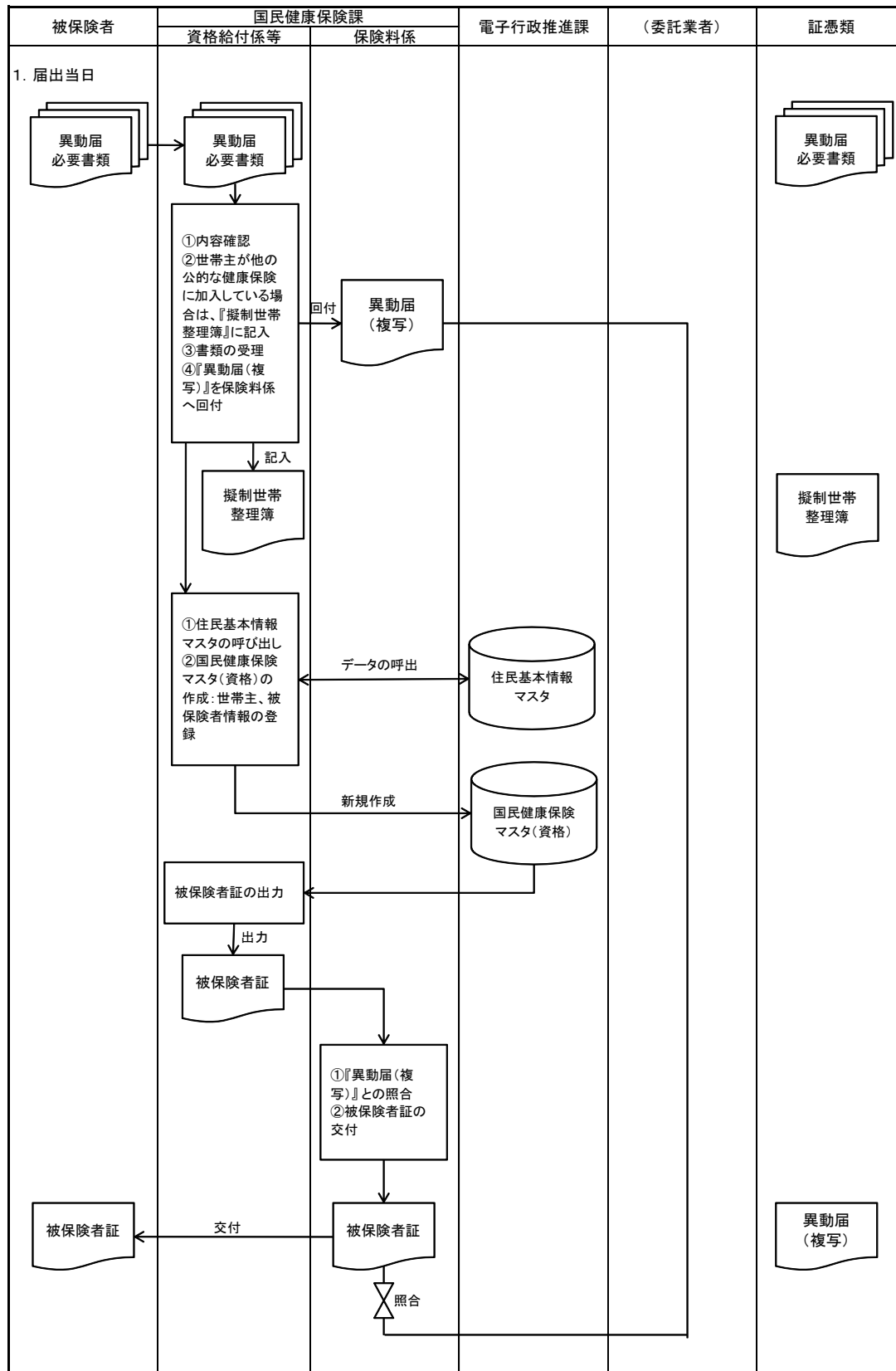
① 概 要

国民健康保険事業の資格審査及び保険料賦課事務の執行について、監査の過程で次のとおり業務フローを作成した。

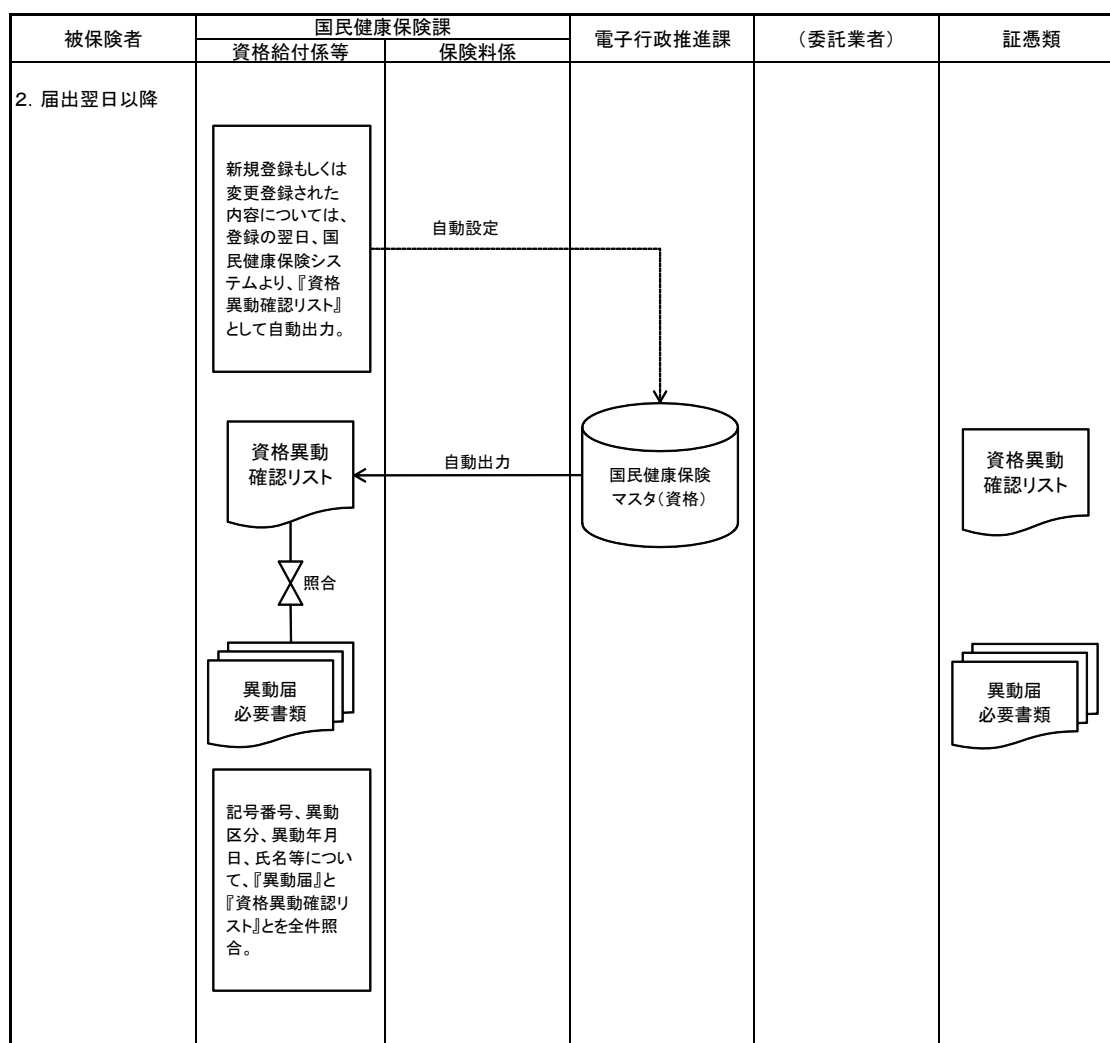
ア. 国民健康保険事業の資格審査事務にかかる業務フロー

国民健康保険事業における資格審査の事務は、被保険者の届出当日の処理と翌日以降の確認作業の2つに分けられる。

【届出当日の事務処理】



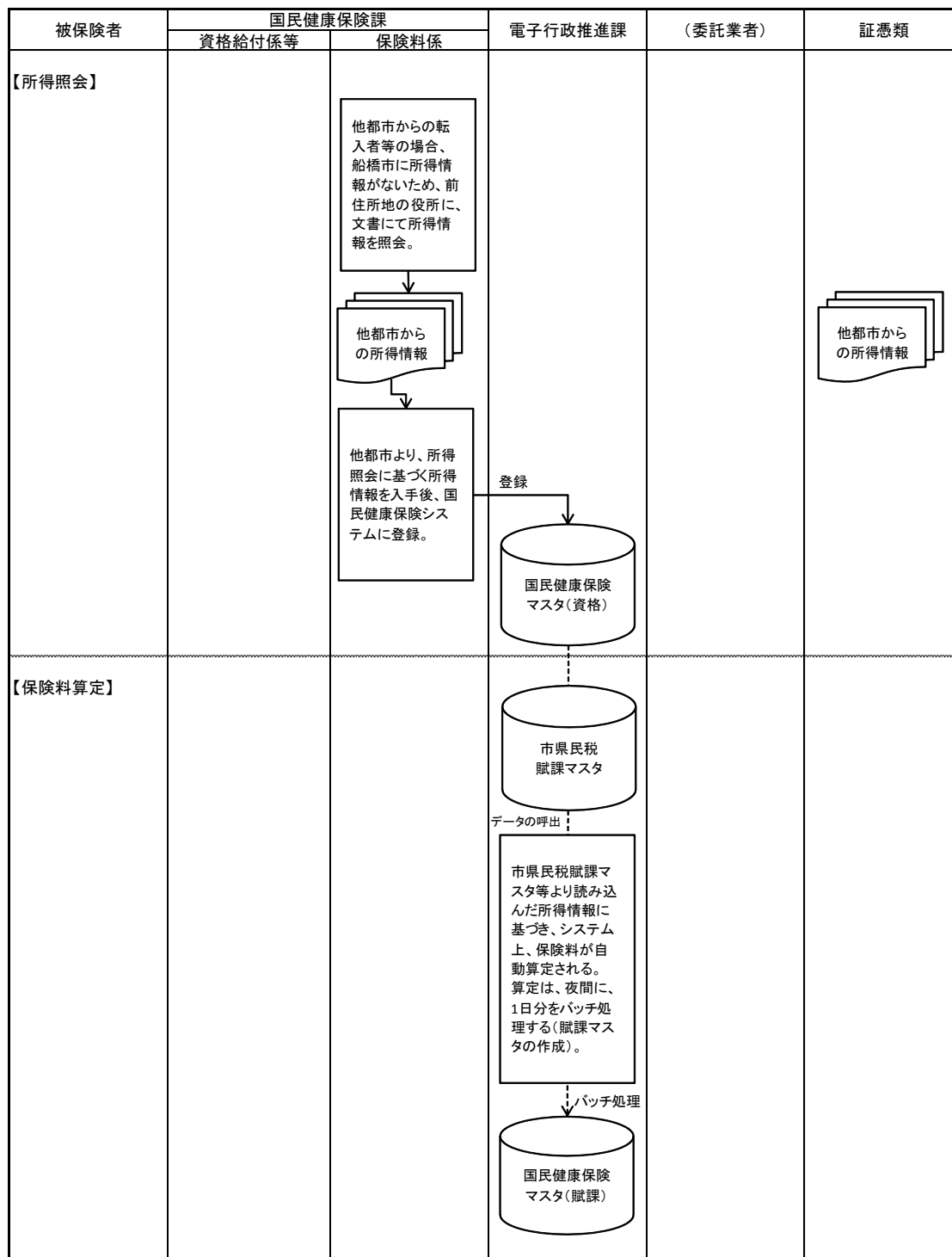
【届出翌日以降の処理】



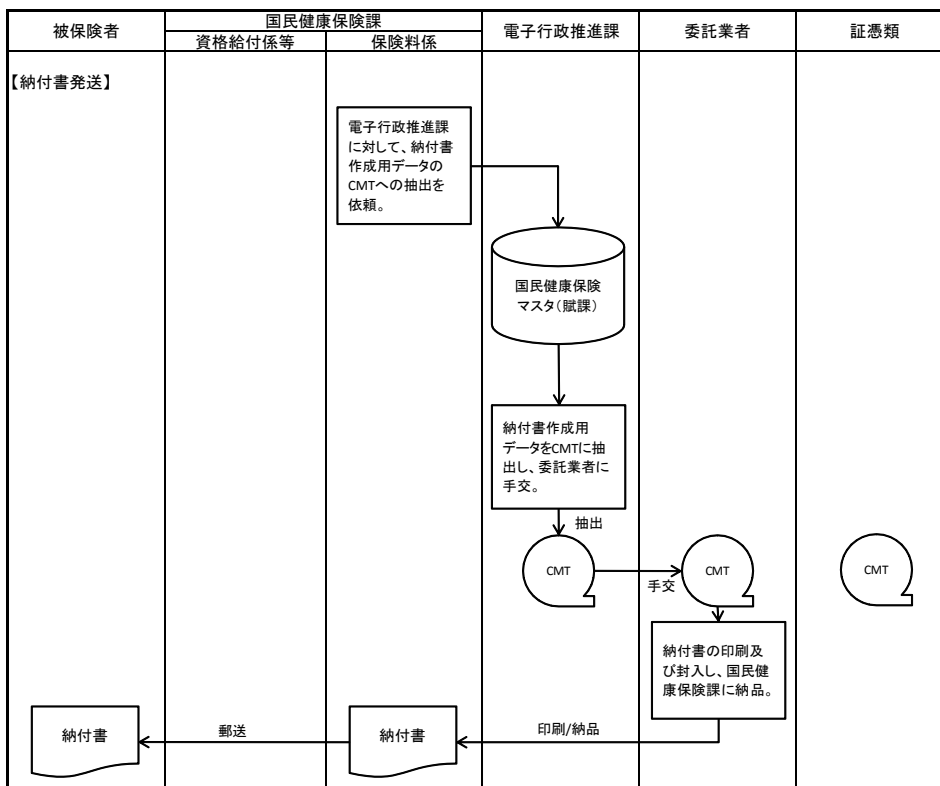
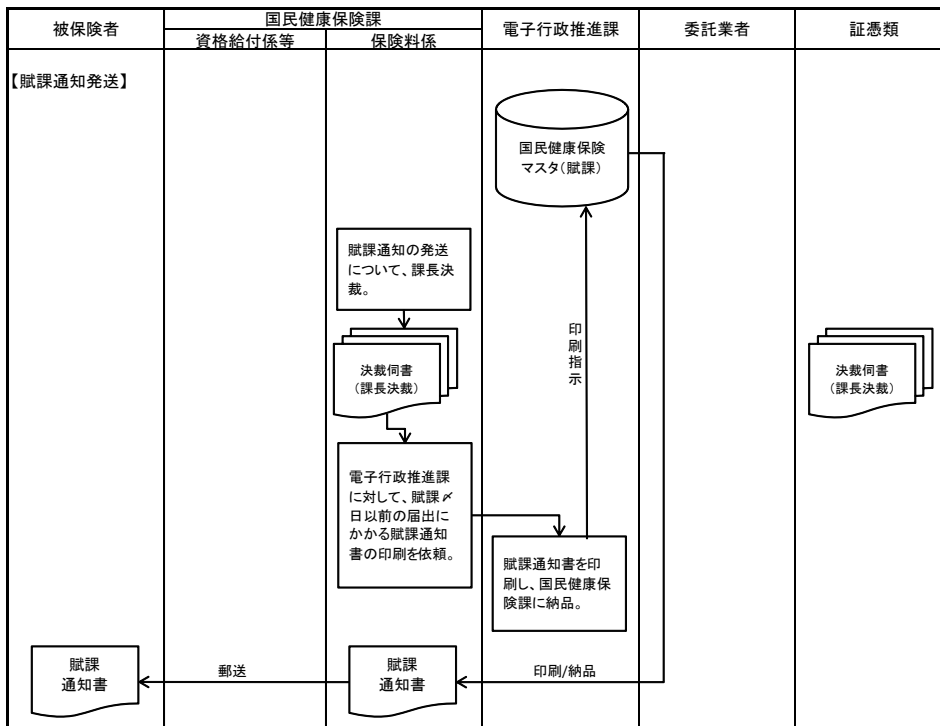
イ. 国民健康保険事業の保険料賦課事務にかかる業務フロー

国民健康保険事業における保険料賦課事務は、他市への所得照会を含む所得情報の取込及び保険料の算定、賦課通知及び納付書の発送、保険料の減免にかかる処理の3つに分けられる。

【所得情報の取込及び保険料の算定】

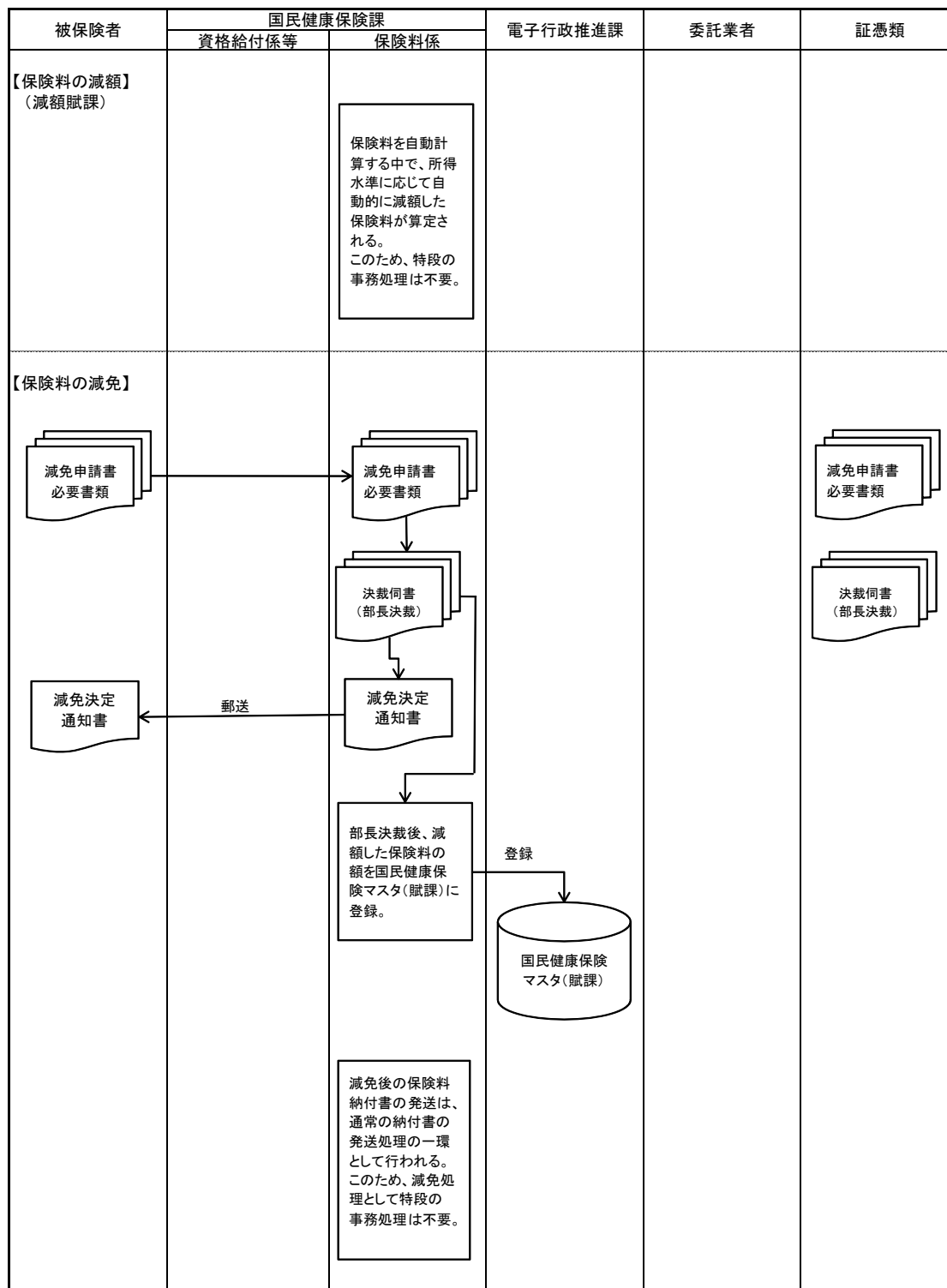


【賦課通知及び納付書の発送】



(なお、上記の業務フローのなかの「CMT」は、「補助記憶装置の記憶媒体として利用されている磁気テープ (cartridge magnetic tape)」の略称である。)

【保険料の減免】



ウ. 担当課及び職員体制について

国民健康保険の資格審査に関しては、資格給付係の分掌事務とされている（下記【資格給付係 分掌事務】参照。）。資格給付係は、資格審査業務以外に、出産育児一時金・葬祭費及び高額療養費等の支給等の業務を併せて行っており、副主幹1名（係長兼務）、主査3名、副主査1名、主任主事3名、主事7名の合計15名の体制となっている。また、正規職員以外に、18名の非常勤一般職も業務に従事している。なお、本庁舎以外に、7つの出張所（二宮、芝山、高根台、習志野台、豊富、二和、西船橋）及び船橋駅前総合窓口センター（フェイス）において、国民健康保険への加入及び離脱の届出を受け付けている。このうち、船橋駅前総合窓口センター（フェイス）には、非常勤職員以外に、市担当課の正規職員が交代で勤務にあたっているが、7つの出張所は市担当課の所管ではないため、出張所において業務に従事する職員数は、上記の数に含まれない。

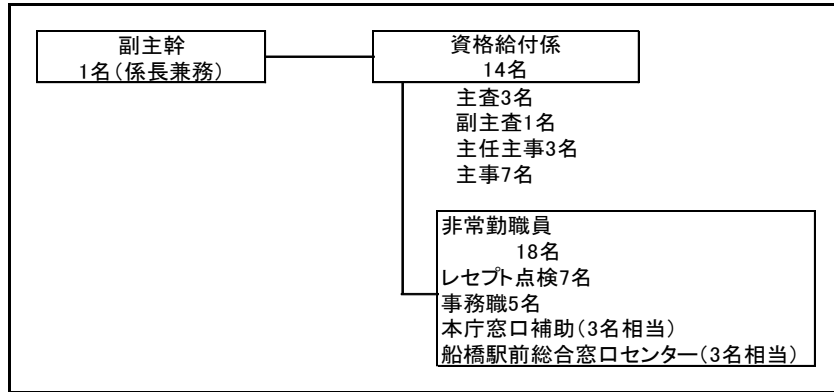
また、国民健康保険料の賦課事務に関しては、保険料係の分掌事務とされている（次頁【保険料係 分掌事務】参照。）。保険料係は、賦課事務以外に、国民健康保険料の収納事務も併せて行っており、副主幹1名（係長兼務）、主査1名、副主査1名、主任主事1名、主事6名の合計10名体制となっている。

上記職員数はいずれも平成21年10月1日現在のものである。

【資格給付係 分掌事務】

1. 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
2. 出産育児一時金・葬祭費及び高額療養費の支給並び療養費の受付に関すること。
3. 療養の給付の資格の点検に関すること。
4. 医療費通知に関すること。
5. 看護及び移送の承認に関すること。
6. 国民健康保険一部負担金に関すること。
7. 高額療養費の貸付に関すること。
8. 国民健康保険の証明に関すること。
9. 出産費資金の貸付に関すること。

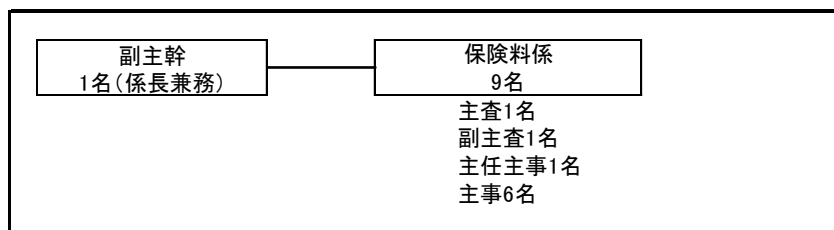
【資格給付係（副主幹を含む）の職員構成】



【保険料係 分掌事務】

1. 国民健康保険料の賦課、収納及び督促に関すること。
2. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
3. 国民健康保険料の調査及び統計に関すること。
4. 国民健康保険料の滞納整理に関すること。
5. 国民健康保険料の証明に関すること。
6. 後期高齢者支援金等に関すること。
7. 介護納付金に関すること。
8. 介護保険料の徴収の受託に関すること。

【保険料係（副主幹を含む）の職員構成】



エ. 資格異動の実績について

平成21年度における加入及び脱退等による資格異動の実績数は以下のとおりである。増加及び減少ともに、社会保険からの離脱及び加入による異動が最も多く、次いで転出入による異動が続く。

【平成 21 年度における資格異動の実績】

項目	前年度末	当年中増加	当年中減少	今年度末
世帯数	93,713 世帯	17,771 世帯	16,304 世帯	95,180 世帯
被保険者数	159,230 人	29,285 人	28,366 人	160,149 人

(資格異動年報より抜粋。以下、同じ。)

【増加の内訳】

項目	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	合計
世帯数	5,969 世帯	11,302 世帯	123 世帯	0	0	377 世帯	17,771 世帯
被保険者数	8,206 人	19,387 人	177 人	796 人	2 人	717 人	29,285 人

(注) 転入：他市等からの船橋市への転入による国民健康保険加入。

社保離脱：社会保険の離脱による国民健康保険加入。

生保廃止：生活保護廃止による国民健康保険加入。

出生：出生による国民健康保険加入。

後期離脱：後期高齢者医療制度離脱による国民健康保険加入。

【減少の内訳】

項目	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	合計
世帯数	4,366 世帯	7,820 世帯	715 世帯	392 世帯	2,081 世帯	948 世帯	16,322 世帯
被保険者数	6,616 人	14,130 人	1,061 人	1,037 人	3,914 人	1,654 人	29,285 人

(注) 転出：他市等への船橋市からの転出による国民健康保険離脱。

社保加入：社会保険の加入による国民健康保険離脱。

生保開始：生活保護開始による国民健康保険離脱。

死亡：死亡による国民健康保険離脱。

後期加入：後期高齢者医療制度加入による国民健康保険離脱。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

- i 当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当職員等から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 当該事務に係る個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。

特に、個別の事務処理に関しては、以下の手続を行った。

〔資格審査事務〕

- ・異動届の簿冊より、平成 21 年度の特定期の日における簿冊を対象として任意にサンプルを抽出し、①記載されているべき項目に漏れはないか、②所要の添付書類が付されているか、③資格異動確認リストの内容と整合しているか等を確認した。
- ・平成 21 年度における 2 年遡及加入実績のリストから対象者を抽出し、異動届及び国民健康保険システムの登録情報を査閲するとともに、国民健康保険料の未徴収額を推計し影響額を試算した。

〔保険料賦課事務〕

- ・保険証交付リストよりサンプルを抽出し、国民保険料算定の正確性を確認した。
- ・平成 21 年度の賦課通知発送事務に係る決裁文書を査閲し、適切な決裁等に基づき処理されていることを確認した。
- ・各種減免に関して、平成 21 年度に減免を行った決裁文書を対象として任意にサンプルを抽出し、①所要の添付書類が付されているか、②船橋市国民健康保険料減免取扱要領の内容と整合しているか等について検証した。
- ・各種減免にかかる他都市の状況について、市担当課よりデータを入手し、比較・分析を行った。
- ・保険料賦課事務に関連する委託契約等に関して、その入札及び契約行為が、財務規則等に基づいて適切に実施されているかを確認した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続に係る指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

ア. 未加入者等の捕捉について

(ア) 2 年遡及加入者の場合の国民健康保険料の徴収（説 明）

国民健康保険は、他の社会保険制度と同様に強制適用とされており、特別区を含む市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる（国民健康保険法第 5 条）。このため、市の区域内に住所を有する者は、一定の適用除外の規定（国民健康保

険法第6条)に該当しない限り、本人の意思に関係なく、強制的に、その船橋市国民健康保険事業の被保険者となる。一方、国民健康保険への加入や脱退等は、被保険者等からの届出によることとされていることから、他の社会保険から脱退した場合や市への転入等により船橋市国民健康保険事業への加入資格を取得した場合であっても、自動的に資格の取得喪失は行われず、場合によっては、一定期間、どの医療保険にも加入しない無資格(国民健康保険未加入)の状態となる可能性がある。

無資格者であった者が船橋市国民健康保険事業への加入を届け出た場合、加入日は、本来加入すべきであった時点まで遡り、その期間の国民健康保険料も徴収することになる。しかし、時効の関係上、その国民健康保険料の遡及期間は届出日から2年を限度とされ、それ以上の期間に相当する国民健康保険料は、請求の対象とならず、本来、徴収するはずの国民健康保険料を放棄せざるを得ない。

(イ) 2年遡及加入者の国民健康保険事業財政への影響額(試算)

市担当課は時効の関係上、2年遡及加入者について、それ以前の国民健康保険への未加入期間及びその間の保険料相当額の把握等を行っていない。このため、今回の監査の過程で、監査人が国民健康保険事業財政への影響額を試算した。

具体的には、平成21年度における2年遡及加入者(239名)を対象として、10%相当数(24名)をランダムに抽出し、一定の仮定の下、国民健康保険料の未徴収相当額がどの程度あるか試算した。なお、過去5年間(平成17年度から平成21年度)において、加入の届出時に、国民健康保険料を2年遡及して請求した者を国民健康保険システムより抽出をしたところ、次の表に示すとおり該当者は1,165名であった。

【2年遡及加入者の実績】

年 度	件 数
平成17年度	276名
平成18年度	245名
平成19年度	216名
平成20年度	189名
平成21年度	239名
合 計	1,165名

平成 21 年度における当該加入者数は、過去 5 年間の平均値に近いが、前年度に比べて 26% も増加している。

この試算を行うにあたり、国民健康保険システム上、2 年遡及加入の場合、前保険制度からの離脱日等の記録が残されていないことが多いため、異動届に添付されている健康保険資格喪失証明書等から前保険制度の離脱日を判断することとし、さらに、前保険制度の離脱日から継続的に船橋市に居住しているものと仮定した。また、未請求の国民健康保険料の額は、加入した年の国民健康保険料の月額を当該期間に乗じて算定することとした。

その結果、次表のとおり、5, 125, 544 円の未請求の国民健康保険料があるものと試算された。ただし、試算額の約 90% に相当する No. 16 (4, 629, 588 円) のように 15 年にわたり未加入という極端な事例が含まれており、これを除くと、495, 956 円 (23 名) となる。平成 21 年度の 2 年遡及加入者全体 (母集団) は 239 名であり、全体として約 500 万円程度の時効による未請求保険料が存在する可能性がある。また、サンプル数の半数にあたる 12 件は、前保険制度の離脱日が不明であったが、これは、被保険者より健康保険資格喪失証明書等の提出がなかったため、離脱日が判明しなかったものである。国民健康保険事業としては、時効の関係上、2 年までしか遡及して請求できないが、No. 16 のような極端な事例が存在する可能性もある。

【2 年遡及者にかかる未請求の国民健康保険料：試算】

No.	船橋市		前保険制度		未請求 期間	未請求 保険料：円
	届出日	異動日	種 別	離脱日		
1	H21. 4. 1	H19. 4. 1	国民健康保険組合	H21. 3. 31	—	—
2	H21. 4. 16	H19. 4. 16	転入 (外国人)	H19. 4. 9	—	—
3	H21. 5. 1	H19. 5. 1	社会保険	H18. 5. 1	12 か月	67, 590
4	H21. 5. 15	H19. 5. 15	社会保険	不明	—	—
5	H21. 5. 25	H19. 5. 25	社会保険	不明	—	—
6	H21. 6. 12	H19. 6. 12	不明	不明	36 か月	65, 850
7	H21. 6. 30	H19. 6. 30	社会保険	H15. 11. 20	42 か月	236, 600
8	H21. 8. 3	H19. 8. 3	不明	不明	—	—
9	H21. 8. 8	H19. 8. 8	社会保険	不明	—	—
10	H21. 8. 28	H19. 8. 28	社会保険	不明	—	—
11	H21. 9. 11	H19. 9. 11	社会保険	不明	—	—

12	H21. 9. 24	H19. 9. 24	転入	不明	—	—
13	H21. 10. 6	H19. 10. 6	社会保険	H15. 9. 30	48 か月	35, 120
14	H21. 10. 20	H19. 10. 20	社会保険	不明	—	—
15	H21. 10. 30	H19. 10. 30	転入 (外国人)	H18. 3. 16	18 か月	13, 170
16	H21. 11. 19	H19. 11. 19	無し	不明	15 年 未加入	4, 629, 588
17	H21. 12. 2	H19. 12. 2	社会保険	不明	—	—
18	H21. 12. 24	H19. 12. 24	社会保険	H19. 11. 17	—	—
19	H22. 1. 5	H20. 1. 5	社会保険	H20. 1. 1	—	—
20	H22. 1. 27	H20. 1. 27	社会保険	H19. 6. 1	6 か月	65, 919
21	H22. 2. 5	H20. 2. 5	社会保険	不明	—	—
22	H22. 2. 18	H20. 2. 18	社会保険	不明	—	—
23	H22. 3. 3	H20. 3. 3	社会保険	H19. 6. 20	8 か月	11, 707
24	H22. 3. 17	H20. 3. 17	社会保険	不明	—	—
合 計						5, 125, 544

(ウ) 未加入者等の捕捉について (意 見)

このような未加入者への対応として、市担当課は広報等による周知徹底等を図っているとしている。本来、未加入者の捕捉のためには、全国健康保険協会（協会けんぽ）や年金事務所等より、被用者保険からの脱退者情報等を入手することが最適である。しかし、現状、個人情報保護等の関係上、保険者たる船橋市が、被保険者となっていない者（無資格者）に関する情報について提供を求めることには、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条（利用及び提供の制限）により限界があるとのことである。また、市担当課としては、非自発的失業者等に対して、平成22年度より、所得金額を100分の30として保険料の所得割額を算定する軽減制度を導入し、これにより非自発的失業者等の加入が増加しており、未加入者の問題は相当程度治癒されつつあるという見解である。しかし、制度開始から時間が経っていないこともあり、その効果は数量的に把握されてはいない。

本来、徴収するはずであった国民健康保険料が時効により徴収できなくなる事態を減少させることが公平性等の面でも必要である。

現在、平成26年度の導入を目指して税・社会保障制度の共通番号制度が政府で検討されているが、この動向を念頭に置きつつ、市とし

て実施できる未加入者の捕捉策について、国民年金課を始めとする市の他部署が保有する情報等を活用することも含めて、具体的に検討し実行することを要望する。なお、個人情報に該当する内部データの活用にあたるかどうかについては、個人情報の保護の趣旨等を勘案し十分に検討する必要がある。

また、他の社会保険制度に加入したこと等により国民健康保険から離脱すべき者が適時に離脱手続を行わなかった場合、その事実が発覚した時点で、本来、離脱すべき時点からの国民健康保険料を返還（返金）するとともに、その期間において給付された国民健康保険事業からの負担額を請求する必要がある。現状では、このような者を捕捉することは極めて難しいが、現在、国が検討している税・社会保障制度の共通番号制度の動向を踏まえて、捕捉策を継続的に検討することを要望する。

イ. 国民健康保険料システムの使用料について

(ア) システムの使用料（電算処理委託料）の概要（説明）

国民健康保険事業においては、電子行政推進課が管理するホストコンピュータを使用しているが、その保守管理業務全般及び一部のデータ処理業務に関しては電子行政推進課が業務を行っている。この国民健康保険事業のための業務に係る費用を国民健康保険事業特別会計において電算処理委託料として、毎年、一般会計に対し所要の額を支出している。平成 21 年度における電算処理委託料の内訳は、次の表のとおりである。

【平成 21 年度における電算処理委託料】

項 目	金 額
①国保保険料電算処理委託料	174,955,560 円
②国保資格給付電算処理委託料（レセプト処理）	25,567,586 円
③国保特定健診電算処理委託料	1,442,031 円
合 計	201,965,177 円

この表に示すとおり、ホストコンピュータ等の使用料である①国保保険料電算処理委託料が約 175 百万円、レセプトのパンチ処理等を中心とする②国保資格給付電算処理委託料（レセプト処理）が約 26 百万円、特定健診にかかる③国保特定健診電算処理委託料が約 1 百万

円であり、総額約 202 百万円が国民健康保険事業から一般会計に対して支出されている。

また、①国保保険料電算処理委託料は、端末機関連の使用料とホストコンピュータの使用料とで構成されており、ホストコンピュータの使用料は、更に、一般被保険者分と退職被保険者分とに区分される。

【①国保保険料電算処理委託料】

(1) 国民健康保険料料金計算委託（一般被保険者分：端末機）

項目	単価	数量	金額
機器使用料（端末機）	216,471 円	3 か月	649,413 円
機器使用料（端末機）	234,471 円	9 か月	2,110,239 円
機器使用料（LAN）	10,781 円	12 か月	129,372 円
消費税相当額	—	—	144,451 円
合 計			3,033,475 円

(注) 機器使用料は、市担当課にて使用している端末等の賃借料相当額。平成 20 年 7 月に導入した端末機の瑕疵担保期間が終了し、年度途中より保守料が発生したため、単価が変更されている。

(2) 国民健康保険料料金計算委託（一般被保険者分：ホストコンピュータ）

項目	単価	数量	金額
マシン使用料	700 円	136,600 分	95,620,000 円
データエントリー料	0.3 円	3,900 タッチ	1,170 円
諸経費	—	上記の 10%	9,562,117 円
オペレーション料	45 円	136,600 分	6,147,000 円
プログラム作成料	300 円	5,300 ステップ	1,590,000 円
システム委託料	—	—	43,000,000 円
消費税相当額	—	—	7,796,014 円
合 計			163,716,301 円

(注) マシン使用料の単価は、電子行政推進課に設置しているホストコンピュータの賃借料を年間運用時間で除したものである。データエントリー料の単価は、パンチャーの人材派遣料を年間総タッチ数で除したものである。プログラム作成料の単価は、電子行政推進課の担当職員の月額平均給料（賞与除く）を月間作成ステップ数で除したものである。システム委託料は、平成 20 年度の国民健康保険法改正に伴うシステムの見直し及びシステム設計書の作成支援を委託したものである。

(3) 国民健康保険料料金計算委託（退職被保険者分：ホストコンピュータ）

項目	単価	数量	金額
マシン使用料	700円	9,000分	6,300,000円
データエントリー料	0.3円	100タッチ	30円
諸経費	—	上記の10%	630,003円
オペレーション料	45円	9,000分	405,000円
プログラム作成料	300円	1,600ステップ	480,000円
消費税相当額	—	—	390,751円
合 計			8,205,784円

(4) 国保保険料電算処理委託料 総合計：(1) + (2) + (3)

項目	単価	数量	金額
総合計	—	—	174,955,560円

②国保資格給付電算処理委託料（レセプト処理）は、ホストコンピュータの使用料であり、一般被保険者分と退職被保険者分とに区分されており、各項目の単価は、①国保保険料電算処理委託料に用いられているものと同様である。

【②国保資格給付電算処理委託料（レセプト処理）の内訳】

(1) 一般被保険者分

項目	単価	数量	金額
マシン使用料	700円	28,000分	19,600,000円
データエントリー料	0.3円	985,000タッチ	295,500円
諸経費	—	上記の10%	1,989,550円
オペレーション料	45円	28,000分	1,260,000円
プログラム作成料	300円	1,000ステップ	300,000円
消費税相当額	—	—	1,172,252円
合 計			24,617,302円

(2) 退職被保険者分

項目	単価	数量	金額
マシン使用料	700円	1,000分	700,000円
データエントリー料	0.3円	100タッチ	30円
諸経費	—	上記の10%	70,003円

オペレーション料	45 円	1,000 分	45,000 円
プログラム作成料	300 円	300 ステップ	90,000 円
消費税相当額	—	—	45,251 円
合 計			950,284 円

(3) 総合計：(1) + (2)

項 目	単 価	数 量	金 額
総 合 計	—	—	25,567,586 円

また、③国保特定健診電算処理委託料の内訳は、以下のとおりであり、単価は、①国保保険料電算処理委託料に用いられているものと同様である。

【③国保特定健診電算処理委託料の内訳】

項 目	単 価	数量 (タッチ)	金 額
データエントリー料	0.3 円	4,577,878	1,373,363 円
消費税相当額	—	—	68,668 円
合 計			1,442,031 円

(イ) 振替対象経費の網羅性について (意 見)

「(ア) システムの使用料 (電算処理委託料) の概要」に記述した項目については、年度末に一般会計へ振り替えられ、国民健康保険事業特別会計の歳出として計上されている。しかし、これは、主にホストコンピュータの賃借料等が中心であり、稼働させるための電気料等は含まれていない。今回の監査において認識した主な項目としては、下表のとおりであり、その一定割合については、本来、国民健康保険事業特別会計が負担すべき金額であったものである。金額の判明するもののみを集計すると年額で 29,159,976 円 (税込) であるが、最も影響額が大きいと推測される電気料金が管財課での一括支出であり、個別のメーター等の設置もないことから影響額の試算は不可能であった。また、プログラム作成料の単価は、電子行政推進課の業務班に所属する職員の月額給料相当額を月間作成ステップ数で除して算出しているが、これには賞与相当額が含まれていない。

以上のような積算上の問題点を勘案すると、電算委託料の積算に含まれていない項目に関する支出の一定割合分については、国民健康

保険事業特別会計の負担分が過少となっている。電子計算機の使用料や関連する委託料については、一般会計からの繰入金により充当されており、被保険者の保険料の算定には影響しない。しかし、現状のままであれば、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金の額にも反映されないものである。

今後、国民健康保険事業の事業費の総額を決算書において明示するとともに、会計間の負担関係を明確化するためにも、国民健康保険事業が負担すべき項目を洗い出し、負担割合の按分基準等を検討した上で、国民健康保険事業特別会計において適正な負担を行うことを要望する。

【電算処理委託料の積算に含まれていない主な項目】

項目	金額（税込）
○ 電気料金（ホストコンピュータ等の稼働のための電気料金に限らず、電子行政推進課のエアコン及び照明等にかかるものも含む。）	一括支出のため、算出は困難。
○ 無停電電源装置	年間 1,575,000 円（保守点検料等）
○ 空調装置保守点検料（電子行政推進課分）	年間 120,000 円 （例年は 30～50 万円程度）
○ 基幹 LAN	賃借料：年間 14,011,200 円 保守料：6,804,000 円
○ SW-LAN	賃借料：年間 4,469,976 円 保守料：2,179,800 円
○ 通信料	一括支出のため、算出は困難。 （各出先機関との光回線使用料）
○ プログラム作成料単価	単価の算定にあたり、賞与相当額が含まれていない。

（ウ）実績数量を反映した委託料の算定について（指 摘）

「（ア）システムの使用料（電算処理委託料）の概要」に記述した各項目の単価及び数量については、機器使用料等といった一部の項目を除き、過去 3 年程度の平均値をもって、その金額及び数量としているが、ホストコンピュータの賃借料や利用時間数を始めとして、毎年

度末には実績が確定するものである。

予算の段階においては、過去の平均値等を用いて見積ることに合理性が見出されるものの、決算の段階においては、実態に応じた国民健康保険事業の負担額を求めるため、可能な限り当該年度の実績を反映した振替額とすることが必要である。

今回、レセプトのパンチ処理等を中心とする②国保資格給付電算処理委託料(レセプト処理)について、電子行政推進課の協力を得て、平成 21 年度実績に置き換えて試算したが、その結果は以下の表のとおりであった。なお、単価の算定にあたり小数点以下は切り上げるとともに、一般被保険者分と退職被保険者分とは区別していない。

その試算結果としては、レセプト処理委託料相当額は 46,427,595 円となり、実際の振替額 25,567,586 円の 1.8 倍程度と試算された。つまり、レセプト処理業務の委託に関して、国民健康保険事業は、平成 21 年度の実績から判断した場合には、本来、負担すべきであった委託料の 55%程度しか負担していなかったという試算結果であった(20,860,009 円の過少負担)。このような結果を踏まえ、より実態に合った振替額とするために、可能な限り当該年度の実績を反映した委託料を算定されるよう検討されたい。

【レセプト処理委託料の試算】 平成 21 年度振替額：25,567,586 円

項目	単 価	数 量	金 額
マシン使用料	475 円	71,374 分	33,902,650 円
データエントリー料	0.3 円	715,717 タッチ	214,715 円
諸経費	—	上記の 10%	3,411,737 円
オペレーション料	44 円	71,374 分	3,140,456 円
プログラム作成料	300 円	11,824 ステップ	3,547,200 円
消費税相当額	—	—	2,210,837 円
合 計			46,427,595 円

ウ. 被保険者証等の発行業務委託契約について (意 見)

市においては、国民健康保険被保険者証の発行、封入及び発送業務を外部に委託している。その際、毎年度、4月から6月までの契約については前年度の委託業者との間で随意契約とし、7月から翌年の3月までの期間を指名競争入札にて契約業者を選定している。なお、契約は単価契約であり、前年度の委託業者との間で随意契約を行う際は、同

業者より見積書を提出させている。

契約の期間を2つに分ける理由として、昨今、国民健康保険事業の制度改正が頻繁に行われ、毎年4月頃に、被保険証の変更を伴う制度改正が急遽行われることが多いことを市担当課は挙げている。確かに、後期高齢者医療制度の廃止を控え、様々な法改正が想定されるが、しかし、今後、制度改正が落ち着いた時点においては、契約を分けることなく、原契約の変更により対応することが可能である。加えて、船橋市における被保険者証の発行は8月を基準として行われており、本来は、7月から翌年度の6月までを期間として複数年度契約とすることが実態に沿うものとする。ちなみに、本件契約における4月から6月の3か月間の予定数量は、7月から翌年度の3月までの1.0%程度と僅少であった。

一般的に、予定数量が大きいほど、スケールメリットを生かした単価の引き下げ余地は相対的に大きくなる。競争性をより高めるとともに、契約の透明性を向上させるためにも、契約方法を見直し、契約期間を2つに分ける合理的な理由が特になくはない場合には、契約期間を分割することなく、単一の契約を対象に競争入札を行うことを要望する。

【1-1. 平成21年4月～6月を期間とする契約の概要】

区 分	内 容
契約件名	国民健康保険被保険者証等の発行及び送付業務委託
契約相手先	トッパンフォームズ(株)
契約日	平成21年4月1日
契約期間	平成21年4月1日から平成21年6月30日
契約先選定方法	随意契約
見積日	平成21年3月24日

【1-2. 契約単価等】

区 分	契約単価
保険証カード付き台紙（一般）	1セット 17.5 円
告知チラシ	1 枚 2.29 円
封入封緘用封筒	1 枚 4.8 円
封字・封入・区分け処理	1 通 22.0 円
簡易書留処理	1 通 26.5 円
セキュリティ一便・仕分け	1 回 55,000 円
予定支出総額（税抜）	310,253 円

【2-1. 平成21年7月～平成22年3月を期間とする契約の概要】

区 分	内 容
契約件名	国民健康保険被保険者証等の発行及び送付業務委託
契約相手先	トッパンフォームズ(株)
契約日	平成21年6月1日
契約期間	平成21年7月1日から平成22年3月31日
契約先選定方法	指名競争入札
入札日	平成21年5月21日

【2-2. 入札の概要】

No.	入 札 者	応札金額 (税抜金額)
1	トッパンフォームズ(株)	4,987,600円
2	A社	辞退
3	B社	辞退
4	C社	8,206,500円
5	D社	8,129,250円
6	E社	辞退

注) 各単価に予定数量を乗じた予定支出総額にて入札している。

【2-3. 契約単価等】

区 分	契約単価
保険証カード付き台紙 (一般)	1セット8.3円
保険証カード付き台紙 (退職)	1セット23.0円
告知チラシ	1枚4.00円
封入封緘用封筒	1枚4.0円
封字・封入・区分け処理	1通7.3円
簡易書留処理	1通0.5円
セキュリティー便・仕分け	1回35,000円
保険証カバー封入	1通5.2円
予定支出総額 (税抜)	4,987,600円

エ. 国民健康保険料納付書にかかる処理業務委託契約について

(ア) 委託契約の概要（説明）

市では、国民健康保険料の納付書の印刷及び出力業務を外部に委託しており、平成 21 年度においては、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、随意契約により契約先を選定している（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）。なお、平成 21 年度における当該業務委託契約の概要は、次の表に示すとおりである。

市担当課としては、随意契約とした前提として、業務委託を開始した当初は、コンビニエンスストアでの納付のために必要となるバーコード処理された納付書の出力業務の実績があり、かつ迅速に対応できる業者が限られていたことを挙げている。

【委託契約の概要】

項目	内容
委託件名	船橋市国民健康保険料納付書処理業務委託
委託期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日
委託内容	①納付書の印刷 ②納付書データ・宛名データに基づく納付書の出力 ③出力した納付書についての後処理
単価	処理 1 件あたり 17 円
支払実績	7,408,297 円（税込）
契約先の選定方法	随意契約 （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号） 〔随意契約理由〕 ①年度切替による業務の停滞及びシステム等のトラブルによる支障が無いこと。 ②当市のホストコンピュータとの互換性があること。 ③UCC/EAN128 バーコードの納付書出力業務の実績があること。 ④UCC/EAN128 バーコードの診断により、原因の確認及び検証、改善等品質のコンサルティングが可能で迅速に対応できること。 ⑤UCC/EAN128 バーコードの自社出力環境が整っていること。

	<p>⑥納付書出力から後処理までを一貫して実施し、将来的に確実かつ安定した業務の実施ができること。</p> <p>⑦個人情報について、経済産業省の個人情報ガイドライン（JISQ15001）に準拠して適切な保護措置を講じる体制が整備され、プライバシーマーク等のセキュリティの認証を受けていること。</p> <p>⑧船橋市での納付書処理業務の実績があること。</p>
--	---

（イ） 随意契約の見直しについて（指 摘）

随意契約理由として示されている 8 項目を見ると、本来は仕様書に要件として示した上で競争入札に付することが適当なものがほとんどであり、特に、8 項目目の「船橋市での納付処理業務の実績実績があること。」は、随意契約理由としては根拠を有しない。また、市の国民健康保険料納付書においてコンビニエンスストアでの収納処理が開始されたのは平成 17 年度のことであり、現在では、他団体においてもバーコード処理された納付書の活用が広がっている実態がある。

市担当課からは、来年度（平成 23 年度）、本業務の委託を開始してから 5 年が経過したことと新しい国民健康保険システムへの移行を契機に競争入札としたいとの意向が示された。したがって、平成 23 年度の契約に際しては、競争入札を前提とした適正な契約事務を進められたい。また、平成 24 年度以降の契約においても、随意契約とする相当の理由がない限り、競争入札とされたい。

（ウ） 債務負担行為の活用について（意 見）

地方自治法第 208 条第 1 項において、地方公共団体の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日と定められ、同法第 211 条第 1 項において、予算については年度開始前に議会の議決を経ることが定められている。このことから、予算に関しては、年度開始前に議会の議決を経るとともに、その執行は年度開始後に行うことが原則とされる。一方、入札は契約行為の一部であり、一連の予算執行事務の一部である。このため、年度当初（4 月 1 日）から開始する委託業務の場合、年度開始後もしくは当初予算議決後に入札等の契約準備行為を行う際には、時間的な制約がある。このような場合には、単年度予算主義の例外である債務負担行為（地方自治法第 214 条）の予算方式を採用し、

議会の議決を得ることにより、年度当初から始まる契約であっても入札等の契約準備行為に時間的な余裕を確保することが可能となる。このため、今後、契約準備行為に時間的制約がある場合には、これを理由として安易に随意契約を行うことなく、債務負担行為という予算方式を採用して議会の承認を得た上で競争入札とすることを要望する。

また、委託業者においてシステム対応のための初期投資等が存在する場合に、複数年度にわたり継続的に業務を行うことに合理性を有するような場合においては、単年度で随意契約を継続するのではなく、債務負担行為として議決した上で明確な複数年度契約を行うことを要望する。

なお、本件は、国民健康保険料納付書処理業務であるが、督促状処理業務等のような類似の委託業務全般においても、同様の問題が生じていないかどうかについて見直しを行うよう、併せて要望する。

(2) 国民健康保険事業における保険料の徴収事務について

① 概要

国民健康保険事業における保険料の徴収は、口座引落による自動振替納付、納付書による自主納付、保険料収納員の戸別集金による徴収、年金からの特別徴収で行われる。納期は、年10回で次の表のとおりである。ただし、年金特別徴収の世帯主については、年金支給時（4、6、8、10、12、2月）の年6回である。なお、年金からの特別徴収は65歳から74歳までの被保険者で構成されている世帯で、年金年額18万円以上の受給者であり、かつ国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金年額の2分の1を超えない世帯を対象にしている。

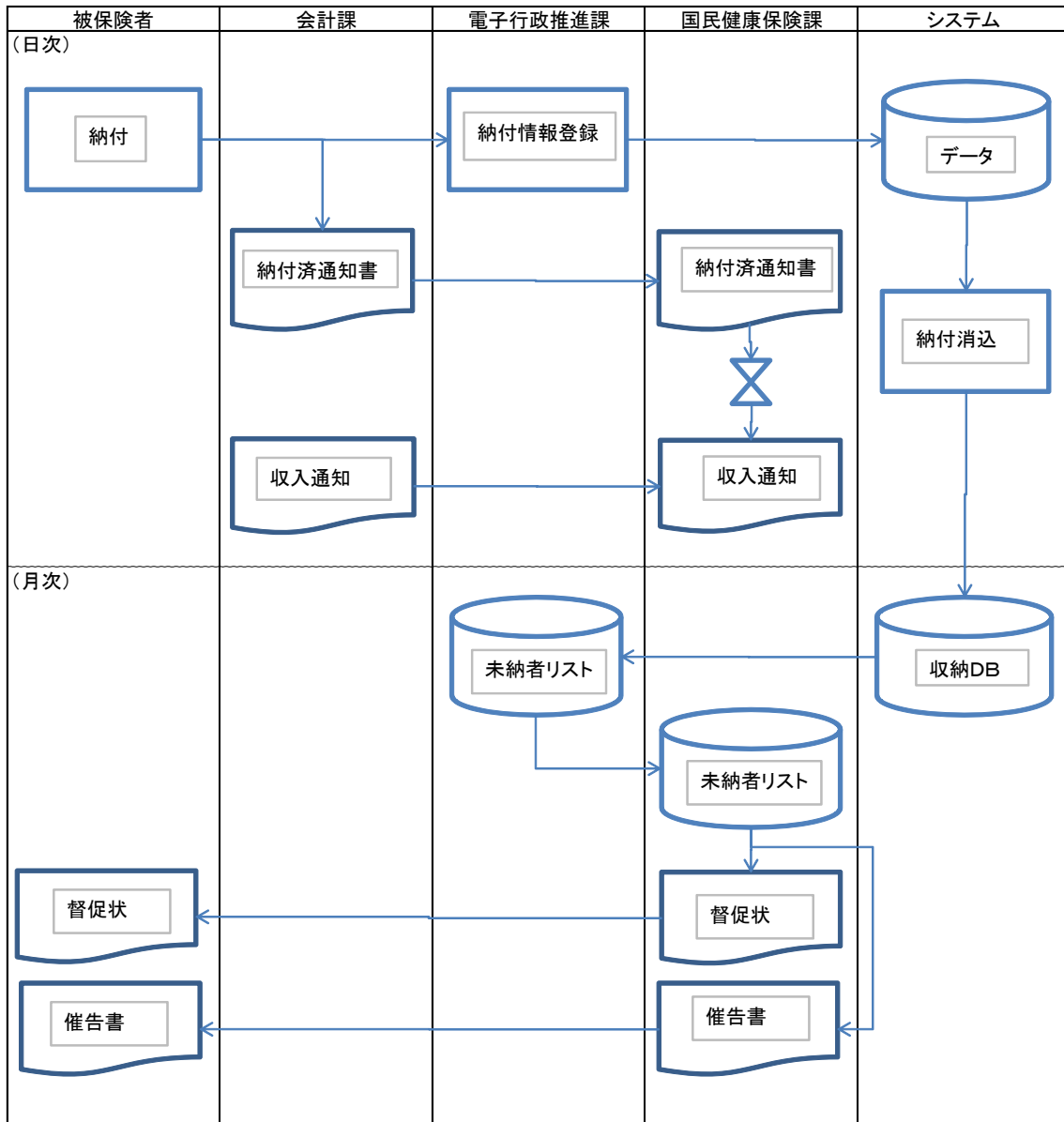
【納期】

第1期	6月15日～6月末日	第6期	11月1日～11月末日
第2期	7月1日～7月末日	第7期	12月1日～12月25日
第3期	8月1日～8月末日	第8期	1月1日～2月1日
第4期	9月1日～9月末日	第9期	2月1日～3月1日
第5期	10月1日～11月2日	第10期	3月1日～3月末日

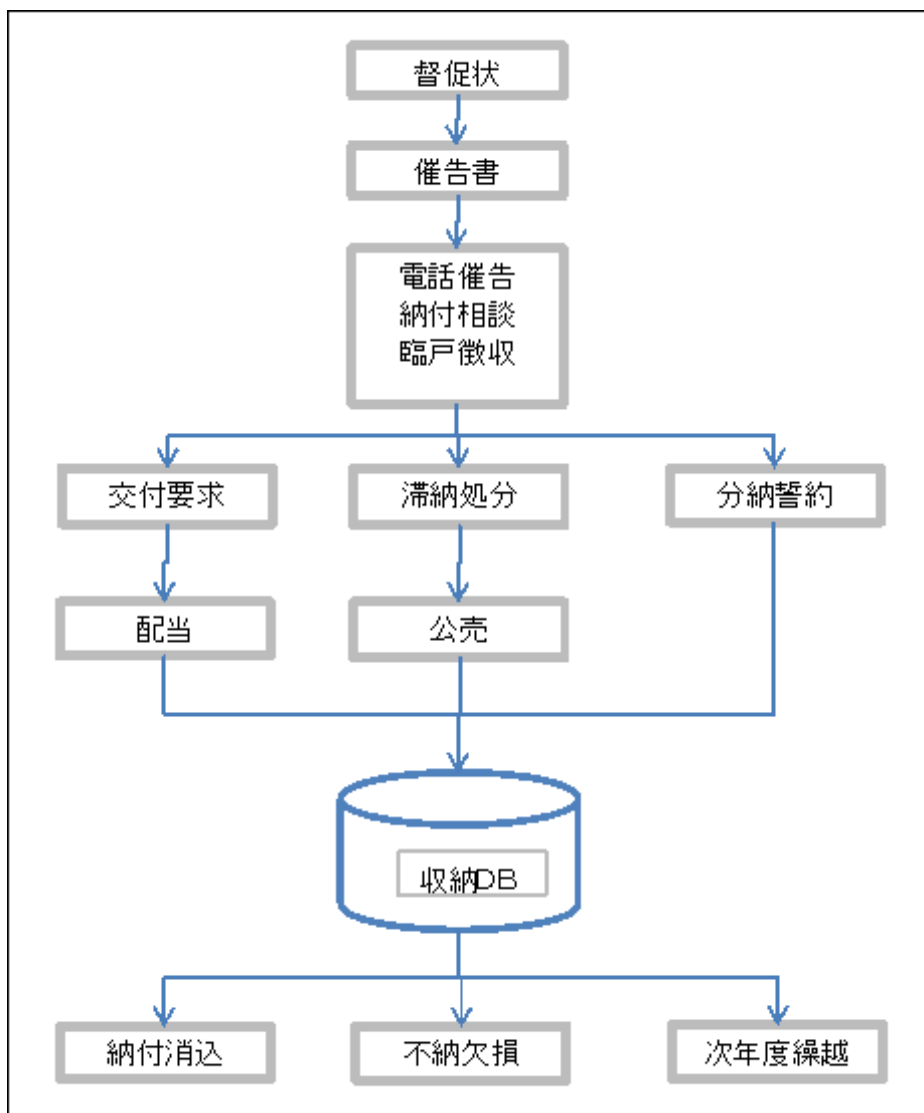
また、徴収事務の中でも、滞納整理業務については、滞納整理係を別に組織して対応している。滞納整理業務は、臨戸や電話による督促及び納付依頼、納付相談の受付、短期被保険者証（以下、「短期証」という。）

や資格証明書の発行に伴う業務、滞納処分に係る業務を行っている。なお、未納保険料の滞納処分業務については、一定の基準に該当する滞納債権（市税等の滞納などがあり、金額的にも重要で、分納誓約にも応じないなどの債権者の滞納債権）を債権回収対策室に移管して行っている。

【徴収事務（滞納整理を除く）の業務フロー】



【滞納整理の業務フロー】



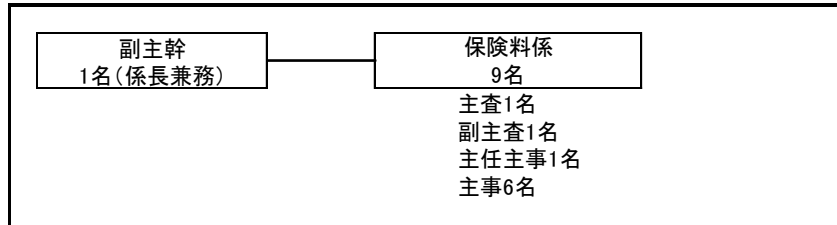
ア. 担当課及び職員体制について

国民健康保険の徴収事務に関しては、保険料系の分掌事務とされている。副主幹（係長兼務）1名、主査1名、副主査1名、主任主事1名、主事6名の合計10名の体制となっている。

一方、滞納整理事務に関しては、滞納整理係の分掌事務とされている。副主幹（係長兼務）1名、主査3名、主事4名の合計8名の体制となっている。また、正規職員以外に、非常勤特別職（収納員）11名、非常勤一般職9名も業務に従事している。

上記職員数はいずれも平成21年10月1日現在のものである。

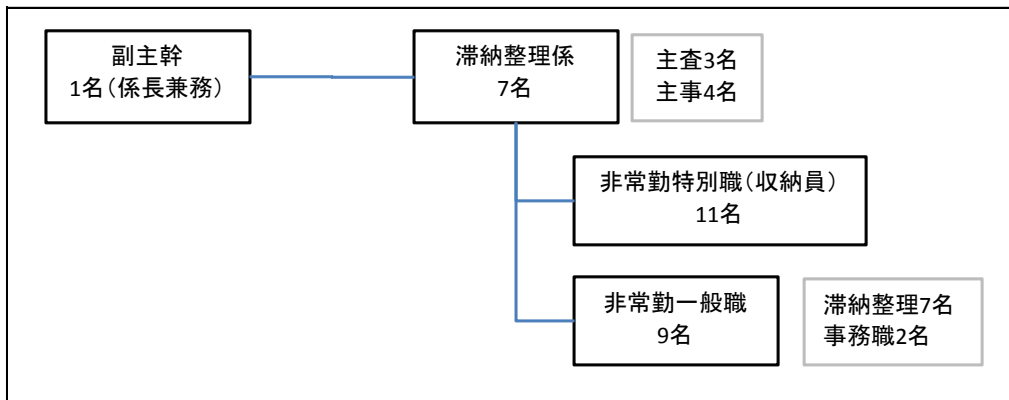
【保険料係（副主幹を含む）の職員構成】



【保険料係 分掌事務】

1. 国民健康保険料の賦課、収納及び督促に関すること。
2. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
3. 国民健康保険料の調査及び統計に関すること。
4. 国民健康保険料の滞納整理に関すること。
5. 国民健康保険料の証明に関すること。
6. 後期高齢者支援金等に関すること。
7. 介護納付金に関すること。
8. 介護保険料の徴収の受託に関すること。

【滞納整理係（副主幹を含む）の職員構成】



【滞納整理係 分掌事務】

1. 国民健康保険料の調査及び統計に関すること。
2. 国民健康保険料の滞納整理に関すること。
3. 差押財産の整理保管及び公売等に関すること。
4. 参加差押及び交付要求に関すること。
5. 国民健康保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。
6. 国民健康料の嘱託収納員に関すること。

イ. 予算・実績の推移について

【保険料の収納状況】

(単位：千円)

現年賦課分						
区分	当初 予算額	調定額 (A)	収納額 (B)	収納率 B/A (%)	不納 欠損額	滞納 繰越額
平成17年度	15,565,328	16,829,420	15,183,778	90.22	75	1,645,567
平成18年度	16,134,842	17,247,050	15,582,012	90.35	0	1,665,038
平成19年度	16,233,233	17,520,167	15,871,907	90.59	34	1,648,226
平成20年度	13,150,219	14,784,337	13,130,819	88.82	0	1,653,518
平成21年度	13,132,530	14,687,294	12,947,483	88.15	0	1,739,811

滞納繰越分						
区分	当初 予算額	調定額 (A)	収納額 (B)	収納率 B/A (%)	不納 欠損額	滞納 繰越額
平成17年度	511,772	4,410,171	508,094	11.52	866,545	3,035,532
平成18年度	535,458	4,606,793	523,006	11.35	1,088,677	2,995,109
平成19年度	605,767	4,574,483	545,127	11.92	1,149,931	2,879,425
平成20年度	605,181	4,424,549	529,960	11.98	1,309,471	2,585,118
平成21年度	621,770	4,090,365	561,171	13.72	1,280,401	2,248,792

現年賦課分と滞納繰越分の合計						
区分	当初 予算額	調定額 (A)	収納額 (B)	収納率 B/A (%)	不納 欠損額	滞納 繰越額
平成17年度	16,077,100	21,239,592	15,691,872	73.88	866,620	4,681,099
平成18年度	16,170,300	21,853,843	16,105,018	73.69	1,088,677	4,660,147
平成19年度	16,839,000	22,094,650	16,417,034	74.30	1,149,965	4,527,651
平成20年度	13,755,400	19,208,887	13,660,779	71.12	1,309,471	4,238,636
平成21年度	13,754,300	18,777,659	13,508,654	71.94	1,280,401	3,988,603

注：表中の金額は、一般被保険者分・退職被保険者分、医療分・介護分の合計額である。

ウ. 前記の業務フローの説明について

【徴収事務（滞納整理を除く）の業務フロー】

徴収事務は、被保険者の納付から始まる。納付方法は、口座引落、自主納付、収納員による納付、年金からの特別徴収がある。納付後は、納付情報が電子行政推進課に送られ、電算処理で納付の消込が行われる。また、これと並行して、納付済通知書が、納付された金融機関等から会計課を通して国民健康保険課に送付されてくる。ただし、コンビニエンスストアの場合はバッチで処理された金額情報のみが送られてくる。国民健康保険課では、この納付済通知書と会計課から送付されてきた収入通知（※収入の合計金額の通知）を照合して金額の一致を日々確認している。

また、月次単位では会計課作成の歳入簿と国民健康保険課作成の「調定/収納状況調べ」の整合性を確認している。特別徴収については、年金機構に天引きの依頼リストを渡し、その後、資格喪失などで天引きできないものについては、年金機構からエラーリストを受け取る。こうして依頼リストの金額からエラーリストの金額を引いた額が会計課のデータと一致していることを確認している。

督促状は納付期限 20 日以内に発送しており、また、催告書は年 3 回発送している。発送は、収納データベースにおける該当者リスト（未納者リスト）を発送業務委託業者に渡して行われる。

【滞納整理の業務フロー】

滞納整理業務は大きく 4 つの業務からなる。

- a. 電話催告、納付相談、臨戸徴収、実態調査
- b. 短期被保険者証、資格証明書に伴う業務
- c. 滞納処分
- d. 収納員の管理・指導

滞納処分は、督促状発送後 10 日を経過すると着手することができる。しかし、現実には未納が発生してすぐに滞納処分を行うことよりも、当該被保険者と折衝して納付を促す方が収納率、収納コストという面で合理的である。また、被保険者と直接折衝することで納付意識の向上も期待でき、将来の保険料未納を防止することにも効果がある。そこ

で、実際の滞納処分を行う前に電話催告、納付相談、臨戸徴収、実態調査などが行われる。さらに、市では出張窓口納付・相談受付業務も行っている。開催場所は船橋駅前総合窓口センター（フェイス）等で行い、年間スケジュールを立て、被保険者が相談に来る利便性を考慮して、平日はもちろんであるが、休日及び夜間にも実施している。平成21年度には計25日間の開催実績がある。

こうして、まず被保険者と折衝して納付を促していくこととなるが、それにも拘わらず納付がなされない場合、通常の保険証より有効期間が短い短期証を交付することになる。短期証は、当年度末の未納期別が3期以上の世帯に交付される。本来は支払いが困難な世帯に対して、保険証の差し止めをせずに延長して使用できるようにすることが目的である。また、有効期間を短く区切ることで切り替えごとに来庁してもらい、納付相談を行うことも目的としている。

短期証を交付されても納付せず、相談にも応じない世帯に対しては、被保険者としての資格があることだけを証明する資格証明書が交付される。この資格証明書は、医療機関での負担は10割負担になる。その後、当該被保険者が来庁して納付相談時に特別療養費として10割負担のうち7割分の請求はできるが、未納保険料に充当するよう指導する。

次に、滞納処分である。市では、一定基準に該当する滞納債権を債権回収対策室に移管し、滞納処分を行っている。滞納処分ではまず、差押えを行う。差押えは、該当する被保険者の財産の処分権を制限し、これを換価しその換価代金を保険料に充当する手続きである。また、差押え以外に交付要求なども実施する。

最後に、収納員の管理・指導も滞納整理係の分掌事務に含まれる。収納員は、金融機関等の地域的な偏在により納付機会が著しく制限されるような地域で各戸訪問して保険料の徴収を行っている。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

- i 当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当職員等から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 当該事務に係る個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することに

より、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。
また、他市の状況について、公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。

- iii 日々の事務事業の執行を把握し、合规性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続に係る指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

ア. 収納方法の多様化について（意見）

次の表は、平成 20 年度及び平成 21 年度における船橋市の収納方法別収納率の状況である。

【収納方法別収納率の状況】

（単位：千円）

区分	収納員	口座振替	自主納付		合計	
			銀行・郵便局	コンビニ		
平成 21 年度	A調定額	419,973	6,716,794	7,550,527		14,687,294
	B収納額	401,746	6,383,738	3,566,648	2,595,351	12,947,483
	B/A 収納率 (%)	95.66	95.04	81.61		88.15
	収納世帯 数()内:%	2,558 (2.69)	35,404 (37.25)	57,091 (60.06)		95,053 (100)
平成 20 年度	A調定額	465,627	6,829,489	7,489,221		14,784,337
	B収納額	456,879	6,485,843	3,753,924	2,394,173	13,090,819
	B/A 収納率 (%)	98.12	94.97	82.09		88.55
	収納世帯 数()内:%	2,593 (2.73)	36,140 (38.02)	56,326 (59.25)		95,059 (100)

注：現年度賦課分の一般被保険者・退職被保険者合計の値である。また、特別徴収分は「自主納付」の「銀行・郵便局」に含む。

この表によると、収納方法の選択としての口座振替と自主納付の調定額及び収納額の規模をそれぞれ把握すると、平成 21 年度と平成 20 年度においても、ほぼ同じ程度の割合で、合計額の中の大部分を占めている。ここで、収納の安定性及び高い収納率という観点から口座振替と自主納付とを比較すると、自主納付より口座振替の方が望ましいことは自明である。

そこで、平成 20 年度と平成 21 年度の調定額等を比べると、口座振替による納付が減少し、自主納付が増加していることがわかる。収納の安定性等の観点から今後も口座振替への勧奨は必要である。特に、市では平成 22 年度現在、納付書等を送付する際、口座振替依頼書を同封するなどして口座振替励行策を実施しているということであるので、その効果に期待したい。

また、市は、特に収納率向上に有効な手段は口座振替による納付であると考えているが、他の自治体の状況などを見ると、口座振替の利用率はある一定の割合に達すると高止まりする傾向がある。そこで、その他の収納方法についても常に検討しておく必要がある。市では、今後の収納率向上のための施策としてペイジー^注などによる口座振替の勧奨などを検討している。新たな納付方法の導入に際しては、全体的な費用対効果と納付促進効果の両面を勘案して十分に検討していくよう要望する。

注：ペイジーとは、「税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATM から支払うことができるサービス」である。

イ. 延滞金の徴収について（指 摘）

船橋市国民健康保険条例第 25 条では、延滞金の徴収に関して次のとおり定めている。

「保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が 1,000 円未満である場合においてはこの限りではない。」

しかし、市における延滞金の徴収は徹底されているとは言い難い。

条例上、延滞金の納付義務は保険料の納付義務者に課されているが、延滞金額や納付期日が知らされなければその義務を履行できないのが現実である。したがって、市の側にも延滞金についての情報を納付義務者に知らせる義務が当然にある。また、延滞金を払わない場合、納期限までに納付した被保険者との間に不公平が生じ、さらには延滞金を課されることによる滞納への抑止効果、早期の納付意識醸成にも悪影響が生じる。したがって、延滞金は滞納保険料が納付された時点で算定され、本人に適時・的確に知らせることが求められる。

延滞金は上述の条例中にもあるとおり、2,000円未満の保険料の滞納額では発生しない。また、延滞金を課することによる保険料自体の収納率への影響や延滞金の滞納整理事務の発生など新たなコスト要因も考えられる。そうであるからこそ、延滞金の算定手法（システム整備を含めて）を整備することにより、効率的で効果的な延滞金の算定、賦課及び徴収方法を検討されたい。

ウ. 延滞金の会計処理について（意見）

延滞金の徴収に関しては、さらにその会計処理についても次のとおり意見を述べる。

すなわち、延滞金は滞納保険料が納付された時点で、延滞金の始期と終期を決定し、「調査決定」行為がなされなければならない。その調定行為を前提にして、相手方に対する賦課行為が実施されるのであり、調定は賦課の前提である。したがって、会計処理としての延滞金の調定は、滞納保険料が納付された際に速やかに行われるべきものである。

しかし、現状では担当課の執務として、延滞金の徴収が徹底されておらず、調定さえも行われていない。それは、決算上計上すべき「諸収入」の「延滞金」に「調定金額」や「収入済額」が計上されないことを意味する。その結果として、本来あるはずの「収入未済額」という未収金の算定や把握さえも行われていないということである。延滞金は、保険料の公平負担の面でも重要な賦課金であり、その趣旨を市担当課として十分に検討すべき時期に来ていることを認識すべきである。

エ. 現年度分滞納者への対策について（意見）

前述の徴収事務の業務フローでは、基本的には現年度分滞納者への対応は、督促状と催告書の発送が中心である。また、滞納整理の業務は、

短期証などの交付を一つの目安として行われるが、短期証は3期以上滞納している被保険者が対象となっている。したがって、市の現年度分滞納者、特にまだ滞納が1期あるいは2期分しかない被保険者への対応はあまり積極的に行われていないのではないかと考えられる。

それまでほとんど滞納したことがない被保険者が滞納した場合、又は納付したり納付しなかったりする被保険者の場合、その被保険者は納付の意思をある程度は持っていると考えられる。したがって、これらの被保険者はいわゆる「悪質な滞納者」ではなく、納付することのメリットや納付しないことのデメリットも論理的に考えることができる場合が多い。しかし、このような被保険者であっても、時間が経過し、その間、市担当課側が具体的な措置を講じないと、やがて滞納への不安感は失せ、また滞納額も増加することから資力的に納付が困難になっていくものと考えられる。

この言わば「滞納初心者」への対応は、事後の滞納整理業務を軽減し、さらには収納率の維持向上にも貢献していくものと考えられる。そのため、こういった被保険者に対しては1期及び2期の滞納初期時点で電話による納付依頼、または相談を積極的に行い、「悪質な滞納者」になることを未然に防止すべきである。

市は、既に現年度分の滞納者を重点的に臨戸訪問の対象として実施しており、また、電話による納付指導の強化も検討中であるということである。このような取り組みは確実に実行に移すことを要望する。

オ. 督促状の記載等について（意見）

保険料を滞納する被保険者の態様としては、納付を失念しただけの人、経済的に不安がある人、確信的に納付しない人など、様々なケースが考えられる。このような様々なケースで滞納する被保険者にも、保険料を滞納するとどういうことになるのかをしっかりと認識させることが肝要である。

特に、事情があって初めて滞納してしまった被保険者は、滞納してしまったことを不安に思っていることが多いと考えられるため、滞納し続けている被保険者よりは比較的納付に、あるいは納付相談に誘導しやすい。そこで、滞納した時に最初に届く督促状は非常に重要である。市における現行の督促状の裏側に記載されている注意事項には、「延滞金について」や「滞納処分について」、あるいは、「被保険者証の返還について」などの記載があるが、極めて控えめな印象を受ける。督促状の注

意事項には、保険料を滞納した場合、延滞金が発生してしまうということ、医療サービスを受ける際には一旦全額自己負担になるということ、事情がある場合には納付相談を受けることの3点は少なくとも明示することを要望する。

また、滞納を継続している世帯に対する通知は、督促状や次の催告書、更に2回目の催告書等々、段階が進むに従って様々な工夫をしている自治体も存在する（封筒の色を次第に目立つ色とするなどの工夫。）。その効果も勘案し、先進事例は積極的に調査し、市担当課として受け入れるべきものは進んで導入することを検討されるよう要望する。

カ. 過誤納金の充当処理について（意見）

過誤納金とは納付義務のある者が納付したものであると、納付義務のない者が納付したものであるとを問わないで、地方公共団体の徴収金として納付したものが、賦課処分を取り消しその他により超過納付となった場合におけるその超過納付額をいい、例えば、被保険者が誤って二重に納付する場合（誤納付）や賦課処分を取り消し等により結果として超過納付が発生する場合（過納付）が挙げられる。

市では、船橋市国民健康保険条例第26条において、過誤納金については遅滞なく還付すること、また、納付すべき徴収金があるときは充当しなければならないことを定めており、市における現年度発生分の過誤納金の事務処理もこれに準拠して行われている。

一方で、保険料は、納付すべき額の確定後に納付すべきであるし、それまでは納付する義務もないわけであるから、その確定前の納付は、原則として認められない。したがって、原則的には、過誤納金を納期未到来の保険料（翌期の保険料）に充当することはできない。

しかし、一定の要件を満たす場合には、被保険者の便宜を考慮して当該誤納等に係る金額も適法な納付とみなすことが合理的であると解されている。これを「予納」といい、地方税法17条の3は、この予納を地方税法上認めることを前提として規定されたものである。

予納が認められる要件は次のとおりである。

i. 次のような地方団体の徴収金であること

- ① 納付すべき額は確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金：「納期が到来していない」とは、その履行期間が開始していないということである。

- ② 最近において納付すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金：「最近において」とは、予納の申出があった日から概ね6か月以内をいい、「確実であると認められる」とは賦課することが確実であると地方団体の長が認めることである。

ii. 予納の申出があること

予納は、未だ納付義務を履行する義務のない時点で、納付するものである以上、被保険者の自主的な意思によってのみ行い得るものであり、したがって、被保険者の予納の申出が必要である。ただし、少額のものについては、それが被保険者の利益になると思われる場合は、予納として扱って差し支えないものと解されている。

参考「逐条問答地方税法総則入門」（ぎょうせい）

市では、被保険者の要望がある場合のみ、過誤納金を納期未到来の保険料に充当することとしている。この処理は上述したとおり、適法な処理である。しかし、国民健康保険料で予定されている過誤納金の金額はそのほとんどが少額といって差し支えない金額であると考えられ、過誤納が発生した場合、原則的に充当を行うことの方が還付事務の煩雑さを考慮すると合理的な選択である。それは、行政内部の事務処理の簡素化にも寄与するものとする。

また、過誤納の被保険者にとっても、口座の指定や次回の納期限の保険料の支払いとの関係を考慮すると、被保険者にとっても便益となるものと考えられる。したがって、年間の保険料が確定し、被保険者に対して通知を行う際に、その通知の中に「過誤納が発生した場合には原則として期限到来・未到来を問わず、納付すべき保険料に充当します。」という文言を明記することを前提に、過誤納は未収金（期限の到来した保険料）だけではなく、期限未到来の保険料に対しても充当することを原則とすることができるかどうか、総合的な観点から検討を促したい。

キ. 臨戸等による督促について（意見）

「オ. 督促状の記載について（意見）」に記載したとおり、まずは未納がある被保険者に督促状で現状を把握してもらうことは非常に重要である。そこで納付に至れば問題はないが、納付されない場合には、市の側から被保険者に対面して納付を促すことも必要になってくる。こうして行われるのが、市職員や非常勤職員による臨戸訪問である。

下表は、平成 20 年度と平成 21 年度に行われた市職員による休日臨戸の結果である。

【平成 21 年度休日臨戸結果】

実施状況	実施数	滞納総額(円)	集金内訳		後日納付	
			世帯数	金額(円)	世帯数	金額(円)
10月25日： 23班で実施	367	23,845,917	—	—	26	367,520
12月20日： 21班で実施	469	127,784,280	—	—	160	3,950,900
2月21日： 22班で実施	788	212,127,283	14	231,660	314	12,523,467
3月14日： 16班で実施	207	20,176,190	—	—	—	—
総計	1,831	383,933,670	14	231,660	500	16,841,887

注：後日納付は臨戸訪問後 3 か月後までの納付金額を集計している。各臨戸においては、社保加入調査や分納不履行の調査、保険証や督促状の返戻に係る調査も行われている。

【平成 20 年度休日臨戸結果】

実施状況	実施数	滞納総額(円)	集金内訳		後日納付	
			世帯数	金額(円)	世帯数	金額(円)
5月10日： 28班で実施	593	79,642,900	—	—	—	—
10月25日： 24班で実施	466	36,688,443	—	—	—	—
12月14日： 9班で実施	192	68,957,390	—	—	6	114,270
2月22日： 22班で実施	399	36,275,997	—	—	42	1,165,046
総計	1,650	221,564,730	—	—	48	1,279,316

注：後日納付は臨戸訪問後 3 か月後までの納付金額を集計している。10月25日の臨戸は、居所不明者の実態調査を目的に行われている。

休日臨戸は、その場で集金したり、後日の納付を促したりする以外にも、保険証の返戻や社会保険の加入状況調査など、実態調査的役割もあ

る。しかし、上記の結果を見る限り、年4回の休日臨戸の効果は薄いと
 言わざるを得ない。また、非常勤職員による臨戸や電話による納付依頼
 が行われている以上、代替できる部分もあると考えられる。したがって、
 休日臨戸については、その実施の内容や方法について検討を実施される
 よう要望する。

ク. 資格証明書の発行要件について（意 見）

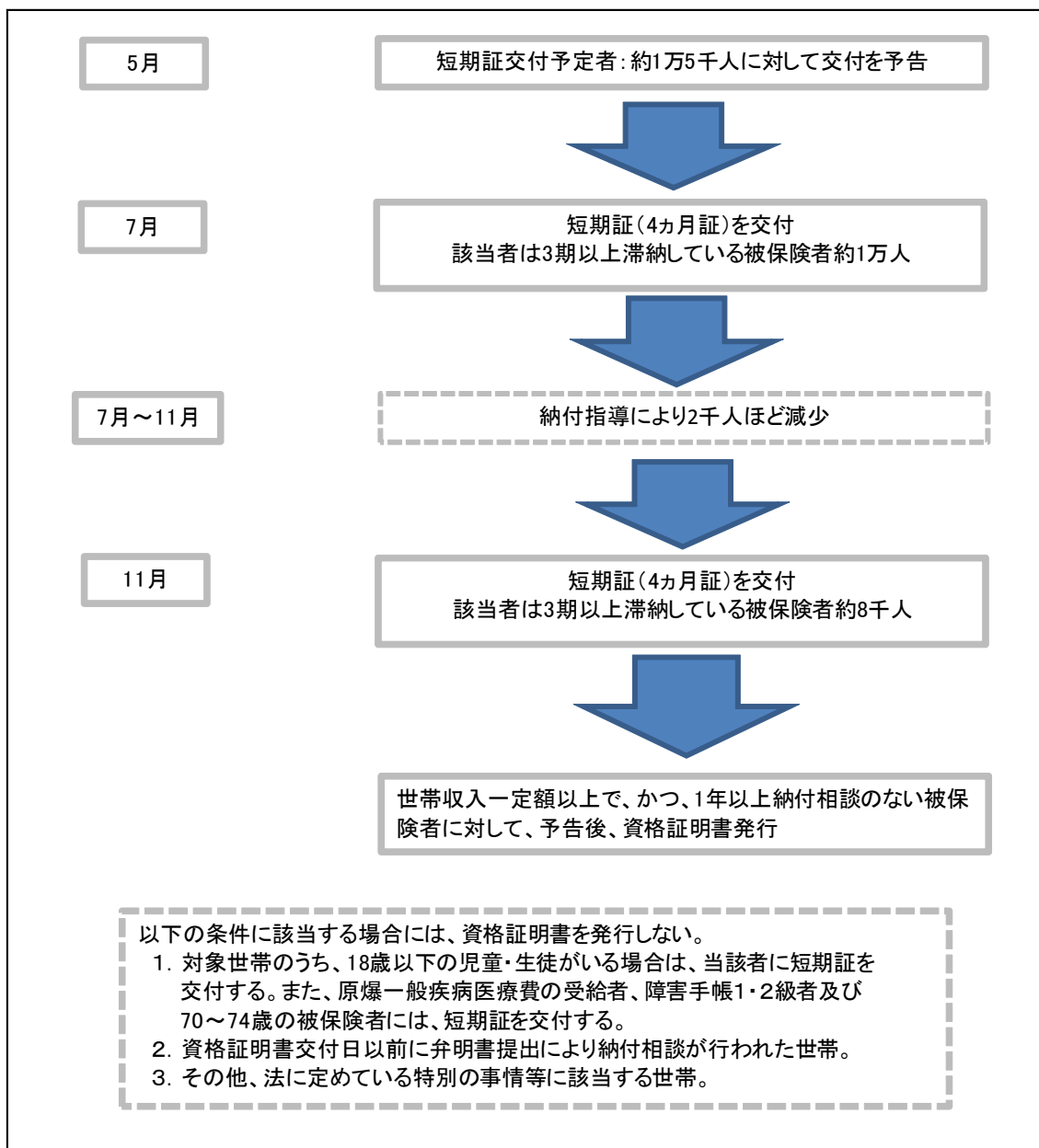
下表は、平成21年度における保険料の滞納世帯を所得別に分類した
 ものである。国民健康保険加入世帯には「所得不明」の世帯が7,588
 世帯あり、そのうち4,131世帯が保険料を滞納している。

【平成21年度所得別滞納額の状況】

所得階級	全 体		滞 納	
	世帯数 (世帯)	調定額 (千円)	世帯数 (世帯)	滞納額 (千円)
所得なし	25,957	536,876	2,722	42,724
100万円以下	18,592	857,803	2,577	102,329
100万円超200万円以下	24,595	3,167,211	3,991	422,707
200万円超300万円以下	14,698	3,096,345	2,518	435,305
300万円超500万円以下	10,675	3,553,852	1,630	420,073
500万円超700万円以下	2,690	1,353,901	302	111,043
700万円超1,000万円以下	1,382	844,721	117	46,558
1,000万円超	1,589	997,188	63	26,263
所得不明	7,588	279,398	4,131	132,810
総合計	107,766	14,687,294	18,051	1,739,811

また、次に滞納整理業務における滞納者への対応について、短期証
 の交付及び資格証明書の交付を軸に図示した。

【滞納者の選別による対応】



市における滞納者対策に使える資源（職員数、時間、費用等）は限られている。その中で、膨大な数に上る滞納者に対応するには、ある程度その属性によって色分け、選別しなければ有効な対策がとれないことも事実である。市では、上図にあるとおり、滞納者を選別する際、短期証の交付及び資格証明書の交付を一つの区切りにしている。しかし、資格証明書の交付要件には収入基準（※交付要件は、世帯収入が一定額以上で、かつ、1年以上納付相談がないこと。）が入っているため、表中下段の「所得不明」の滞納世帯 4, 131 世帯については、すべからず資格証明

書が交付されない。交付要件に収入基準が付されている趣旨は、世帯収入が一定額以上の世帯には納付する資力があり、それにもかかわらず納付相談に応じないことをもって悪質と判断しているためである。

このような所得不明者に対する対応として、市では、市民税申告が不要である被保険者に対して、保険料算定のため前年度の1月に市民税担当課に依頼して、新年度の市民税・県民税申告書を送付しており、また、それでも申告しない保険者及びその他の未申告者に対して年1回、国民健康保険課独自に所得申告書を送付し、申告勧奨を行っている。

しかし、それでも毎年所得不明の被保険者が7,000世帯以上存在する。資格証明書の交付要件が上記のとおりであると、所得が不明であるために交付要件に該当せず、資格証明書が発行されないこととなるのは不合理と言わざるを得ない。国民健康保険は、保険料の算定において、また、減免などの様々な措置によって、既に所得の状況等は制度的に斟酌されているのであり、滞納については、所得の状況に拘わらず等しく扱われるべきである。また、千葉県内の他の同規模の自治体においても資格証明書の発行要件には収入基準を入れていない場合が多い。したがって、収入基準は必要なく、納付相談の有無を柱とした資格証明書の交付要件に変更することも検討されるよう要望する。

【短期被保険者証の発行状況】

年度	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
交付 世帯数	6,955	8,082	8,218	9,011	9,489	9,457	9,867	10,142	9,976

注：表中の数字は、各年度の累計である。

【資格証明書の発行状況】

年度	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
交付 世帯数	62	269	207	148	197	126	206	261	118
平成 22年 7月1 日現在	1	3	4	2	4	4	15	36	65

注：上段はその年度において発行した交付世帯数であり、下段は平成22年7月1日現在も引き続き資格証明書の交付を受けている世帯である。

ケ. 分納誓約の管理について（指 摘）

滞納整理事務における納付相談では、被保険者と分割納付の誓約（以下、「分納誓約」という。）を交わすことがある。しかし、市ではこの分納誓約を交わした後の履行状況などを十分に管理できていない。

一度でも分納を約束した被保険者には一定の納付意識があると考えられるため、仮に分納が滞ったとしても、再び始めから他の滞納者と同じように対処するのではなく、早期に再相談できる体制を整えるべきである。

また、滞納者に対処する方法を検討する場合に、その滞納者の属性を分析することがあるが、その際には、通常は、滞納残高別、滞納期間別あるいは所得別等に分類して滞納者の属性分析を行うことが多い。この属性分析の中で、滞納者が再び納付するかどうかという、滞納者の納付の意思を勘案することも重要な項目のひとつと考えるが、現在の属性分析にはそれに関する項目はない。したがって、滞納者の納付意思の程度によっても戦略的に対応できるよう、分納誓約の履行状況を十分に管理し利用されたい。なお、市では、今後の国民健康保険料システムの改修に伴い、この分納誓約の管理についても対応していく方針である。

コ. 徴収の人員確保について（意 見）

上で述べてきた意見のとおり、滞納初期の者への対応や納付相談の充実を考え、さらに経済環境の悪化に伴い滞納額の増加が予測されることを考えた場合、現行の組織体制で効率的に運営できるかは、市でも検討しなければならない。また、今後は非常勤職員の役割もより重要になるものと考えられる。

【滞納繰越分の決算額と滞納整理係の職員数推移】

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
滞納 繰越分	調定額	4,410,171	4,606,792	4,574,482	4,424,549	4,090,365
	収納額	508,094	523,006	545,127	529,959	561,171
	不納欠損額	866,545	1,088,677	1,149,931	1,309,471	1,280,401
国民健康保険加入世帯数		107,322	108,792	110,174	93,713	95,180
滞納世帯数		18,318	17,940	16,631	17,202	18,051
国民健康保険課職員数		55	55	62	73	74
うち滞納整理係職員数		10	10	8	8	8
収納員		16	16	15	11	11
非常勤職員数		7	7	7	9	9

注：調定額、収納額及び不納欠損額は、一般被保険者分・退職被保険者分、医療分・介護分の合計額である。国民健康保険加入世帯数は、年度末現在の登録世帯数を用いている。各年度における職員数は当該年度の10月1日現在のものを用いている。

上記の表は、滞納繰越分の決算額と滞納整理係の職員数推移である。表中の推移で特に注意すべきことは、平成20年度の制度改正に伴い、国民健康保険加入世帯数が減少したにもかかわらず、滞納世帯数は増加傾向にあることである。これは、現年度分滞納者、過年度分滞納者（常習的滞納者）を問わず滞納者への対応が量的に増加していることを示している。

また、保険料の滞納は景気動向に遅行すると考えられるため、ここ2年あまりの不況が、加入者の増加、今後の保険料の徴収に影響する可能性は十分に考えられる。その場合、滞納初期の者への対応や納付相談の充実なども勿論重要であるが、滞納処分を積極的に行うことについても検討しなければならない。市では滞納処分に係る業務を債権回収対策室に移管して行っている。

一方で、国民健康保険課の職員数は一定の増加傾向にあるが、滞納整理係の人員数は減少から横ばいになっている。今後も、収納率の向上及び保険料納付の公平性の両立を目指し、滞納処分などの業務の増加に対応すべく組織的に検討していくことを要望する。

また、市税の滞納と国民健康保険料などの滞納が多重に発生している事例も多いことから、債権回収対策室と連携を維持し、その回収ノウハウを吸収してさらに高めながら、国民健康保険料の滞納対策を組織的にも強化することが望まれる。

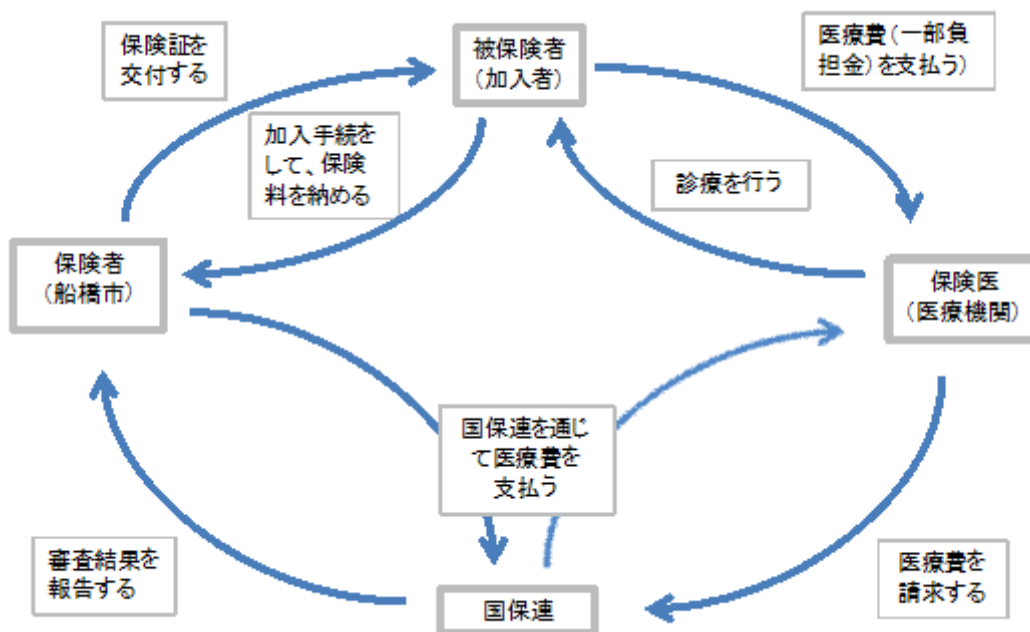
(3) 国民健康保険事業における保険給付事務について

① 概要

船橋市における国民健康保険は、下図に示すとおり、被保険者（加入者）、保険医（医療機関）、保険者（船橋市）の3者が関係する制度であり、保険者（船橋市）が運営している。流れとしては、まず船橋市に保険料を納めている被保険者が、医療機関で診療を受けると自己負担分のみを支払う（負担割合については下表参照）。医療機関は、保険者負担分を千葉県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に請求し、船橋市はこの国保連を通じて医療機関に支払う。このように国民健康保険は、被保険者が保険料を支払うことで、一定の自己負担だけで医療サービスを受けられるようにするものである。

国民健康保険は、原則的には医療サービスを被保険者に給付するものである。これを療養の給付という。しかし、様々な理由により医療サービスの現物そのものを給付できない場合がある。そのような現物以外の給付には、主なものとして療養費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費がある。

【国民健康保険の仕組み】



【保険給付の概要】

(療養の給付における負担割合 (平成 20 年度以降))

区 分	保険者負担割合	被保険者の一部負担割合
義務教育就学前	8 割	2 割
義務教育就学以降～70 歳未満	7 割	3 割
退職被保険者	7 割	3 割
70 歳～74 歳の人	8 割	2 割 注
70 歳～74 歳の人で現役並み所得者	7 割	3 割

注：平成 23 年 3 月まで 1 割 (差額 1 割は指定公費負担)。

以下、表中の区分における分類は下記のとおりである。

- ・上位所得者：基礎控除後の所得額が 600 万円以上の世帯
- ・現役並み所得者：同一世帯に市民税課税所得 145 万円以上の所得がある 70 歳以上の国保被保険者がいる人。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請により「一般」の区分に変更となり、療養の給付及び療養費の一部負担割合も 1 割負担になる。
 - (1) 同一世帯に他に 70 歳以上の国保被保険者がいない場合は、本人の収入額が 383 万円未満。
 - (2) 同一世帯に他に 70 歳以上の国保被保険者がいる場合は、本人及び他の人の収入額の合計が 520 万円未満。
- ・低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が市民税非課税である人。
- ・低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が市民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人。
- ・一般：市民税課税世帯に属し、本人も含め、同一世帯に市民税課税所得 145 万円以上の所得がある 70 歳以上の国保被保険者がいない人

(入院時食事療養費 (標準負担額))

区 分	標準負担額	
一般 (下記以外の人)	1 食 260 円	
市民税非課税世帯 (70 歳以上的人是低所得者Ⅱ)	過去 12 か月間に入院日数が 90 日以内の入院の場合	1 食 210 円
	90 日を超える入院の場合	1 食 160 円
市民税非課税世帯のうち所得が一定基準に達しない人 (70 歳以上的人是低所得者Ⅰ)	1 食 100 円	

注：70 歳以上の人で療養病床に入院する場合は、平成 18 年 10 月 1 日より下記の入院時生活療養費による。

(入院時生活療養費 (標準負担額))

区 分	標準負担額	
	1食あたり食費	1日当たりの居住費
一般 (下記以外の人)	460 円 注	320 円
低所得者Ⅱ	210 円	320 円
低所得者Ⅰ	130 円	320 円
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

注：平成 18 年 10 月 1 日以降 70 歳以上の人で療養病床に入院する場合。保険医療機関の施設基準等により、420 円の場合がある。

(高額療養費)

- ア. 同じ医療機関に支払った同一診療月に係わる医療費の一部負担金を、医療機関ごとに算定し、下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給する。
- イ. 同一世帯内で、同じ月内に一部負担金を複数回支払った場合、21,000 円を超えた一部負担金のみを合算し、その合計額が下表の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額を支給する。
- ウ. 同一世帯において高額療養費の該当が過去 12 か月の間に 4 回以上あった場合、4 回目以降は下表の 4 回以上自己負担限度額を超えた額を支給する。
- エ. 厚生労働大臣の定める疾病に係る一部負担金が 10,000 円 (70 歳未満で慢性腎不全による人工透析を要する上位所得者は 20,000 円) を超えるとき、その超えた額を現物給付により支給する。

<高額療養費の 70 歳未満の人の自己負担限度額>

区 分	1 か月の自己負担限度額	
	過去 12 か月間に 高額療養費該当が 3 回	4 回以上高額療養費該当
上位所得者世帯	150,000 円 + 1% 注 1	83,400 円
一般世帯	80,100 円 + 1% 注 2	44,400 円
市民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

注 1：医療費 (保険適用) のうち、500,000 円を超えた額の 1%を加算。

注 2：医療費 (保険適用) のうち、267,000 円を超えた額の 1%を加算。

〈高額療養費の70歳以上の人の自己負担限度額〉

区 分	1か月の自己負担限度額	
	個人の限度額 (外来のみ)	○世帯の限度額 (外来入院を問わず、受給者全員の合計) ○入院時の限度額 注1
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% 注2 多数該当44,400円 注3
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

注1：低所得者Ⅱ・Ⅰの人が入院時の限度額の適用を受けるには、市への申請が必要になる。

注2：医療費（保険適用分）を合計して267,000円を超えた額の1%を加算。

注3：過去12か月間に同じ世帯で高額療養費該当が4回以上ある場合の4回目以降の限度額。

(出産育児一時金)

1件 350,000円

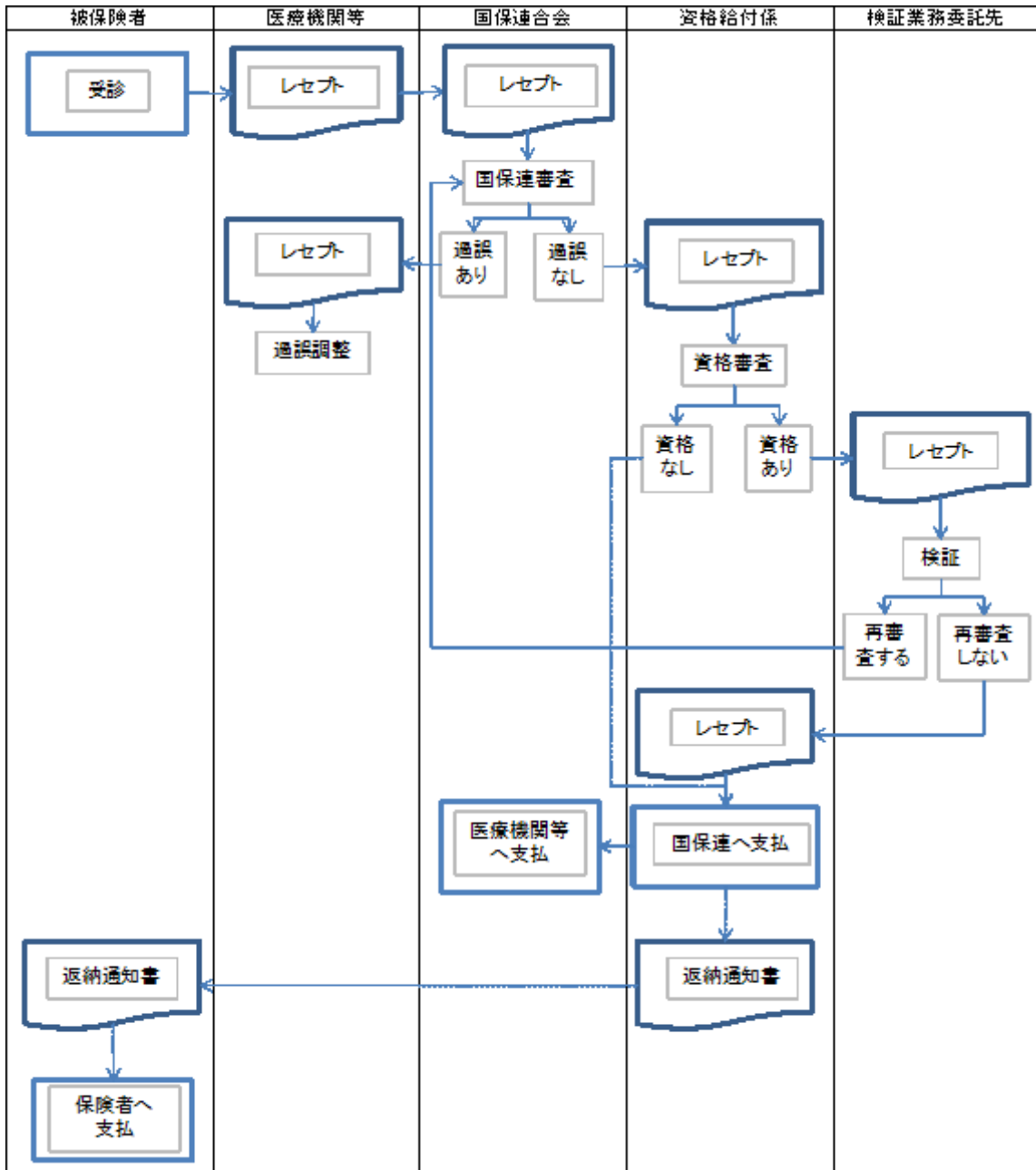
(平成21年1月1日から産科医療補償制度加入の産科医療機関で出産した場合は3万円加算、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産については4万円の追加加算)

※平成21年10月1日より平成23年3月31日までの間の出産については被保険者の世帯主と医療機関との同意に基づいて医療機関に支払う直接支払制度が適用されている。

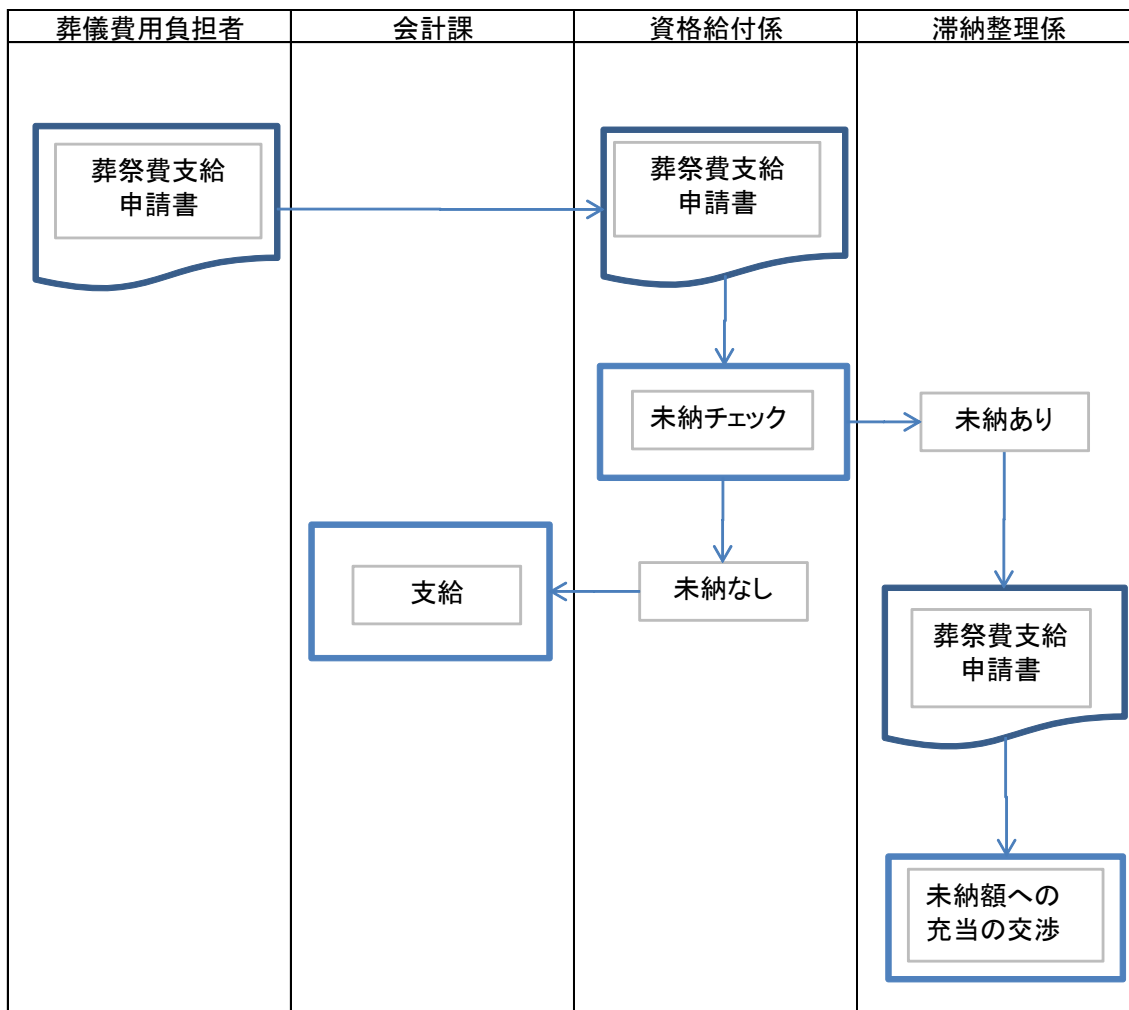
(葬祭費)

1件 50,000円 (平成20年3月31日まで100,000円)

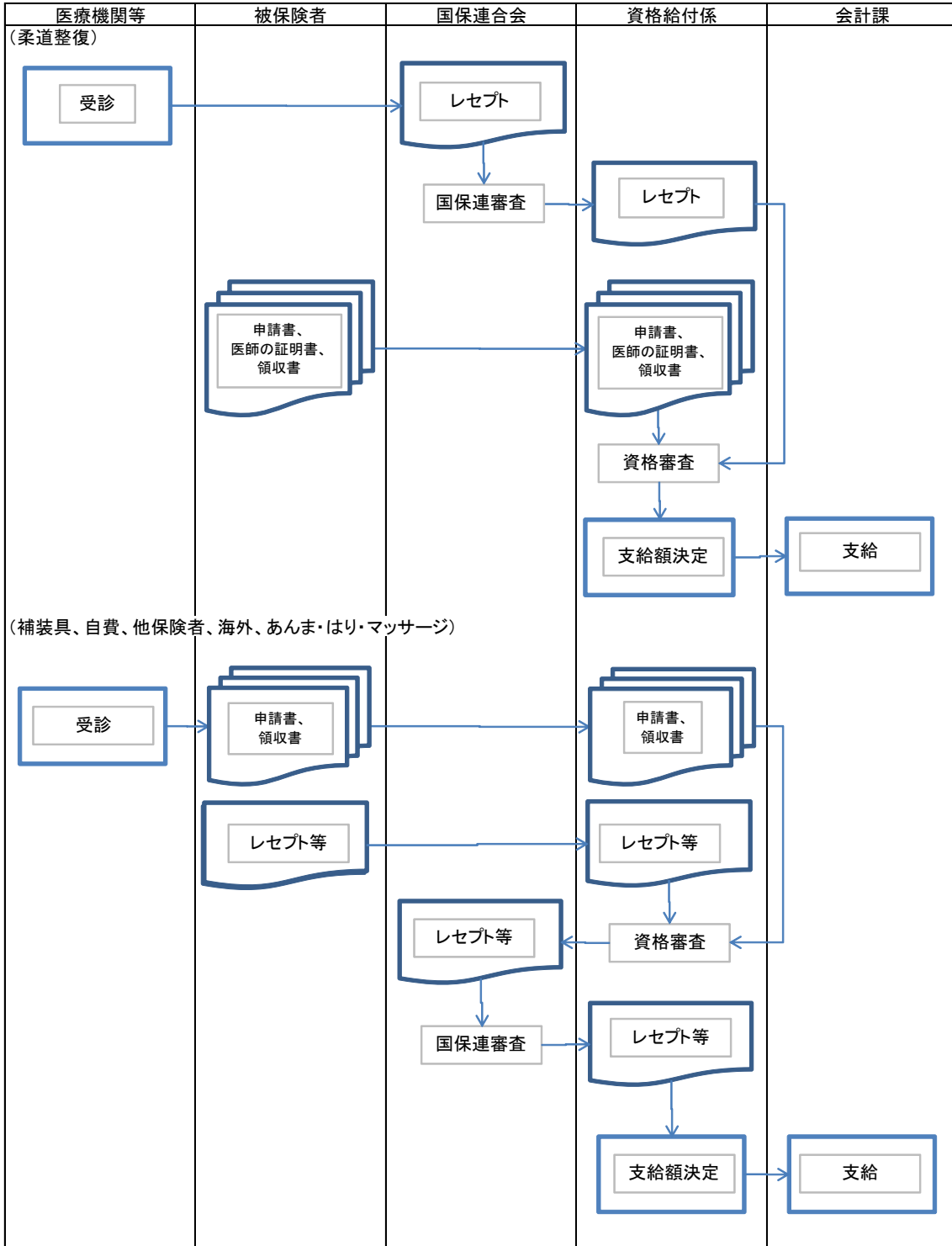
【療養の給付における業務フロー】



【葬祭費支給の業務フロー】



【療養費支給の業務フロー】

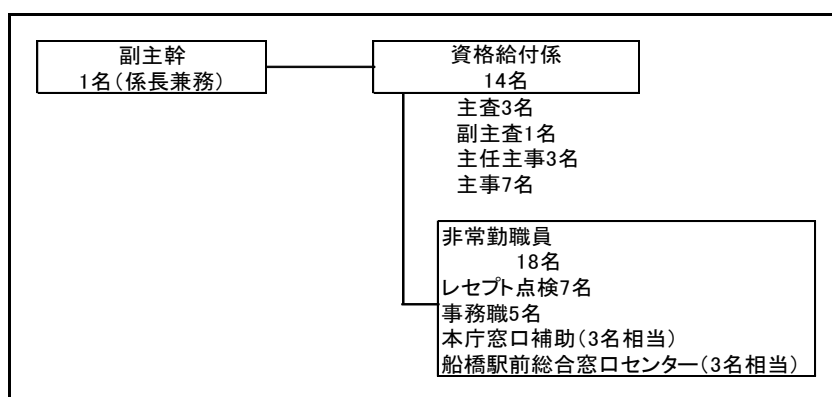


ア. 担当課及び職員体制について

国民健康保険の保険給付事務に関しては、資格給付係の分掌事務とされている。副主幹（係長兼務）1名、主査3名、副主査1名、主任主事3名、主事7名の合計15名の体制となっている。また、正規職員以外に非常勤一般職18名（レセプト点検7名、事務職5名、本庁窓口補助6名（3人工）、船橋駅前総合窓口センター（フェイス）7名（3人工））も業務に従事している。

上記職員数はいずれも平成21年10月1日現在のものである。

【資格給付係（副主幹を含む）の職員構成】



【資格給付係 分掌事務】

1. 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
2. 出産育児一時金・葬祭費及び高額療養費の支給並び療養費の受付に関すること。
3. 療養の給付の資格の点検に関すること。
4. 医療費通知に関すること。
5. 看護及び移送の承認に関すること。
6. 国民健康保険一部負担金に関すること。
7. 高額療養費の貸付に関すること。
8. 国民健康保険の証明に関すること。
9. 出産費資金の貸付に関すること。

イ. 予算・実績の推移について

【療養諸費費用額負担区分】

(単位：千円)

区分 年 度		療 養 の 給 付					
		件数 (件)	費 用 額	保 険 者 負担分	一 部 負担金	他 法 負 担 分	
						他法優先	国保優先
20	一 般	2,060,199	37,466,794	27,319,146	8,884,627	0	1,263,021
	退 職	194,327	3,789,905	2,755,775	1,003,632	0	30,498
	合 計	2,254,526	41,256,699	30,074,921	9,888,259	0	1,293,519
21	一 般	2,166,585	40,633,722	29,641,815	9,570,428	0	1,421,479
	退 職	111,620	2,239,066	1,569,336	648,778	0	20,952
	合 計	2,278,205	42,872,788	31,211,151	10,219,206	0	1,442,431

区分 年 度		療 養 費					
		件数 (件)	費 用 額	保 険 者 負担分	一 部 負担金	他 法 負 担 分	
						他法優先	国保優先
20	一 般	65,844	817,231	597,934	199,450	0	19,847
	退 職	9,038	118,196	89,084	28,984	0	128
	合 計	74,882	935,427	687,018	228,434	0	19,975
21	一 般	75,425	918,889	670,428	220,738	0	27,723
	退 職	3,328	38,226	26,785	11,441	0	0
	合 計	78,753	957,115	697,213	232,179	0	27,723

区分 年 度		療養の給付と療養費の合計					
		件数 (件)	費 用 額	保 険 者 負担分	一 部 負担金	他 法 負 担 分	
						他法優先	国保優先
20	一 般	2,126,043	38,284,025	27,917,080	9,084,077	0	1,282,868
	退 職	203,365	3,908,101	2,844,859	1,032,616	0	30,626
	合 計	2,329,408	42,192,126	30,761,939	10,116,693	0	1,313,494
21	一 般	2,242,010	41,552,611	30,312,243	9,791,166	0	1,449,202
	退 職	114,948	2,277,292	1,596,121	660,219	0	20,952
	合 計	2,356,958	43,829,903	31,908,364	10,451,385	0	1,470,154

【出産育児一時金・葬祭費の給付状況】

(単位：円)

区分 年度	出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費		合 計	
	件数(件)	金 額	件数(件)	金 額	件数(件)	金 額
20	794	281,220,000	1,074	67,400,000	1,868	348,620,000
21	734	289,370,000	951	47,815,000	1,685	337,185,000

【高額療養費の状況】

平成 20 年度			平成 21 年度		
一 般 被 保 険 者 分			一 般 被 保 険 者 分		
件数(件)	金 額 (千円)	1 件あたり の額(円)	件数(件)	金 額 (千円)	1 件あたり の額(円)
44,346	2,721,388	61,367	51,910	3,180,832	61,276
退職被保険者等分			退職被保険者等分		
件数(件)	金 額 (千円)	1 件あたり の額(円)	件数(件)	金 額 (千円)	1 件あたり の額(円)
6,529	417,557	63,954	2,122	219,542	103,460
一般被保険者分と退職被保険者分合計			一般被保険者分と退職被保険者分合計		
件数(件)	金 額 (千円)	1 件あたり の額(円)	件数(件)	金 額 (千円)	1 件あたり の額(円)
50,875	3,138,946	61,699	54,032	3,400,374	62,933

ウ. 前記の業務フローの説明について

前記の業務フローのうち、それぞれの業務フローの説明は以下のとおりである。

【療養の給付に係る業務フロー】

被保険者が疾病及び負傷等で医療機関を受診すると、診療内容の明細(以下、「レセプト」という。)が作成され、国保連に回付される。ここで、レセプトの内容を点検し、請求点数誤りや診療内容の誤りがある場合には過誤調整が行われる。

国保連における審査が終了したレセプトについては、保険者である船橋市の国民健康保険課資格給付係において、同係の職員が資格審査を行う。

ここで、資格がないことが判明した場合には、市は国保連・医療機関等

に対して一旦療養の給付部分について立替払いを行うため、被保険者に不当利得が発生する。そのため、市は当該被保険者に対して療養の給付部分について返納を要求する。この要求は市から被保険者に対して、「保険給付費返納通知書」を送付して行われる。

資格がある場合には、レセプトは外部の検証業務委託先に送付され、再チェックが行われる（※平成 21 年度まではこの再チェックに係る業務は市の非常勤職員よって行われていた。）。ここで、行われる再チェックは基本的に国保連における審査と同様にレセプトの内容の妥当性について行われる。この再チェックで妥当性に疑問があるレセプトについては、国保連に差し戻し、再審査を請求する。問題がないものについては資格給付係に返還され、当該レセプトに基づき、国保連を通じて医療機関等に給付部分が支払われる。

【葬祭費支給の業務フロー】

被保険者が死亡した場合、船橋市国民健康保険条例第 7 条に基づき、葬祭費として 5 万円が支給される。

葬儀費用負担者が市に対して、葬祭費を請求する場合、「葬祭費支給申請書」を市に提出しなければならない。資格給付係では、「葬祭費支給申請書」の記入事項を確認し、さらに申請者が親族以外の人の場合には葬儀費用の領収書も提示してもらい、確認する。

葬祭費支給申請書は市に提出されると、被保険者に未納保険料がないかをチェックされる。もし、未納保険料がない場合には、「葬祭受付簿」に記入し、振込（もしくは現金）で支給される。

未納保険料がある場合、葬祭費支給申請書は滞納整理係に回付される。この場合、葬祭費はまず現金で支給され、その後未納保険料の納付について相談することとなる。

【療養費支給の業務フロー】

健康保険制度においては、現物給付（療養の給付）が原則であるが、様々な理由から現物給付ができない場合がある。これらの場合に対処するために、一旦自費で療養を受け、事後に現金でその費用（保険者負担分）を支払う療養費払いの制度が設けられている。

国民健康保険における療養費払いの主な対象は、

- i 緊急その他やむを得ない場合に被保険者証を医療機関に提示できなかった場合
- ii 保険医療機関等がない地域で受療した場合

iii 現物給付していないコルセット等の装着を行った場合である。

療養費の業務フローは、柔道整復を受けた場合だけ他のものと異なっており、柔道整復では、被保険者が受診したのち医療機関から直接国保連に送付される。この点は通常の療養給付と変わらない。

他の療養費（補装具の受付、自費（保険証なし）で診療した場合、他の保険者への不当利得を返納したのち船橋市の国保へ療養の給付部分の支給を請求する場合、海外で診療を受けた場合、あんま・はり・マッサージ）の場合、被保険者は受診又は購入後、「療養費支給申請書」、「レセプト」、「医師の証明書」（補装具の場合のみ）及び「領収書」を市に提出する。市では療養費支給申請書等を確認の上、資格審査を実施し、その後レセプト等を国保連に送付する。そこで、国保連における審査が実施され、支給額が決定される。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

- i 当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当職員等から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 当該事務に係る個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。また、他市の状況について、公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。
- iii 日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続に係る意見を次のとおり述べることとする。

ア. レセプトの検証業務について（意見）

療養の給付及び高額療養費の支給（以下、「療養給付費等」という。）については、被保険者が診療等の給付を受けた後、当該診療等に係るレセプトが国保連に送付され、請求点数や診療内容の妥当性などレセプトの内容について審査が行われている。さらにその後、市担当課においてもレセプトの内容に対して重ねて点検・調査が実施される。市担当課が実施する点検調査は、国保連の審査結果を確認し、再審査する必要があるレセプトがないか調査する目的で行われるものである。

このような市におけるレセプトの点検業務は、平成 21 年度までは市の非常勤職員の手で行われていたが、平成 22 年度からは外部への委託で行われるようになった。このレセプトの点検業務に係る委託業務の契約書によると、委託金額は「診療報酬明細書（レセプト）1 件につき」5 円 50 銭（消費税別）となっている。しかし、給付関連支出が増大していく昨今の情勢に鑑み、レセプト 1 件につき定額の報酬ではなく、業務委託の中で実施される再審査により達成される減点額の水準または規模に応じた報酬制度（成功報酬型）にすることも検討する価値が高い。なぜなら、当該成功報酬型にすることで、事業者の業務実施結果に対する関心を高め、その意欲を引き出すことができるからである。また、その結果、不必要な給付の削減を求める社会的な要請にも応えることができるものと考えられる。

当該委託業務は、平成 22 年度から実施されているため、監査実施時点では審査結果等はない状況である。なお、次の表は平成 20 年度及び平成 21 年度における再審査請求の状況を表している。

【非常勤職員による再審査請求の状況】

区 分		請 求		減（増）点された額（注）	
		枚数	金額（千円）	枚数	金額（千円）
一般被保 険者分	平成 20 年度	5,344	357,726	2,754	11,680
	平成 21 年度	7,606	393,240	3,877	16,520
退職被保 険者分	平成 20 年度	1,878	134,062	946	3,991
	平成 21 年度	477	21,988	213	901
合計	平成 20 年度	7,222	491,788	3,700	15,671
	平成 21 年度	8,083	415,228	4,090	17,421

注：再審査によって減額または増額された保険者（船橋市）の負担額である。

（市資料より抜粋）

平成 22 年度においては、レセプトが従来の紙ベースのものから電子レセプトに移行している。近年、診療報酬請求業務等において、診療内容とそれに基づく請求点数の標準化が進んでおり、従来他の地方公共団体で採用されていた成功報酬型の契約方式が効果的に機能しない可能性がある。市では本委託業務を平成 22 年度から開始したばかりであるため、委託事業者にとってどのようなインセンティブがふさわしいのか、また、委託事業者の専門性の高さをどのように評価すべきであるのかなど、今後とも契約内容等について研究するよう要望する。

イ. 高額療養費貸付制度に係る収入未済の処理について（意見）

高額療養費貸付制度における収入未済は、平成 21 年度末現在で 10,399 千円（86 件）であった。そのうち、5,089 千円（47 件）が前年度末未償還分であり、それら未償還分の中には、平成 5 年度貸付分など長期間未回収の状態で繰り越されているものが散見された。これらの中には、既に借受人が死亡している場合も多数認められ、部分入金も全くないのが実態であり、今後の回収が不能と判断されるものが多かった。債務者が死亡した場合には、その相続人に対する調査を行うことも検討されたい。

このような長期延滞債権について、延滞貸付金の請求方法や不納欠損等の処理方法が明確に規則等で定められていないとの理由で、現在のところでは何ら処理がなされていない。

今後において、長期延滞債権の回収方法については市税の回収ノウハウを導入し、その手続き等を明文化するよう要望する。長年にわたる延滞債権については、債権回収対策室へ移管を行う等、専門的かつ効果的な回収対策を実施することも検討されたい。

ウ. 出産一時金貸付金の管理について（意見）

出産育児一時金に係る貸付金は、平成 21 年 10 月から実施されている直接支払制度により、実際の利用者は次の表に示すとおり、激減している。この点については当該貸付制度の効果について実態分析を行う必要があるものとする。また、長期延滞債権については、イ. と同様、市税の回収ノウハウを導入することも検討されるよう要望する。

【貸付金の貸付・償還・残高】

(単位：千円)

年度	区分	貸付実績	償 還 高			年度末現在高		
			前年度分	当年度分	計	前年度分	当年度分	計
17	件数	113	7	91	98	1	22	23
	金額	28,838	1,860	23,510	25,370	270	5,328	5,598
18	件数	135	23	114	137	0	21	21
	金額	40,738	5,598	33,498	39,096	0	7,240	7,240
19	件数	121	21	109	130	0	12	12
	金額	40,194	7,240	36,096	43,336	0	4,098	4,098
20	件数	77	11	65	76	1	12	13
	金額	25,079	3,748	21,067	21,067	350	4,011	4,361
21	件数	25	10	22	22	3	3	6
	金額	8,090	3,301	7,209	7,209	1,060	881	1,941

エ. 特定健康診査・特定保健指導の実施について（意見）

特定健康診査・特定保健指導は、市の組織上では健康福祉局健康部国民健康保険課の中に「特定健康診査室」（以下、「特定健診室」という。）が設けられており、室長を含めて20名体制である。その内訳は、次のとおりである。

室長 1名
 副主幹 1名 主査3名（うち保健師1名）
 副主査3名（うち管理栄養士1名）
 主任技師5名（保健師）
 主事2名、技師5名（保健師1名・管理栄養士4名）

※その他非常勤一般職4名
 事務職1人工（2名）
 看護師3人工（6名）

上記職員数は、いずれも平成21年10月1日現在のものである。

特定健診室の業務は大きく分けて、特定健康診査（特定健診）と特定保健指導の2つである。このうち、特定健診に関しては他市町村と比較して受診率が高い。一方、特定保健指導についても実績は他市町村と比べて低くはない（国保連合会が「特定健診等データ管理システム」から集計した平成21年度実績数値等による比較に基づいている。）。

しかし、特定保健指導を受けた人員等の実績からすると、平成22年度以降、特定健康指導の体制として、現在のような職員数を確保する必要があるのか、適正人員について再度検討を行い、また、指導実績を向上させるための手法を検討されるよう要望する。

特定健康診査・特定保健指導の実績については、平成20年度及び平成21年度についてそれぞれ以下のような目標値の設定及び実施状況となっている（「平成21年度 船橋市 国保2010」）。

【船橋市国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導の目標値】

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
特定健康診査受診率	45%	50%	55%	60%	65%
特定保健指導実施率	20%	25%	30%	40%	45%
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	—	—	—	—	10%減少

注：船橋市国民健康保険課「特定健康診査等実施計画」より

【船橋市国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導の実施状況】

区分	特定健康診査			特定保健指導			メタボリックシンドローム 該当者及び予備 群の減少率
	対象者数 (人)	受診者 数(人)	実績 率(%)	対象者数 (人)	受診者 数(人)	実施 率(%)	
20	99,933	46,432	46.5	6,537	1,360	20.8	—
21	100,585	46,587	46.3	5,772	1,886	32.7	—

これらの表に示されているとおり、平成21年度における特定健康診査の実施率は目標値を下回っているが、特定保健指導の実施率は目標値を上回っている。

これらの制度の趣旨は、毎年度の受診者数を増加させ、それらの実施率を目標値まで高めることにより、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を長期的に減少させ、その結果として医療費の増加に歯止めをかけて、特定診療費の減少を目指すことにある。そこで、今後とも、より受診者等の増加を図るためにより効果的な広報活動及び指導方法等の改善に努めるよう要望する。

オ. 求償権の管理について（意見）

第三者行為により保険給付を行ったときに取得する損害賠償請求権（求償権）に係る損害賠償金の徴収、収納事務については、国保連に委任している。平成21年度においては、合計で67,133,007円（99件）の損害賠償金が回収され、国保連より入金されている。また、その手数料として、742,900円を支払っている。

市は個々の事案ごとに国保連に委任している。その後、過失割合の協議等を経て、国保連が損害賠償金を回収すると、年4回、回収した損害賠償金の額が通知される（損害賠償金取得額通知書）。市はこれに基づいて請求書を発行し、入金を受けることにより事案の処理は完了する。また、回収した損害賠償金については、入金時点で雑入として会計処理している。確かに、被害者の症状が固定し過失割合が確定した場合に求償権の額は確定するものの、収納事務も含めて国保連に委任されている

ことから、会計処理上、損害賠償金が入金された時点において歳入として処理することは理解できる(地方自治法施行令第142条第1項第3号)。

これらの求償権については、国民健康保険事業の実質的な債権として、未回収(未完了)の求償権がどの程度あるのかを把握することは保険者として必要である。現在、委任した個々の事案については、手書きの台帳に記録し、完了の有無等を管理するとともに、不定期に国保連より未完了事案の一覧を入手し、照合しているとのことである。しかし、監査時点(平成23年1月)においては、未完了事案の一覧は破棄されており、台帳との照合作業が適切に実施されているか確認することはできなかった。今後、定期的に未完了事案の一覧を入手するとともに、手書き台帳上に照合した結果を記録するとともに、未完了事案の一覧を併せて保管する等、明瞭な形での管理を行うことを要望する。

【平成21年度における損害賠償金実績：船橋市への入金額】

区 分	件 数	金 額
一般被保険者分	86件	52,742,717円
退職被保険者分	13件	14,390,290円
合 計	99件	67,133,007円

【平成21年度における千葉国保連への支払手数料】

区 分	件 数	金 額
支払手数料	99件	742,900円
1件あたり手数料	—	7,504円

注：損害賠償請求事務手数料単価は、1件あたり10,500円。ただし、損害賠償金取得額が10万円に満たないとき、または直接加害者請求については、取得額の10.5%。

カ. 葬祭費の給付について(指摘/意見なし)

葬祭費の給付に関する証憑等を試査により検証し、必要な事項について担当職員に質問を実施したが、その監査手続きの範囲では会計処理上問題とすべき事務処理はなかった。

キ. 療養費の給付について(指摘/意見なし)

療養費の給付に関する証憑等を試査により検証し、必要な事項について担当職員に質問を実施したが、その監査手続きの範囲では会計処理上問題とすべき事務処理はなかった。

Ⅱ 介護保険事業に係る監査結果について

1. 介護保険事業に係る総括的意見について

(1) 介護保険制度の見直しの動きと実施事業の見直しの必要性について

第5期(平成24年度～平成26年度)介護保険事業計画の策定に向けて、国においても介護保険制度の改正に向けた見直し作業が行われている。介護保険制度発足から約10年が経過し、社会状況も大きく変化してきたことによる制度の抜本的な見直し作業が日々、ニュースでも大きく取り上げられている。実際に介護保険制度を運営する市としては、その制度改正に大きな影響を受けるものと考えられる。

今回の監査では、国による介護保険制度の改正の動きをにらみながらも、現在の介護保険制度の運用について、財務監査として検証する必要がある。その介護保険事業に対する財務監査の結果は、個別意見に記載しているとおりのことであるが、会計制度面の課題も含めて、財務監査上、そのあり方を見直すことが必要と考えられる事業について意見を述べることとする。

(2) 会計制度面の課題と介護保険事業の見直しについて

① 一般会計繰入金の状況について

介護保険事業特別会計への一般会計繰入金の状況は次のとおりである。

【一般会計繰入金決算年度推移】

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	19-20増減	平成21年度	20-21増減
現年度分介護保険給付費繰入金	2,326,331,981	2,450,810,422	124,478,441	2,670,797,331	219,986,909
現年度分地域支援事業繰入金 (介護予防)	8,970,526	18,643,086	9,672,560	22,616,822	3,973,736
過年度分地域支援事業繰入金 (介護予防)	-	13,474,854	13,474,854	0	△ 13,474,854
現年度分地域支援事業繰入金 (包括的支援)	55,046,199	57,712,203	2,666,004	64,146,025	6,433,822
職員給与費等繰入金	336,181,840	336,966,560	784,720	332,637,913	△ 4,328,647
事務費繰入金	383,515,856	433,549,338	50,033,482	414,124,317	△ 19,425,021
その他繰入金	0	0	0	0	0
合 計	3,110,046,402	3,311,156,463	201,110,061	3,504,322,408	193,165,945

この表からもわかるとおり、介護保険事業特別会計の場合、一般会計繰入金は全て基準内繰入金である。また、予算及び決算の状況を示すと次のとおりである。

【介護保険事業一般会計繰入金予算決算年度推移】

(単位：円)

区 分	平成20年度			平成21年度		
	予算	決算	差異	予算	決算	差異
現年度分介護保険給付費繰入金	2,703,804,000	2,450,810,422	252,993,578	2,838,029,000	2,670,797,331	167,231,669
現年度分地域支援事業繰入金 (介護予防)	25,725,000	18,643,086	7,081,914	26,680,000	22,616,822	4,063,178
過年度分地域支援事業繰入金 (介護予防)	13,475,000	13,474,854	146	0	0	0
現年度分地域支援事業繰入金 (包括的支援)	61,965,000	57,712,203	4,252,797	69,220,000	64,146,025	5,073,975
職員給与費等繰入金	362,170,000	336,966,560	25,203,440	348,100,000	332,637,913	15,462,087
事務費繰入金	461,836,000	433,549,338	28,286,662	470,431,000	414,124,317	56,306,683
その他繰入金	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000
合 計	3,638,975,000	3,311,156,463	327,818,537	3,762,460,000	3,504,322,408	258,137,592

予算の執行状況では、平成20年度で3億2,782万円、また、平成21年度で2億5,814万円の乖離が生じている。予算の編成方法と決算の算定根拠については、次に示すとおりであった（介護保険課からの回答）。

【平成21年度一般会計繰入金算定根拠等】 (単位：円)

区 分	平成21年度		
	予算	算定根拠	決算
現年度分介護保険給付費繰入金	2,838,029,000	介護保険法第124条第1項 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第3条第1項	2,670,797,331
現年度分地域支援事業繰入金 (介護予防)	26,680,000	介護保険法第124条第3項 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第3条第3項	22,616,822
過年度分地域支援事業繰入金 (介護予防)	0	介護保険法第124条第3項 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第3条第3項	0
現年度分地域支援事業繰入金 (包括的支援)	69,220,000	介護保険法第124条第4項 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第3条第4項	64,146,025
職員給与費等繰入金	348,100,000	介護保険特別会計の款項目節区分について (平成11年10月5日 事務連絡)	332,637,913
事務費繰入金	470,431,000	介護保険特別会計の款項目節区分について (平成11年10月5日 事務連絡) 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行について (平成16年3月31日 老発第0331015号)	414,124,317
その他繰入金	10,000,000	介護保険特別会計の款項目節区分について (平成11年10月5日 事務連絡)	0
合 計	3,762,460,000		3,504,322,408

② 介護保険事業等の見直しについて

このように介護保険事業特別会計においては、基準内繰入のみで基準外繰入は存在しない。しかし、現在の歳入歳出決算書の介護保険事業特別会計の中には整理されていないが、地方財政統計の中で「介護保険事業会計決算の状況」の「介護サービス事業勘定」として、次のような決算が整理されており、「他会計繰入金(普通会計からのもの)」が1億6,481万円計上されている。

【平成21年度介護サービス事業勘定】

区 分		決算額 (千円)
歳 入		
	サービス収入	104,573
	他会計繰入金(普通会計)	164,805
	歳入合計	269,378
歳 出		
	総務費	113,221
	サービス事業費	156,157
	歳出合計	269,378
差引収支額		0

上記の「介護サービス事業勘定」で整理されている内容は、指定介護予防支援事業者として行う予防給付のケアマネジメント等である。上の表の中で表示されている「他会計繰入金（普通会計）」は、「サービス収入」で歳出を賄えない部分を普通会計（一般会計から公営事業会計を除き、特別会計のうち公営事業会計に属さない会計を集計したもの）から受け入れている繰入金である。

また、個別意見の中の「(7) 介護サービス事業に準ずる事業について」で述べるように、介護保険事業特別会計とは別ではあるが、地方財政統計である「地方公営企業決算の状況」調査において、介護サービス事業を公営企業会計として集計し、普通会計からの繰入金を計上している。つまり、公営企業会計に分類される介護サービス事業が一般会計の中に存在し、それを地方財政統計の基準に従い区分すると、普通会計からの繰入金が計上されることになるのである。この普通会計からの繰入も基本的に基準外繰入である。

したがって、それぞれの事業の市担当課としては、基準外繰入の存在を明確に認識し、その削減に向けた行動計画などを検討することが求められるものとする。

これらの事業のうち、次の3つの項目については、個別意見の中の「(7) 介護サービス事業に準ずる事業について」で述べている。

- i 特別養護老人ホーム朋松苑（所管課：高齢者福祉課）
- ii 訪問看護ステーション（所管課：包括支援課）
- iii 高齢者住宅整備資金助成事業（所管課：高齢者福祉課）

2. 介護保険事業に係る個別意見について

(1) 介護保険事業における資格審査及び保険料賦課事務について

① 概要

介護保険料は、第1号被保険者（介護保険制度における被保険者（満40歳以上）のうち65歳以上の被保険者）に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課することとされている（介護保険法第129条第2項）。保険料は3年毎に改定され、第1号被保険者の保険料は、原則として所得状況等に応じて6つの区分に分けられるが、特別の必要がある場合には、各市町村の判断により、保険料を弾力的に設定することができる（介護保険法施行令第38条、第39条）。

船橋市は、平成21年度から平成23年度までの保険料を下記のとおり12段階13区分に設定している（船橋市介護保険条例第3条）。

【船橋市の保険料段階】

(単位：円)

所得段階	区 分	年間保険料
第1段階	生活保護受給者及び市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	20,736
第2段階	市民税世帯非課税で課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下	20,736
第3段階	市民税世帯非課税で課税年金収入＋合計所得金額が80万円超	32,256
特例第4段階	市民税本人非課税者で課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下	39,168
第4段階	市民税本人非課税者で課税年金収入＋合計所得金額が80万円超	46,080
第5段階	市民税課税者かつ合計所得金額125万円未満	51,840
第6段階	市民税課税者かつ合計所得金額125万円以上200万円未満	57,600
第7段階	市民税課税者かつ合計所得金額200万円以上300万円未満	69,120
第8段階	市民税課税者かつ合計所得金額300万円以上400万円未満	73,728
第9段階	市民税課税者かつ合計所得金額400万円以上500万円未満	78,336
第10段階	市民税課税者かつ合計所得金額500万円以上600万円未満	82,944
第11段階	市民税課税者かつ合計所得金額600万円以上700万円未満	87,552
第12段階	市民税課税者かつ合計所得金額700万円以上	92,160

保険料の賦課期日は、年度の初日（4月1日）である（介護保険法第130条）。

保険料の徴収方法には、普通徴収と特別徴収がある（介護保険法第131条）。普通徴収とは、市町村が納付義務者に納入の通知をすることによって、納付義務者から直接徴収する方法であり、特別徴収とは、年金保険者に保険料を徴収させ、市町村に納入させる方法である。年金の受取額が年18万円以上の場合、特別徴収となり、年金からの天引きで保険料が徴収される。

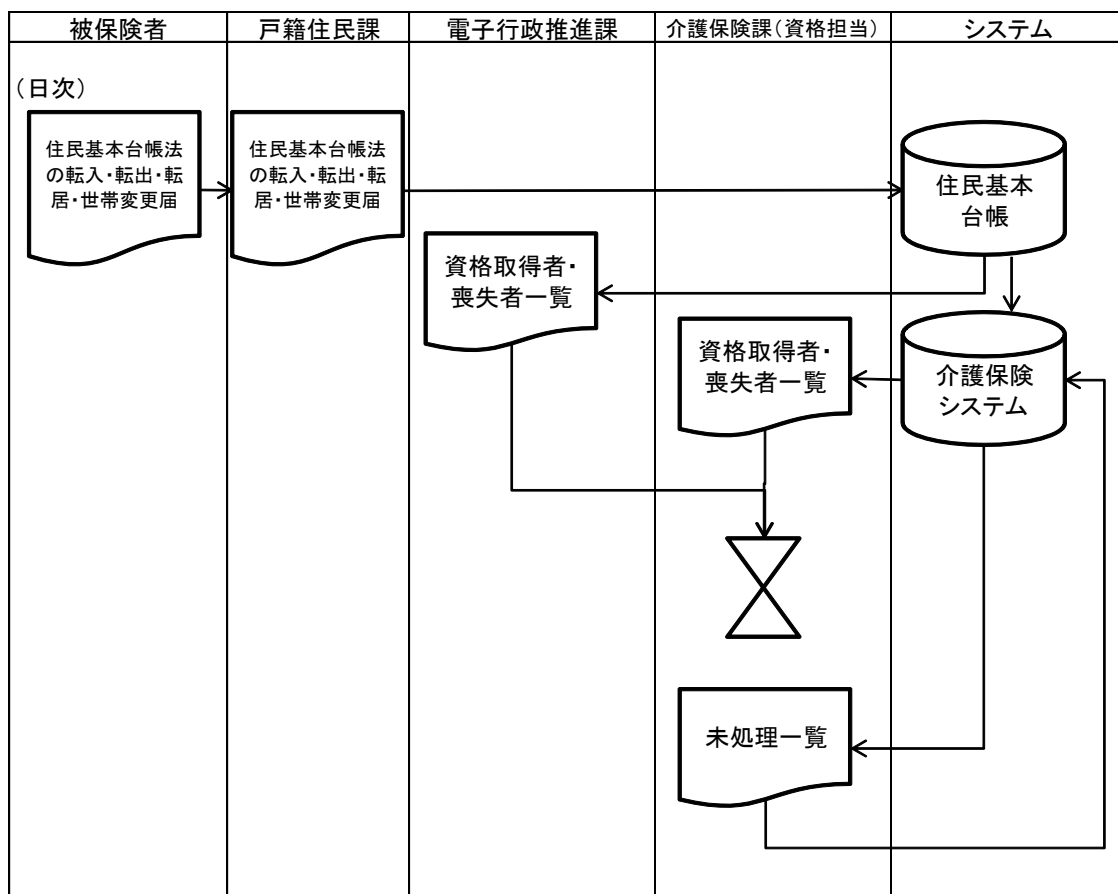
保険料の納期は、普通徴収の場合、年10回で、下表のとおりである（船橋市介護保険条例第4条）。特別徴収の場合は、年金支払時（4月、6月、8月、10月、12月、2月）の年6回で、年金保険者が特別徴収対象年金の支払の際に徴収し、これを市に納入する。

【納期】

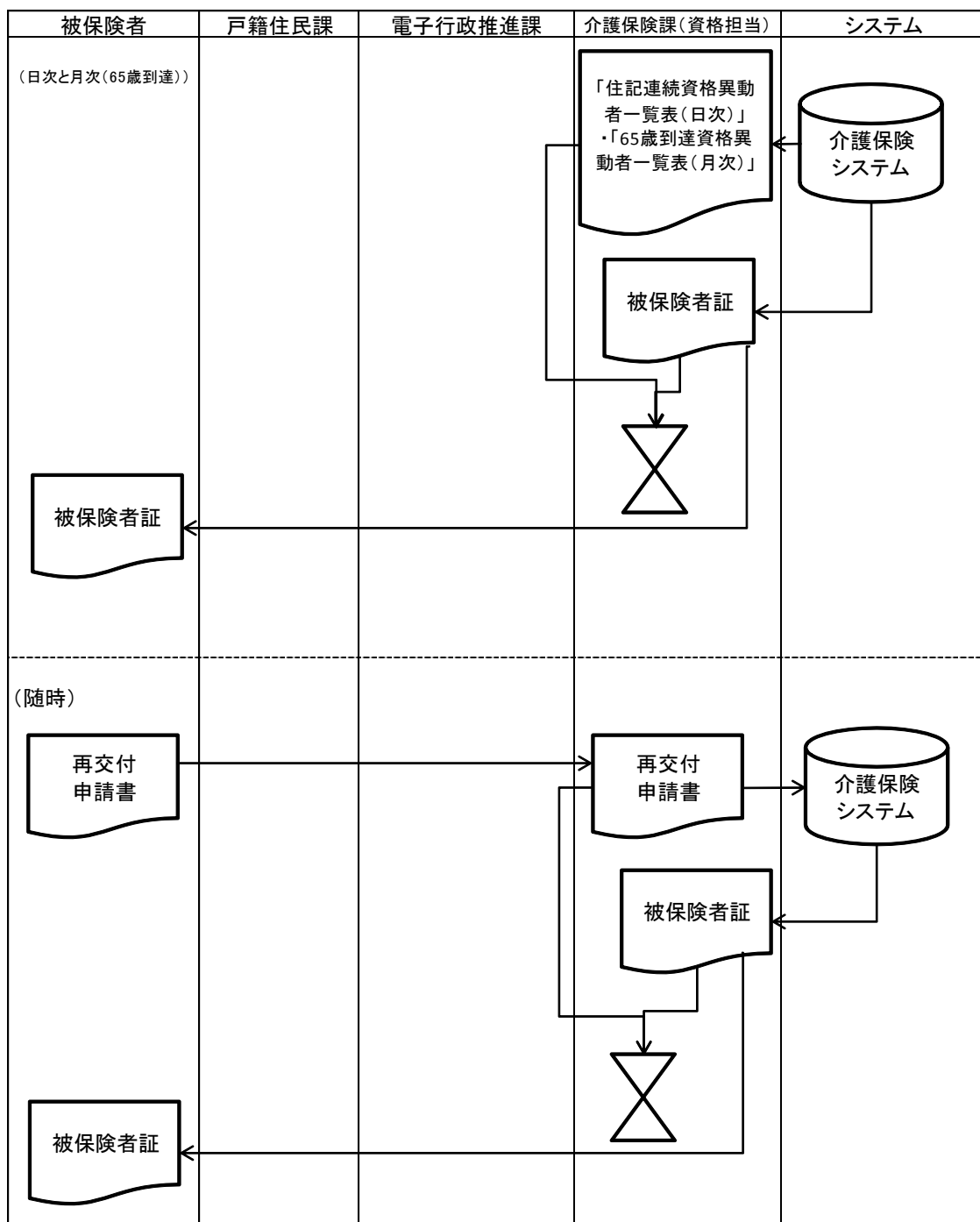
第1期	6月15日から同月末日まで
第2期	7月1日から同月末日まで
第3期	8月1日から同月末日まで
第4期	9月1日から同月末日まで
第5期	10月1日から同月末日まで
第6期	11月1日から同月末日まで
第7期	12月1日から同月25日まで
第8期	1月1日から同月末日まで
第9期	2月1日から同月末日まで
第10期	3月1日から同月末日まで

介護保険事業における資格審査事務の執行について、監査の過程で次のとおり業務フローを作成した。主に①資格異動の処理、②被保険者証の送付、の二つに分けられる。

【資格異動の処理】

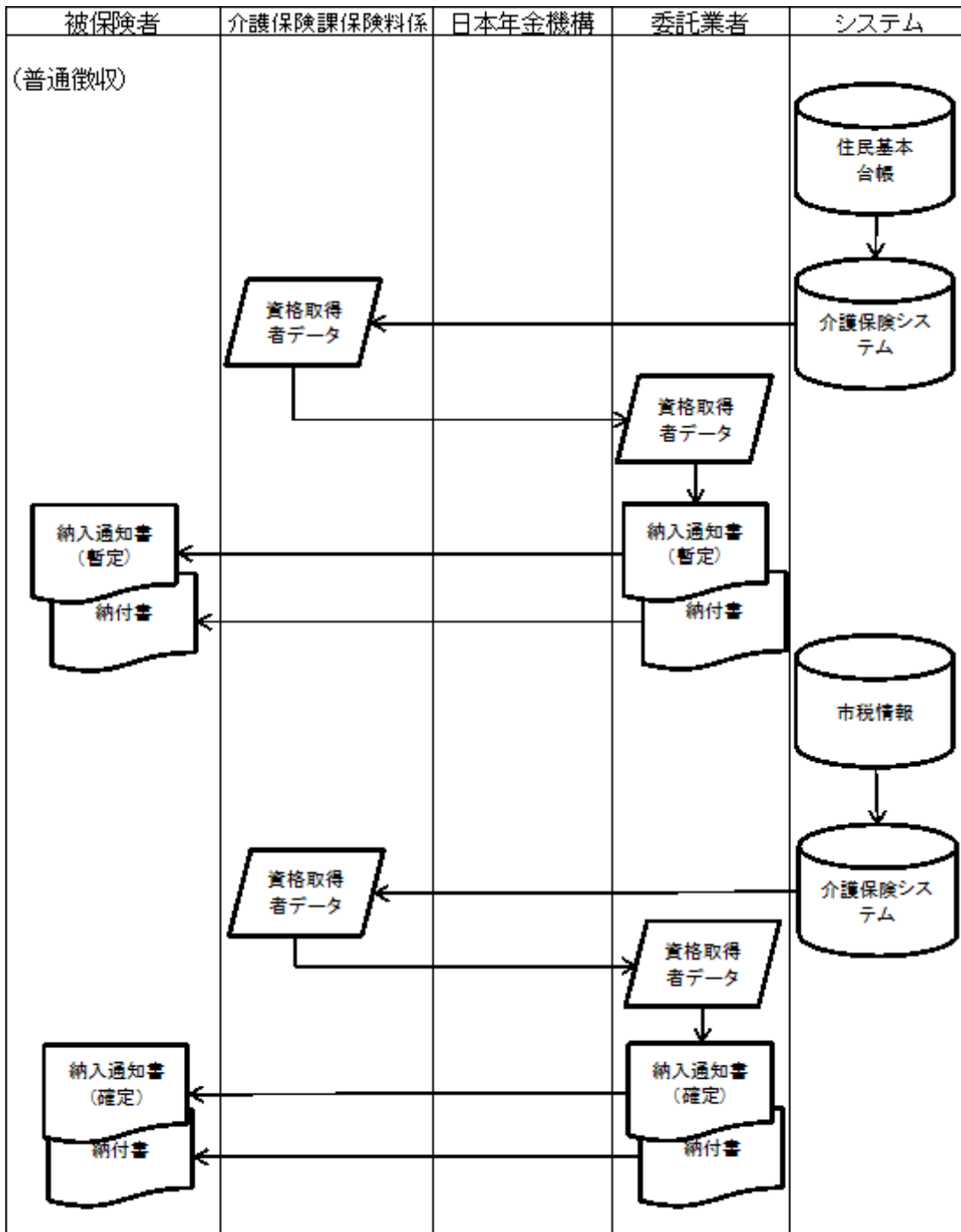


【被保険者証の送付】

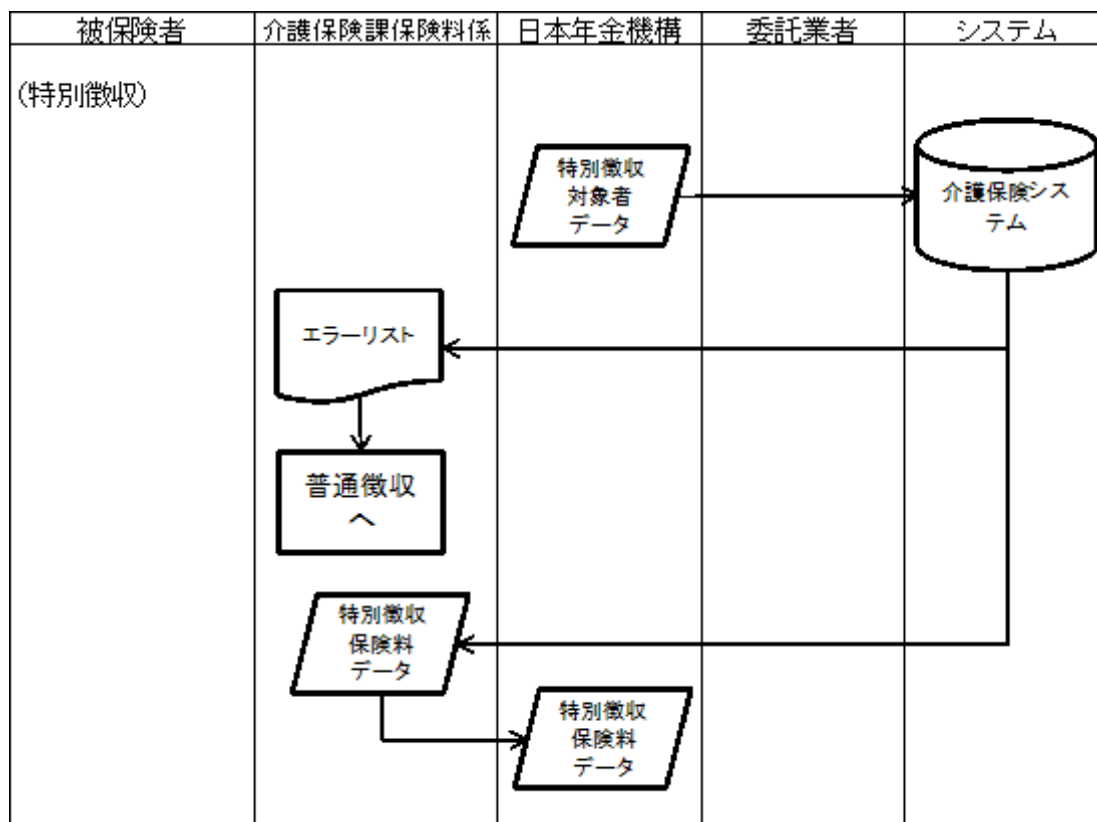


また、介護保険事業における保険料賦課事務の執行について、監査の過程で次のとおり業務フローを作成した。主に①保険料の賦課（普通徴収）、②保険料の賦課（特別徴収）、③減免処理の三つに分けられる。

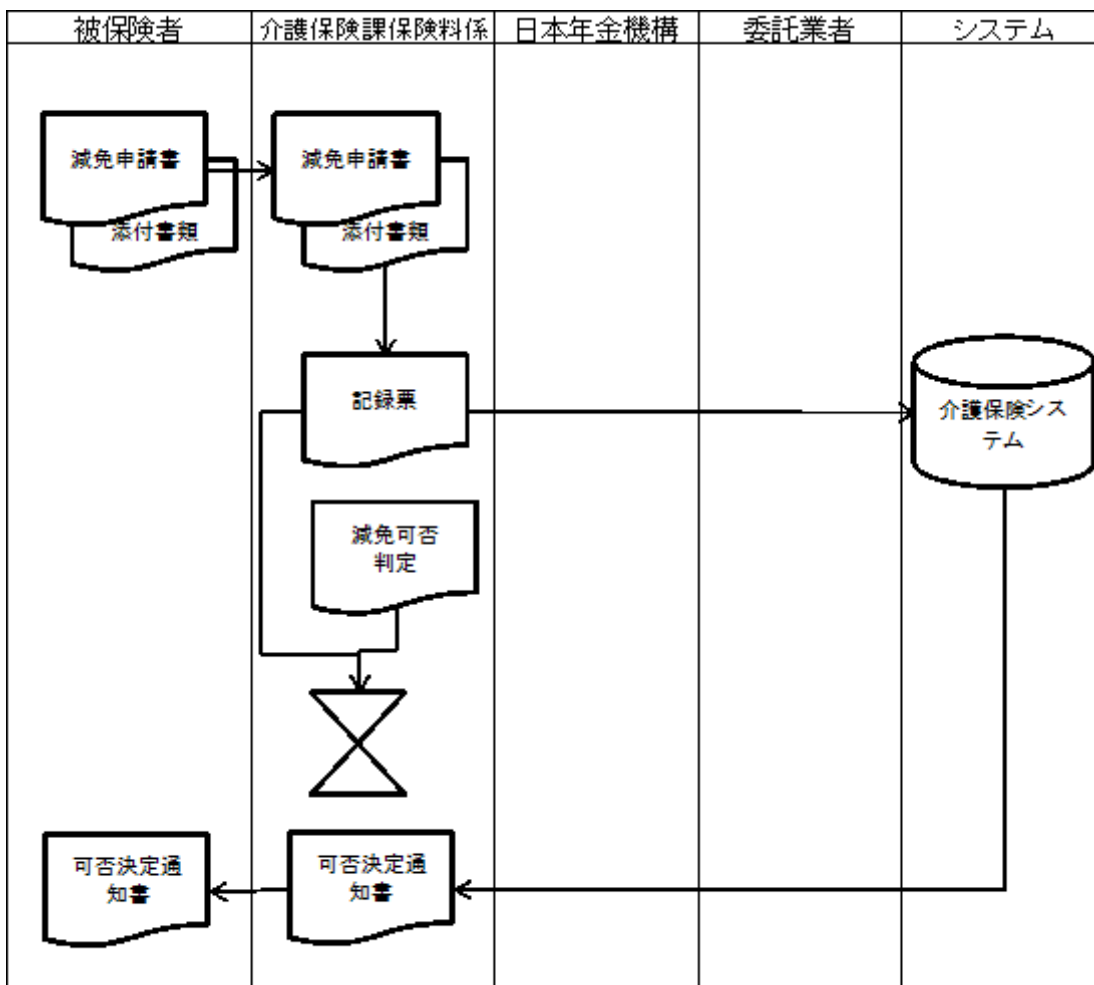
【保険料の賦課（普通徴収）】



【保険料の賦課（特別徴収）】



【減免処理】



ア. 担当課及び職員体制について

介護保険課は、資格給付係、保険料係、認定審査係、総務計画班に分かれている。資格給付係の事務分掌は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事、介護給付に関する事、予防給付に関する事、市町村特別給付に関する事、介護保険一部負担金に関する事とされ、常勤職員9名、非常勤職員（事務）2名、非常勤職員（ケアマネジャー）1名の12名体制となっている。このうち、資格取得喪失に関する事務は2名が携わっている。

一方、保険料係の事務分掌は、介護保険料の賦課、収納及び督促に関する事、介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事、介護保険料の調査及び統計に関する事、介護保険料の滞納整理に関する事、介護保険の証明に関する事とされ、常勤職員7名、非常勤職員（一

般事務) 1名、非常勤職員(徴収) 1名の9名体制となっている。このうち、保険料の賦課、収納及び督促に関する事務は7名(常勤5名、非常勤2名)が携わっている。また、保険料の減免及び徴収猶予に関する事務は2名(常勤)が携わっている。

上記職員数はいずれも平成22年4月1日現在のものである。

【介護保険課の職員配置及び分掌事務】

課長			1	
課長補佐			2	
保険料係	常勤職員		7	(1) 介護保険料の賦課、収納及び督促に関する こと。 (2) 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する こと。 (3) 介護保険料の調査及び統計に関する こと。 (4) 介護保険料の滞納整理に関する こと。 (5) 差押財産の整理保存及び公売等に関する こと。 (6) 介護保険の証明に関する こと。
	非常勤職員	事務職	1	
		徴収員	1	
資格給付係	常勤職員	事務職	9	(1) 被保険者の資格の取得及び喪失に関する こと。 (2) 介護給付に関する こと。 (3) 予防給付に関する こと。 (4) 市町村特別給付に関する こと。 (5) 介護保険一部負担金に関する こと。
	非常勤職員	事務職	2	
		ケアマネジャー	1	
認定審査係	常勤職員	事務職	12	(1) 介護認定審査会に関する こと。 (2) 要介護又は要支援の認定に関する こと。 (3) 介護保険の証明に関する こと。
		保健師等	9	
	非常勤職員	事務職	6	
		認定調査員	25	
総務計画班	常勤職員	事務職	5	(1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計 画に関する こと。 (2) 介護保険事業の普及に関する こと。 (3) 介護保険事業運営協議会に関する こと。
	非常勤職員	事務職	5	

【（参考）介護保険課の分掌事務（船橋市事務分掌規則第9条）】

1	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること。
2	介護保険事業の普及に関すること。
3	介護保険の証明に関すること。
4	介護保険事業運営協議会に関すること。
5	被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
6	介護給付に関すること。
7	予防給付に関すること。
8	市町村特別給付に関すること。
9	介護保険一部負担金に関すること。
10	介護認定審査会に関すること。
11	要介護又は要支援の認定に関すること。
12	介護保険料の賦課、収納及び督促に関すること。
13	介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
14	介護保険料の調査及び統計に関すること。
15	介護保険料の滞納整理に関すること。
16	差押財産の整理保存及び公売等に関すること。
17	その他介護保険に関すること。

イ. 予算・実績の推移について

第1号被保険者の介護保険料収入の決算推移及び人口等推移は以下のとおりである。調定額は、平成18年度の保険料の改定により増加し、それに伴い、収入済額及び収入未済額も増加している。時効等による不納欠損額は年々増加傾向にあり、平成21年度では49百万円となっている。一方、過誤納等により還付すべきもののうち、還付されていない還付未済額は平成21年度で10百万円に近い金額となっている。また、人口は年々増加傾向にあり、その多くは65歳以上の人口の増加となっている。

【予算現額推移】

(単位：千円)

区 分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	特別徴収	2,670,000	3,543,000	3,796,000	4,117,000	4,653,000
	普通徴収	780,000	891,000	961,000	922,000	621,000
	小計	3,450,000	4,434,000	4,757,000	5,039,000	5,274,000
滞納繰越分	普通徴収	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計		3,455,000	4,444,000	4,767,000	5,049,000	5,284,000

【調定額推移】

①

(単位：千円)

区 分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	特別徴収	2,724,189	3,683,309	4,253,732	4,497,407	4,847,470
	普通徴収	756,620	900,282	640,974	657,112	641,433
	小計	3,480,809	4,583,591	4,894,707	5,154,520	5,488,903
滞納繰越分	普通徴収	113,556	120,993	135,770	142,289	146,583
合計		3,594,365	4,704,584	5,030,477	5,296,810	5,635,487

【収入済額推移】

②

(単位：千円)

区 分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	特別徴収	2,730,195	3,689,803	4,261,324	4,506,121	4,856,404
	普通徴収	692,824	825,902	568,545	580,783	562,009
	小計	3,423,020	4,515,705	4,829,870	5,086,904	5,418,414
滞納繰越分	普通徴収	17,610	18,937	21,270	24,368	24,987
合計		3,440,630	4,534,642	4,851,140	5,111,273	5,443,402

【還付未済額推移】

③

(単位：千円)

区 分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	特別徴収	6,006	6,494	7,591	8,713	8,934
	普通徴収	1,342	1,373	834	1,176	876
	小計	7,348	7,867	8,426	9,889	9,810
滞納繰越分	普通徴収	193	203	90	144	42
合計		7,541	8,070	8,516	10,034	9,853

【不納欠損額推移】

④

(単位：千円)

区 分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	特別徴収	0	0	0	0	0
	普通徴収	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	普通徴収	40,032	42,211	45,262	48,873	49,116
合計		40,032	42,211	45,262	48,873	49,116

【決算額（還付未済額）推移】

⑤=②-③

(単位：千円)

区 分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	特別徴収	2,724,189	3,683,309	4,253,732	4,497,407	4,847,470
	普通徴収	691,482	824,529	567,711	579,607	561,133
	小計	3,415,671	4,507,838	4,821,443	5,077,015	5,408,603
滞納繰越分	普通徴収	17,416	18,734	21,180	24,224	24,944
合計		3,433,088	4,526,572	4,842,624	5,101,239	5,433,548

【収入未済額（還付未済額含む）推移】

⑥=①-④-⑤

(単位：千円)

区 分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	特別徴収	0	0	0	0	0
	普通徴収	65,137	75,753	73,263	77,505	80,300
	小計	65,137	75,753	73,263	77,505	80,300
滞納繰越分	普通徴収	56,106	60,047	69,327	69,192	72,521
合計		121,244	135,800	142,590	146,698	152,822

【収入未済額（還付未済額除く）推移】

⑦=①-②-④

(単位：千円)

区 分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	特別徴収	▲ 6,006	▲ 6,494	▲ 7,591	▲ 8,713	▲ 8,934
	普通徴収	63,795	74,380	72,428	76,329	79,423
	小計	57,789	67,885	64,837	67,615	70,489
滞納繰越分	普通徴収	55,913	59,844	69,236	69,048	72,478
合計		113,702	127,730	134,073	136,664	142,968

注：上記の数値は、各年度の船橋市決算書から抜粋した。

【年齢階層別人口】

年齢階層	H17. 4. 1		H18. 4. 1		H19. 4. 1		H20. 4. 1		H21. 4. 1		H22. 4. 1	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総人口	563,737	100.0	569,750	100.0	576,384	100.0	584,152	100.0	590,943	100.0	598,213	100.0
65歳以上	89,902	15.9	95,231	16.7	101,106	17.5	106,651	18.3	112,449	19.0	116,636	19.5
40～64歳	189,988	33.7	190,605	33.5	190,187	33.0	191,777	32.8	193,013	32.7	196,350	32.8
40歳未満	283,847	50.4	283,914	49.8	285,091	49.5	285,724	48.9	285,481	48.3	285,227	47.7

【第1号被保険者数の推移】

(単位：人)

第1号被保険者数		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
合計		95,424	101,351	106,920	112,742	116,953
内訳	65～74歳	人口 61,391	64,925	67,638	70,753	71,842
		比率 64.3%	64.1%	63.3%	62.8%	61.4%
	75歳以上	人口 34,033	36,426	39,282	41,989	45,111
		比率 35.7%	35.9%	36.7%	37.2%	38.6%
外国人(再掲)	人口	243	251	261	276	286
	比率	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
住所地特例(再掲)	人口	110	166	205	249	282
	比率	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

【第1号被保険者数 年間増加内訳】

(単位：人)

区 分		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
増加計		9,118	9,796	9,636	9,795	8,535
増加内訳	転入	1,267	1,224	1,154	1,044	1,139
	職権復活	1	1	2	0	0
	65歳到達	7,835	8,545	8,475	8,738	7,392
	適用除外非該当	0	1	0	0	2
	その他	15	25	5	13	2

【第1号被保険者数 年間減少内訳】

(単位：人)

区 分	平成 17 年 度末	平成 18 年 度末	平成 19 年 度末	平成 20 年 度末	平成 21 年 度末	
減少計	3,800	3,869	4,067	3,973	4,319	
減少 内訳	転出	1,049	1,012	996	958	1,039
	職権喪失	0	0	0	0	0
	死亡	2,689	2,815	3,030	2,987	3,243
	適用除外該当	5	2	1	1	0
	その他	57	40	40	27	37

【第1号被保険者数 増減内訳】

(単位：人)

区 分	平成 17 年 度末	平成 18 年 度末	平成 19 年 度末	平成 20 年 度末	平成 21 年 度末	
増減数	5,318	5,927	5,569	5,822	4,216	
増減 内訳	転出入	218	212	158	86	100
	職権	1	1	2	0	0
	65歳到達又は死亡	5,146	5,730	5,445	5,751	4,149
	適用除外	▲ 5	▲ 1	▲ 1	▲ 1	2
	その他	▲ 42	▲ 15	▲ 35	▲ 14	▲ 35

注：第1号被保険者は、原則として船橋市に住所を有する65歳以上の方と外国人及び住所地特例者を含み、適用除外施設入所者を除く。

住所地特例者とは、船橋市に住所を有していた人が他の区市町村の介護保険施設に入所するために施設住所地に転出した場合に、引き続き船橋市の被保険者となる制度である。

適用除外とは、1. 海外勤務者で、居住していた市町村に転出届を提出した方、2. 外国人の方で在留資格または在留見込期間1年未満の短期滞在の方、3. 身体障害者の方で手帳の交付を受け、身体障害療護施設に入所している方等は、介護保険の被保険者とはならない。

その他は、住所地特例の被保険者が住所地特例でなくなった場合や、外国人が被保険者資格を取得または喪失した場合等である。

上記の数値は、市担当課作成資料をもとに作成した。

ウ. 前記の業務フローの説明について

【資格異動の処理】

資格異動があったものについては、介護保険課資格給付係の資格担当が日次処理している。ここで、資格異動とは、以下のものを指す。

- i 資格取得
 - i) 65歳到達者
 - ii) 転入
- ii 資格喪失
 - i) 転出
 - ii) 死亡
- iii 介護保険の資格の異動は伴わないが月次で処理するもの
 - i) 生活保護受給開始・廃止・停止

転入・転出等については住民基本台帳法の届出が戸籍住民課に提出され、戸籍住民課にて住民基本台帳に入力され、この情報は翌日に介護保険システムに反映される。日次で電子行政推進課にて住民基本台帳から前日の異動者のデータが抽出され、出力された異動情報が介護保険課資格給付係資格担当に提示される。住民基本台帳上での異動者の情報が、介護保険システムの情報と一致していることを資格担当が確認する。

また、65歳到達者については、異動届は提出されず、月1回住民基本台帳情報に基づき、翌月2日から翌々月1日に誕生日を迎える者のリストが電子行政推進課より提示され、介護保険システムの情報と一致していることを確認する。

業務フローには示していないが、生活保護受給者の異動については、介護保険料の段階を変更するとともに、納付書を生活支援課へ送付する必要があるため、資格担当にて処理している。この場合、生活支援課より生活保護開始・廃止・停止の情報が紙面で提示されるため、当該情報を介護保険システムに入力し、内容を確認している。

【被保険者証の送付】

介護保険システムより日次の異動者（転入及び記載事項変更）については住記連続資格異動者一覧表を毎日、また、65歳到達による資格取得者については65歳到達資格異動者一覧表を月1回、それぞれ出力し、送付するための被保険者証との一致を確認し、被保険者へ送付する。被保険者証の再交付は、再交付申請書にて行い、再交付する被保険者証と申請書の内容の一致を確認し、再交付する。

介護保険の被保険者の資格を喪失した者については、日次の住記連続資格移動者一覧表に基づいて、喪失処理を行っている。

【保険料の賦課（普通徴収）】

保険料額は、市町村民税や前年の合計所得金額に基づいて算定される。市税情報が確定したところで、介護保険システムに市税情報を取り込み、介護保険システムから資格取得者データを抽出する。このデータを印刷・発送委託業者に渡して、納入通知書、納付書等を被保険者宛に発送する。

保険料の賦課期日後に他の市町村から転入してきた場合や、65歳に到達したことにより第1号被保険者の資格を取得した場合、その資格取得日の属する月から月割で算定した保険料を課すこととされている。一方、年度の途中に第1号被保険者の資格を喪失した場合における保険料額の算定は、資格喪失日の属する月の前月まで月割をもって行う（船橋市介護保険条例第5条）。そのため、月初、住民基本台帳から資格取得者情報を介護保険システムに取り込み、介護保険システムから資格取得者データを抽出する。この資格取得者データを印刷・発送委託業者に渡して、納付書等を被保険者宛に発送する。

【保険料の賦課（特別徴収）】

船橋市は、年6回、普通徴収から特別徴収への切り替えを行っている。特別徴収対象者データを日本年金機構から受信し、介護保険システムへ取り込む。取り込めなかったものについてはエラーリストで表示され普通徴収扱いとし、エラーとなったものを除いて、特別徴収の保険料額を示した特別徴収保険料データを日本年金機構に送付する。

【減免処理】

介護保険料の納付義務者が一定の事由に該当する場合であって、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる（船橋市介護保険条例第9条）。

減免申請書及びその添付資料を受付け、保険料係にて記録票に記入し、介護保険システムに入力する。一方、減免可否についてエクセルの計算式に入力して可否判定を行い、当該判定結果が介護保険システムの判定結果と一致していることを確認し、可否決定通知書を被保険者に送付する。なお、減免申請書は毎年提出する必要がある。

なお、減免取扱いの対象者につき、過去において減免の決定を受けた保険料について、納期限から1年以上滞納している者についてはその対象としないこととしている（船橋市介護保険料減免取扱い基準第2条、

平成 21 年 4 月 1 日施行)。また、生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者に対しては、保険料の減免を行わないこととしている（同基準第 7 条）。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

- i 当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当職員等から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 当該事務に係る個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。また、他市の状況について、公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。
- iii 日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続に係る意見を次のとおり述べることとする。

ア. 組織の体制について（意 見）

介護保険課の組織については、前述のとおりであり、資格給付係としての主な業務は以下のとおりである。

- i . 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること
- ii . 介護給付に関すること
- iii . 予防給付に関すること
- iv . 市町村特別給付に関すること
- v . 介護保険一部負担金に関すること

上記のうち、i は資格の得喪に関する業務であり、ii 以下は主に給付に関する業務である。資格の異動は保険料の賦課に直接係わる事項であ

り、賦課業務との連携が不可欠となる。この点、資格の異動情報は介護保険システム（V2 システム）に集約され、これを基準に判断するため、連携は取られているものとする。

ただし、詳細については保険料係の行う賦課業務と密接につながるため、今後、組織体制の運用の面で十分な連携が維持されるよう留意を促したい。

イ. 資格異動者の取扱いについて（解説）

資格異動については、日次で介護保険システムへ反映させる処理をしている。内容が確認できないものについては、未処理対象者の一覧表が出力され、日次で解決しており、資格情報が未確定となっているものはないということである。

ただし、上記の処理は、戸籍住民課の住民基本台帳法及び外国人登録法に基づいた処理及び生活支援課の生活保護の処理が正確であることを前提として行われている。そのため、各届出及び各処理に誤りがある場合には、介護保険の資格情報に影響が出る場合がある。

実際、外国籍の方で、平成 19 年 1 月転入届が提出され、介護保険料を賦課・徴収していたが、転出届が出されないまま、21 年 3 月に再度転入届が提出され、登録が二重となっていた者がいた。21 年 5 月に当該事実を把握し、内容を確認したところ、平成 20 年 4 月に転出したが転出届が提出されていなかったことが判明したため、遡って転出処理をしている。この間の介護保険料の賦課・徴収については、平成 21 年 6 月時点の未納額は、19,980 円（2007 年調定、1～10 期分）、平成 22 年 5 月時点の未納額は、22,401 円（2008 年調定、53 期分、1,665 円及び 2009 年調定、1～10 期分、20,736 円）となっている。

当該事例では、転出後、約 1 年間は居住者でない者に保険料を賦課し、未納保険料として滞納繰越処理されている。また、転出後、再度転入したためにその事実が判明したものの、再度の転入がなければ、未納保険料の滞納繰越処理が継続する可能性が高かったものと考えられる。これにより決算数値が異なってくる可能性がある。

資格の得喪については他部署での処理の適時性・正確性を前提としているため、情報共有の連携を密にするとともに、介護保険システムを介した情報共有が重要である。

なお、届出の遅れについては、2 年まで遡り賦課更正を行うということであり、徴収過大があった場合には、同様に還付の処理が必要であ

る。担当係では、年 1 回介護保険システム内で行われる宛名基本情報と資格得喪情報の確認を行っている。

ウ. 前年度申請者に対して減免制度の通知を送付することの有用性について（意見）

市は、前年度減免対象者へ減免制度に関する通知を個別に行っている。平成 21 年度においては、平成 20 年度に生活困窮による減免（低所得減免）を受けた者で、かつ平成 21 年度の保険料段階も第三段階以下の者のうち、新たに生活保護の受給を開始した者と、減免決定を行った保険料を 1 年以上滞納している者を除いた 148 名に通知を送付し、うち、131 名が申請している。通知の効果は大きいと言える。

ただし、保険料の減免は徴収猶予の手続きを踏んだ上で行われる。そのため、すでに徴収猶予の手続きが進んでいる者に対しても改めて送付する必要性については検討が必要である。納入通知書に記載することで注意喚起するなどの代替的な手法も考慮し、費用対効果の検討をその都度行う必要がある。

市の保険料の減免実績は以下のとおりである。

【保険料の減免実績】

区 分		H19 年度	H20 年度	H21 年度	摘 要
申請件数 (件)		205	194	228	
減免可	件数 (件)	169	163	214	
	減免額 (円)	1,784,449	1,604,191	2,770,189	
	低所得 (件)	163	161	186	5 号 (生保基準 1.2 倍未満)
	破産宣告 (件)	2	1	3	5 号 (破産宣告)
	所得激減 (件)	0	0	2	2~4 号 (3 号中「失業・事業損失」を除く)
	失業 (件)	0	0	16	3 号
	災害 (件)	4	1	2	1 号
	拘禁・収容 (件)	0	0	5	5 号 (施設拘禁収容)
減免不可	件数 (件)	36	31	14	
	低所得 (件)	35	31	14	
	災害 (件)	1	0	0	

(市担当課資料に基づき作成)

エ. 納付書の送付について（意 見）

納入通知書を送付した後、納付書を送付する。その際、年間の納付書を送るのではなく、各期別に送付している。これは、年度途中で特別徴収へ切り替わることと、被保険者が高齢者であることから、紛失と納付忘れを避けるためということである。

市は普通徴収から特別徴収への切り替えのタイミングを年 6 回としている。平成 18 年度までは年 4 回としており、また、他市の状況でも年 4 回としている中、特別徴収へ切り替えるタイミングが多いことは、収納率の向上につながる一方、その分市の切り替え作業は増えることになる。普通徴収から特別徴収への切り替えにより、納付額は変更されるため、これが納付依頼書を各期別に送付している大きな理由となる。

なお、国民健康保険料の納付書についても、現在、各期別の納付書を被保険者に対して送付しているが、現在行われている新システムの開発における要件定義の過程で、年間の納付書は一時にすべて被保険者に送付することに変更するようである。その理由は、システムの的にも可能になった点があるが、コスト削減の効果を優先させたことによる。他方、後期高齢者医療保険においては、各期別に納付書を送付する方法を継続するとのことである。

介護保険料の納入通知書及び納付書の一括送付についても、同様の検討事例が庁内にあることもあり、大いに参考とすべき事例である。費用対効果を検討の上、年間分の送付を行うことも検討されるよう要望する。

オ. 納入通知書等の印刷・発送業務委託契約について（意 見）

当該納入通知書等の印刷・発送業務委託契約の仕様書によると、投函までが業務内容の範囲である。また、当該業務委託契約については、随意契約による契約である。介護保険事業に係る納入通知書等の印刷・発送業務委託契約の概要は以下のとおりである。

区 分	①	②	③	④	⑤
	納入通知書 (仮徴収)	納付書	督促状	催告書	納入通知書 (本徴収)
契約日	H21. 4. 1	H21. 4. 15	H21. 4. 15	H21. 5. 1	H21. 5. 20
契約期間	H21. 4. 1～ H21. 4. 10	H21. 4. 15～ H22. 3. 31	H21. 4. 15～ H22. 3. 31	H21. 5. 1～ H22. 3. 31	H21. 5. 20～ H21. 6. 19
委託金額 (税込)	2,924 千円	4,956 千円	3,706 千円	2,467 千円	3,860 千円
受託者	小林クリエイト㈱	小林クリエイト㈱	小林クリエイト㈱	小林クリエイト㈱	小林クリエイト㈱
入札書(第1回)	2,785 千円	4,797 千円	3,611 千円	2,467 千円	3,676 千円
入札書(第2回)	-	4,750 千円	3,570 千円	2,425 千円	-
入札書(第3回)	-	4,720 千円	3,530 千円	2,350 千円	-
平成 20 年度 契約額	3,492 千円	4,683 千円	3,465 千円	2,328 千円	5,460 千円
平成 19 年度 契約額	2,772 千円	5,036 千円	3,694 千円	2,278 千円	4,410 千円

ここで、随意契約の理由としては、予算要求時に仕様書を基に 3 者見積り合わせをした結果、介護保険課の提示した作成・発送スケジュールに対応できる業者が 1 者のみであり、特殊な業務内容と時間的な制約があるためとしている。しかし、随意契約の理由としては、経済性の観点から十分に合理性があるとは言えない。現在の随意契約に実質的な理由があるのかどうかについて再度検討されることを要望する。

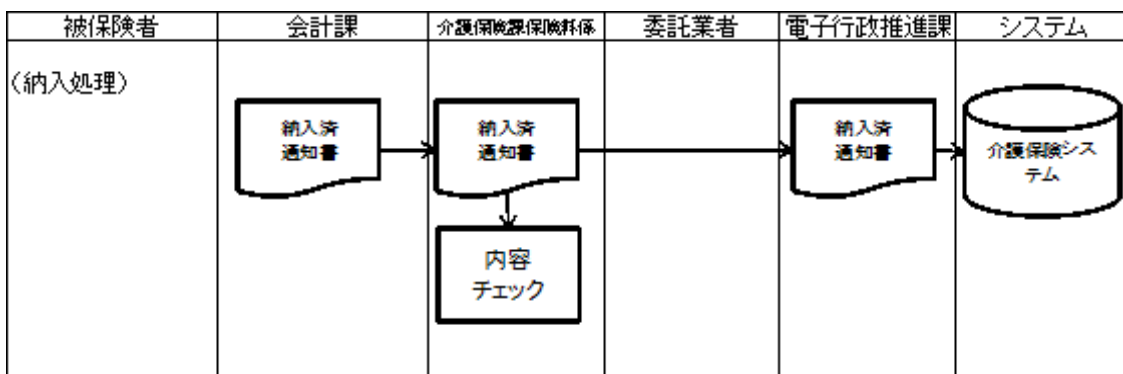
なお、市は、平成 24 年度より介護保険施行規則を改正し、すでに年金からの特別徴収を実施している市民税課及び国民健康保険課と同様、特別徴収者を対象に発送していた仮徴収の納入通知書を取りやめる一方、本算定の通知書を工夫することで、介護保険料について市民にわかりやすい通知をしたいとしている。これにより、随意契約の要因になっていた納入通知書については時間的制約はなくなるものと考えられ、原則的な方法による契約締結が期待される。

(2) 介護保険事業における保険料の徴収事務について

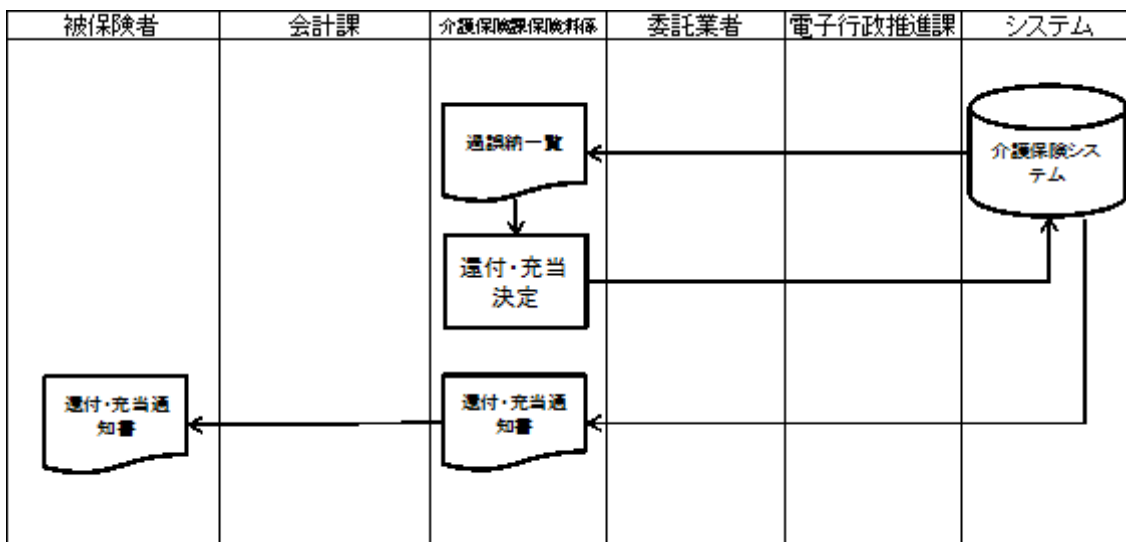
① 概要

介護保険事業における保険料徴収事務の執行について、監査の過程で次のとおり業務フローを作成した。主に①納入処理、②過誤納処理、③督促の三つに分けられる。

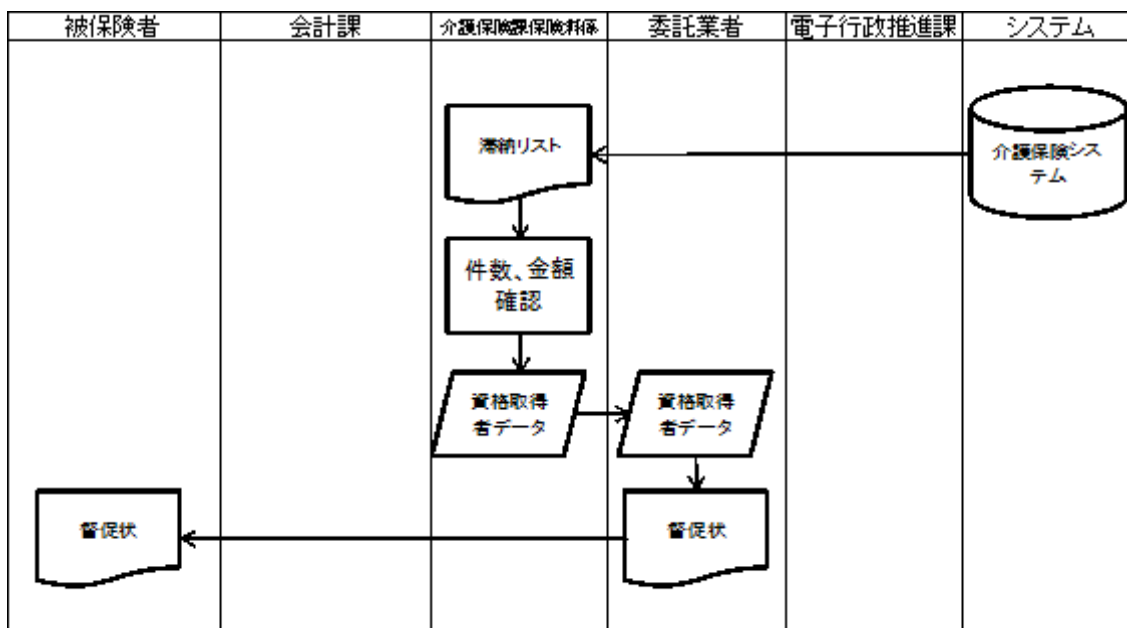
【納入処理】



【過誤納処理】



【督促】



ア. 担当課及び職員体制について

保険料系の事務分掌及び職員体制は、前述のとおりである。

イ. 予算・実績の推移について

第 1 号被保険者の介護保険料収入の決算推移及び人口等推移は前述のとおりである。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

- i 当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当職員等から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 当該事務に係る個別の監査資料等入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。また、他市の状況について、公表データ入手し、比較・検討の監査

資料として活用した。

- iii 日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続に係る指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

ア. 延滞金の徴収について

(ア) 延滞金等の徴収に関する根拠規程について（説明）

保険料を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促をしなければならない（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項）。督促をした場合には、市町村長は、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる（地方自治法第 231 条の 3 第 2 項）。延滞金は、納期限までに保険料を納めた人と納めなかった人との間で不公平とならないように課するものであり、また、納期限までに保険料を納入するように促す意義も有するものである（参考『介護保険の実務』（社会保険研究所））。

一方、介護保険法では、支払基金が医療保険者に対して督促を行う場合の延滞金について規定している。

他方、船橋市は、船橋市介護保険条例において、保険料の納付義務者が納期限後に保険料を納付する場合の延滞金の計算方法について規定している。規定の概要、及びそれぞれの規定は下記のとおりである。

【延滞金に関する規定の比較】

区 分	船橋市介護保険条例	介護保険法	地方自治法
延滞金の請求権者	市	支払基金	普通地方公共団体の長
延滞金の請求対象	保険料の納付義務者	医療保険者	保険料の納付義務者
延滞金の発生原因	納期限後の保険料の納付	納付金の納付を督促したこと	歳入について督促を行ったこと

延滞金の計算期間	①納期限の翌日から納付の日まで ②閏年の日を含む期間についても、納期限の翌日から納付の日までの 365 日に対する割合で計算	納付期日の翌日からその完納または財産差押えの日の前日まで	-
保険料の金額基準	①2,000 円以上 ②1,000 円未満の端数があるところは、切り捨て	①1,000 円未満の端数があるところは、切り捨て ②納付金の一部納付があった場合、その納付の日以降の期間に係る延滞金の基礎となる納付金の額は、その納付のあった納付金の額を控除した額	-
利率	①年 14.6% ②ただし、納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間は、7.3% ③当分の間、各年の特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。	年 14.5%	-
延滞金の納付額	1,000 円未満は切り捨て	①1,000 円未満は切り捨て ②100 円未満の端数があるところは、その端数は切り捨て	-
適用または適用除外	平成 15 年 4 月 1 日以後に納付される延滞金について適用	以下については適用除外 ①督促状に指定した期限までに納付金を完納したとき。 ②延滞金の額が 100 円未満であるとき。 ③納付金について滞納処分の執行を停止し、または猶予したとき。ただし、その執行を停止し、	-

		<p>または猶予した期間に対応する部分の金額に限る。</p> <p>④納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。</p>	
--	--	--	--

(イ) 延滞金の徴収に関する条例の規定について (意 見)

市は、延滞金を賦課する際に、条例で督促に関する規定を定めていない。この点については、国から示された条例参考例を基にしているということである。

一方、地方自治法では、督促をした場合には延滞金を請求できるとしている。また、介護保険法では、支払基金が医療保険者に対して督促をした場合に延滞金を請求できる旨の規定を置いている。

延滞金の賦課は市民に対する不利益を与える手続きであることから、市担当課としては、延滞金を賦課する際に督促を行うという明文規定を条例上規定することにより、市民にわかりやすい事務手続とするよう要望する。

(ウ) 延滞金の徴収について (指 摘)

市は、平成19年から平成21年にかけて、予算上、「諸収入」の「延滞金・加算金及び過料」の「延滞金」の中で「第1号被保険者延滞金」として10,000円の予算枠を計上しているが、いずれも決算額はゼロとなっており、延滞金の徴収は行われていない。

介護保険料(普通徴収分)は、定められた納期限までに自主的に納付すべきものであり、納期限までに納付した者との公平性を図るため、納期限後に納付する者に対して延滞金を徴収することを条例で規定している。介護保険法では延滞金の適用除外の規定を設けているが、市の条例でそのような例外的取扱いを定めていない以上、条例に基づく事務処理を実施していないことになる。このように延滞金の徴収を行わないことは滞納することに対する牽制効果を薄める結果となる。

現在運用している介護保険システムでは、延滞金の計算が行われていない。来年度以降のシステム改修に際し、延滞金の自動計算ができる機能を織り込むことを検討し、予算要求をしているということ

である。延滞金賦課の趣旨を十分に認識し、早急な対応を要望するものである。

なお、上記案件につき、介護保険課では課題を認識し、平成 21 年度での延滞金についてシミュレーションを行っている。このシミュレーションによれば、徴収すべき延滞金の概算値は 1,296 千円であった。計算過程は以下のとおりである。

【H21 年度延滞金対象者抽出(シミュレーション)】

<前提条件>

- A. 滞納者一覧を利用
- B. 1 年を 365 日で計算、1 か月を 30 日で計算

<延滞金算定までの流れ：A～E>

- A. 未納金額が 2,000 円以上の期別保険料の抽出
- B. 延滞日数 (30 日間は 4.5%^{注1}、30 日を超える日は 14.6%)
- C. 延滞金額の合計
- D. 延滞金が 1,000 円以上か判定
- E. 延滞金が 1,000 円以上を抽出し合計

<延滞金の計算結果>

i. 滞繰分

調定年度	延滞金額	件数	人数
平成 16 年度	0	0	0
平成 17 年度	42,624	27	9
平成 18 年度	255,917	97	26
平成 19 年度	1,715,943	1,110	761
平成 20 年度	2,869,775	2,204	608
合計	4,884,259	3,438	1,404



- ① 1,249,393 上記金額のうちの収納率で算出
(延滞金額に平成 22 年 5 月 11 日時点の収納率を掛けた金額)

ii. 現年分

調定年度	延滞金額	件数	人数
平成 21 年度	53,691	29	27



- ② 46,662 上記金額のうちの収納率で算出
(延滞金額に平成 22 年 5 月 11 日時点の収納率を掛けた金額)

iii. 現年分+滞繰分の延滞金額の合計

	延滞金額	件数	人数
延滞金額合計	4,937,950	3,467	1,431



①+②の計 **1,296,055** 上記金額のうちの収納率で算出^{注2}

(延滞金額に平成22年5月11日時点の収納率を掛けた金額)

注1：延滞金計算のための算定率4.5%は、平成21年度の特例基準割合である。特例基準割合とは、各年の前年の11月30日を経過するときの基準割引率（従来の公定歩合）に、年4%の割合を加えたものをいう（地方税法附則第3条の2第3項）。

注2：現年分については、最も高額な第12段階・第1期分（6月納付分）を年度末日に納付した場合でも延滞金は909円となり、1,000円未満切捨てのため、延滞金がかからない。ただし、出納閉鎖期間（翌年4・5月）を含めると、第10段階から第12段階の1期分のみ、延滞金がかかることになる。

システム改修により延滞金の計算が自動計算できるようになった場合でも、システムで計算した延滞金額の正確性、網羅性を検証することは必要である。介護保険課が行った今回のシミュレーションが、今後有効活用されることを期待する。

イ. 過誤納の事務処理（充当処理含む）及び還付・還付加算金算定事務等について

（ア）還付処理及び加算金の算定状況について（説明）

納付義務者が保険料を過大に納付した場合、過誤納として把握される。例えば、死亡・転出等による資格喪失に伴う保険料額の変更と喪失後の特別徴収や所得の変更による賦課更正があった場合（過納付）、二重に納付した場合（誤納付）などが挙げられる。介護保険料は、地方自治法231条の3第4項の規定による普通地方公共団体の歳入であり、その還付については、地方税法第17条等の規定により処理されることになる。

すなわち、市長は保険料に過誤納があるときは、遅滞なく還付しなければならない。また、当該納付義務者に未納保険料がある場合には、充当しなければならない。さらに、予納額の還付の特例として、一定の要件を満たす場合には、当該過誤納金等に係る納付につき、納付義

務者は還付請求できないこととされている（地方税法第17条、17条の2、17条の3）。

還付すべき金額には加算金を算定して加算金も当該納付義務者に還付しなければならない、充当処理を行った場合でも、充当に係る加算金を算定して還付する必要がある。還付または充当に係る加算金を算定する際には、地方税法第17条の4等の規定に従い算定しなければならない。

すなわち、過誤納金を還付または充当する場合には、過誤納金の区分に従い、区分ごとに定められた日の翌日から、還付の決定をした日または充当した日までの期間に応じ、その金額に7.3%の割合を乗じて計算した金額（還付加算金）をその還付または充当すべき金額に加算しなければならない（地方税法第17条の4）。なお、「年7.3%の割合」について、当分の間、各年の特例基準割合が7.3%の割合に満たない場合には、「附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合（当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とするとされており、平成22年の特例基準割合は4.3%となっている。特例基準割合とは、各年の前年の11月30日を経過するときの基準割引率（従来の公定歩合）に、年4%の割合を加えたものをいう（地方税法附則第3条の2第3項）。

市は、過誤納が発生した場合、未納保険料に充当し、未納保険料がない場合には、原則として還付処理を行っている。ただし、納付義務者の申出がある場合には、例外的に期限未到来の保険料に充当している。過誤納の還付または充当を決定した場合には、納付義務者に「介護保険料過誤納金還付通知書」または「介護保険料過誤納金充当通知書」を送付する。

平成19年度から平成21年度の決算書上の還付の状況は以下のとおりである。

【還付金の推移（当年度発生過誤納額分）】

（単位：円）

区 分	H19年度	H20年度	H21年度
現年度分特別徴収保険料	37,458,304	24,854,830	29,151,758
現年度分普通徴収保険料	2,422,402	2,025,128	2,233,528
滞納繰越分普通徴収保険料	564,402	307,270	393,020
計	40,445,108	27,187,228	31,778,306

*当年度発生過誤納分は、歳入のマイナスとして処理される。

【還付金の推移（過年度発生過誤納額分）】

（単位：円）

区 分	H19 年度	H20 年度	H21 年度
償還金	4,846,638	5,887,718	8,499,264

*過年度発生過誤納分は、歳出として予算化し、処理される。

【還付未済額の推移】

（単位：円）

区 分	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分特別徴収保険料	7,591,858	8,713,187	8,934,334
現年度分普通徴収保険料	834,197	1,176,710	876,344
滞納繰越分普通徴収保険料	90,740	144,165	42,954
計	8,516,795	10,034,062	9,853,632

市担当課は監査の過程において、直近の平成 22 年 11 月分の還付全件（385 件）について、手作業により発生原因を調査した。その結果、特別徴収分の年金保険者の特別徴収停止に時間がかかることが要因となったケースが多い（303 件）ことがわかった。

特別徴収を除いた過誤納の発生理由は、死亡・転出等により納付不要となった月分が納付済みであったことによるもの（30 件）、賦課更正決定により納付すべき金額が減って過大納付となったもの（14 件）、生活保護開始に伴い過大納付となったもの（23 件）、その他（15 件）である。その他には、例えば、普通徴収により一括納付した後、年金特別徴収が決定すると、普通徴収にて納付済みであっても年金から徴収されてしまうので、納付済み分が一部還付対象となるケースや、二重納付による誤納があると考えられる。件数の詳細は下表のとおりである。

【平成 22 年 11 月分の還付分の発生原因別内訳】

区 分	口座・窓口	内 訳			
		死亡・転出	賦課更正	生保	その他
特別徴収	303				
普通徴収	48	13	1	20	14
滞納繰越	4	0	0	3	1
歳出	30	17	13	0	0
計	385	30	14	23	15

（市担当課作成資料）

注：過誤納が発生した年度に過誤納の還付を行う場合、歳入の戻出とされるが、過誤納が発生し

た年度に還付を行わず、翌年度以降に還付を行う場合、還付を行う年度の歳入の戻出とせず、歳出として扱う。上記の「歳出」は、過誤納発生年度と還付年度が異なる場合の件数を指している。

(イ) 還付未済額の予算化について (意見)

市は、過誤納額が発生し、還付金が発生しているが、還付手続き(口座振込のための書類の提出、または介護保険課窓口での現金還付)が行われずに翌年度に繰り越されるものにつき、決裁の上、翌年度の歳出として予算化している。

しかし、当該予算額は、翌年度に繰り越された還付未済額の金額ではなく、過去の実績の伸び率、及び被保険者数の増加率により見込んでいる。還付金は被保険者から預っているものであり、還付することを前提とするならば、繰り越された還付未済額の残高を基準に予算設定するよう要望する。

【還付金の推移(過年度発生過誤納額分)】

(単位：円)

区 分		H19 年度	H20 年度	H21 年度
償還金	決算額	4,846,638	5,887,718	8,499,264
	当初予算額	7,970,000	7,970,000	7,970,000
	予算現額	7,970,000	7,970,000	8,552,194

注：過年度発生過誤納分は、歳出として予算化し、処理される。

上記の数値は、各年度の船橋市決算書より抜粋した。

(ウ) 過誤納に係る還付加算金の算定の必要性について (指摘)

市は、過誤納に関する規定として、過誤納金の還付又充当の決定をした際、介護保険料過誤納金還付通知書または介護保険料過誤納金充当通知書を送付することを定めている(船橋市介護保険施行規則第21条の3)一方、還付加算金についての規定は設けておらず、またシステム上計算ができないことから、その算定を行っていない。しかし、市では上記介護保険料過誤納金還付通知書及び介護保険料過誤納金充当通知書の標準様式において、還付加算金の欄を設けており、還付加算金を想定していると考えられる。来年度以降のシステム改修に際し、還付加算金の自動計算ができる機能を織り込むことを検討し、予算要求をしているということであるが、介護保険料は地方自治法第

231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入であり、当該歳入に還付等の必要が生じた場合には、上記のとおり、還付加算金を付して還付または充当する必要がある。

なお、予算要求にあたり、担当課で平成 21 年度の全還付金（6,443 件）について、国税通則法第 58 条に基づき還付加算金を算定（平成 22 年の特例基準割合の 4.3%で算出）したところ、還付加算金が生じたケースはなかったということである。

還付加算金の算定期間については、地方税法第 17 条の 4 の規定されている。これによれば、過誤納金の区分に従い定められた日の翌日から還付決定を行った日または充当した日までの期間で還付加算金を算定することとしている。

還付加算金の年率については、国税通則法第 58 条第 1 項、地方税法第 17 条の 4、及び地方税法附則第 3 条の 2 第 3 項に規定されている。これによれば、原則として年 7.3%の割合で計算し、一定の場合、特例基準割合で計算することとされる。

平成 23 年度予算において、還付加算金を自動計算する介護保険システム改修を要求しているとのことである。そのためにも、計算の前提となる条件を明確化しておく必要がある。

（エ） 充当処理の対象保険料について（意 見）

過誤納金が発生した場合は、現年度未納保険料及び過年度未納保険料に充当し、充当しきれないものについて、還付することとなっている（地方税法第 17 条の 2、介護保険法第 139 条、船橋市介護保険施行規則第 21 条の 4 他）。ただし、地方税法第 17 条の 3 を根拠として納付義務者の申出があった場合には、納期限未到来の保険料に充当している。

【地方税法第 17 条の 3 第 1 項（地方税の予納額の還付の特例）】

納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができない。

- 一 納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金
- 二 最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金

過誤納金について、次の納期限の保険料に充当することができれば、還付金を受け取るための手続き（還付口座の申出、または市役所窓口での受取）が省略でき、また還付された後に再度納付する煩雑さがなくなるため、納付義務者にとっては便利であると考えられる。また、市としても、還付する事務作業及び振込料の負担等を勘案すると、納期限未到来の保険料に充当することは効率的でもある。また、還付未済金の残高管理を考えても、被保険者の資格が継続している者に対する還付未済分がなくなれば、資格喪失者の還付未済額の管理だけに特化できることになり、過誤納金の時効による処理額も減少することが期待される。

このような実務に対して業務の効率性を勘案した場合、本人からの申し出がなくても、納期限未到来の保険料にも充当する手法も検討されたい。その際には、年度当初に送付する介護保険料決定通知書にて周知することが望まれる。

（オ）資格喪失者分の還付未済額の処理について（意見）

平成22年11月15日現在の過誤納金額 12,877,097円(2,934件)のうち、資格喪失しているものは、10,975,634円(2,526件)である。平成20年3月31日以降に還付の決裁が行われたもので、資格喪失後、還付手続きがなされていないものである。このうち、資格喪失日が平成20年3月30日以前のもを抽出したところ、還付未済額は1,326,422円(380件)であった。市は、還付手続きについての再通知を行っていないため、2年の時効を迎える可能性があると言える。

被保険者が還付手続きを行わないと還付できないものであるが、本来、歳入として処理されるべきものではないため、相続が絡む場合の添付書類の見直しによる手続きの簡素化など、善後策を検討する必要がある。

【還付金内訳（H22.11.15現在）】

（単位：円）

過誤納年度	件数	① 還付充当金額	② 過誤納金額	③ 発生時期別 保険料額	④ 発生時期別 収納金額
資格あり	408	1,719,422	1,901,463	1,475,674	3,377,137
資格なし(*1)	2526	10,929,039	10,975,634	4,870,497	15,330,861
計	2,934	12,648,461	12,877,097	6,346,171	18,707,998

(注) 上記の数値は、市担当課から提示されたデータを一部加工したものである。

①還付充当金額は、還付又は充当処理を内部決定した金額

②過誤納金額は、納入すべき額から実際納入額を差し引いた過誤納の金額

③発生時期別保険料額は、過誤納が発生した時期の納入すべき額

④発生時期別収納金額は、過誤納が発生した時期の実際の納入額

なお、②+③=④となるが、5年以上経過しているものにつき、④発生時期別収納金額を削除しているため、誤差が生じている。統計数値を算出するために作成したデータであり、当該目的のために不要なデータを削除しているためである。

(*1) 資格なし内訳

(単位：円)

資格喪失日	件数	① 還付充当金額	② 過誤納金額	③ 発生時期別 保険料額	④ 発生時期別 収納金額
～H20. 3. 30	380	1, 326, 422	1, 326, 422	536, 510	1, 347, 662
H20. 3. 31～ H21. 3. 30	616	2, 215, 639	2, 219, 344	1, 263, 125	3, 482, 469
H21. 3. 31～ H22. 3. 30	678	2, 873, 982	2, 902, 521	1, 242, 927	4, 145, 448
H22. 3. 31～	852	4, 512, 996	4, 527, 347	1, 827, 935	6, 355, 282
計	2, 526	10, 929, 039	10, 975, 634	4, 870, 497	15, 330, 861

(カ) 過誤納金に係る決算時の処理について (意見)

過誤納金の還付請求時効は、介護保険料の時効に準じて2年である。過誤納が発生したことを認識し、充当後に還付を決定、その決定に基づき当該過誤納の納付義務者に対して還付決定通知を送付している。その後、過誤納の納付義務者から連絡がなく、2年間経過すれば、還付金の管理から外す処理を行っている。

一方、会計上は、過誤納のあった年度の介護保険料として歳入に計上される。その後、還付・充当が決定した場合、当該還付・充当が当年度分に係るものである場合は、歳入からの戻出として処理される。還付・充当が滞納繰越分に係るものである場合は、歳出として処理される。2年経過して還付金の管理を外した場合は、既に過年度の介護保険料に計上されているものであり、過年度決算は確定しているため、会計上の処理はない。

決算書等で収納率を表示する場合、通常、次の算式で求める。

$$\text{収納率} = (\text{介護保険料} - \text{過誤納金額}) \div \text{調定額}$$

これは、調定額に対する収納額が収納率として求めるべき数値と捉えているためである。これを踏まえれば、還付金は本来、介護保険料として計上すべきものではないため、会計上も介護保険料から除く処理が必要と考える。当年度の介護保険料について還付金が発生し、それが未還付の場合は、決算時に介護保険料から雑入に振り替えることが望まれる。なお、過去3年の時効処理の内訳は以下のとおりである。

【平成19年～21年度時効処理】

過誤納発生年度	平成19年度調定分		平成20年度調定分		平成21年度調定分	
	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数
平成13年度	—	—	22,700	4	—	—
平成14年度	2,800	1	41,800	12	—	—
平成15年度	9,600	4	49,230	13	75,400	23
平成16年度	1,124,750	333	57,750	22	54,900	21
平成17年度	2,205,700	594	1,237,830	312	16,400	8
平成18年度	—	—	2,173,557	626	739,982	200
平成19年度	—	—	—	—	2,428,912	603
計	3,342,850	932	3,582,867	989	3,315,594	855

(決裁伺書より抜粋)

ウ. 確定申告のための社会保険料控除額の通知の送付について(意見)

市では、本人から確定申告に必要な情報として社会保険料控除額の問合せがあった場合、翌年度以降は当該者から問合せがなくとも社会保険料控除額を通知する書面「納付確認書」を送付している。保険者の責任として、収納内容の確認依頼があった場合は、「納付確認書」を発行しているということである。

介護保険料を特別徴収で年金から控除される場合、公的年金等源泉徴収票に年間の介護保険料支払額が記載される。また、普通徴収により介護保険料を支払う者のうち、口座振替により納付している者には年間支払額の通知が送付される。一方、納付書により現金で納付している者は当該納付書を集計することにより年間支払額を把握する必要がある。この点、市から「納付確認書」等の通知が届くことは有用である。しかし、翌年度以降、依頼なく送付する点については、経済性の観点から見直しが必要であると考えられる。

(3) 介護保険事業における保険給付事務について

① 概 要

介護保険事業における保険給付には、要介護 1 から 5 に認定された被保険者に対して実施される介護給付と、要支援 1、2 に認定された被保険者に対して実施される予防給付、また市町村が独自に行う市町村特別給付とがある。

基本的に保険給付として支払われるのは介護サービス費用のうちの 9 割分であり、被保険者が負担するのは残り 1 割分である。ただし介護（介護予防）サービス計画作成等の費用は全額保険給付として支払われる。

これら給付の方法については、償還払い方式と代理受領方式があり、それぞれの内容は以下のとおりである。

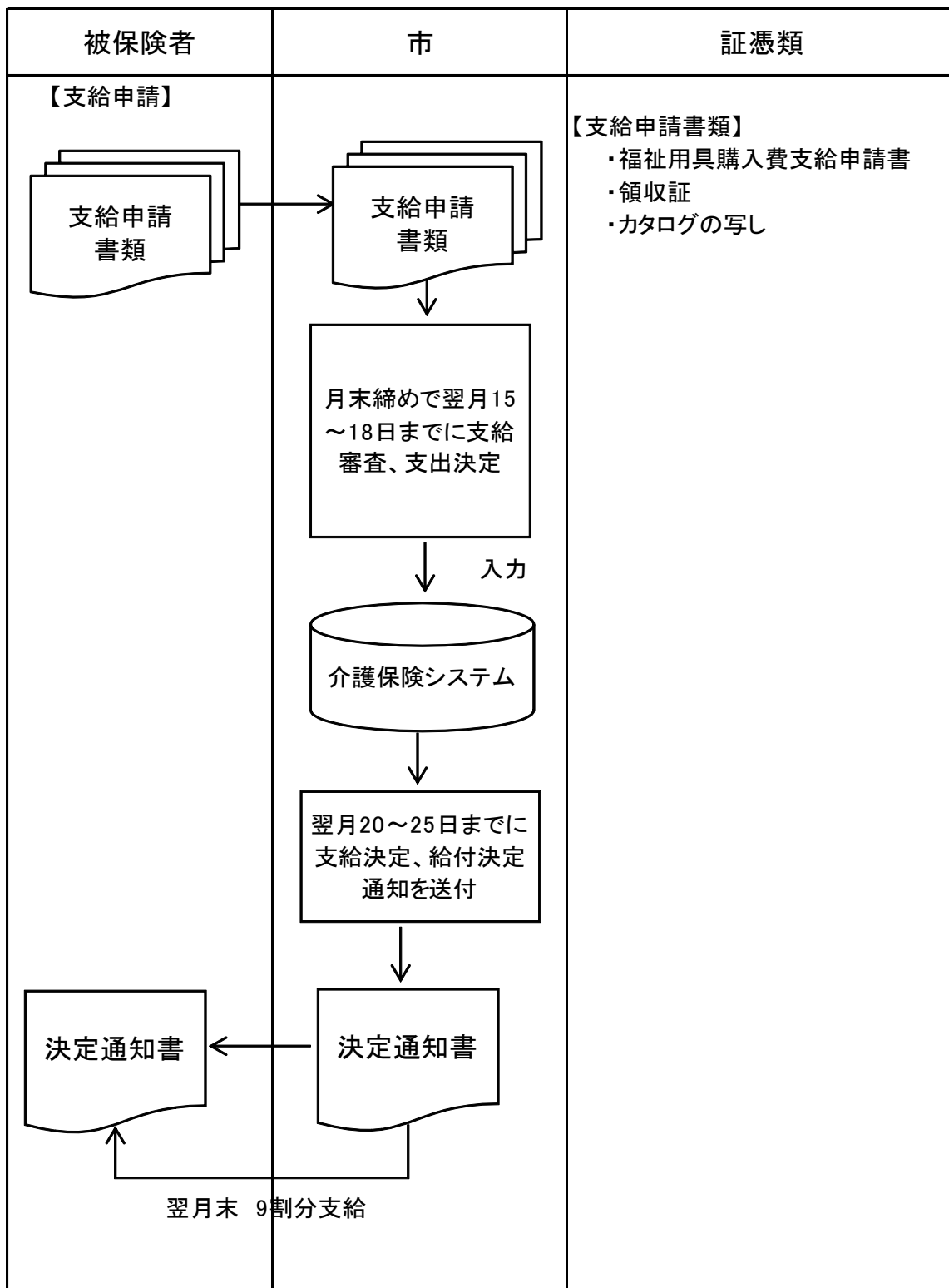
- i 償還払い方式：一旦、被保険者が介護サービス利用時に費用の全額を支払い、その後市町村から 9 割分の払い戻しを受ける方式
- ii 代理受領方式：被保険者は介護サービス利用時に費用の 1 割分のみを支払い、その後事業者等が市町村から 9 割分の支払を受ける方式

福祉用具購入費、住宅改修費、高額介護サービス費等については、償還払い方式であるが、船橋市では住宅改修費について、被保険者の便宜を図り、保険給付費の受領委任払いが選択できるようにしている。また、その他の場合、通常は代理受領方式での給付としている。

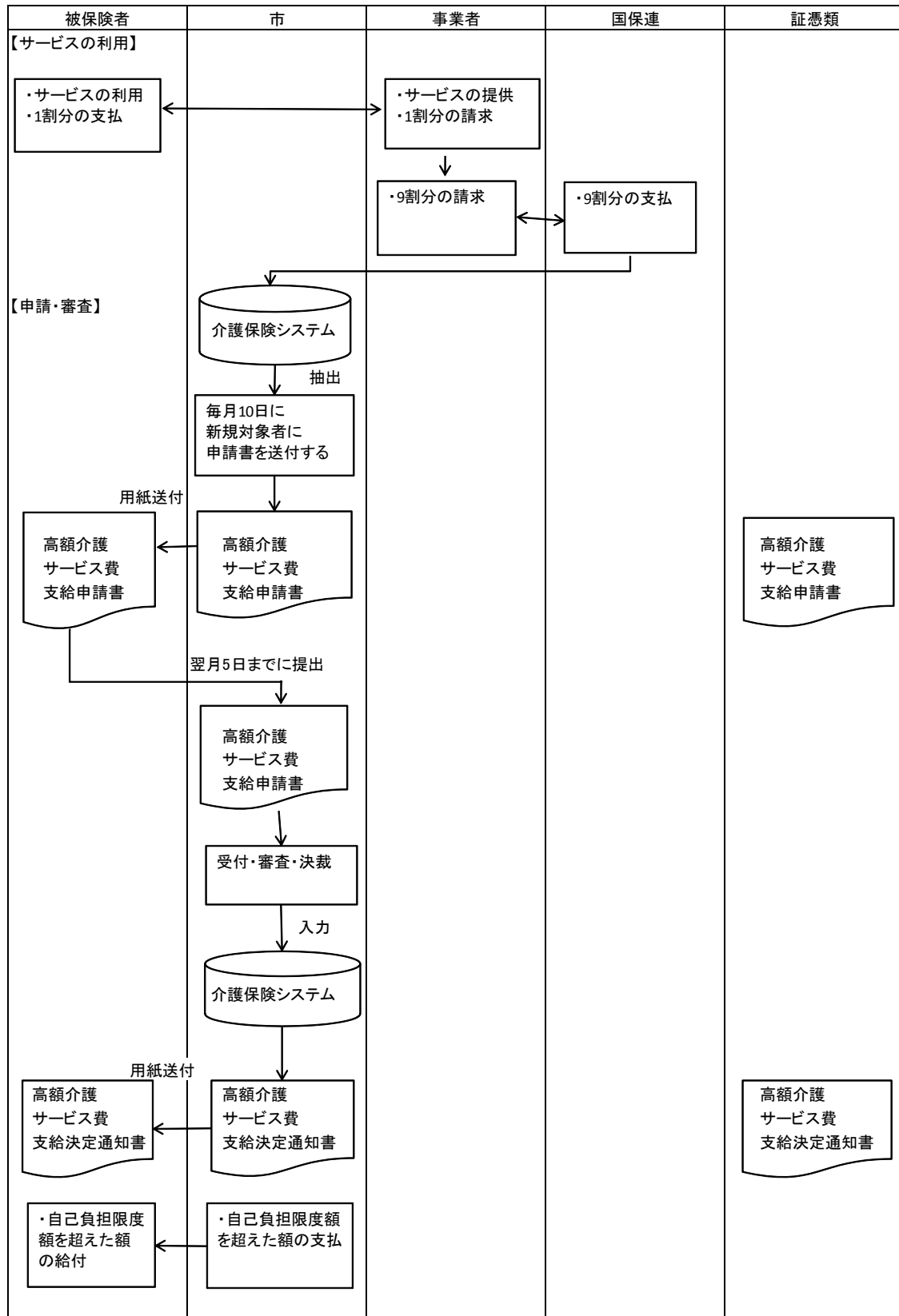
以上のことから、i 償還払い方式として【償還払い方式による福祉用具購入費】、【高額介護サービス費】、【受領委任払いによる住宅改修費】、ii 代理受領方式として【代理受領方式による給付】、【特定入所者介護サービス費】を代表的なものとして、介護保険事業における保険給付事務の執行についての監査の過程で次のとおり業務フローを作成した。

なお、介護相談員派遣事業についても後に意見を述べているため、併せて業務フローを作成した。

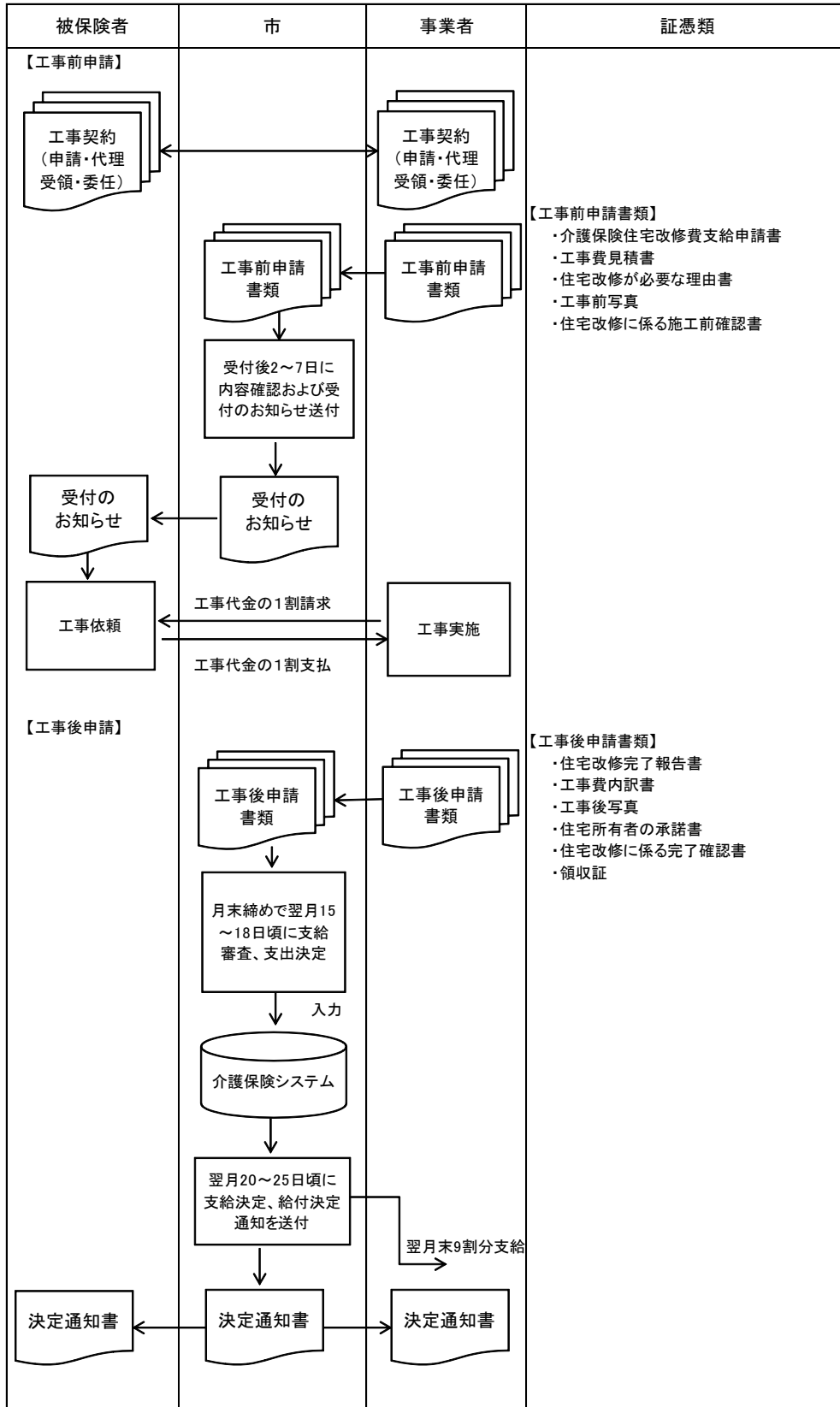
【償還払い方式による福祉用具購入費】



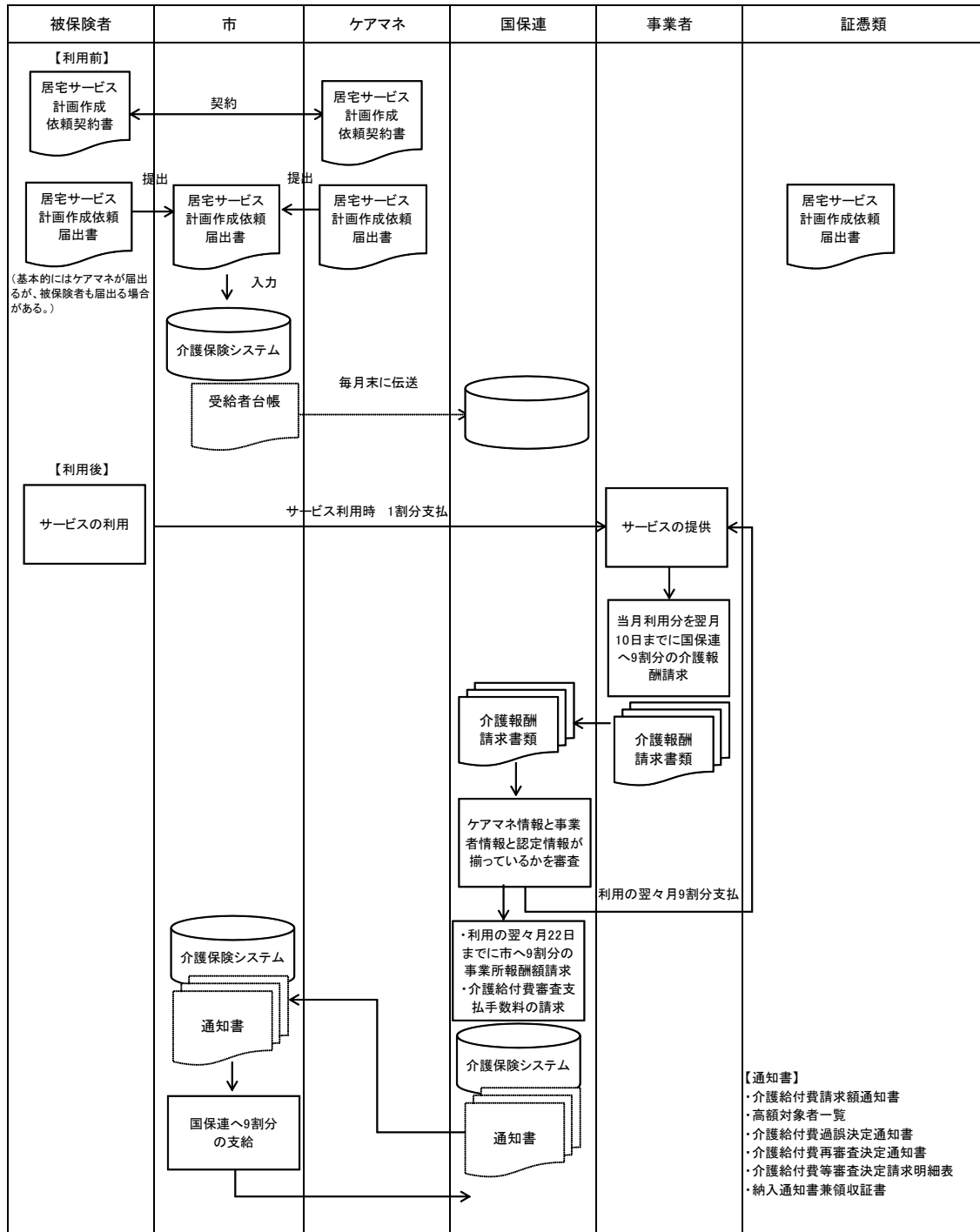
【高額介護サービス費の給付】



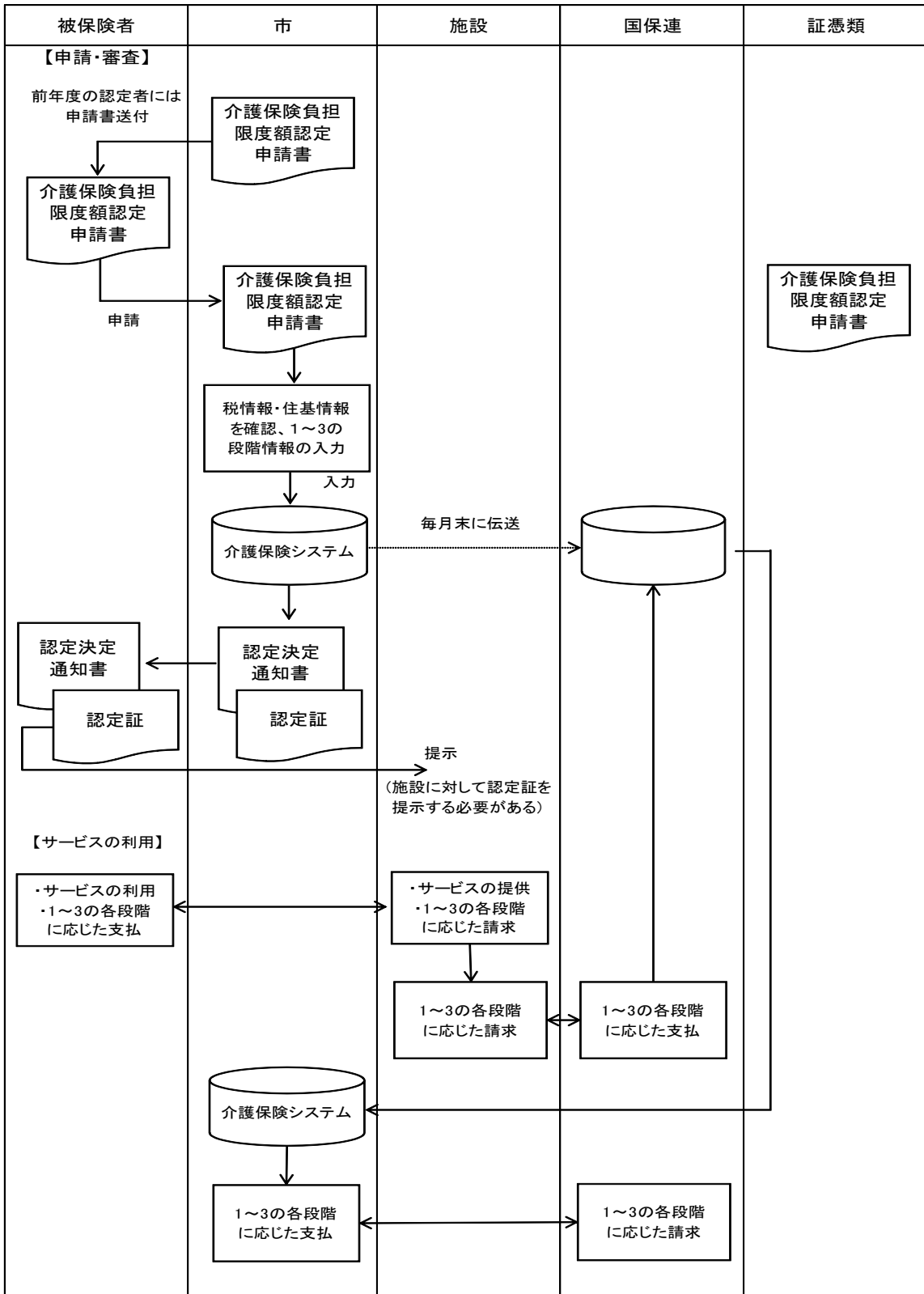
【受領委任払いによる住宅改修費】



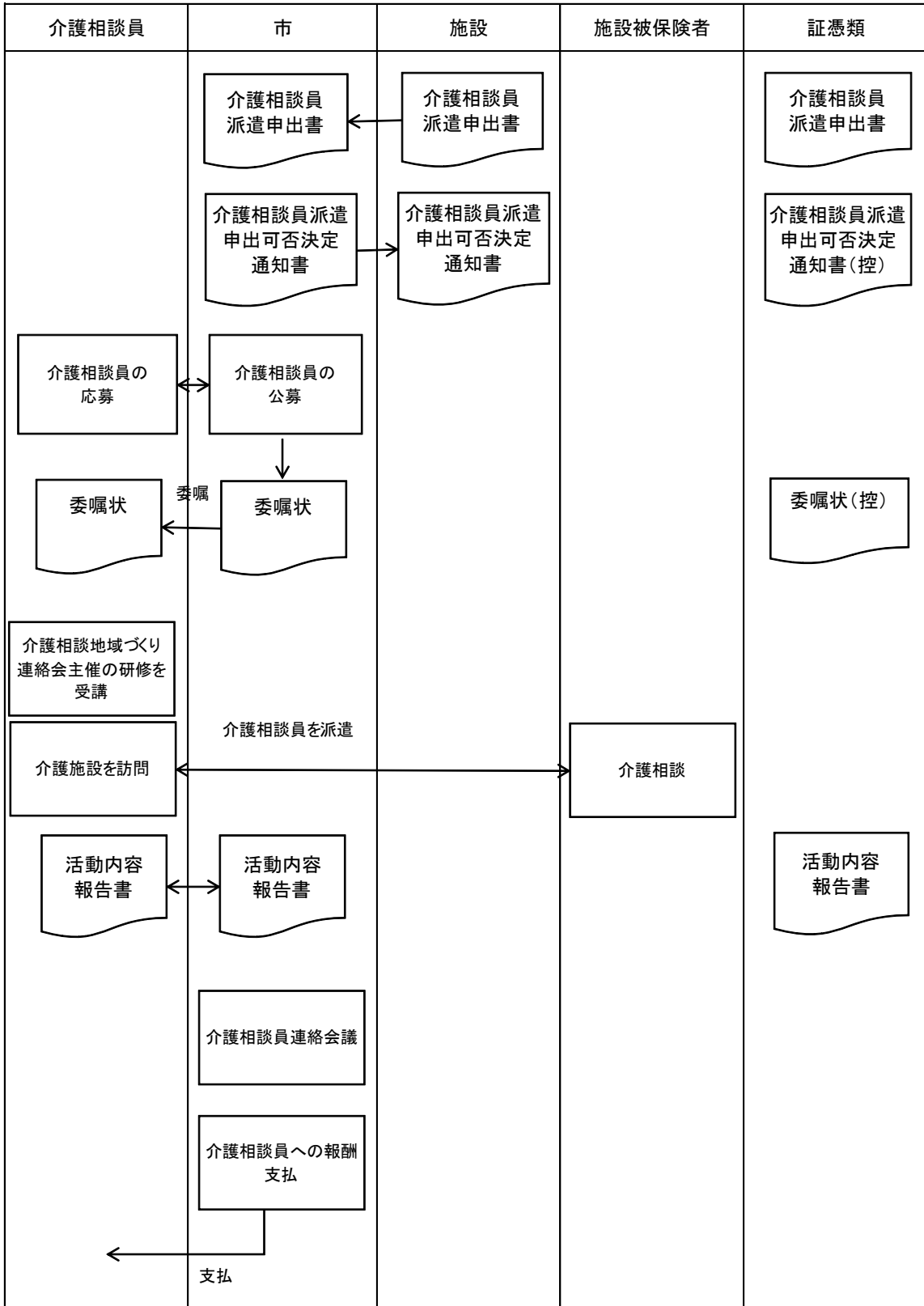
【代理受領方式による給付】



【特定入所者介護サービス費の給付】



【介護相談員の派遣】



ア. 担当課及び職員体制について

介護保険事業における保険給付事務については、介護保険課・資格給付係において執行される。

区 分	人数	職種・資格	備 考
常勤職員	9	一般事務	
非常勤職員	2	一般事務	
非常勤職員	1	ケアマネジャー	ケアプランの点検等
合計	12		

上記 12 名の業務を大きく分けると以下のとおりである。なお、兼務分も含んでいる。

主な業務	人 数
被保険者の資格の取得及び喪失に関連	2
介護給付関連	12
予防給付関連	12
市町村特別給付関連	3
介護保険一部負担金関連	2

上記職員数はいずれも平成 22 年 4 月 1 日現在のものである。

イ. 予算・実績の推移について

【保険給付費予算】

(単位：千円)

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
介護サービス等給付費	17,179,600	18,294,900	20,768,100
介護予防サービス等諸費	2,140,300	2,478,000	970,600
その他諸費	30,200	31,800	29,000
高額介護サービス費	240,100	252,700	311,900
高額介護予防サービス費	200	300	400
高額医療合算介護サービス費	—	—	5,000
高額医療合算介護予防サービス費	—	—	100
特別給付費	8,600	8,600	11,300
特定入所者介護サービス費	544,300	572,900	618,700
特定入所者介護予防サービス費	100	400	100
保険給付費合計	20,143,400	21,639,600	22,715,200

【保険給付費実績】

(単位：千円)

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
介護サービス等給付費	16,994,942	17,832,492	19,385,988
介護予防サービス等諸費	807,350	882,292	949,945
その他諸費	27,663	27,689	29,257
高額介護サービス費	265,899	289,144	349,045
高額介護予防サービス費	311	391	292
高額医療合算介護サービス費	—	—	33,812
高額医療合算介護予防サービス費	—	—	600
特別給付費	390	0	69
特定入所者介護サービス費	524,569	575,581	617,265
特定入所者介護予防サービス費	375	123	293
保険給付費合計	18,621,502	19,607,717	21,366,570

注：表中の数値については、端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがある。

ウ. 前記の業務フローの説明について

【償還払い方式による福祉用具購入費】

- i 支給限度基準額は同一年度で 10 万円の 9 割までである。

【高額介護サービス費の給付】

- i 「高額介護サービス費支給申請書」については当初 1 度提出することにより継続して給付を受けられる（平成 17 年 10 月以降）。
- ii 生活保護受給者に関しては以下のようなフローになる。
- ・国保連から事業者へはサービス費の全額支払。
 - ・国保連から介護保険課へは「高額対象者一覧」を送付。
 - ・国保連から介護保険課への請求は、利用者負担 1 割分のうち、15,000 円を超える額。15,000 円までは生活支援課へ請求。

【受領委任払いによる住宅改修費】

- i 本来は償還払いであるが、受領委任払いを選択できるようにしている。そのため、新規登録事業者の説明会を月 1 回、また登録事業者への研修会を年 1 回行っている。

- ii 支給限度基準額は、同一住宅で被保険者一人につき 20 万円の 9 割までである。
- iii 住宅改修費について、介護保険システムによる管理を始めたのは平成 22 年 11 月からであり、それ以前はエクセル表で管理をしていた。

【代理受領方式による給付】

- i 居宅サービス作成依頼届出書
 - ・本庁と船橋駅前総合窓口センター（フェイス）で日々受け付ける。
 - ・受付者が介護保険システムへ入力。
（介護予防については、小規模多機能型の居宅事業所を除き、本庁の担当職員のみ受付、入力。）
- ii 介護サービスの利用
 - ・ケアマネの作成する計画は上限を超えないよう作成されており、利用者は計画にあるものでないと介護保険の中での利用はできない。重要事項説明書で同意・捺印されている。
- iii 千葉県国民健康保険団体連合会（国保連）による審査
 - ・ケアマネ情報と事業者情報、認定情報が揃っているかについては、国保連で審査され、市では国保連の審査結果に基づき、国保連に対して 9 割分の支給を行う。

【特定入所者介護サービス費の給付】

- i 新規の対象者に対して特に申請書の送付等を行っていないが、施設やケアマネの方から被保険者へ説明を行ったり、広報等で周知に努めたりしているということである。

【介護相談員派遣事業】

- i 介護相談員の一般公募、委嘱
 - ・平成 15 年事業開始の当初は推薦で委嘱。
 - ・任期 2 年、再選可能。
- ii 介護相談員の研修
 - ・養成研修（新人対象）は年 1 回 4 月に開催。40 時間＋現場 4 時間。
 - ・在任研修（在任者対象）は年 1 回 4 月に開催。2 日間。在任者の半数（2 年に 1 回まわってくる）が対象

- ・いずれの研修も介護相談地域づくり連絡会（厚生労働省の委託団体）主催のもの。

iii 介護相談員の派遣

- ・2名1組、27名で27施設を訪問。一施設月2回訪問。1名あたり2施設担当、月4回訪問。
- ・担当者の入れ替えは一人ずつ。

iv 介護相談員からの報告

- ・毎月最終金曜日に介護相談員連絡会議を実施。介護相談員はそれまでに当月の報告書を作成、提出。会議では当月の訪問状況、報告内容をまとめた冊子を各相談員に配布。当該報告書の2か月分をまとめて2か月ごとに各施設へも配布。
- ・年1回、各施設も交えて意見交換会を実施。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

- i 当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当職員等から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 当該事務に係る個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。また、他市の状況について、公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。
- iii 日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続に係る意見を次のとおり述べることとする。

ア. 給付制限の適用除外について

介護保険給付制限に関する要綱によれば、介護保険料の滞納者に対

しての給付制限措置として、次のとおり規定している。

【給付制限措置】

<p>i 支払方法の変更 (法第 66 条第 1 項)</p>	<p>第 1 号被保険者であって要介護被保険者等が当該保険料の納期限から 1 年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合は、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提示を求め、当該被保険者証に、支払方法の変更(償還払い化)を実施する旨の記載をするものとする。</p>
<p>ii 支払の一時差止 (法第 67 条第 1 項)</p>	<p>第 1 号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納し、かつ、当該保険料の納期限から 1 年 6 か月間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p>
<p>iii 給付額の減額 (法第 69 条第 1 項)</p>	<p>要介護認定等をした場合において、当該認定に係る第 1 号被保険者である要介護被保険者等について、保険料徴収権消滅期間があるときは、当該要介護被保険者等の被保険者証に、介護給付等の額の減額を行う旨並びに高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護(介護予防)サービス費、特定入所者介護(介護予防)サービス費及び特例特定入所者介護介護予防サービス費の支給を行わない旨並びに給付額減額期間の記載をするものとする。</p>

また上記の措置については、各々「特別な事情等による適用除外」の規定が設けられている。

(ア)「介護保険料分納誓約書兼債務承諾書」の提出による給付制限適用除外について(意見)

「平成 21 年度給付制限決定者一覧」によれば、平成 21 年度の給付制限の内容別適用件数 31 件の内訳は、以下のとおりである。

- i 支払方法の変更 : 1 件
- ii 給付額の減額 : 30 件

これに対して、平成 21 年度に給付制限適用除外の申請は 97 件（一部適用除外の 9 件を含む。）である。また、当該適用除外の理由別内訳については、以下のとおりである。

- i 生活保護：78 件
- ii 「介護保険料分納誓約書兼債務承諾書」の提出：19 件

この「介護保険料分納誓約書兼債務承諾書」の提出を理由とした適用除外については、支払方法の変更についての適用除外要件となる（介護保険給付制限に関する要綱第 7 条第 5 項第 2 号）。また、保険給付の一時差止の措置（【給付制限措置】参照）は、償還払い化された者に対して、償還払い分を差し止めるものであるから（「保険給付の制限等に関する Q&A」）、支払方法の変更の適用除外になることは、同時に支払の一時差止についても適用除外になるものと解される。

平成 21 年度の「介護保険料分納誓約書兼債務承諾書」の提出による給付制限適用除外 19 件のうち、支払の一時差止についても対象となっているもの（1 年 6 か月以上滞納しているもの）は、15 件であった。この 15 件の適用除外についての決裁内容を見ると以下のように二通りとなっている。

- i 支払方法の変更と支払の一時差止の両方について決裁：9 件
- ii 支払方法の変更についてのみ決裁：6 件

支払方法の変更の適用除外の決裁のみでよしとするか、あるいは同時に支払の一時差止についての適用除外も決裁するものとするか給付制限適用除外の決裁方法についての統一を検討されたい。

（イ）給付制限に係る決裁権限について（意見）

事務決裁規程の別表第 2 によれば介護保険課の個別専決事項は以下のとおりとなっている。

専決事項\決裁責任	局長	部長	課長
①介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定	○		
②公売処分		○	
③滞納処分		○	
④繰上徴収		○	
⑤執行停止、徴収猶予及び減免		○	
⑥被保険者の資格の取得及び喪失の認定			○
⑦介護保険施策の調査			○
⑧被保険者証の発行及び更新			○
⑨被保険者台帳及び給付台帳の整備			○
⑩被保険者の世帯主、住所及び氏名の変更届の受理			○
⑪被保険者の異動等の調査			○
⑫介護給付等の支給申請書の処理			○
⑬賦課の調査及び報告			○
⑭公示送達			○
⑮介護保険料申告書の処理			○
⑯滞納処分完了後の処理			○
⑰参加差押え及び交付要求の処理			○
⑱要介護又は要支援の認定			○
⑲受給資格証明書の発行			○
⑳資格者証の発行			○

介護保険の給付制限及び制限除外に関する決裁文書を閲覧したところ、当該文書の決裁は、すべて課長決裁で行われていた。担当課としては給付管理業務の一つとして認識しており、税法上の滞納処分後の事務処理としているが、上の表から判断する限り、当該決裁は、「③滞納処分」に係る事項にあたるものと考えられるため、最終的には部長決裁が必要であったと考える。

重要な専決事項と決裁区分については特に、再度検討されるよう要望する。

イ. 生活保護対象者への給付について（意見）

生活保護の扶助をうけている被保険者が、福祉用具を購入した場合（償還払いのケース）、生活支援課で一旦全額保護費より支払われ、そ

の後、生活支援課からの申請により、介護保険課から生活支援課へ9割分を支払うことになっている。

平成21年度に介護保険課「居宅介護福祉用具購入費」で処理されているもののうち、平成20年度に生活支援課「介護扶助費」で処理されているものがあった。当該被保険者が生活支援課に申請した（平成20年10月22日）後の両課での各処理日は以下のとおりである。

区 分	介護保険福祉用具購入費支給申請日	支出命令書決裁日	支払予定日
生活支援課	H20. 10. 22	H21. 2. 24	H21. 3. 10
介護保険課	H21. 3. 24（同課での收受日）	H21. 4. 21	H21. 4. 27

介護保険課では申請月の翌月に審査され、審査月での支出負担となるので、その事務処理自体に問題はない。

しかし、生活支援課での申請は前年度の10月であり、年度末より相当期間前であること、また、介護保険課への申請は内部的な書類の受渡しであることを考え合わせれば、事前に生活支援課と介護保険課で連携を密にすることで、同一の年度においてそれぞれの事務処理が可能であったものと考えられる。

同じ案件について、両課で処理の年度がズレてしまうことのないよう、より適正な決算に向けて、特に年度をまたがってしまいそうな案件については、事前連絡や早めの申請等の対応により、処理年度を合わせるよう検討されたい。

ウ. 個人情報利用の際の本人同意について（意見）

高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費等の申請に関しては、事前に税情報を確認し、対象者へ申請書を送付する。また特定入所者介護（介護予防）サービス費の申請があれば介護保険課で税情報や住基情報を確認した上で段階を決定する。

これら税情報利用についての本人同意は、特定入所者介護（介護予防）サービス費の場合を除き、求めている。

保険給付に関する税情報の利用については介護保険法第203条の規定を根拠とする。

第 203 条 市町村は、**保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは**、被保険者、第 1 号被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢退職年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

また、個人情報の利用及び提供の制限について、船橋市は個人情報保護条例に次のように規定しており、上記のような保険給付に関する税情報の利用は、「(1)法令等の規定に基づき利用」する場合に当たるとする。

第 14 条第 1 項 実施機関は、保有個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) **法令等の規定に基づき利用し**、又は提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (以下、省略)

情報政策課に問い合わせた限りでは上記のような解釈で問題ないとの回答であった。

しかし、個人情報保護の重要性に鑑み、税情報の閲覧が可能な調査等の事務の範囲を課内担当職員が明確に認識できるように、適切な手段により周知を徹底するよう要望する。

エ. 平成 21 年度介護相談員の委嘱について（意見）

介護相談員とは、介護サービスの利用者やその家族等から介護サービスに関する不安や不満、苦情等を聞き、介護サービス事業所の管理者や担当者、又は行政に対して橋渡しをし、問題解決に向けて取り組むことを目的とした者とされている。また、利用者の苦情だけでなく、「一市民としての目から見た、施設サービス提供に関して介護相談員が気づいたこと」を事業者に伝えることも重要な使命とされている。

この介護相談員の資格要件については、市担当課は介護相談員の応募者に対して、次のように説明している。

「介護相談員はサービス利用者の立場に立つことを原則としており、

介護サービス事業者としての関わりを持たない（経営者や職員等でない）利害関係のない方をお願いしています。特別な専門性や資格は特に必要ではありませんが、相談業務に携わるのに熱意とボランティア精神のある人を前提とします。」

また、介護相談員の業務としては、次のような内容である。

- i 担当する施設（1人2施設）を1か月に4回（1施設につき月2回）程度訪問すること。
- ii サービスの現状を把握すること。
- iii サービス利用者又はその家族の話を聞き、相談にあたること。
- iv 問題点等を把握した上で整理し、解決方法を考え必要に応じ提案すること。
- v 事業所の管理者や担当者と意見交換をすること。
- vi 足りないサービス創出に向け必要に応じて提案すること。
- vii 活動状況を市に報告すること。
- viii 事務局が開催する月1回の連絡会議や年1回の合同意見交換会に出席することなど。

このような介護相談員について、平成15年の事業開始当初は、推薦により委嘱された者もいるが、その後は公募により選任されている。その公募の状況については、平成20年度は、1次選考（書類）、2次選考（面接）を経て、4名が採用、委嘱された。平成21年においては、公募は実施されず、現任相談員2名の活動終了に伴う補充のため、平成20年度公募時における不合格者で一次選考合格者の中から2名に委嘱している。

どのようなタイミングで公募を実施するかなどの採用のルールは特に要綱等では明らかとなっていない。

介護相談員の業務等の重要性に鑑みて、介護相談員を採用、委嘱すルールについては明確にしておくよう要望するものである。

オ. 介護相談員の訪問告知について（意見）

介護相談員派遣実施要綱第1条では、介護相談員派遣事業の目的を、「介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者及びその家族の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者の登録を行い、申し出のあったサービス事業所に派遣すること等により、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的な向上を目的として、…」とし、

施設入居者だけでなく、その家族についても話を聞き、相談に応じる等規定されている。

介護相談員の訪問日のお知らせ方法については、毎年 4～9 月の訪問については 3 月中旬頃に、10～3 月の訪問については 9 月中旬頃に、各施設へ訪問者の写真付き名前と訪問日の記載されているポスターを配布し、施設側は当該ポスターを施設内に貼り、施設入居者や面会した家族に分かるようにしているということである。

しかし、施設内にポスターを貼っているだけでは、なかなか面会に来られない家族には、相談員の訪問日やこのような制度自体認識されていないケースがあるものと考えられる。

このように施設内にポスターを掲示してお知らせする手法よりもさらに効果的で効率的な手法を検討する必要がある。例えば、施設から家族への定期的な配布物やホームページ等により告示する手法などである。このような効果的で効率的な周知手法を行うよう、施設側に対しても誘導するような行政対応を採用するよう、要望する。

カ. 介護相談員の派遣する事業所の理解の浸透について（意見）

介護相談員派遣実施要綱第 1 条では、申し出のあったサービス事業所に対してのみ介護相談員を派遣することになっている。現在は特別養護老人ホームと老人保健施設のすべての施設（27 施設）から申し出があり、介護相談員の派遣を行っているが、この 27 施設のうち、平成 19 年度になっての申し出が 5 施設、平成 20 年度になっての申し出が 1 施設となっていた。したがって、平成 19 年度と平成 20 年度においては介護相談員の派遣されていない施設がいくつかあったということである。

介護相談員派遣事業は、定期的に施設を訪問し介護相談員自身の「気づき」をサービス向上に役立てたり、施設入居者やその家族から話をきき、サービス利用者と施設の橋渡しをしたりするという、地道ではあるが、サービスの現場やサービスの利用者と直接触れることによる貴重な業務であると考えられる。であればこそ、施設サービス利用者や利用しようとする被保険者に当該業務の存在を十分にお知らせすることは重要である。そうすることにより、施設側の意識を高め、派遣の申し出を促し、結果として施設利用者が公平にサービスを受けられることにも繋がるものと考えられる。

今後の課題として、情報発信の効果的なやり方を検討し、当該事業

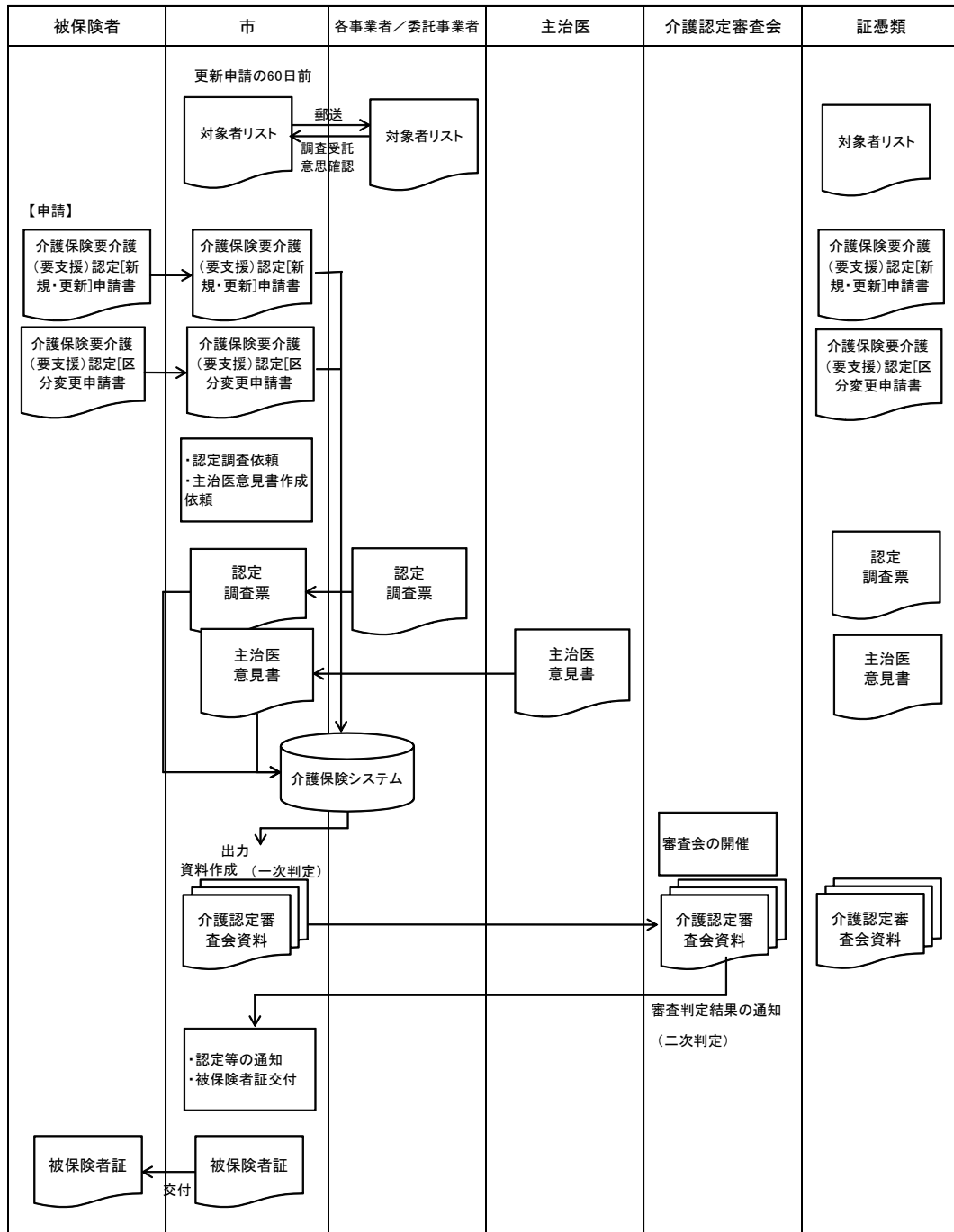
に関しての市から積極的な情報開示、介護相談員の質を高める研修制度の更なる充実や介護相談員を受け入れている全ての事業所に対する理解の更なる浸透を、市担当課としても更に推し進められることを切に要望する。

(4) 介護保険事業における認定審査関連事務について

① 概要

介護保険事業の認定審査関連事務の業務フローは、次のとおりである。

【認定審査】



要介護認定申請件数は、平成 21 年度で 19,053 件にものぼり、これらの申請に対して原則 30 日以内に認定結果を出すことになっている（実際には平均 30 数日かかっており、延期の場合は被保険者に通知している）。

上記の業務フローの中で、監査の実施過程で着目した点は、申請～調査～主治医の意見書の入手～審査までの一連の業務の中で、この件数が適時に処理され、各資料の管理・保管がきちんとされているかということである。

ア. 担当課及び職員体制について

介護保険事業における認定審査関連事務については、介護保険課・認定審査係において執行される。

【常勤職員】

担 当	人数	資格等	備 考
係長	1	一般事務	
要介護認定担当	5	一般事務	
主治医意見書担当	3	一般事務	
認定調査担当	9	保健師 7 社会福祉士 2	うち育児休業者 2
調査委託担当	3	一般事務	
合 計	21		

【その他】

担 当	人数	資格等	備 考
認定調査員	25	非常勤一般職	
事務パート	6	非常勤一般職	
事務パート	3	臨時的任用職員	育休代替 2、事務繁忙 1
合 計	34		

注：上記職員数はいずれも平成 22 年 4 月 1 日現在のものである。

イ. 前記の業務フローの説明について

i 要介護認定申請

- ・本庁と船橋駅前総合窓口センター（フェイス）と各出張所で受け付ける。

- ・申請書の内容は、本庁と船橋駅前総合窓口センター（フェイス）受付分については、すべて基本的にその日のうちに介護保険システムへ入力。
- ・出張所受付分は原則、翌営業日に本庁に原本が届いてから入力。ただし、早急に調査が必要となる場合（ガン末期等）は、申請書を FAX で本庁へ送付し、介護保険システムへ即日入力。

ii 介護認定調査

- ・認定調査は市の職員、事務受託法人である財団法人船橋市福祉サービス公社（以下、「福祉サービス公社」という。）、ケアマネ所属の各事業者のいずれかで実施される。

iii 主治医の意見書の入手

- ・市から主治医へ意見書の作成依頼をする。
- ・主治医へ意見書の作成依頼をするにあたっては、定期受診の有無を確認する。

iv 介護認定審査

- ・介護認定審査会は毎週月～木、1日2～5回、週15回開催。
- ・委員は149名である。原則5名で1つの合議体を構成し、30合議体ある。1回の審査会ごとに35件程度審査する。
- ・審査会の委員は専門知識を有する者。医師会等へ依頼して推薦してもらう。任期は2年。市長決裁で委嘱状を渡す。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。

③ 結 果

以下の点に着目し、任意の月あるいは任意の審査分につき、業務フローに記載の証憑、決裁資料、管理資料等入手し、上記の監査手続を実施した。

- i 申請～調査～主治医の意見書入手～審査～通知までの一連の資料についての管理・保管状況。

- ii 申請～調査～主治医の意見書入手～審査～通知までの処理が適時に承認・実施されているか。
- iii 介護認定審査会委員報酬、主治医意見書作成手数料、介護認定訪問調査業務委託料が適時に正しく、承認・支払がされているか。

その結果、その範囲内において市担当課の事務執行については、監査上、特に問題として指摘等行うものはなかった。

(5) 成年後見制度利用支援事業について

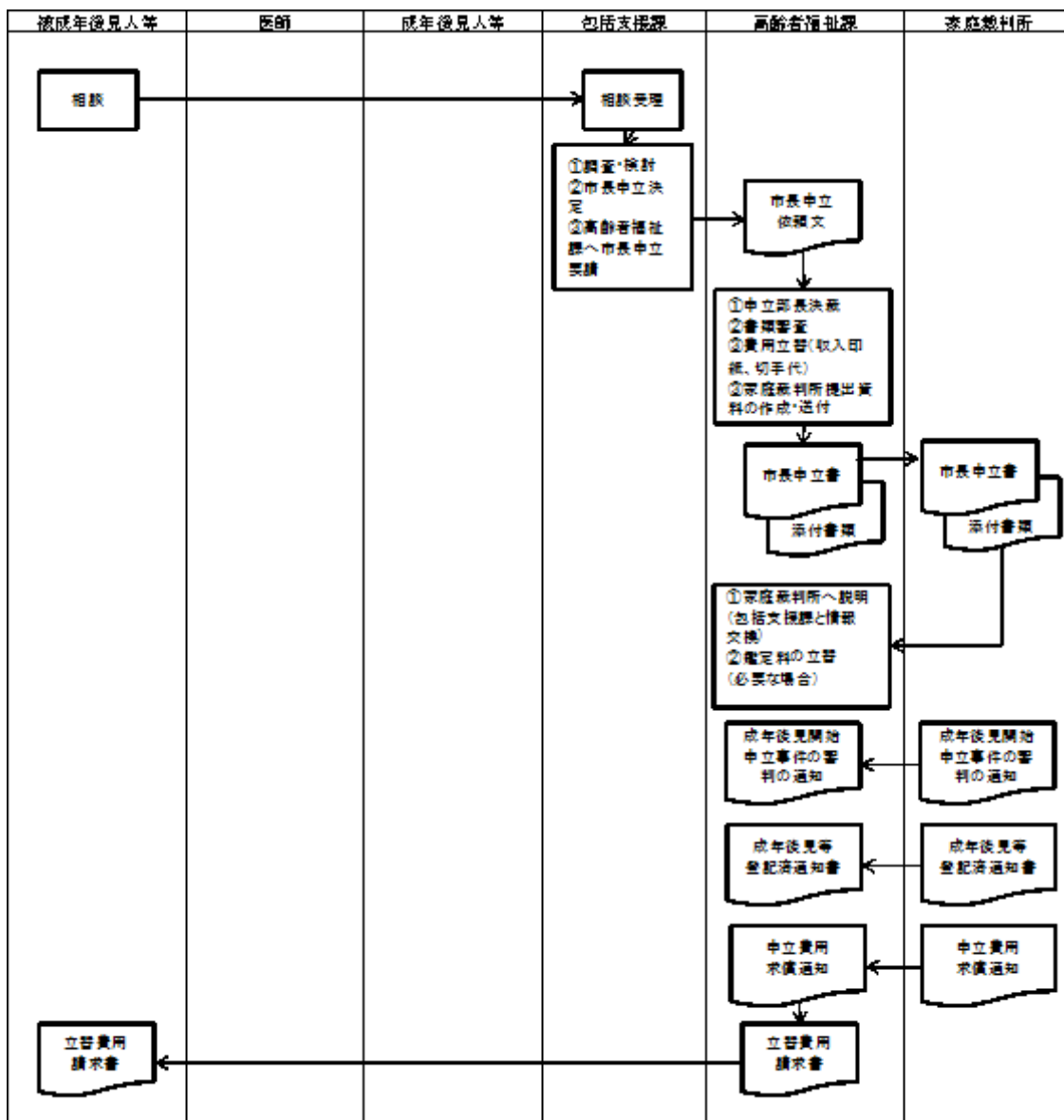
① 概要

成年後見制度とは、成年者で、認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など、判断能力の不十分な方々を保護し、支援するために、家庭裁判所が成年後見人を選び、この成年後見人が財産管理や身上監護（介護サービス、施設への入所等の生活に配慮すること）についての契約、遺産分割などの法律行為を本人に代わって行う制度である。

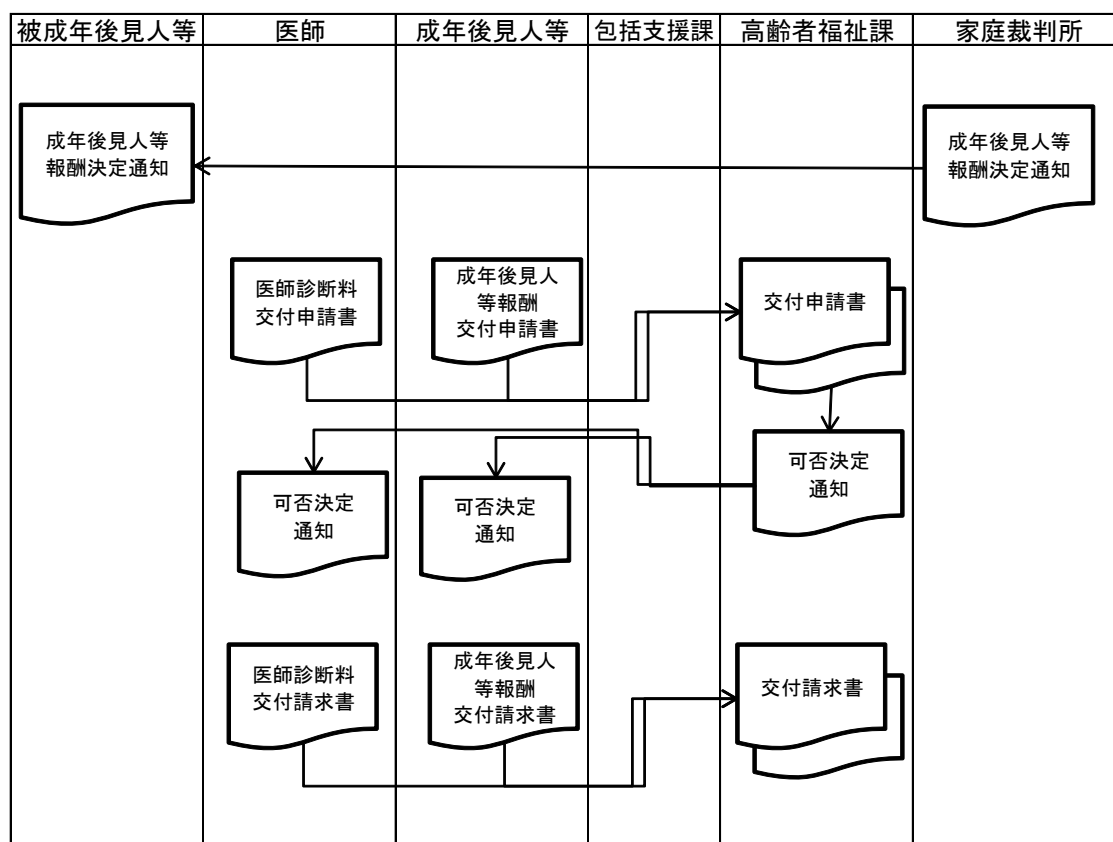
市は、成年後見制度の利用を支援するため、高齢者福祉課において、成年後見人の申立てを行う身寄りのない認知症高齢者について家庭裁判所に審判の市長申立てを行い、また、市長申立てを行った者のうち費用負担が困難な者に対して、手続き費用や成年後見人の報酬費等を助成している。平成12年度の成年後見制度開始に伴い、当該事業を行っており、平成20年度までは一般会計にて、平成21年度からは介護保険事業特別会計にて計上している。

成年後見制度利用支援事業に関する事務の執行について、監査の過程で次のとおり業務フローを作成した。主に、①成年後見制度市長申立ての手続きと、②市長申立てを行った者に対する費用助成の事務、の二つに大別される。

【市長申し立て】



【費用助成】

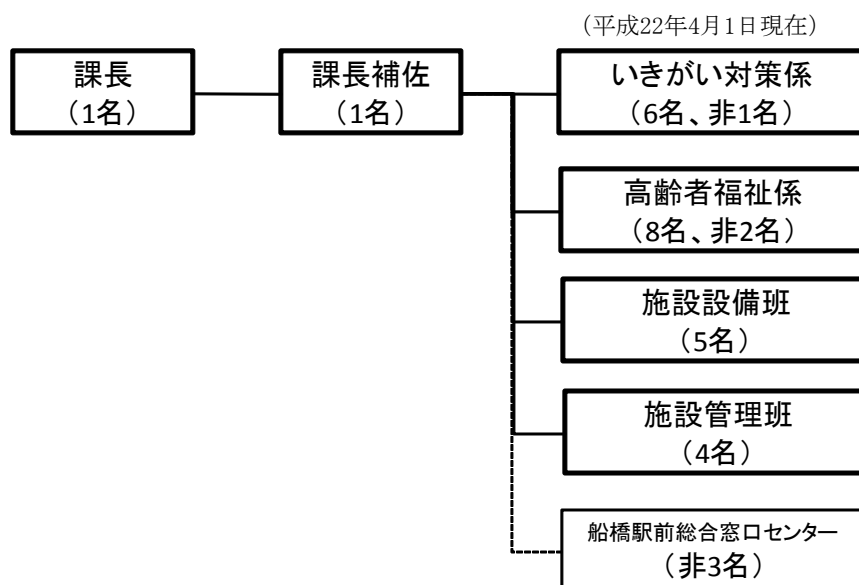


ア. 担当課及び職員体制について

高齢者福祉課の人員体制は、課長 1 名、課長補佐 1 名、いきがい対策係 6 名、高齢者福祉係 8 名、施設整備班 5 名、施設管理班 4 名の計 25 名である。その他に、非常勤職員が 6 名いる。このうち、成年後見制度利用支援事業に係る業務を担当するものは高齢者福祉係の 1 名であり、他の業務と兼任で行っている。

なお、上記職員数はいずれも平成 22 年 4 月 1 日現在のものである。

【高齢者福祉課の職員配置】



(注)カッコ内は職員数、非は非常勤職員数を表している。

【(参考) 高齢者福祉課の分掌事務 (船橋市事務分掌規則第9条)】

1	老人クラブの支援に関すること。
2	敬老事業に関すること。
3	高齢者の生きがい対策事業に関すること。
4	ゲートボール場の管理及び運営に関すること。
5	老人憩の家及びふれあいの部屋の管理及び運営に関すること。
6	養護老人ホームへの入所措置に関すること。
7	日常生活用具の給付等に関すること。
8	老人住宅整備資金の貸付け及び老人住宅改造費の助成に関すること。
9	高齢者居宅支援事業の届出等に関すること。
10	外国人等高齢者福祉給付金の支給に関すること。
11	ひとり暮らし高齢者についての調査及び福祉事業に関すること。
12	高齢者福祉タクシーに関すること。
13	老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に関すること。
14	家族介護者の支援(地域支援事業を除く。)に関すること。
15	訪問理美容事業に関すること。
16	はり、きゅう、マッサージ等費用の助成に関すること。
17	ファミリーサポートセンター(介護版)に関すること。
18	高齢者福祉施設の届出に関すること。

19	高齢者福祉施設整備及び運営の助成に関すること。
20	地域密着型サービス事業所の指定等に関すること。
21	ケア・リハビリセンターとの連絡調整に関すること。
22	福祉サービス公社に関すること。
23	生きがい福祉事業団に関すること。
24	老人福祉センターに関すること。
25	市立老人デイサービスセンターに関すること。
26	特別養護老人ホーム朋松苑に関すること。
27	四市複合事務組合（特別養護老人ホーム三山園）に関すること。
28	福祉会館の大規模修繕に関すること。
29	障害者控除対象者の認定に関すること。

イ. 予算・実績の推移について

成年後見制度利用支援事業の市長申立て件数及び費用助成件数の実績並びに予算決算の状況は以下のとおりである（主に市担当課作成資料）。市長申立てについては平成 18 年度以降徐々に件数が増加している。費用助成については平成 20 年度以降、微増となっている。

【市長申立て件数（高齢者のみ）】

区 分	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
人数（人）	1	0	1	0	0
区 分	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
人数（人）	2	13	2	14	20

【費用助成件数】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
申立件数（高齢者のみ）	2 件	14 件	20 件
手続費用助成件数	0	2 件	8 件
手続費用助成額	0	18,180 円	69,840 円
後見人報酬助成件数	0	4 件	6 件
後見人報酬助成額	0	1,083,500 円	1,426,531 円
医師診断書料助成件数	0	0	1 件
医師診断書料助成額	0	0	3,000 円

注：申請後死亡者を含む。また、成年後見制度市長申立て手続に要する費用は、生活保護受給者を除き市が本人に求償する。

【平成 21 年度予算決算】

(単位：円)

介護保険事業特別会計	当初予算	予算現額	決算額	執行率
成年後見制度利用支援事業費	5,726,000	5,635,200	2,233,871	39.6%
(内訳)				
手続印紙代	77,000	96,000	96,000	100.0%
手続切手代	76,000	83,340	83,340	100.0%
手続鑑定料(3名)	1,600,000	1,583,060	150,000	9.5%
報酬助成金(7名)	3,440,000	3,339,800	1,429,531	42.8%
負担金	533,000	533,000	475,000	89.1%

【平成 20 年度予算決算】

(単位：円)

一般会計	当初予算	予算現額	決算額	執行率
老人福祉諸経費	1,466,000	1,314,160	173,360	13.2%
(内訳)				
成年後見事務手続用郵便切手代	66,000	66,000	43,360	65.7%
成年後見制度事務手続用鑑定料(3名)	1,400,000	1,248,160	130,000	10.4%
成年後見制度利用支援事業費	1,995,000	1,995,000	1,093,000	54.8%
(内訳)				
成年後見制度事務手続用印紙代	5,000	5,000	4,800	96.0%
成年後見制度事務手続用郵便切手代	5,000	5,000	4,700	94.0%
手続鑑定料	100,000	100,000	0	0.0%
報酬助成金(4名)	1,885,000	1,885,000	1,083,500	57.5%

注：上記の数値は、予算差引簿を集約したものである。経費立替え後、求償して入金したものについては歳入として処理されているため、【費用助成件数】の表内数値と一部不一致となっている。

ウ. 前記の業務フローの説明について

成年後見制度利用支援事業は包括支援課が窓口となってその必要性が検討される。包括支援課にて、対象者本人やその親族などからの相談を受理し、対象者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度の必要性を判断し、親族調査、資産状況の調査等を行う。親族からの申立者がいない場合、包括支援課から高齢者福祉課へ市長申立てを要請する。高齢者福祉課では申立てにつき部長決裁の上、書類審査を行い、家庭裁判所に提出する資料を作成し、申立経費を立替え、申立てを行

う。立替えた経費につき、申立費用求償通知が裁判所から届くと本人に立替経費の求償を行う（成年後見制度に係る審判請求に関する要綱）。

一方、支払が困難であると認められるなどの一定の場合、市は医師診断料及び成年後見人等報酬の費用を助成する（船橋市成年後見制度利用支援事業実施要綱第3条）。医師及び成年後見人等は交付申請書を提出し、市はこれの内容を確認した上で可否を決定し、医師及び成年後見人等に通知する。交付請求書に基づき、これらの費用を市が助成する。申請書等は、船橋市成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条から第8条に規定されている様式で行うものとする。また、助成の額についても船橋市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条で上限額が規定されている。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

- i 当該事項に係る事務事業の内容について、市担当課の課長及び担当職員等から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 当該事務に係る個別の監査資料等を入手し、閲覧・分析することにより、当該事務事業の透明性、効率性・効果性について検証を行った。また、他市の状況について、公表データを入手し、比較・検討の監査資料として活用した。
- iii 日々の事務事業の執行を把握し、合規性等の検証・評価に資する監査資料を現場において収集するために視察を行った。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続に係る意見を次のとおり述べることとする。

ア. 市長申立て対象者及び助成対象者の一元管理について（意 見）

市長申立ての対象者及び助成対象者の管理は個人別の簿冊で行っており、それ以外の書類としては担当者が自ら事務遂行上の資料として

作成した資料がある。この担当者作成資料は、予算・決算管理のために作成され、議会資料作成のためにも活用されている。しかし、会計数値との整合性も含めた管理を目的として作成したものではないということであった。

当該資料は、成年後見制度が発足した平成 12 年度以降の申立て及び助成の状況が個人別に集約されたものであり、事業規模や概要を知る上でも管理台帳として有用なものである。申立て件数が増加した場合にも有用となるものであるため、今後は、成年後見制度利用支援事業の管理台帳として、その様式等をより工夫し、会計数値との整合性（立替費用求償の場合の入金額との整合性）を考慮してより有効に活用することができるよう要望する。

イ. 成年後見制度利用支援事業の周知について（意見）

成年後見制度利用支援事業費の予算執行率は、平成 21 年度が 39.6%、平成 20 年度が 42.8%であった。主に、費用助成の執行率及び鑑定料の執行率が低いことが原因であると考えられる。費用助成は要領、要綱等に従って助成の可否判定をした結果であり、また、鑑定料については、鑑定が必要となる件数自体が少なかった結果であると考えられる。市は成年後見制度について、介護保険・高齢者福祉ガイドに掲載するとともに、成年後見制度の利用についてのパンフレットを作成し周知する努力を行っている。利用者の直接の窓口となる包括支援課との連携を図り、さらなる周知・利用の促進が図られることが望まれる。

ウ. 根拠資料の整備状況の確認について（指摘／意見なし）

市長申立ての対象者一覧からサンプルを抽出し（平成 21 年度申立て 20 件中 4 件、平成 20 年度申立て 12 件中 5 件、平成 18 年度申立て 13 件中 4 件）、成年後見制度に係る審判請求に関する要綱、船橋市成年後見制度利用支援事業実施要綱、船橋市成年後見制度利用支援事業実施要領等への合規性を検証するとともに、申立に関する依頼文、決裁伺書、上申書、申立書、領収書、審判の通知、登記済通知書、請求書、領収済通知書、助成金交付申請書、交付可否決定通知書、助成金交付請求書等の根拠資料を確認した。また、切手・印紙についての受払簿を閲覧し、一覧表との整合性を確認した。

このような監査手続を実施した結果、その範囲内において市担当課

の事務の執行については、監査上、特に問題として指摘等を行うものはなかった。

(6) 特定高齢者把握調査業務委託について

① 概 要

特定高齢者把握調査業務委託は、「介護予防事業への参加が望まれる特定高齢者の把握につなげるために、高齢者に対しての訪問調査業務を委託するもの」とされている。この調査業務は、平成20年度から開始され、後述する理由を付して、福祉サービス公社に随意契約で業務委託している。

平成20年度における特定高齢者把握調査対象は次のような条件で絞られた。

【調査対象条件】

- i 年齢が65歳以上で、4月～9月の生まれであること。
- ii 基本チェックリストの回答がないこと。
- iii 高齢者のみの世帯であること。

このような条件に合致する年齢層別の対象者数は次のとおりである。

【特定高齢者把握調査対象条件合致者数】

(単位：人)

区 分	高齢者のみの世帯	高齢者1人世帯	合 計
65歳以上	2,870	1,896	4,766
70歳以上	1,461	1,222	2,683
75歳以上	581	693	1,274
80歳以上	170	172	342

このような条件合致者数に対して、福祉サービス公社に対して調査業務を委託する際に、一定の条件により次のような範囲を対象とした。

【福祉サービス公社への委託：特定高齢者把握調査対象者数】

(単位：人)

区 分	高齢者のみの世帯	高齢者1人世帯	合 計
75歳以上	307	693	1,000

当該調査期間は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日であった。なお、上記の【調査対象条件】の中の i において、対象となっていない「10 月～3 月の生まれ」の対象者については、平成 20 年 11 月に抽出して追加で 1,000 人分の調査を依頼している。したがって、平成 20 年度における把握調査業務の対象者は、2,000 人ということであった。仕様書上でも調査件数は、2,000 件とされている。

平成 20 年度には、市担当課としても当該把握調査業務が円滑に進めることができるために、受託業者である福祉サービス公社の訪問調査に際して、次のような依頼文及び Q & A を作成し、周知している。

- i 「高齢者の状況把握調査（訪問調査）ご協力をお願い」
- ii 「高齢者世帯状況調査 Q & A」
- iii 「高齢者の状況把握調査（訪問調査）の手引き」

次に平成 20 年度から平成 22 年度までの実績等推移を次の表により示すこととする。なお、平成 22 年度については、監査時点では契約期間内であった。

【特定高齢者把握業務委託実績等】 (単位：件、円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
調査期間	10 月 1 日～2 月 28 日	5 月 1 日～3 月 31 日	4 月 21 日～3 月 31 日
契約業者	福祉サービス公社	福祉サービス公社	福祉サービス公社
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
調査対象件数	2,000	2,000	2,000
契約金額	7,875,000	7,875,000	7,875,000
1 件当たり費用 ^{注 1}	3,937.5	3,937.5	3,937.5

注 1：「1 件当たり費用」は、「契約金額」を「調査対象件数」で割り返した金額である。

この表の内容からは、調査期間について、平成 20 年度は 5 か月であったが、平成 21 年度以降はほぼ 11 か月であったことがわかる。また、調査対象件数と契約金額等については同一であった。なお、契約業者は福祉サービス公社であり随意契約がなされている。随意契約理由として記載されている内容は次のとおりであった。

【随意契約理由】

「(福祉サービス公社) は、市介護保険課からの介護認定訪問調査の受

託を始め、市の福祉サービス事業を多く受託しており、誠実に業務運営し、信頼性・実績が良好である。また、公平・公正な訪問調査の実績が豊富であり、高齢者の特性を理解したうえで高齢者の状態を判断できる者による調査が期待できる登録業者は他に見当たらないことから、上記業者と契約することが適当である。」(本文中の文体は、「です・ます体」であるが、報告書の形式に合わせて「である体」とした。)

市担当課は「指名業者決定伺」の中で当該随意契約の根拠条文としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を掲げている。

なお、当該把握調査業務委託とは別に、また相互に関連させて、健康推進員(特定高齢者候補者で生活機能検査等の未受診者への受診勧奨の訪問業務等を行う非常勤職員)による同様な調査を実施している。その調査実績については、次のとおりである。

【特定高齢者把握調査：健康推進員依頼分】

区分	件数	把握不能	チェック リスト 回答数A	回答割合	特定高齢 者候補者 B	候補者 割合 (B/A)
H21年度	561	269	277	49.38%	102	36.82%
H20年度	709	402	307	43.30%	116	37.79%

当該健康推進員による把握調査業務は、福祉サービス公社が受託して行っている業務と内容的には基本的に相違がない。福祉サービス公社への調査依頼分は、健康推進員が拠点としている各地域包括支援センターから遠いため移動時間を要する場所を抽出し、委託しているということである。このような健康推進員への調査依頼の必要性については、市担当課として次のとおり考えている。

すなわち、福祉サービス公社への依頼分は75歳以上の高齢者1人世帯・高齢者のみの世帯となっているが、健康推進員は、日々の業務として福祉サービス公社委託分で補えない75歳以上の対象者に加え、70歳～74歳の高齢者1人世帯・高齢者のみの世帯で、しかも2年連続、基本チェックリストについて回答のないかたを調査している。また、介護予防事業への参加が好ましい者の未参加者に対し利用勧奨を実施しているということであった。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、次のとおり、外部監査人が必要と考えた監査手続を実施した。

- i 当該特定高齢者把握調査業務委託に係る契約書、仕様書及び設計書等契約書一式準並び調査業務実績報告書等を市担当課に対して依頼し、当該資料の閲覧・分析を行った。
- ii 当該把握業務委託に係る依頼資料について、年度比較や仕様書・設計書等の分析を行うことにより、設計内容等、契約手法及び実績報告書の内容等について、合规性、経済性・効率性等の検証を行った。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続については次に述べる事項（オ.）以外、特に指摘する事項はなかった。また、当該指摘事項と併せて、関連する意見を述べることとする。

ア. 受託業者への指示等について（意 見）

特定高齢者把握調査業務は、平成 20 年度から開始された事業であるが、その際に、事業者である福祉サービス公社に対して、業務実施上の留意事項や実施方法に係る説明会を実施していた。その説明会において使用した資料のひとつとして、「高齢者世帯状況調査 Q & A」があった。その資料には、Q & A が 14 設定されていたが、その 4 番目の Q & A に次のような内容が設定されている。

Q4. 「訪問して不在の場合、近所の人に聞く必要があるか。」

A4. 「近所に聞かなくてもよい。不在連絡票を入れる。なお、3 回行って不在ならば、把握不能として扱う。」

これに対して、受託者である福祉サービス公社の調査員によっては、所在について「近所」に聞いている（「高齢者の状況把握調査票」平成 21 年 10 月 26 日付第 22 回報告 1833 番の事例など）。この取り扱いの方が 1 回目で調査対象の方の所在が分かれば、2 度、3 度無駄に足を運ぶ必要はないため、効率的で効果的な調査の実施になるものと考えられ

る。

したがって、福祉サービス公社に対して強制ではなくても、「望ましい対応」として「近所に所在を聞く」とした方がよいと考えられ、「高齢者世帯状況調査Q&A」の見直しを行うよう要望する。

イ. 「高齢者の状況把握調査票」の調査項目の見直しについて（意見）

「高齢者の状況把握調査票」のうち、「調査項目等」の中の「1. 把握不能理由」の欄には、次のとおり1. から7. について該当するものをチェックすることとなっている。

「1. 電話した時に拒否、2. 訪問時に拒否、3. 入院、4. 入所、5. 同居、6. 転居（市内・市外・不明）、7. その他（ ）」

このうち、「7. その他」の内容については、様々な回答を想定して、定型的な回答を想定せずに、自由な回答を求めるために、空欄としての「（ ）」とされている。「高齢者世帯状況調査Q&A」のQ9～Q14までを参考とし、また、月次単位で閲覧・分析した結果、一定の定型的な回答のパターンが定着しつつある。その内容は次のとおりであった。

- i 「基本チェックリストへの署名拒否」
- ii 調査対象者による直接郵送での送付
- iii 調査対象者の体調悪化
- iv 新たに「要介護・要支援」の認定を受けていた場合
- v 調査票を預けるよう依頼された場合

したがって、「7. その他」の内容として、このような項目を検討する価値は高いものと考えられる。また、これら把握が不可能であった一定の詳細な回答を集計し分析することで、今後の特定高齢者把握事業調査におけるより高い原因分析が、包括支援課の中でも実施ができるようになると期待されるため、上記のような内容で「7. その他」欄で定型的に表れている回答を項目化することを検討されるよう要望する。

ウ. 特定高齢者把握調査業務委託の随意契約について（意見）

市担当課と福祉サービス公社との間で締結されている当該把握業務委託契約は随意契約であり、選定理由は、概要で記載したとおりである。

市担当課に監査過程でその随意契約が適切である理由を問い合わせたところ、次のような回答を得た。

「福祉サービス公社は、市内4か所に地域訪問介護ステーションを設置しており、本部職員のほか、多数の各ステーション所属職員が調査に従事しているため、毎月送付される市内全域に分布する調査対象者に対して、迅速かつ地域を熟知した効率的な調査を実施することができる。

また、調査員は介護福祉士ほか全員が介護に関する専門職であり、調査中に受ける介護保険に関する相談に対して、正確な説明により対応している。

さらに、介護保険を利用しない福祉サービスや関係機関（問い合わせ先）等の相談を受けることも非常に多く、公社が市から受託している福祉サービス事業や公社自主事業及び関係機関等についての相談・助言・案内等を実施しており、調査業務の遂行にとどまらず、高齢者福祉の増進にも寄与している。」

この回答内容については、市担当課の意見として福祉サービス公社に対する随意契約の理由をしっかりと把握しているものとして、監査意見としても評価できるものである。

一方で、当該把握調査業務は、福祉サービス公社にとって「公益目的事業」としての位置付けを行っているということであった。この「公益目的事業」という概念は、現在、福祉サービス公社も含めて、多くの特例民法法人（旧民法第34条法人であった財団法人及び社団法人）がその近い将来のあり方を迫られている「公益認定申請」業務等の中で検討すべき項目のひとつとして位置づけられるものである。

具体的には、平成25年11月までに、例えば、千葉県公益認定等委員会に対して、福祉サービス公社が「一般財団法人」ではなく、「公益財団法人」という、公的な信用力も高く、法人税法上も大きなメリットが得られる法人形態に移行するよう申請する際に、「公益目的事業比率」を50%以上行っている団体であるかどうかが問われているもので

ある。「公益目的事業」に対して、公益性が高くなく、収益を得ることが目的である事業等として「収益事業等」が位置づけられている。一般的に福祉事業であれば、公益性が高いというわけではなく、その福祉事業に対してどのような「公益性の高い付加価値」を付与して当該事業を行っているのかが強く問われるものと考えられる。

すなわち、福祉サービス公社が、当該把握調査業務について「公益目的事業」であると位置づけを行っていることから、当該把握調査業務に対する「公益」としての「付加価値」をどのように付与しているのか、また、当該把握調査業務の発注方法について、福祉サービス公社が「公益」としての「付加価値」をどのように提案することができるのかが問われるものと考えられる。単に市との契約形態が「随意契約だから」ということや「高齢者の福祉の増進（「公益認定法第2条第4項別表」）に寄与する事業であるから」ということや「調査業務（「公益認定等ガイドライン」の事業区分のひとつ）だから」などというだけでは、従来からの業務の「公共性」は認められても、ストレートに「公益」であるとは認定されないことになっている。受託者である公社が、人的ノウハウや業務遂行上のノウハウとして、調査業務に対して「公益性」の付加価値をどのように付与しているかが問われてくるものと考えられる。

そこで、当該把握調査業務の発注方法をみると、仕様書による発注方式であり、受託者の創意工夫を特段、期待するものではないと考えられる。しかし、目指すべき公益法人として福祉サービス公社が有している業務遂行上の付加価値を引き出すために、当然に実施すべき業務水準に加えて、何らかの付加価値を提案させる等の工夫が、発注側にも必要である。具体的には、仕様書の中に「その他、受託者が業務遂行の面で有益と考える事項を提案として受け、両者協議のうえ業務内容に含めるものとする」などの文言を付加することである。同じような事例として、指定管理者候補者の選定やPFI事業者の選定時点で採用される事業者提案の受入と協議などでも、このような事業者提案を求める制度が存在する。

そうすることで、公社にとって当該調査業務は単なる調査業務ではなく、「公益」としての「付加価値」を付与することが可能となり、「公益目的事業」としての性格付けを行いやすい環境が整えられるものと考えられる。市担当課としても、仕様書での発注であっても、一部事業者からの提案を受け入れることが可能な契約手法に変更することを検討されるよう要望する。

エ. 当該把握業務委託の積算内容について（意見）

当該把握業務委託の「委託業務積算表」では、「1. 人件費」＋「2. 運営費」＋「3. 租税公課」＝設計金額とされている。その内訳内容は、平成20年度から平成21年度まで変更はない。積算項目ごとの内容について、市担当課の回答は以下のとおりであった。

(ア) 「給料」、「手当」、「福利厚生費」及び「賃金」の単価

これらの単価については、当時の給与表を基に算出されたものと考えられ、当該業務を遂行するために必要な人件費と考え、継続的に使用しているということである。

(イ) 人工割合(0.25)の根拠について

人工割合については、調査期間が6か月であるが、その半分である3月分(3/12月)で積算しているということである。

そこで、当該把握業務委託に係る仕様書によると、平成21年度の業務委託の調査期間は「平成21年6月1日から平成21年11月30日まで」であり、平成22年度は「平成22年5月1日から平成22年11月30日まで」とされている。また、平成22年度の仕様書では、報告書は訪問月ごとに取りまとめ、翌月20日までに市へ提出することとされている（仕様書「8. 報告書」）。

したがって、契約期間は年度末までと契約書上では規定されているが、調査が終了し報告書の提出は、12月までに行うことが求められているということになる（納品検査終了後）。つまり、当該業務委託の終了は実質的には、12月ということである。

市担当課によると、人件費の積算に関して、当該業務を遂行するのに必要な人件費を積算しており、実施期間は最低6か月で積算している。なお、契約期間については、実施期間との整合性を確保する必要があるということであった。

もちろん、契約期間と調査実施期間についての不整合性については見直す必要があるものと認識できるため、市担当課としても不必要な契約期間のあり方を見直されるよう要望するものである。しかし、実質的な把握調査業務の期間(約6か月間)に対する人件費の積算(人工割合0.25)の適切性についてもまた、見直しが必要であると考えられる。

さらに、当該把握調査業務に従事する職員及び調査員に係る「給料」、「手当」、「福利厚生費」及び「賃金」の単価について、当時の給与表を基に算出されたものであり、しかも、毎年度同一の単価を使用している

ということであった。ちなみに、この期間の業務遂行のための人件費積算としては、職員給料単価 3,534,000 円、職員手当単価 3,978,000 円、嘱託賃金単価 2,182,800 円がその基礎的な金額であった。

このような金額設定と毎年度同一の金額を使用し続けることに合理性が見いだせないことから、市担当課として早急に人件費単価の積算についても、見直されるよう要望する。

オ. 調査報告書の検証について（指 摘）

平成 22 年 10 月に実施された調査報告書の中には、「調査不要の電話あり」の項目が、13 件存在した。ちなみに、平成 20 年度と平成 21 年度の「調査不要の電話あり」の件数は、それぞれ 107 件と 185 件であった。平成 22 年 10 月については、10 件分が次のような特徴をもっていることがわかった。

- i 「対象者」欄の「電話番号」欄が空欄であること。
- ii 「記入者」欄の「氏名」と「調査日」の両方とも空欄であること。
- iii 「1. 調査不要の電話あり」に○を付しただけで、マニュアルにある「3. 日常生活で、困っていること、不安に思うこと」欄や「4. 健康状態」欄など他の欄への記載は一切ないこと。
- iv 「1. 調査不要の電話あり」に○を付した筆跡に類似性・同時性がみられること。

このような月次の調査報告書に対して、市担当課は、重要な記載漏れの指摘やこの期間に 13 件もの「調査不要の電話あり」の項目が発生したのかについての原因の問い合わせ、また、実際に調査自体を実施したのかどうかの信頼性の検証等を行うべきであった。

監査過程での指摘に対して既に市担当課は、福祉サービス公社に対して調査報告書の再提出を求めている。前述のような疑問に対する回答を早急に把握することが必要であり、その検証体制を再度構築されたい。

（7）介護サービス事業に準ずる事業について

① 概 要

包括外部監査の実施過程では、後述する事業について便宜的に「介護

サービス事業に準ずる事業（以下、「準介護サービス事業」という。）という名称で把握した。当該準介護サービス事業を監査対象とした背景には次のような事情があった。

- ア．市は介護保険事業特別会計では整理せず、一般会計で行っている事業の中に、介護報酬またはそれに準ずる収入により介護サービス事業に該当すると考えられる事業を行っている事例が見受けられたこと。
- イ．これらの事業の主なものは、総務省が所管する地方財政統計（決算統計）において、「介護サービス事業」という公営企業会計として整理されていること。
- ウ．当該事業は、一般会計に整理されている関係上、収入と支出の関係が直接対応した形では決算金額の整理がなされず、事業としての評価等を行う上で会計上（説明責任の面から）明瞭性に欠けること。

このような事情が背景として存在したために、一般会計で実施されている事業であっても、実質的には「特別会計に準ずる事業」として、監査実施上は位置づけるべきであると判断した経緯がある。

また、介護保険法施行令においても、「介護保険法に規定する事業として指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。」としている（第1条）。

準介護サービス事業として、監査過程の中で一定の検証を行った事業には、次の事業が含まれている。

- i 特別養護老人ホーム朋松苑（所管課：高齢者福祉課）
- ii 訪問看護ステーション（所管課：包括支援課）
- iii 高齢者住宅整備資金助成事業（所管課：高齢者福祉課）

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。それらの監査手続の概要は次のとおりである。

- i 準介護サービス事業に該当する事業の資料を閲覧し、市担当課である高齢者福祉課及び包括支援課等に対して質問を行った。
- ii 各事業に係る個別の監査資料等を閲覧・分析することにより、当該事業に係る会計的な区分等について検討した。また、他市の状況について、決算統計データ及び公表資料等を入手し、比較検討を行った。
- iii 日々の事業の執行を把握し、合規性、経済性・効率性等の検証を行うために、現場視察を行い必要な監査資料を収集し、分析及び質問を行った。

③ 結果

上記の監査手続を実施した範囲内では、会計事務手続について、一部の指摘事項（b（a））以外は、特に指摘する事項はなかった。なお、当該監査項目について、関連する意見を述べることとする。

ア. 会計区分について

（ア）法令の規定の関係について（意見）

会計区分について、地方自治法では次のように規定している。

- 第 209 条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。
- 2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

上記の条文によると、普通地方公共団体が、次の場合に条例によって特別会計を設置することができるとしている。

- i 特定の事業を行う場合
- ii 特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

このように普通地方公共団体において特別会計を設置することができる場合を規定している。

このような規定があるものの、市担当課は次の考え方に基づき、これまで一般会計において会計処理を行ってきた。

「市町村が保健福祉事業（①）として指定居宅サービス等を実施する場合（第一号保険料を財源とする場合（②））は、当該事業について「介護サービス事業勘定」において処理することとなるが、保健福祉事業として指定居宅サービス等を実施しない場合は、サービス勘定を設けなければならないものではなく、地方自治法第 209 条の会計区分の基本原則を踏まえ、一般会計及び特別会計において処理することとなる。」

（出典：『介護制度改革 INFORMATION』 vol. 38 平成 17 年 11 月 22 日 厚生労働省介護保険制度改革本部、以下、「vol. 38」という。）

すなわち、ここで検討の対象としている事業については、①「保健福祉事業として市は実施していないこと」及び②「第一号保険料を財源とする場合に該当しないこと」から、「介護サービス事業勘定」を設置せず、一般会計において会計処理を行っているということであった。

しかし、概要で取り上げた少なくとも 3 つの事業について、全て保健福祉事業として市が実施していないと言えるのであろうか。

たとえば、特別養護老人ホームについては指定管理者を指定して「公の施設」の管理を市に代わって実施させている事業である。この指定管理者制度では、指定管理者に対して事業運営や利用許可の権限等が与えられ、代行して「公の施設」の管理を行うものである。ただし、一部の管理については市の責任で直接実施することとなっている。例えば、大規模修繕（30 万円以上の修繕）については市が直接、工事請負費等で実施するものである。その場合は、現在の会計区分では一般会計の工事請負費等で実施することとなるため、一般財源（主として市税収入）を財源に実施しているものである。現在、一般会計において一般財源を充当して事業を行っているから（第一号保険料を財源としていないから）、「保健福祉事業」に該当しないという考え方は不自然な論理である。

また、訪問看護ステーションについては、市が直接実施している事業である。当該事業は、後述するが訪問看護事業について市内では民間事業者が存在しなかった制度発足当初の特殊な事情もあり、市が事業を直接実施する意義が高かったことにより、市直営で始めら

れた事業である。そして、現在もその形態で事業が行われているものと考えられる。当該事業についても、一般会計において歳入及び歳出が経理されている。したがって、意識しなければ、訪問看護ステーションの事業に係る収支の状況等について、認識することが極めて難しい状況にある。

さらに、高齢者住宅整備資金助成事業についても一般会計において歳出予算が設定されているが、介護保険制度発足前からの制度であり、規則に基づく助成制度であった。この制度に関連する制度としては、介護保険事業の中で実施されている「住宅改修費支給（要介護1～5対象）」及び「介護予防住宅改修費支給（要支援1・2対象）」（いずれも、「手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、Sの費用額20万円を上限にその9割を支給」するものである。）が存在する。この事業は介護保険課が介護保険事業として特別会計で実施しているものである。

高齢者福祉課が所管している上記の高齢者住宅整備資金助成事業は、助成対象者や助成対象工事等について、該当するものがほぼ同様である。実際にも、市が作成し市民に配布している「介護保険・高齢者福祉ガイド」の中でも、両制度の紹介箇所ではそれぞれに互いの制度を紹介している。つまり、高齢者住宅整備資金助成事業は、介護保険事業として実施されている「住宅改修費支給」等の上乗せ的事业ではないかと考える。

なお、法制度的にこれらの事業について特別会計では整理しない理由を説得的に展開することが求められている。

（イ）地方財政状況調査の会計区分について（意見）

上記のような法制度的な検討とは別に、地方公共団体が決算時点で作成している地方財政統計において、少なくとも特別養護老人ホームと訪問看護ステーションについては、公営企業としての報告が求められている。ここで、地方財政統計とは、地方自治法に基づく決算制度とは別に、普通会計や企業会計等について、地方公共団体間の規模の相違などにもかかわらず、一定の視点で決算を組み替えることにより、団体間の比較可能性を高めるためなどの目的で作成されるものである。毎年度、決算時点で総務省に対して各地方公共団体が報告する調査資料である。

上記の事業については少なくとも公営企業としての会計区分で整

理されていることから、事業の収支を把握することができるが、この資料の理解可能性や明瞭性の問題もあり、一般には公表していない地方公共団体が多い。

以上のことから、今回取り上げた3つの事業については、特別会計における会計処理を地方自治法の制度のもので実施することが、市民にとって分かり易いかどうか、行政内部の会計制度としても効率性・効果性の面からメリット等があるかどうか等について、十分検討することを望むものである。前述のように、「地方自治法第209条の会計区分の基本原則を踏まえ、一般会計及び特別会計において処理することとなる。」(出典：vol.38)とする趣旨を踏まえて、事業の実施主体としての市担当課の説明責任の観点からは、少なくとも、各事業の収支状況がわかる管理資料を決算時等において作成し、わかり易く市民等に対して公表することが求められているのではないかと考える。

イ. 特別養護老人ホーム朋松苑について

(ア) 概 要

特別養護老人ホーム朋松苑(以下、「朋松苑」という。)においては、平成18年度より指定管理者制度が導入され、市によって「公の施設」の管理を代行する指定管理者を指定し、事業の管理を実施させている。

朋松苑の概要としては次のとおりである。

i 定員

(i) 特別養護老人ホーム：100名

(ii) ショートステイ：20名

(iii) デイサービスセンター：40名

ii 開設日

平成14年6月1日

iii 施設規模等

3階建、鉄筋コンクリート造

iv 占有面積

(i) 特別養護老人ホーム：4,906.99 m²

(ii) デイサービスセンター：404.92 m²

(次の併設施設を含む面積：5,328.94 m²)

また、朋松苑には次の施設が併設されている。

- i 船橋市朋松苑在宅介護支援センター
- ii 船橋市老人憩の家

ここで検討の対象としたものは、朋松苑の長期及び短期の特別養護老人ホームについてである。これらの入所手続き等については、そのパンフレットに次のとおり記載されている。

a. 特別養護老人ホーム（定員 100 名）

(a) 利用できる方

要介護 1～5 と認定された方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方が対象となる。

(b) 利用の手続き

入所申請書に必要書類を添えて朋松苑に申請し、使用決定となった後、朋松苑と契約をする。

b. ショートステイ（定員 20 名）

(a) 利用できる方

要支援 1・2 または要介護 1～5 と認定された方で、介護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった方が対象となる。

(b) 利用の手続き

使用申請書に必要書類を添えて朋松苑に申請し、使用決定となった後、朋松苑と契約をする。

(イ) 結 果

a. 公営企業としての決算状況について（意 見）

船橋市の公営企業としての決算状況については、「地方公営企業決算の状況（法非適用企業）介護サービス事業」において示されている。この介護サービス事業のうち、平成 21 年度における朋松苑の収支状況を次の表に示す。

【朋松苑の収支状況】

(単位：千円)

区 分	特別養護老人ホーム	短期入所施設	合 計
〔収益的収支〕			
総収益	21,504	1,756	23,260
介護サービス外収益	21,504	1,756	23,260
他会計繰入金 (A)	16,167	1,462	17,629
その他	5,337	294	5,631
総費用	21,504	1,756	23,260
介護サービス費用	8,601	1,045	9,646
職員給与費	8,148	1,020	9,168
その他	453	25	478
介護サービス外費用	12,903	711	13,614
地方債利息	12,903	711	13,614
収支差引	0	0	0
〔資本的収支〕			
資本的収入	59,949	3,302	63,251
他会計補助金 (B)	59,949	3,302	63,251
資本的支出	59,949	3,302	63,251
地方債償還金	59,949	3,302	63,251
収支差引	0	0	0
基準外繰入金合計 (A + B)	76,116	4,764	80,880

これによると、平成 21 年度における朋松苑の特別養護老人ホーム分と短期入所施設分の合計について、収益的収支においては、総費用 (2,326 万円) をその他の介護サービス外収益 (563 万円) で賄えない差額 (1,763 万円) を他会計繰入金 (上の表では (A)) により充当している。また、資本的収支においては、地方債償還金 (6,325 万円) を他会計補助金 (上の表では (B)) で賄っている。このような他会計繰入金 (A) 及び他会計補助金 (B) は、基準外の繰入金である。

市の歳入歳出決算書上の介護保険事業特別会計では、一般会計繰入金について、「他会計繰入金」で「一般会計からのもの」(平成 21 年度決算：35 億 432 万円) として表示されるが、上記の「介護サービス事業」の朋松苑分として計上されている基準外繰入金 (8,088 万円) は、当然にはこの中には含まれるものではなく、歳入歳出決算書上では明らかにならない収支の状況である。なお、次の項「ウ. 訪問看護ステーションについて (意見)」で述べる訪問看護ステーション分の基準外繰入金 (1,573 万円) についても同様である。

このような基準外繰入を主体とする「介護サービス事業」の「他会計繰入金」についても、行政内部では適正な水準に向かって削減

努力を行うことが求められているものと考えられるものである。一朝一夕にはゼロとすることは不可能に近いが、現在の水準が、他都市と比較してどのような状況にあるのかについても調査し、分析して改善策や目標値を設定して、削減の手法を検討することが必要である。

b. 指定管理者からの収入について

市は、朋松苑の指定管理者から、毎年度、「減価償却費相当額」を次のとおり収入している。

- i 会計及び収入科目
一般会計：「款 90 諸収入」・「項 35 雑入」・「目 35 雑入」・
「節 20 雑入」・「細節 99 その他」
- ii 内容及び金額
 - (i) 特別養護老人ホーム 5,631,000 円
 - (ii) 朋松苑デイサービスセンター 437,000 円
 - (iii) 合 計 6,068,000 円

上記の内容は、平成 21 年度の「調定書」により確認することができた。この減価償却相当額の意味と算定根拠について市担当課に問い合わせたところ、次のような回答を得た。

- i 指定管理者からの収入の趣旨
指定管理者が公の施設を管理し事業を行うに当たっての使用料相当額に該当するものである。
- ii 算定根拠
(建設費－建設補助金額) ÷ 耐用年数 (39 年)

(a) 朋松苑の建物等の台帳管理について (指 摘)

朋松苑の指定管理者からの「減価償却費相当額」の収入は、朋松苑の建物等の建設費等に基づいて算定されている。その建設費等の金額の根拠となる台帳は、公有財産台帳である。そこで、朋松苑の建物等の公有財産台帳を調査したところ、朋松苑の台帳管理が高齢者福祉課に引き継がれた際に、当該公有財産台帳に建設費の金額が記載されていないことがわかった。監査の過程で上記の「減価償却費相当額」の根拠と算定方法の適正性を検証しようとしても実施することができない状況であった。

監査の過程で、建設当時の担当課（旧保健福祉推進課）からの引き継ぎ文書の調査を依頼し、また、管財課の管理資料（「公有財産異動通知書（保健福祉推進課及び高齢者福祉課）」）等を調査するよう要望した結果、次のことがわかった。

- i 管財課が保管する「財産カード」（財産台帳）等の中に次の金額が記載されていた（記載金額：1,978,261,000円）。その金額は、建築工事費だけではなく、工事監理費、水道負担金及び植栽工事費を含めた金額であった。

【朋松苑建設工事費等の内訳】 (単位：円)

工事区分	金額
① 建築工事	1,194,900,000
② 電気工事	290,850,000
③ 給排水工事	195,300,000
④ 空調設備工事	228,375,000
⑤ 中庭工事	9,975,000
⑥ その他工事	12,075,000
小計	1,931,475,000
⑦ 植栽工事	10,395,000
⑧ 工事監理費	24,675,000
⑨ 水道負担金	11,716,000
合計	1,978,261,000

出典：「財産カード」及び「公有財産異動通知書」等より。

- ii 旧保健福祉推進課から高齢者福祉課への引き継ぎの際に行われた決裁書及び引継書等の中で、上記のような工事の内訳が記載されており、建物の構造についても、「鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造」等であることがわかった。

このような資料から監査上指摘しなければならないことは次のとおりである。

- i 管財課が管理している「財産カード」に記載されている金額（1,978,261,000円）は、建物以外の工事（⑤、⑦及び⑨）についても集計しているために、過大な「取得価格」となっている。なお、この時点での過大な金額は32,086,000円である（⑤、⑦及び⑨の合計金額）。
- ii 公の施設の財産管理者である高齢者福祉課では、公有財産

台帳を次のとおり整備すべきである。

(i) 公有財産台帳登載金額算定過程について

工事区分のうち、公有財産台帳に登載する必要がある工事は、①～⑧までと仮定した。そのうち、⑥「その他工事」及び⑧「工事監理費」については、各工事に按分すべき工事区分とした。これら按分対象金額を、各按分先である工事区分(①～⑤、⑦)に加算して算定した公有財産台帳登載額(取得価格)は、次の表の右端の列に掲載された金額である。

【朋松苑建設工事費の財産取得価額算定過程】

(単位:円)

工事区分	工事金額	資産計上対象額	工事監理費按分額	台帳登載額
① 建築工事	1,194,900,000	1,194,900,000	22,755,047	1,217,655,047
② 電気設備工事	290,850,000	290,850,000	5,538,794	296,388,794
③ 給排水設備工事	195,300,000	195,300,000	3,719,190	199,019,190
④ 空調設備工事	228,375,000	228,375,000	4,349,053	232,724,053
⑤ 中庭工事	9,975,000	9,975,000	189,959	10,164,959
⑥ その他工事	12,075,000	12,075,000	-	-
小計	1,931,475,000	-	-	-
⑦ 植栽工事	10,395,000	10,395,000	197,957	10,592,957
⑧ 工事監理費	24,675,000	24,675,000	-	-
⑨ 水道負担金	11,716,000	-	-	-
合計	1,978,261,000	1,966,545,000	36,750,000	1,966,545,000

(ii) 公有財産台帳への登載方法について

この算定結果を公有財産台帳のいずれの台帳にどのような名称で記載すべきかを示した表が次の表である。

【朋松苑公有財産台帳登載額】

(単位:円)

工事区分	台帳登載額	登載すべき公有財産台帳	財産名称
① 建築工事	1,217,655,047	「建物台帳」	朋松苑建物本体
② 電気設備工事	296,388,794	「建物台帳」	電気設備
③ 給排水設備工事	199,019,190	「建物台帳」	給排水設備
④ 空調設備工事	232,724,053	「建物台帳」	空調設備
⑤ 中庭工事	10,164,959	「工作物台帳」	園庭
⑦ 植栽工事	10,592,957	「工作物台帳」	植栽
合計	1,966,545,000	-	-

(b) 「減価償却相当額」の収入について(意見)

市はこれまで指定管理者から前述のとおり、朋松苑の「減価償却相当額」を賃料相当額として収入してきた。その金額は、毎年度合計で6,068,000円であった。その算定式は、次のとお

りであるという回答であった。

【算定式】

$$(\text{建設費} - \text{建設補助金額}) \div \text{耐用年数 (39年)}$$

平成13年度に、当時の市担当課が上記「減価償却相当額」を検討した資料により、算定結果を検証し、更に本来請求すべき金額を試算した結果は、次のとおりであった。

【特別養護老人ホーム朋松苑の減価償却相当額算定根拠】

(単位：円)

区 分		特別養護老人ホーム	デイサービスセンター	合 計
建設費				
総工事費	A	1,777,616,410	134,480,832	1,912,097,242
補助対象外工事費	B	85,960,165	0	85,960,165
補助対象工事費	C (A-B)	1,691,656,245	134,480,832	1,826,137,077
残存価額(現行)	D (C×10%)	169,165,625	13,448,083	182,613,708
残存価額(理論値)	E (A×10%)	177,761,641	13,448,083	191,209,724
減価償却対象額(現行)	F (C-D)	1,522,490,621	121,032,749	1,643,523,369
減価償却対象額(理論値)	G (A-E)	1,599,854,769	121,032,749	1,720,887,518
補助金額	H	1,302,885,000	103,978,000	1,406,863,000
国負担金	I	482,644,118	38,517,882	521,162,000
国県補助金	J	298,600,868	23,830,132	322,431,000
県単独補助金	K	163,547,901	13,052,099	176,600,000
市補助金(仮定)	L	358,092,112	28,577,888	386,670,000
純減価償却対象額(現行)	M (F-H)	219,605,621	17,054,749	236,660,369
純減価償却対象額(理論値)	N (G-H)	296,969,769	17,054,749	314,024,518
耐用年数	O	39	39	78
純年間償却費(現行)	P (M/O)	5,630,913	437,301	6,068,215
純年間償却費(理論値)	Q (N/O)	7,614,609	437,301	8,051,911
年間償却費相当額差異	R (P-Q)	△ 1,983,696	0	△ 1,983,696

この表によると、当時の市担当課が算定した金額は、「純年間償却費(現行)」(P行)に示されている。その算定根拠は、減価償却対象額(F行)を補助対象工事(C行)のみに限定したため、目減りした減価償却対象額から補助金額(H行)を差し引いて、純年間償却費(P行)を求めていることにより、過少な年間償却費相当額を求めてしまったことを意味している。

本来は、補助対象外工事費(B行)を含む総工事費(A行)に基づき、減価償却対象額(G行)を求める必要があったものと考えられる。ここで、補助対象外工事費は、当時の資料によると「その他工事費」の合計であり(「工事費費目別振分表(全体分)」)、そのうち、主たるものは、「外構工事」(約33,720千円)、「空調換気設備工事」(当該工事全体の中の一部)(約25,470千円)及び「電気設備工事」(当該工事全体の中の一部)(約14,733

千円)であった。

このような本来の減価償却相当額の算定結果では、年間償却費相当額は、「純年間償却費(理論値)」(Q行)に示されている(約8,052千円)。この理論値と現行の年間償却費相当額との差異は、約1,984千円である。特別養護老人ホーム朋松苑の開設日は、概要にあるとおり、平成14年6月1日であるが、仮に平成14年度から平成21年度までの8年間において、理論的に過少な減価償却相当額を市は収入していたものと考えれば、その過少分の合計は、約15,539千円となる(1,983,696円×10月/12月+1,983,696円×7年間=15,538,952円)。この金額は実際には特別養護老人ホーム朋松苑の運営事業者に対して請求をしていなかったため、遡及で請求することは難しいものと考えられるが、これからの事業のあり方の見直しの際に、主要な議題として交渉すべき事項のひとつに位置づけられたい。

なお、監査の過程で現場視察を行い、指定管理者の管理の状況を確認したが、指定管理者が十分なスペースの中で、人員も十分に配置して、指定管理業務を実施していたという印象を持った。また、事前に指定管理者の業務内容を確認して視察し、施設長に対して提供されている介護サービス等の内容を質問したが、人員配置としては正規職員換算でも、法定の人員配置である1:3の配置を上回る配置となっている(提案書上では1:2.2及びローテーション表で確認)。また、指定管理者としては最大限の人員配置とサービスの提供を行っているため、経営的には厳しい状況であるという認識であった。さらに、視察の際に質問を行った内容として、これまでできなかったことも市と協議して徐々に実施していきたいという意欲が見られた(例えば、ターミナル・ケアの実施など)。

一方、今回の監査では、前述のように指定管理者の負担分としての「減価償却相当額」が過少である可能性が高いこともわかった。市担当課としては、指定管理者が提供するサービスの量と質について、モニタリングを十分に行い、提案内容との照合を実施し、現在、指定管理者が負担している金額の水準の妥当性を客観的に検証する必要性が高いものとする。その検証・事業評価の際には、近隣他都市の同様な事例比較なども、有効なデータのひとつとなる。

ウ. 訪問看護ステーションについて（意見）

（ア）概要

船橋市訪問看護ステーションは、平成6年3月22日に指定を受けて、市内全域で訪問看護を行っている。現在、市内に住所を置く訪問看護ステーションは、市直営施設を含めて、14ステーション存在する。市直営施設の訪問看護ステーションの業務内容は、主治医の発行する訪問看護指示書に基づき、次のような内容のサービスを提供している。その内容については、基本的に民間の訪問看護ステーションと差異はない。

【サービス内容】

- i 療養上の世話
食事（栄養）の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助、ターミナル・ケア
- ii 診療の補助
じょく瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置
- iii リハビリテーションに関すること
- iv 家族支援に関すること
家族への栄養上の指導、相談、家族の健康管理

このような内容の業務を行う訪問看護ステーションに関して、市担当課は、「訪問看護重要事項説明書」においてその基本理念、事業の目的と運営方針、職員体制及びサービス提供時間を次のとおり定めている。

【基本理念】

- i 住み慣れたこの街、ご自宅で安心して毎日が過ごせるようにお手伝いいたします。
- ii 笑顔と真心と確かな技術をお届けいたします。

【事業の目的と運営方針】

- i 事業の目的
利用者が可能な限り、居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- ii 運営の方針
地域との結びつきを重視し、他の保健、医療、福祉サービスと

の密接な連携に努める。

【事業の目的と運営方針】

職員の職種	職務の体制
保健師（管理者）	常勤1人
看護師	一般職の非常勤4人以内
理学療法士	常勤、一般職の非常勤2人以内

【サービス提供日・時間】

提供日	土日、祝休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
時間	午前9時～午後5時

訪問看護ステーションの平成21年度の実績は次のとおりであった。

【平成21年度実績】

- i 延利用回数：596人（対前年度比36人増）
- ii 延訪問回数：2,189回（対前年度比48回増）

（イ）結果

a. 公営企業としての決算状況について（意見）

船橋市の公営企業としての決算状況については、「地方公営企業決算の状況（法非適用企業）介護サービス事業」において示されている。そのうち、訪問看護ステーションの決算状況について、その年度推移を示したものが次の表である。

【訪問看護ステーションの収益的収支状況】（単位：千円、人、千円/人）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総収入	33,182	31,997	33,451
介護サービス料金収入	18,081	17,776	17,719
他会計繰入金	15,101	14,221	15,732
総費用	33,182	31,997	33,451
介護サービス費用	33,182	31,997	33,451
職員給与費	30,713	29,584	30,856
材料費	112	66	132
その他費用	2,357	2,347	2,463
収支差引	0	0	0
職員数	2	2	2
職員1人あたり介護サービス料金収入	9,041	8,888	8,860
職員1人あたり他会計繰入金	7,551	7,111	7,866

訪問看護ステーションは、直営であるが単独の施設において事業を行っているわけではないために、その費用構造は上の表のとおり、職員給与費が主たるものである。訪問看護ステーションの事業に伴う収入のうち、介護サービス料金収入では総費用を賄えないため、普通会計からの繰入金を毎年度受け入れていることがわかる。その金額は平成 21 年度決算では、1,573 万円であった。年度推移でも 15 百万円前後で推移していることがわかる。この他会計繰入金に関する意見は、次の項とも深くかかわるが、「イ. 特別養護老人ホーム朋松苑について（意見）」と基本的に同様である。

b. 直営事業として今後のあり方について（意見）

訪問看護ステーションを直営で運営している地方公共団体は、千葉県内では少ないということであった。市は制度発足当初の事情があり、市が訪問看護ステーションを平成 6 年 3 月に設置し、千葉県の指定を受けて、事業を展開するようになった。その後、民間の訪問看護ステーションが事業を行うようになり、現在では民間経営の訪問看護ステーションは、市内に 13 施設存在する。千葉県が指定した年別の訪問看護ステーションの施設数は次のとおりである。

【千葉県指定訪問看護ステーションの推移】 (単位:施設)

年	6	9	10	11	14	15	17	18	20	21	22
指定	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	1
累積	1	2	4	5	6	8	9	11	12	13	14

近年は、毎年新たに 1 施設が事業を開始しているようにもみえる。このような状況の中で、市訪問看護ステーションの実績は、次のとおりである。平成 19 年度に若干の増加は見られるが、平成 17 年度からの実績推移では、延利用者数及び延訪問回数は、ほぼ横ばいの状況にある。

【訪問看護ステーションの実績】 (単位:人、回)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
延利用者数	535 人	553 人	621 人	560 人	596 人
延訪問回数	2,022 回	2,186 回	2,342 回	2,141 回	2,189 回

(出典:「主要な施策の成果に関する説明書」)

一方、「WAM NET」（独立行政法人福祉医療機構が取りまとめ、HPで情報提供）に掲載されている介護事業者情報によると、サービス提供時間等の比較上、市直営と民間では次のとおり相違があることが認識できる。

【サービス提供日・時間の差異】

区 分	市 直 営	民 間 ^注
サービス提供日	土日、祝休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日	日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日
サービス提供時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後6時

注：「民間」の欄で記載した内容は、市直営と相違するサービス内容を提供する複数の民間事業者を参考にしている。

民間施設の増加やサービス内容の相違などにより、市直営での訪問看護ステーションの役割及び意義を精査する必要がある。監査の過程で、直接、市担当課や訪問看護ステーションに対して質問したが、市内部では特に議論の対象には挙がっていないということであった。しかし、市担当課に対しては、市内の訪問看護の需要と供給についての分析と市直営の訪問看護ステーションが今後、果たしていく役割と期待を整理して、効果的で効率的な訪問看護のあり方を市担当課としても検討するよう要望する。

エ. 高齢者住宅整備資金助成事業について（意 見）

（ア）概 要

高齢者住宅整備資金助成事業について、市民向けのパンフレットである「平成22年度版介護保険・高齢者福祉ガイド」（以下、「福祉ガイド」という。）には、次のような説明がなされている。

「市では介護保険の住宅改修費支給とは別に、要介護・要支援の認定を受けている高齢者のために住宅の改造をしようとする世帯に、その資金を助成しています。（併用ができる場合もあります）

こちらの制度をご利用される方は、工事を始める前にご相談ください。なお、全ての工事が対象ではありません。まず、高齢者福祉課へお問い合わせください。」

当該助成事業の助成対象、助成限度額及び助成率等については、次のとおり規定されている。

【高齢者住宅整備資金助成条件】

a. 助成対象

- (a) 市内に1年以上居住していること
- (b) 生計中心者の平成22年度市県民税の額が32万円以下の世帯
- (c) 要支援1～2・要介護1～5の認定を受けていること

b. 助成限度額

50万円

c. 助成率

市県民税課税世帯50%、市県民税非課税世帯100%

申請受理後、必要書類の審査、現地調査を行った後、助成の可否決定をする。そのため、工期は余裕をもって申請すること。介護保険の住宅改修費支給対象工事は、介護保険の支給が優先される。

なお、高齢者住宅整備資金助成事業費の予算及び決算の推移は次のとおりであった。

【高齢者住宅整備資金助成事業費の年度推移】

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
予算額(千円)	15,000	15,000	15,000
決算額(千円)	16,744	11,998	18,475
執行率(%)	111.63	79.99	123.2

(イ) 結 果

a. 居宅介護(介護予防)住宅改修費支給事業(介護保険事業)と高齢者住宅整備資金助成事業(一般会計)の関係について(意見)

介護保険課が所管する「住宅改修費支給事業」(特別会計)に対する申請者と高齢者福祉課が所管する「高齢者住宅整備資金助成事

業」(一般会計)に対する申請者とは、重複する場合が多い。制度的にも、後者は前者を前提とすることがある。これに関しては、「福祉ガイド」に次のとおりの記載があり、利用者に注意を促している。

「介護保険の住宅改修費支給対象工事は、介護保険の支給が優先されます。」

これら両者の事業における申請書等について、現在は介護保険課と高齢者福祉課は別の事業として実施している関係上、審査や現地調査等はそれぞれ実施しているということであった。しかし、新申請者側の利便性等を考慮すると市側の担当課は可能であれば、ひとつである方が便利である。

確かに行政側の事情として、制度の設立の経緯がそれぞれ違うことは確かである。また、必ずしも支給対象や助成対象が一致するわけでもない。しかし、住宅改修費支給の申請書類とほぼ同一の内容の助成申請書及びその添付書類等を2つの対象課に提出する必要があることを勘案すると、サービス受給者にとっては工事対象がひとつであるにもかかわらず、市への申請行為が2課に対して行うという2度手間的な煩雑さが存在するのも事実である。

市担当課に対しては、更なるサービス向上に向けて、縦割り行政的な弊害を率先して解消することも視野に入れて、介護保険課と高齢者福祉課との事業の整理や申請書類の共有化、または、現地調査などの統一化など、合同で検討されることを要望するものである。

b. 高齢者住宅整備資金貸付金について (意見)

高齢者福祉課が所管する高齢者住宅整備資金貸付費の事業は前述の高齢者住宅整備資金助成事業との関係が強い事業である。当該貸付事業の概要は次のとおりである。

i 貸付対象者

日常生活で介護を必要とする65歳以上の方と同居している方、もしくは同居しようとする方で、次に該当する方。

(i) 貸付を受ける方が1年以上市内に居住していること。

(ii) 連帯保証人を立てられること。

ii 貸付限度額：500万円(無利子貸付)

浴室(130万円)、居室(240万円)、トイレ(110万円)、その他(100万円)

前者の予算及び決算の推移は次のとおりであった。

【高齢者住宅整備資金貸付金の年度推移】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
予算額 (千円)	15,000	15,000	15,000
決算額 (千円)	1,233	4,307	0
執行率 (%)	8.2	28.7	0

このように当該貸付事業の執行率は低い。連帯保証人の条件によるところもあるかもしれないが、同様な工事であれば貸付による資金調達よりも、助成制度の利用を考えることの方が自然な思考である。この貸付制度の低い執行率を検討した時に、毎年度、1,500万円もの予算額を当該貸付事業に割り当てることが合理的なものであるかどうか強い疑問を持つものである。そのような予算の割当は、予算段階での経済資源の最適な配分には程遠いものと判断する。したがって、当該貸付事業の必要性を貸付側と借入側から多角的に検討し、適正な予算額がどの程度であるのかについて検討されることを要望する。

c. 高齢者住宅整備資金助成の個別事例について (意 見)

平成 20 年度において高齢者住宅整備資金助成事業を申請した者の中からサンプルにより抽出して申請内容等の適正性を検証したが、その中のひとりを例にして次のとおり意見を述べる。すなわち、その申請者は、高齢者住宅整備資金助成への申請とともに、居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給を申請していた。総工事費は、業者の見積によると、476,700 円であり、見積段階では、寝室の主要な部分 277,341 円が前者の助成事業での申請対象とされ、廊下と寝室の一部の合計 135,789 円が後者の支給事業として申請がなされている。

ここで、両制度に共通するが、助成対象及び支給対象には、居間は含まれていない。申請内容で「寝室」とあるのは、対象者の専用寝室ではなく、通常は「居間」として使用されている場所である。それに対する助成がなされている理由は、介護保険事業の支給申請書の添付資料の中に次の記述があるためでないかと推測される。

「【その他の活動】

現在、トイレに近く、テレビが見られるため、テレビのある部屋で寝起きしている。床がカーペットのため、トイレまでの移動など足が突っかかり、転倒する危険がある。」

（「改修が必要な理由書」P2）

この記述は、介護保険の支給制度申請書の方の添付資料であるが、一般会計の制度である助成金の申請書の添付資料では見当たらなかった。a. でも記載したとおり、両制度は申請書類や現地調査などが別に実施されている。実際に助成金の申請に際して「寝室」＝「居室」という適正な助成対象に対して、居間を寝室代わりにしていることの確認をどの程度実施しているのか、または説明者の主張の合理性をどのように確認するべきであるかなどについて、判断基準を明確にすべきである。このようなイレギュラーな事例について、工事費全額を助成の範囲内で認めるのか、それとも使用実績で按分するのかなど、様々な角度から、制度のより適正な運用のためにも、検討を行うことを要望する。

また、当該制度では、助成等対象工事について工事業者 1 社からの見積書があれば問題ないものとして、申請書を受け付けている。対象となる住宅改修工事金額そのものの適正性について、確認が不十分であると考ええる。当該助成及び支給制度のより適正な運用のためにも、対象工事の見積書は 2 社以上からの見積書の提出を義務付けることも検討されるよう要望する。

（8）包括支援センターの業務の見直しについて

① 概要

地域包括支援センターとは、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康及び医療等様々な側面から総合的に支えるために設置されたものである。市の包括支援センターは、次の 5 つが設置されている。この地域包括支援センターは介護保険事業のひとつとして、主に介護保険事業特別会計の地域支援事業費で実施されている。

- i 中部地域包括支援センター
- ii 東部地域包括支援センター
- iii 西部地域包括支援センター

iv 南部地域包括支援センター

v 北部地域包括支援センター

このような5つの地域包括支援センターにおいて、「地域支援の総合相談」、「虐待防止等権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」及び「介護予防ケアマネジメント」の事業を行うこととなっている。

【平成19年度】

常勤の主任ケアマネジャー5人、社会福祉士5人、保健師6人及び非常勤専門職員6人で包括的支援事業を実施している。

【平成20年度】

常勤の主任ケアマネジャー5人、社会福祉士8人、保健師6人及び非常勤専門職員6人で包括的支援事業を実施している。

【平成21年度】

常勤の主任ケアマネジャー5人、社会福祉士8人、保健師12人及び非常勤専門職員6人で包括的支援事業を実施している。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続について、特に指摘する事項はなかった。なお、当該監査項目について、関連する意見を次のとおり述べることとする。

地域包括支援センターは、概要にもあるとおり、介護保険や介護サービスに関する総合的な相談窓口でもある。しかし、これまでの状況は、介護予防ケアマネジメント（包括的支援事業）に多くの時間を費やすことが多かった。この介護予防ケアマネジメントは、「要介護状態等となることを予防するために、心身の状況や環境等の状況に応じて、対象者自身の選択に基づき、介護予防事業やその他の事業が包括的・効率的に実施されるように必要な援助を行う」事業とされている。

具体的には、生活機能の低下が疑われる者に対して、基本チェックリストを発送し返送者の中から、特定高齢者の候補者を決定する。その候補者に対して生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定し、課題分析

や介護予防ケアプランなどを作成し、個別サービスの計画に基づき、次のようなプログラムを実施する。

- i 運動器の機能向上
- ii 栄養改善
- iii 口腔機能の向上等

当該プログラムを実施して一定期間後に、事後アセスメントを実施し、該当者の改善状況を評価し、効果を評価するという仕組みになっている。

しかし、その実施率は極めて低い状況であった。平成21年度におけるその状況は次に示すとおりである。

- i 基本チェックリスト発送数：105,834件
- ii 当該基本チェックリスト返送数：79,569件
- iii 特定高齢者候補者：18,479件
- iv 生活機能評価受診者：6,014件
- v 特定高齢者：5,412件
- vi 通所型介護予防事業参加者：451人（平成20年度は416人）

この実績からわかるとおり、基本チェックリスト発送数に対する通所型介護予防事業参加者の割合は、わずか0.4%であった。また、特定高齢者候補者に対する機能評価受診者の割合も32%と決して高くはない状況であった。ここで、基本チェックリストとは、質問事項25項目で生活機能低下の可能性を把握する調査票である。また、生活機能評価とは、医師が基本チェックリストや生活機能チェック・生活機能検査等の結果から総合的に判断し、生活機能の低下があるのかどうかを判断する評価である。

このような参加率や受診率の低さの原因は、生活機能評価という医療の受診（生活機能チェック及び検査）が必要とされているということにあるという認識のもと、厚生労働省の指針改正により、「生活機能評価に基づき」という条件が廃止された（平成22年8月6日告示）。

したがって、今後は、基本チェックリストのみで特定高齢者（現在の名称：二次予防事業対象者）を把握することが可能となり、介護予防事業参加対象者の把握までに要する過程が簡素化された。それにより介護予防事業への参加者の増大が期待できる。また、地域支援事業実施要綱の改正（平成22年8月6日厚生労働省老健局長通知）により、介護予防ケアプラン等を作成することも任意になり、地域包括支援センターの業

務も、本来の総合的な相談業務等に時間を割くことができるようになるということであった。保健師等の判断により、介護予防ケアプランの作成等を行うかどうかを決定することができるということであるが、当該保健師等の判断の公平性または効率性等のためにも、一定の判断基準を設定するかどうかについて、検討することが重要ではないかと考える。

このような改正自体は、地域包括支援センターの本来業務の活性化のためにも、歓迎すべきものである。例えば、高齢者への虐待などが増加している社会情勢の変化に対しても、効果的、効率的に対応する地域包括支援センターの役割期待が高まっているものと考えられる。

(9) 在宅介護支援センターについて

① 概 要

在宅介護支援センターとは、介護に関する総合相談支援事業等の地域支援事業等の位置づけに伴い、地域の老人福祉に関する問題について、老人やその養護者、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行う機関である（『介護保険制度の解説』（平成 21 年 5 月版 社会保険研究所）59 頁参照）。在宅介護支援センターも介護保険事業のひとつとして、主に介護保険事業特別会計の地域支援事業費により実施されている。

市は、24 の在宅介護支援センターを設置し、社会福祉法人等にその運営を委託している。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、会計事務手続について、特に指摘する事項はなかった。なお、当該監査項目について、関連する意見を次のとおり述べることとする。

24 の在宅介護支援センターの一覧は、市民の方々にわかりやすいように、介護保険課が作成し公表している福祉ガイドに掲載されている（73

頁)。

その 24 の事業者に対する業務委託の見積内訳等について、従来からの手法を見直す必要があると考えられる事例があった。それらの改善項目について、次のとおり示すこととする。市担当は早急に検討し、来年度からの業務委託契約にその改善内容を反映されるよう要望する。

ア. 「見積内訳」について（意 見）

事業者から提出を受ける「見積内訳」について、結果としてその予定価格に多くの事業者が合わせるような形で、人件費や経費項目を作成している。このような資料の提出が、あたかも形式的な手続と化しているようにもみえる状況である。特に、宮本在宅介護支援センターの人件費の内訳については、給料と手当の金額が通常考えられない割合で記載されている。市担当課としては、全ての項目について、事業者に実績とその区分経理の根拠等を提出させて、「見積内訳」の適正性を評価する必要がある。

イ. 「賞与」の見積りについて（意 見）

「乙号単価表」に含まれる「職員諸手当」の積算項目のうち、「賞与」の積算が、職員「職員俸給」に対して「5 月」として積算されている。給与実態調査等を参考に、現実的な月数への見直しを要望する。

ウ. 実態把握等業務の委託単価について（意 見）

「実態把握及び介護予防教室」に係る業務委託に当たって、平成 12 年度から使用している単価を現在も使用している。当該業務実績のうち、実際に業務を行うことにより費やされた費用を集計した内訳書等の報告を受けて、市担当課は主体的に業務委託単価を見直す必要があるものとする。

Ⅲ 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る監査結果について

1. 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る総括的意見について

(1) 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る債権・債務管理等について

船橋市が中核市に移行した平成 15 年度当初に、母子寡婦福祉資金貸付事業が千葉県（以下、「県」という。）から市へ移管された。その段階で、県及び国が保有していた当該事業に係る貸付債権や県が国に対して負っていた地方債を市へ移譲されている。このような貸付金に係る債権の譲渡等の取扱いは、「指定都市、中核市又は特例市の指定があった場合における必要事項を定める政令」（第 3 条第 1 項及び第 2 項）に規定があり、その規定に基づき、移管業務が執り行われている。その経緯は、次のとおりであった。

- i 平成 15 年 4 月 1 日：
「中核市に対する事務移譲に伴う母子及び寡婦福祉資金貸付金債権譲渡契約書」の取り交わし〔千葉県知事と船橋市長〕
- ii 平成 18 年 3 月 28 日：
「国の貸付を受けて貸し付けたものとみなす」船橋市への国の貸付金の額の通知（厚生労働省発雇児第 0328013 号）
（「国の貸付金の額：279,849,689 円」）〔厚生労働大臣と船橋市長〕
- iii 平成 18 年 3 月 31 日：
「中核市に対する事務移譲に伴う母子及び寡婦福祉資金貸付金債権の譲渡価格及び支払条件に関する契約書の締結について」
〔千葉県知事と船橋市長〕
(i) 債権の譲渡価格：124,140,661 円
(ii) 支払条件：平成 17 年度より平成 21 年度までの 5 年間で、無利子とする。

平成 15 年 4 月 1 日現在における母子寡婦福祉資金貸付金の残高及びそのうち内訳は次のとおりであった。

母子寡婦福祉資金貸付金	421,089,367 円
内 訳	
国 分	279,849,689 円
県 分	141,239,678 円

また、上記の iii (i) に記載している債権の譲渡価格（124,140,661 円）

は、貸付債権の額（県分 141,239,678 円）から、県の債権放棄額（17,099,017 円）を差し引いた金額として算定されたものである。債権放棄額は、滞納元金にその債権放棄率を乗じた額と未調定分元金にその債権放棄率を乗じた額の合計の金額である。それぞれの債権放棄率は、1 年目から 3 年目までの償還見込額から算出された 3 年間の償還見込率に対応して算出する率であった。ちなみに、滞納分の債権放棄率は 74.03% であり、未調定分の債権放棄率は 7.80% とされていた。

また、国の負担分は地方債の引き受けという方式で行われている。その額は、上記の母子寡婦福祉資金貸付金のうち、国分の金額（279,849,689 円）と同額である。

このような譲渡された債権・債務の金額を貸借対照表に表すと次のとおりである。

【母子寡婦福祉資金貸付金の貸借対照表の推移】

（単位：円）

区 分	平成15年度当初	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
資産・負債等の状況								
資金残高	0	32,028,361	47,301,191	25,546,250	61,722,162	54,913,946	51,344,206	45,458,226
貸付債権	370,911,976	389,631,146	418,142,446	436,351,467	446,237,684	462,968,890	463,779,167	466,727,606
期限未到来債権（未調定残高）	394,919,323	413,419,342	442,299,087	461,243,580	471,287,760	477,233,851	476,827,078	478,864,891
貸倒引当金 ^{注1}	△ 30,803,707	△ 32,246,709	△ 34,499,329	△ 35,976,999	△ 36,760,445	△ 37,224,240	△ 37,192,512	△ 37,351,461
延滞債権（収入未済残高）	26,170,044	32,185,263	39,825,521	42,683,429	45,091,911	49,900,960	54,465,116	58,583,656
貸倒引当金 ^{注1}	△ 19,373,684	△ 23,826,750	△ 29,482,833	△ 31,598,542	△ 33,381,542	△ 36,941,681	△ 40,320,525	△ 43,369,481
資産合計	370,911,976	421,559,507	465,443,637	461,897,717	507,959,846	507,882,836	505,123,363	502,185,831
地方債	279,849,689	317,649,689	352,049,689	352,049,689	384,449,689	386,449,689	386,449,689	386,449,689
未払金 ^{注2}	124,140,661	124,140,661	124,140,661	99,312,000	74,484,000	49,656,000	24,828,000	0
借入金 ^{注3}	0	0	0	24,828,661	49,656,661	74,484,661	99,312,661	124,140,661
負債合計	403,990,350	441,790,350	476,190,350	476,190,350	508,590,350	510,590,350	510,590,350	510,590,350
純資産^{注4}	△ 33,078,374	△ 20,230,843	△ 10,746,713	△ 14,292,633	△ 630,504	△ 2,707,514	△ 5,466,987	△ 8,404,519

注1：貸倒引当金の設定率は、平成15年度に県が市に対して債権放棄をした際に算定された債権放棄率を採用した。

注2及び注3：一般会計に対するみなし未払金及び借入金（県からの債権譲渡に対する一般会計の負担分）

注4：平成15年度当初における純資産には、県が市に対して債権を放棄した額（17,099,017円）が含まれている。

この貸借対照表の年度推移からは、次のことがわかる。

- i 平成15年度当初（市が中核市として当該事業を移管された当初）では、償還期限未到来の債権（未調定残高）が約 3 億 9,492 万円であり、それに対する貸倒引当金を 3,080 万円設定した。また、延滞債権（収入未済残高）は約 2,617 万円であり、それに対する貸倒引当金を 1,937 万円設定した。このような貸倒引当率は、前述の県が債権放棄した際に使用されている債権放棄率を採用している。その結果、資産合計は約 3 億 7,091 万円である。

これに対する負債は、国が引き受けた地方債残高約 2 億 7,985 万円と未払金約 1 億 2,414 万円である。このうち未払金は、県からの債権譲渡価格であり、前頁の i（ii）の方法により一般会計が割賦返済しているが、平成15年度段階では母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計においては、

会計理論上、未払金という負債を計上しているものである。これらの負債合計は、約4億399万円である。

このような資産合計と負債合計の金額の差引として、純資産は約△3,308万円と算定される。

- ii 債権・債務の金額の増減について、平成15年度当初と比較し平成21年度の増減倍率をまとめた表は次のとおりである。例えば、貸倒引当金を加味した貸付債権の金額は、平成15年度で約3億7,091万円であったが、平成21年度では約4億5,673万円となり、平成21年度の貸付債権は、平成15年度当初に比べて1.23倍となっている。そのうち、延滞債権（収入未済残高）は平成15年度で約2,617万円だったが、平成21年度では約5,858万円となり、同じく2.24倍となっている。また、資金残高の増加は、平成15年度、平成16年度及び平成18年度にそれぞれ受け入れた一般会計からの繰入（年間2千万円程度）及び国負担である地方債の増加等の影響による。

一方、地方債の増加は、平成15年度と比較して平成21年度は1.38倍となっている。

その結果、純資産は平成15年度当初から改善し、平成21年度では△841万円となった。このように純資産のマイナスが改善しているのは、負債の増加（1.26倍）よりも資産の増加（1.38倍）の方が大きいからである。しかし、貸付債権だけの増加をみると1.23倍であり、負債の増加よりも小さい増加幅となっている。このようなことから純資産のマイナスが改善している主因は、資金残高が増加したことによるものと判断できる。

【資産・負債等年度比較】

（単位：円、倍）

区 分	平成15年度当初	平成21年度末	対15当初比
資産・負債等の状況			
資金残高	0	45,458,226	-
貸付債権	370,911,976	456,727,605	1.23
期限未到来債権（未調定残高）	394,919,323	478,864,891	1.21
貸倒引当金	△ 30,803,707	△ 37,351,461	1.21
延滞債権（収入未済残高）	26,170,044	58,583,656	2.24
貸倒引当金	△ 19,373,684	△ 43,369,481	2.24
資産合計	370,911,976	502,185,831	1.35
地方債	279,849,689	386,449,689	1.38
未払金	124,140,661	0	-
借入金	0	124,140,661	-
負債合計	403,990,350	510,590,350	1.26
純資産	△ 33,078,374	△ 8,404,519	0.25

資金残高の増加の状況については、次の収支計算書の年度推移を分析することで、その増減要因を把握することができる。

【収支計算書】 (単位：円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	累 計
収支の状況								
一般会計繰入金収入	21,048,494	19,296,956	2,243,214	18,135,236	2,900,200	3,351,512	2,262,563	69,238,175
事務費分	2,048,494	2,096,956	2,243,214	1,935,236	1,900,200	3,351,512	2,262,563	15,838,175
貸付原資市負担分	19,000,000	17,200,000	0	16,200,000	1,000,000	0	0	53,400,000
貸付金利息収入	104,664	69,913	52,288	29,413	15,945	20,853	29,125	322,201
雑入等(違約金・預金利息)	0	15	0	0	128,700	192,200	292,860	613,775
小 計	21,153,158	19,366,884	2,295,502	18,164,649	3,044,845	3,564,565	2,584,548	70,174,151
貸付金元金収入	48,760,697	44,112,402	55,427,641	57,005,299	58,469,439	64,600,207	65,412,485	393,788,170
母子福祉資金貸付金収入	45,876,687	41,093,738	51,604,138	52,860,483	54,152,054	60,912,881	61,222,294	367,722,275
寡婦福祉資金貸付金収入	2,884,010	3,018,664	3,823,503	4,144,816	4,317,385	3,687,326	4,190,191	26,065,895
母子寡婦福祉資金貸付金事業債収入	37,800,000	34,400,000	0	32,400,000	2,000,000	0	0	106,600,000
小 計	86,560,697	78,512,402	55,427,641	89,405,299	60,469,439	64,600,207	65,412,485	500,388,170
収入合計	107,713,855	97,879,286	57,723,143	107,569,948	63,514,284	68,164,772	67,997,033	570,562,321
母子寡婦福祉資金貸付金事業事務費	2,048,494	2,096,956	2,243,214	1,935,236	1,900,200	3,351,512	2,262,563	15,838,175
小 計	2,048,494	2,096,956	2,243,214	1,935,236	1,900,200	3,351,512	2,262,563	15,838,175
母子寡婦福祉資金貸付金	73,637,000	80,509,500	77,234,870	69,458,800	68,422,300	68,383,000	71,620,450	509,265,920
母子福祉資金貸付金	67,493,000	77,609,500	75,362,870	68,052,800	66,478,300	66,249,000	68,860,450	490,105,920
寡婦福祉資金貸付金	6,144,000	2,900,000	1,872,000	1,406,000	1,944,000	2,134,000	2,760,000	19,160,000
小 計	73,637,000	80,509,500	77,234,870	69,458,800	68,422,300	68,383,000	71,620,450	509,265,920
支出合計	75,685,494	82,606,456	79,478,084	71,394,036	70,322,500	71,734,512	73,883,013	525,104,095
当期収支差額	32,028,361	15,272,830	△ 21,754,941	36,175,912	△ 6,808,216	△ 3,569,740	△ 5,885,980	45,458,226
前期繰越金	0	32,028,361	47,301,191	25,546,250	61,722,162	54,913,946	51,344,206	272,856,116
次期繰越金	32,028,361	47,301,191	25,546,250	61,722,162	54,913,946	51,344,206	45,458,226	318,314,342

この表によると、「一般会計繰入金収入」及び国の負担分である「母子寡婦福祉資金貸付金事業債収入」は、平成15年度、平成16年度及び平成18年度において増加している。それに伴い、「次期繰越金」の金額も増加し、平成15年度末で約3,203万円、平成16年度末で約4,730万円、平成18年度末で6,172万円と増加している。平成19年度以降は、「一般会計繰入金収入」は事務費分を主として対象しているため、200万円から300万円程度であった。それに伴い、「母子寡婦福祉資金貸付金事業債収入」は平成19年度の200万円だけであり、平成20年度及び平成21年度は起債されていない。そのような要因もあり、「当期収支差額」は、平成17年度及び平成19年度以降赤字となって、「次期繰越金」が平成18年度をピークに減少している。この「次期繰越金」は、貸借対照表の「資金残高」の金額に一致するが、その規模は、新規の貸付金(収支計算書の「母子寡婦福祉資金貸付金」の支出金額)と比較しても、決して少なくない規模である。このような規模の資金が当該特別会計で繰り越されることは、資金効率の面から問題である。その要因として、過去の「一般会計繰入金」や国が負担した「母子寡婦福祉資金貸付金事業債」の発行が計画的なものであったかどうか疑問である。

市担当課によると、これらの収入項目の予算化については、当該貸付の需要や資金残高の動向等を勘案して判断しているということであった。そうであれば、より効率的で、効果的な「一般会計繰入金」等の予算の設定努める必要があり、以下で述べるような予算設定のルール化を検討することを要

望する。

すなわち、母子寡婦福祉資金貸付の市及び国の負担割合は、1:2 というルールがあるが、具体的にはどのような場合に「一般会計繰入金」の収入や「母子寡婦福祉資金貸付金事業債」の発行が予定されるのかをルール化することが重要である。そのルールのひとつを次のとおり述べることとする。

【一般会計繰入金等の算定ルール】

- i 「一般会計繰入金」は、当該福祉資金貸付金の新規支出額から元金償還額を差し引いた純貸付金の金額を基礎として、その3分の1の相当額を予算化する。
- ii それに伴い、国負担額である事業債の発行を3分の2の範囲内で検討する。

このようなルールは、過去の「一般会計繰入金」等の予算化とは異なる。これに対して、過去についても仮にこのようなルールに基づいて、予算化を行った場合、「次期繰越金」＝「資金残高」がどのように効率的であったかを検証すると次に示すとおりである。

まず、上記のルール化を平成15年度から平成21年度までに適用した場合に、「一般会計繰入金」の収入や「母子寡婦福祉資金貸付金事業債」の発行額はどのような推移となるかを示した表を示すこととする。

【仮定計算：一般会計繰入金の算定ルール化】 (単位：円)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
新規貸付金	①	73,637,000	80,509,500	77,234,870	69,458,800	68,422,300	68,383,000	71,620,450
元金回収金	②	48,760,697	44,112,402	55,427,641	57,005,299	58,469,439	64,600,207	65,412,485
純貸付金	③	24,876,303	36,397,098	21,807,229	12,453,501	9,952,861	3,782,793	6,207,965
公的負担額		24,876,303	36,397,098	21,807,229	12,453,501	9,952,861	3,782,793	6,207,965
一般会計負担分	④	8,292,101	12,132,366	7,269,076	4,151,167	3,317,620	1,260,931	2,069,322
地方債発行額	⑤	16,584,202	24,264,732	14,538,153	8,302,334	6,635,241	2,521,862	4,138,643

注1：一般会計負担額は、純貸付額（③）に対して1/3を負担することをルール化する。

注2：一方、地方債の発行額は、一般会計負担額の2倍の範囲内とすることをルール化する。

次に、このような「一般会計繰入金」の収入や「母子寡婦福祉資金貸付金事業債」の発行額の推移を前提に、貸借対照表及び収支計算書の状況を算定すると次の表のようになる。

【仮定計算：資産・負債等計算書】

(単位：円)

区 分	平成15年度当初	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
資産・負債等の状況								
資金残高	0	104,664	174,592	226,880	256,293	400,938	613,991	935,976
貸付債権	370,911,976	389,531,146	418,142,446	436,351,467	446,237,684	452,968,890	453,779,157	456,727,605
期限未到来債権(未調定残高)	394,919,323	413,419,342	442,299,087	461,243,580	471,287,760	477,233,851	476,827,078	478,864,891
貸倒引当金	△ 30,803,707	△ 32,246,709	△ 34,499,329	△ 35,976,999	△ 36,760,445	△ 37,224,240	△ 37,192,512	△ 37,351,461
延滞債権(収入未済残高)	26,170,044	32,185,263	39,825,521	42,683,429	45,091,911	49,900,960	54,465,116	58,583,656
貸倒引当金	△ 19,373,684	△ 23,826,750	△ 29,482,833	△ 31,598,542	△ 33,381,542	△ 36,941,681	△ 40,320,525	△ 43,369,481
資産合計	370,911,976	389,635,810	418,317,038	436,578,347	446,493,977	453,369,828	454,393,148	457,663,581
地方債	279,849,689	296,433,891	320,698,623	335,236,776	343,539,110	350,174,350	352,696,212	356,834,856
未払金	124,140,661	124,140,661	124,140,661	99,312,000	74,484,000	49,656,000	24,828,000	0
借入金	0	0	0	24,828,661	49,656,661	74,484,661	99,312,661	124,140,661
負債合計	403,990,350	420,574,552	444,839,284	459,377,437	467,679,771	474,315,011	476,836,873	480,975,517
純資産	△ 33,078,374	△ 30,938,742	△ 26,522,246	△ 22,799,089	△ 21,185,794	△ 20,945,183	△ 22,443,726	△ 23,311,936

【仮定計算：収支計算書】

(単位：円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収支の状況							
一般会計繰入金収入	10,340,595	14,229,322	9,512,290	6,086,403	5,217,820	4,612,443	4,331,885
事務費分	2,048,494	2,096,956	2,243,214	1,935,236	1,900,200	3,351,512	2,262,563
貸付原資市負担分 ④	8,292,101	12,132,366	7,269,076	4,151,167	3,317,620	1,260,931	2,069,322
貸付金利息収入	104,664	69,913	52,288	29,413	15,945	20,853	29,125
雑入等(違約金・預金利息)	0	15	0	0	128,700	192,200	292,860
小 計	10,445,259	14,299,250	9,564,578	6,115,816	5,362,465	4,825,496	4,653,870
貸付金元金収入 ②	48,760,697	44,112,402	55,427,641	57,005,299	58,469,439	64,600,207	65,412,485
母子福祉資金貸付金収入	45,876,687	41,093,738	51,604,138	52,860,483	54,152,054	60,912,881	61,222,294
寡婦福祉資金貸付金収入	2,884,010	3,018,664	3,823,503	4,144,816	4,317,385	3,687,326	4,190,191
母子寡婦福祉資金貸付金事業債収入 ⑤	16,584,202	24,264,732	14,538,153	8,302,334	6,635,241	2,521,862	4,138,643
小 計	65,344,899	68,377,134	69,965,794	65,307,633	65,104,680	67,122,069	69,551,128
収入合計	75,790,158	82,676,384	79,530,372	71,423,449	70,467,145	71,947,565	74,204,998
母子寡婦福祉資金貸付事業事務費	2,048,494	2,096,956	2,243,214	1,935,236	1,900,200	3,351,512	2,262,563
小 計	2,048,494	2,096,956	2,243,214	1,935,236	1,900,200	3,351,512	2,262,563
母子寡婦福祉資金貸付金 ①	73,637,000	80,509,500	77,234,870	69,458,800	68,422,300	68,383,000	71,620,450
母子福祉資金貸付金	67,493,000	77,609,500	75,362,870	68,052,800	66,478,300	66,249,000	68,860,450
寡婦福祉資金貸付金	6,144,000	2,900,000	1,872,000	1,406,000	1,944,000	2,134,000	2,760,000
小 計	73,637,000	80,509,500	77,234,870	69,458,800	68,422,300	68,383,000	71,620,450
支出合計	75,685,494	82,606,456	79,478,084	71,394,036	70,322,500	71,734,512	73,883,013
当期収支差額	104,664	69,928	52,288	29,413	144,645	213,053	321,985
前期繰越金	0	104,664	174,592	226,880	256,293	400,938	613,991
次期繰越金	104,664	174,592	226,880	256,293	400,938	613,991	935,976

このような仮定計算による結果は、「資金残高」等の規模がいかにかに効率的であるかを示している。すなわち、「資金残高」や「次期繰越金」は実際の金額に比べて、不必要に大きい規模とはなっていない。また、それに伴って、事業債という負債も少ない金額の発行となっている。そのような項目について、実績値と仮定計算による金額を総額ベースで比較すると、次の表のとおりである。

【収支計算書：仮定計算と実績の比較】

(単位：円)

区 分	仮定計算累計	実績累計	差異 (仮定 - 実績)
収支の状況			
一般会計繰入金収入	54,330,758	69,238,175	△ 14,907,417
事務費分	15,838,175	15,838,175	0
貸付原資市負担分	38,492,583	53,400,000	△ 14,907,417
貸付金利子収入	322,201	322,201	0
雑入等 (違約金・預金利子)	613,775	613,775	0
小 計	55,266,734	70,174,151	△ 14,907,417
貸付金元金収入	393,788,170	393,788,170	0
母子福祉資金貸付金収入	367,722,275	367,722,275	0
寡婦福祉資金貸付金収入	26,065,895	26,065,895	0
母子寡婦福祉資金貸付金事業債収入	76,985,167	106,600,000	△ 29,614,833
小 計	470,773,337	500,388,170	△ 29,614,833
収入合計	526,040,071	570,562,321	△ 44,522,250
母子寡婦福祉資金貸付事業事務費	15,838,175	15,838,175	0
小 計	15,838,175	15,838,175	0
母子寡婦福祉資金貸付金	509,265,920	509,265,920	0
母子福祉資金貸付金	490,105,920	490,105,920	0
寡婦福祉資金貸付金	19,160,000	19,160,000	0
小 計	509,265,920	509,265,920	0
支出合計	525,104,095	525,104,095	0
当期収支差額	935,976	45,458,226	△ 44,522,250
前期繰越金	1,777,358	272,856,116	△ 271,078,758
次期繰越金	2,713,334	318,314,342	△ 315,601,008

この表によると、「一般会計繰入金」等の予算化をルール化することにより、「一般会計繰入金収入」(④参照)を実績よりも約15百万円だけ、節約することができ、また、「母子寡婦福祉資金貸付金事業債収入(⑤)」を実績よりも約30百万円だけ少なくすることも可能であった。

以上の仮定計算及び実績金額との比較からもわかるとおり、「一般会計繰入金」等の予算の計上方法をルール化することが予算設定等の効率性の面で効果があるため、当該ルール化を検討することを要望する。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付事業の目標管理について

母子寡婦福祉資金貸付事業は、市内の母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向、生活の安定と向上のために講じられる施策のひとつである。その貸付の内容は、母子及び寡婦福祉法に次のとおり列举されている(第13条第1項)。

- i 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金の貸付
- ii 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金の貸付
- iii 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金の貸付
- iv 前記に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であって政令で定めるものに関して資

金の貸付

市は「母子及び寡婦福祉法施行細則」を制定し（平成 15 年 3 月 31 日）、平成 15 年度から当該貸付事業を開始した。

当該事業に対する個別意見は後述するが、ここでは、母子寡婦福祉資金貸付事業を、母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向、生活の安定と向上のためのひとつの手段としてとらえ、その目標に対する成果を常に意識して事務を行うことの大切さを意見として述べることとする。

市担当課は、当該福祉資金貸付金の貸付審査等に当たり、上記の目標が達成されるかどうかを重要な目標として実施していることが、監査の過程でわかった。例えば、修学資金貸付金の貸付審査に際して、母による貸付申請に対して連帯債務者としての子どもにも同席を求め、修学資金貸付の趣旨等を意識付けすることを実施しているということであった。このことは、審査基準には記載されていない運用上の取組みであると考えられる。

このような貸付金の審査段階での取組みは十分に評価されるべきものとする。これに対して、審査段階だけではなく、貸付後のモニタリングをより充実させることも、当該貸付事業の目的を達成させるためには必要であるとする。例えば、修学資金の貸付後、毎年度「在学証明書」を提出させるだけではなく、修学資金が効果的に使用されているかどうか、また、子どもの就学状況が順調であるかどうかなどを、定期的にヒヤリングするなどである。このような継続的なモニタリングにより、子どもへの意識付け等を効果的に実施することができ、母子家庭等の自立支援に寄与するものとする。

現在の限られた人員で効率的にこのようなモニタリングなどが実施できる方法を検討されることを要望する。

2. 母子寡婦福祉資金貸付事業に係る個別意見について

(1) 事業の概要及び貸付金申請受付、審査及び決定事務について

① 概 要

ひとり親世帯に対する国の制度としては、母子及び寡婦福祉法や児童福祉法等の法整備がなされ、経済面だけではなく精神面等にも的確な支援が実行できるよう、さまざまな制度が存在する。船橋市は、平成15年度に中核市へ移行した際に、千葉県において実施されていたひとり親世帯に係る制度のうち、母子寡婦福祉資金貸付事業（以下、「母子寡婦貸付事業」という。）の移管を受け、現在では児童家庭課ひとり親家庭支援係が母子寡婦貸付事業の各業務を担当している。

ア. 母子家庭等の現状について

厚生労働白書によると平成17年の国勢調査では、母子世帯数(離別、未婚、死別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯)は、約75万世帯となっている。また、平成20年の国民生活基礎調査では、現在の暮らし向きについての意識について「大変苦しい」と感じている母子家庭が59.8%と全世帯の23.5%と比べ高くなっている。

市が策定した「船橋市母子家庭等自立促進進計画 平成22年度～26年度」（第2章母子家庭等の現状と課題）によれば、市の児童扶養手当受給資格者数の推移は、平成15年度2,774人、平成18年度3,142人及び平成21年度3,267人と増加しており、平成21年度を平成15年度と比較すると493人の増加であった（増加率17.8%）。

市内の離婚件数は、平成16年度に1,786件とピークになり、近年では若干減少傾向にある。年度ごとの離婚率の推移では全国平均を上回っている。

母子家庭になった理由については、児童扶養手当受給資格者を対象として行った「船橋市母子家庭の支援に関するアンケート調査（平成20年8月）」（以下、「アンケート調査」という。）によると、「離婚」が90.9%と最も多く、次いで「未婚」6.9%、「死別」1.3%と続いている。

世帯構成の状況については、母子家庭の母親の年齢は30歳代が44.0%と約半数を占め、次いで40歳代が40.1%、20歳代が10.7%と続いている。

子どもの数については、子どもが1人の家庭は56.8%であり、次いで2人が34.5%、3人が7.3%、4人以上の家庭が1.4%である。平成16年度調査との比較では、1人が54.8%から56.8%に増加し、2人が36.4%から34.5%に減少している。

子どもの年代別では、小学生が37.4%、中学生21.2%、高校生・専

門学校生 18.8%、就学前児童が 16.8%の順であった。平成 16 年度調査と比較すると、就学前児童の割合が 20.2%から 16.8%に減少し、中学生が 19.1%から 21.2%に増加、小学生が 35.8%から 37.4%に増加している。

母子家庭の住宅状況については、借家、アパートなどの賃貸住宅が 52.1%、親族の家に同居が 27.0%であり、持ち家は 15.6%であった。これらの比率は平成 16 年度調査と比較して大きな変化はない。

1 か月の生活費については、10 万円から 15 万円が 33.9%、次いで 15 万円から 20 万円が 27.8%、10 万円未満が 21.7%の順であった。母子家庭の母が 20 歳代から 30 歳代の場合は 15 万円未満が多く、40 歳以上になると 15 万円以上となっている。

母子家庭の平均収入は、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成 18 年では 1 世帯当たり 236 万 7 千円（稼働収入は 185 万 8 千円）となっており、全世帯の平均収入である 566 万 8 千円と比較し、低い水準である。

市のアンケート調査では、就労による収入として 100 万円から 150 万円未満が 22.8%と最も多く、200 万円未満の世帯が約 60.5%、200 万円以上の世帯が 39.5%となっており、平成 16 年度調査 31.7%より 200 万円以上の世帯が 8%弱増加している。

母子家庭の 91.4%は何らかの形で就業している。就業形態は 66.1%が常勤（週 5 日、1 日 8 時間程度勤務）、非常勤 17.4%となっており、国が実施した全国母子世帯等調査と比べて高い就業率である。また、多くの母子家庭の母は「収入がよくない」ことを理由に、高い収入を得るため、転職を希望している。

母子家庭が拡大を望む公的支援事業は経済的な支援策（81.5%）が最も多く、次いで就労支援（45.4%）、子育て生活支援策（30.4%）となっている。

これらに対して市では、母子自立支援員が母子家庭等の就労、生活及び子育てなどの多様な相談を受け、必要な場合は他の関係機関を紹介している（平日 9 時から午後 5 時まで。毎月第 2 土曜日午後 1 時から午後 5 時までと第 4 水曜日午後 5 時半から午後 8 時まで相談の実施。）。

また、市は保育所の入所審査への配慮、多様な保育サービス、ファミリー・サポート・センター、放課後ルーム、母子生活支援施設（夏見母子ホーム）、市営住宅の入居及び船橋市民間賃貸住宅入居支援事業等の子育て生活支援を実施している。

就業支援事業として、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援教育訓練給付事業、母子家庭高等技能訓練促進費及び生活資金の無利子貸付を実施している。養育費確保のために、養育費相談、養育費セミナー事業を実施している。

経済的支援等として、母子寡婦貸付事業、各種助成制度、母子証明の発行を実施している。経済的支援の実施状況は次のとおりである。

【母子及び寡婦福祉資金の貸付】

(単位：千円)

年 度	母子福祉資金		寡婦福祉資金	
	貸付決定件数	貸付決定額	貸付決定件数	貸付決定額
平成17年度	51件	51,326	0件	0
平成18年度	67件	72,042	4件	3,665
平成19年度	63件	73,158	2件	3,012
平成20年度	65件	70,960	3件	2,314
平成21年度	77件	77,225	3件	3,504

【児童扶養手当】

(単位：千円)

年 度	受給資格者数	うち受給者数	支給額
平成17年度	3,043人	2,642人	1,264,537
平成18年度	3,142人	2,726人	1,279,115
平成19年度	3,189人	2,759人	1,308,255
平成20年度	3,246人	2,760人	1,270,668
平成21年度	3,267人	2,752人	1,262,662

【母子家庭、父子家庭医療費助成制度】 (単位：千円)

年 度	助成件数	助成額
平成17年度	66,181件	154,234
平成18年度	71,521件	165,896
平成19年度	70,580件	168,358
平成20年度	68,024件	162,439
平成21年度	71,086件	176,063

【母子家庭高等学校等修学支援金】 (単位：千円)

年 度	延べ支給件数	支給額
平成17年度	7,414件	66,726
平成18年度	7,315件	65,835
平成19年度	7,498件	67,482
平成20年度	7,537件	67,833
平成21年度	8,188件	73,692

【遺児手当】

(単位：千円)

年 度	延べ支給件数	支給額
平成17年度	3,500件	26,715
平成18年度	3,815件	29,020
平成19年度	3,882件	29,443
平成20年度	3,846件	29,288
平成21年度	4,285件	32,668

イ. 母子及び寡婦福祉法の目的等について

母子及び寡婦福祉法は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的としている。

同法では、すべての母子家庭等には、児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活保障を行う理念、母子家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を国及び地方公共団体が講じる責務を有することが定められている（第1条～第3条）。また、母子家庭及び寡婦は自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるとしている（第4条）。さらに、児童の親は扶養義務を適切に履行するよう努めなければならないと共に、国や地方公共団体に広報その他を通じて適切な措置を講ずるよう定めている（第5条）。

ウ. 母子家庭等自立促進計画の策定について

市では、当該地域の母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向、生活の安定と向上のための施策の基本事項、福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援等に関する母子家庭等自立促進計画を策定している。

エ. 母子寡婦福祉資金の貸付について

母子家庭については、同法では、①事業を開始し、又は継続するのに必要な資金、②配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金、③配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金、④前記に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であって政令で定めるものに関して資金を貸し付けることができるとされている（第13条第1項）。具体的な貸付資金の種類・限度額・貸付方法・償還その他については、母子及び寡婦福祉法施行令（以下、「施行令」という。）に定められている。

寡婦については、同法第 32 条で第 13 条第 1 項を準用している。

オ. 市における母子寡婦貸付事業の開始について

平成 15 年 4 月 1 日より中核市として指定された段階で、母子寡婦福祉資金貸付事業も、千葉県から事務権限を委譲された。市は平成 15 年 3 月 31 日に「母子及び寡婦福祉法施行細則」（以下、「細則」という。）を制定し、船橋市事務分掌規則において、子育て支援部児童家庭課の分掌事務のひとつとして、「母子寡婦福祉資金貸付金に関すること」と規定した。

カ. 貸付制度の改正状況について

国における母子及び寡婦福祉法等の一部改正により、生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に対応することができるよう、貸付利子の引下げ及び貸付け条件等の見直しを実施している（平成 21 年 6 月 5 日施行）。

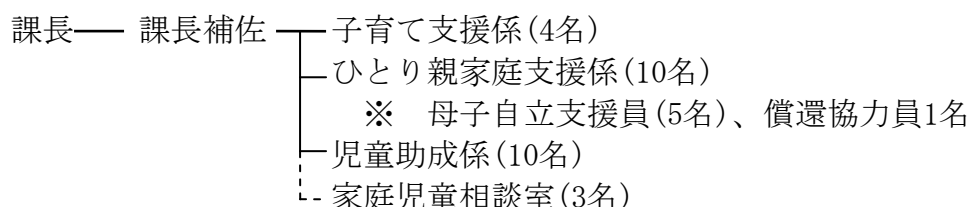
キ. 母子寡婦貸付事業の概要について

（ア）根拠法令等の整備状況について

母子及び寡婦福祉法及び同法施行令に準拠し、市では母子及び寡婦福祉法施行細則、船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領、船橋市母子寡婦福祉資金貸付審査基準及び母子寡婦福祉資金貸付金滞納金回収マニュアルを整備している。

（イ）組織及び職員体制について

児童家庭課の組織及び職員体制は次のとおりである。平成 22 年 4 月 1 日現在で、課長以下常勤職員 29 名であり、このほか非常勤職員を配置している。



母子寡婦福祉資金貸付事業は主にひとり親家庭支援係の常勤職員 2 名、非常勤職員の母子自立支援員 5 名と償還協力員 1 名により、実施されている。

さらに、市役所内のほか、母子福祉センターでも母子家庭等の各種相談を受けており、船橋駅前総合窓口センター（フェイス）では母子家庭とその就労について児童家庭課の窓口を設けている。

窓 口 等	曜日及び時間	連 絡 先
①市役所3階【児童家庭課】	月曜日～金曜日 9時～17時	児童家庭課 047-436-2320
②母子福祉センター 【社会福社会館】	水曜日 9時～16時	母子福祉センター 047-466-1278
③船橋駅前総合窓口センター （フェイス）5階【相談室】 （要予約）	第2土曜日 13時～17時 第4水曜日 17時30分～20時	児童家庭課 047-436-2320

注：①～③では、ひとり親家庭相談を、また、①及び③ではその就労相談も実施している。

（ウ）貸付対象者等について

船橋市母子寡婦福祉資金貸付審査基準では、貸付対象者の範囲及び要件並びに連帯保証人の要件等を規定している。その中で、適正な貸付及び償還の確保のために、他の借入金等に滞納があった場合、生活保護法の被保護者の場合及び外国人の方の場合等の様々なケースについての基準を定めている。

（エ）貸付の内容について

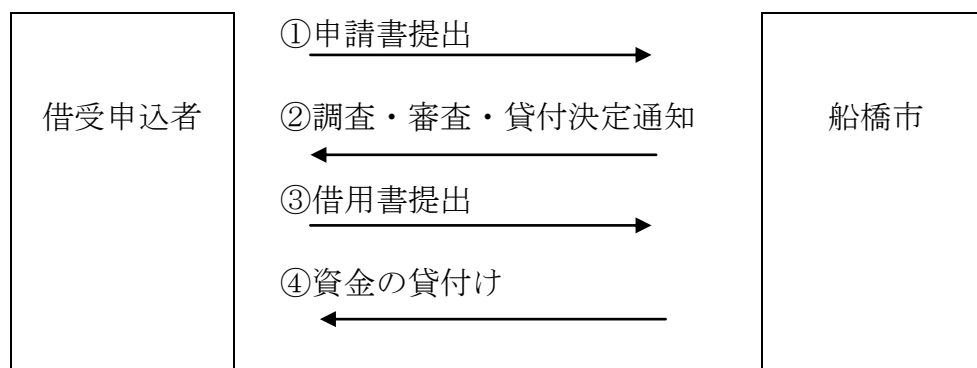
当該資金貸付の内容については、次の表に示すとおりである。

【母子寡婦福祉資金の貸付内容】				(平成22年4月1日現在)						
貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度(単位:円)			措置期間	償還期間	※利率			
事業開始資金	母・団体	母	2,830,000	団体	4,260,000	1年	7年以内	年1.5%		
事業継続資金	母・団体	母	1,420,000	団体	1,420,000	6ヶ月	7年以内			
修学資金	児童	学校等種別		学年	自宅通学(月額)	自宅外通学(月額)	卒業後 6ヶ月	無利子		
		高等学校・ 専修学校・ (高等課程)・ 中等教育学校後期 課程	国公立	1	18,000	23,000			借りた期間の 3倍	
				2	18,000	23,000				
				3	18,000	23,000				
			私立	1	30,000	35,000				借りた期間の 4倍
				2	30,000	35,000				
				3	30,000	35,000				
		高等専門 学校	国公立	1	21,000	22,500			借りた期間の 3倍	
				2	21,000	22,500				
				3	21,000	22,500				
			私立	4	45,000	51,000				借りた期間の 4倍
				5	45,000	51,000				
				1	32,000	35,000				
		・短期大学 ・専修学校 (専門課程)	国公立	2	32,000	35,000			借りた期間の 3倍	
				3	32,000	35,000				
				4	53,000	60,000				
			私立	5	53,000	60,000				借りた期間の 4倍
				1	45,000	51,000				
				2	45,000	51,000				
		大学	国公立	1	45,000	51,000			借りた期間の 3倍	
				2	45,000	51,000				
				3	45,000	51,000				
				4	45,000	51,000				
			私立	1	54,000	64,000				借りた期間の 4倍
				2	54,000	64,000				
				3	54,000	64,000				
				4	54,000	64,000				
		専修学校 (一般課程)		1	月額 31,000				5年	
		2	月額 31,000							
技能習得資金	母	月額 68,000 (5年間限度)			卒業後	20年以内	年1.5%			
修業資金	児童	月額 68,000 (5年間限度)			1年	6年以内	無利子			
就職支度資金	母	100,000			1年	6年以内	年1.5%			
	児童	(通勤用自動車購入含む場合 320,000)								
医療介護資金	医療	母・児童	340,000 (所得税非課税家庭等 480,000)			治療・ 介護後 6ヶ月まで	5年以内			
	介護	母	500,000							
生活資金	技能習得期間中 の母		月額 141,000			卒業後 6ヶ月まで	20年以内			
	医療を受けている 母		月額 103,000 生活中心でない場合等 69,000			治療・ 介護後 6ヶ月まで	5年以内			
	介護保険法に規定する 保険給付サービスを受けて いる母		※なお、7年未満の母子家庭への貸付期間は、3ヶ月以内更新で240万円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判等に要する費用については、12ヶ月相当1,236,000円を限度とする一括貸付。							
	母子家庭となつて7年未満の母 失業している母		※なお、失業の母子家庭への貸付期間は1ヶ月更新で1年まで。(最初の3ヶ月分のみ一括貸付可)							
		6ヶ月								
住宅資金	母	1,500,000			6ヶ月	6年以内				
		(特別) 2,000,000								
転宅資金	母	260,000				7年以内				
就学支度 資金	児童	学校等種別		自宅通学	自宅外通学	入学後 6ヶ月	1年以内			
		小学校		39,500						
		中学校		46,100						
		高校・高専・ 専修学校高等課程	国公立	150,000	160,000			卒業後 6ヶ月	修学資金または 修業資金と 同じ	
			私立	410,000	420,000					
		大学・短大・ 専修学校専門課程	国公立	370,000	380,000					
			私立	580,000	590,000					
		修業施設	中卒	75,000	85,000					
高卒	90,000		100,000							
結婚資金	児童	300,000			6ヶ月	5年以内	年1.5%			

※利率が年1.5%の貸付について、連帯保証人を立てた場合には無利子とする。

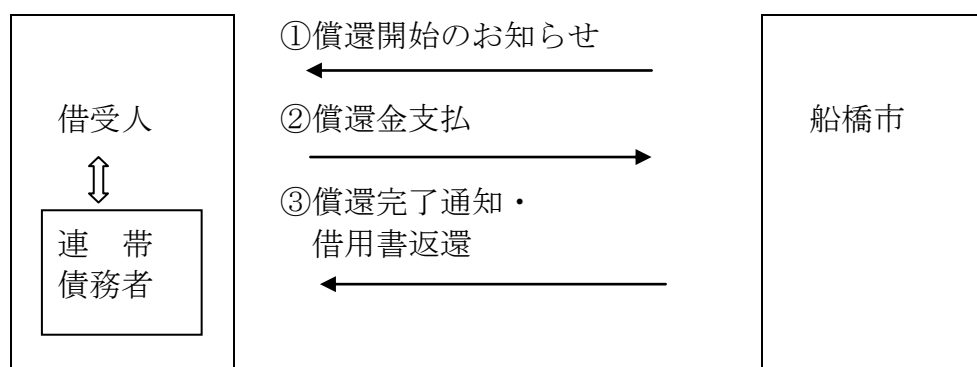
(オ) 貸付手続きについて

借受申込者が市に所定の申請書を提出し、資金の貸付を受ける。



(カ) 償還手続きについて

原則として借受人の銀行口座から振り替えが行われる。



(キ) 母子寡婦福祉資金貸付金システムについて

市では、母子寡婦福祉資金貸付事業を実施するにあたり、母子寡婦福祉資金貸付金システムを使用しており、当該システムの保守業務についてはシステム会社に委託している。当該システムは、市の電子行政推進課内に設置されており、児童家庭課ひとり親家庭支援係に専用端末が2台設置され、常勤職員2名が管理している。

貸付決定通知、償還開始のお知らせ及び督促状等については電子行政推進課で処理・出力されたものを担当者がチェックした上で、郵送等により対象者に通知している。

また、償還事務等の処理において必要なデータはフロッピー・ディスクにより会計課との間で受け渡しが行われ、会計処理した結果については収納データにより入金状況等を確認している。

ク. 貸付制度の利用状況等について

県からの事業移管後の歳入歳出状況等の状況は次に掲げる表のとおりである。

【歳入】 (単位：千円)

区 分	繰入金	繰越金	諸収入	貸付事業債	合 計
平成15年度	21,048	0	48,865	37,800	107,713
平成16年度	19,296	32,028	44,182	34,400	129,907
平成17年度	2,243	47,301	55,479	0	105,024
平成18年度	18,135	25,546	57,034	32,400	133,116
平成19年度	2,900	61,722	58,614	2,000	125,236
平成20年度	3,351	54,913	64,813	0	123,078
平成21年度	2,262	51,344	65,734	0	119,341

注：貸付事業債の7年間の合計残高は106,600千円である。

【歳出】 (単位：千円)

区 分	事務費	母子貸付金	寡婦貸付金	合 計	繰越金
平成15年度	2,048	67,493	6,144	75,685	32,028
平成16年度	2,096	77,609	2,900	82,606	47,301
平成17年度	2,243	75,362	1,872	79,478	25,546
平成18年度	1,935	68,052	1,406	71,394	61,722
平成19年度	1,900	66,478	1,944	70,322	54,913
平成20年度	3,351	66,249	2,134	71,734	51,344
平成21年度	2,262	68,860	2,760	73,883	45,458

貸付制度の利用状況については、次のとおりである。

【貸付件数】 (単位：件)

区 分	母子貸付数	寡婦貸付数	合 計
平成19年度	136	4	140
平成20年度	129	5	134
平成21年度	129	5	134

【母子福祉資金償還金年度別収納状況】

(単位：千円、件)

区 分	過年度分				現年度分			
	調定額	収納 済額	未済 件数	償還率	調定額	収納 済額	未済 件数	償還率
平成19年度	42,417	6,014	608	14.2%	57,938	48,153	152	83.1%
平成20年度	46,187	6,280	688	13.6%	64,508	54,653	178	84.7%
平成21年度	49,762	5,619	747	11.3%	65,458	55,632	175	85.0%

区 分	合 計				
	調定額	収納済額	収入未済	未済件数	償還率
平成19年度	100,355	54,167	46,187	760	54.0%
平成20年度	110,696	60,933	49,762	866	55.0%
平成21年度	115,221	61,251	53,970	922	53.2%

【寡婦福祉資金償還金年度別収納状況】

(単位：千円、件)

区 分	過年度分				現年度分			
	調定額	収納 済額	未済 件数	償還率	調定額	収納 済額	未済 件数	償還率
平成19年度	2,674	122	20	4.6%	4,555	4,195	10	92.1%
平成20年度	2,912	243	22	8.4%	4,289	3,444	12	80.3%
平成21年度	3,515	737	23	21.0%	4,036	3,452	6	85.5%

区 分	合 計				
	調定額	収納済額	収入未済	未済件数	償還率
平成19年度	7,230	4,317	2,912	30	59.7%
平成20年度	7,202	3,687	3,515	34	51.2%
平成21年度	7,552	4,190	3,362	29	55.5%

【福祉資金年度別収納状況】

(単位：千円、件)

区 分	過年度分				現年度分			
	調定額	収納 済額	未済 件数	償還率	調定額	収納 済額	未済 件数	償還率
平成19年度	45,091	6,136	628	13.6%	62,494	52,349	162	83.8%
平成20年度	49,100	6,523	710	13.3%	68,798	58,097	190	84.4%
平成21年度	53,277	6,356	770	11.9%	69,495	59,084	181	85.0%

区 分	合 計				
	調定額	収納済額	収入未済	未済件数	償還率
平成19年度	107,586	58,485	49,100	790	54.4%
平成20年度	117,898	64,621	53,277	900	54.8%
平成21年度	122,773	65,441	57,332	951	53.3%

【違約金収納状況】

(単位：千円、件)

区 分	調定額	収納済額	収入未済	未済件数	償還率
平成19年度	928	128	800	7	13.9%
平成20年度	1,379	192	1,187	9	13.9%
平成21年度	1,544	292	1,251	17	19.0%

【平成21年度 母子寡婦福祉資金貸付実績（支出済額）】

【母子貸付金実績】

(単位：千円、件)

区 分	新規分		継続分	
	件 数	金 額	件 数	金 額
修学資金	42	20,541	45	26,859
就学支度資金	30	12,123	—	—
技能習得資金	1	600	4	2,400
生活資金	2	2,001	2	1,800
修業資金	—	—	1	360
事業開始	—	—	—	—
事業継続	—	—	—	—
住宅	1	2,000	—	—
転宅	1	175	—	—
合 計	77	37,440	52	31,419

【寡婦貸付金実績】

(単位：千円、件)

区 分	新規分		継続分	
	件 数	金 額	件 数	金 額
修学資金	2	1,026	2	1,284
就学支度資金	1	450	0	0
事業継続資金	0	0	0	0
合 計	3	1,476	2	1,284

平成15年度以降における収入未済額等は次のとおりである。

【収入未済額等の推移】

(単位：千円)

区 分	収入未済	繰入金－事務費
平成15年度	32,185	19,000
平成16年度	39,825	17,200
平成17年度	42,683	0
平成18年度	45,091	16,200
平成19年度	49,900	1,000
平成20年度	54,465	0
平成21年度	58,583	0

ケ. 他の地方公共団体との比較について

関東甲信越の各地方公共団体における各貸付金に係る償還状況は次のとおりである（平成19年度関東ブロック母子寡婦福祉対策研究協議会資料より一部抜粋）。

【各地方公共団体の貸付金償還率】（単位：％）

区 分	母子福祉資金	寡婦福祉資金
茨城県	56.8	51.9
栃木県	41.2	35.5
群馬県	47.7	40.9
埼玉県	58.0	61.1
さいたま市	58.7	80.6
川越市	81.5	83.3
千葉県	55.5	63.8
千葉市	49.5	60.9
船橋市	55.5	60.8
東京都	27.4	22.1
神奈川県	28.2	35.1
川崎市	29.5	30.4
新潟県	57.9	49.5
新潟市	37.8	60.1
山梨県	47.8	37.1
長野県	60.6	64.0

注：東京都は単独事業で女性福祉資金として事業実施。
また、償還率は区部を含んでいない。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、意見を次のとおり述べることとする。

ア. 貸付申請時における申請者情報のチェックについて（意 見）

母子寡婦福祉資金貸付に係る申請は、提出された申請書及びその添付書類により、市担当課は所定の要件を審査している。その添付書類として、住民税の納税証明書の提出も義務付けている。また、国民健康保険料や介護保険料の納付状況については、申請者本人からの聞き取りにより確認している。このような添付書類の提出及び聞き取り等

による情報収集は、申請者の生活状況や返済能力等を判断するために
行われるものである。

当該貸付は福祉を目的とする制度の趣旨から、貸付金額が多額である
場合でも不動産の担保設定も実施できないため、申請者本人等に対
する審査が最も重要である。今後は貸付申請時点で申請者本人の同意
を得るなどして、市が保有する申請者本人に係る各種使用料手数料等
の納付状況に関するデータを閲覧する等の方策も検討されるよう要望
する。

イ. 在学証明書の提出について（意 見）

適正な貸付を確認するためにも、在学を適時に確認することは重要
である。そのために、毎年1回は在学証明書の提出を借受人に義務付け
ているが、継続貸付の場合には、貸付実行前に在学証明書の提出を受
けることは事務処理上困難ということである。しかし、仮に退学等の
事実があった場合には、その事実を可能な限り早期に把握して貸付金
を停止する必要がある。そのためには、在学中の学校等へ直接に在籍
の事実を確認することが可能な方策を検討されるよう要望する。例え
ば、在学証明書の提出があらかじめ定められた一定期限より遅れた場
合には直接確認することができる旨の承諾を、貸付時に借受人から文
書により提出を受ける等の方策が考えられる。

また、学校等の種類により在学証明書の発行時期の違いなどを調査
して、その結果に基づき、可能な限り早期の提出期限を設けて、在学
の事実を確認できるような運用を徹底されるよう要望する。

ウ. 連帯保証人への請求手続について（意 見）

連帯保証人に対する意思の確認は、平成15年度に当該貸付事業が市へ
移管された後は的確に実施している。一方で、平成15年度以前の貸付
債権の中には連帯保証人としての意識が薄いものも存在する。このよ
うな実態を十分に考慮した上で、連帯保証人に対する請求を行う手続
きをより明確にし、公平性の面で問題がないように、早期の滞留段階
で、連帯保証人に対する請求を行うことを検討されるよう要望する。

（2）償還及び債権管理事務について

① 概 要

ア. 償還事務について

（ア）償還開始2か月前の手続きについて

市担当課は貸付システムから「償還開始のお知らせ」を出力し、

借受人へ送付する。

(イ) 償還者・金額等の確定手続きについて

貸付システムから「償還者リスト」を作成して出力する。市担当課は、「口座引落としデータ」を作成し、会計課へ送付する。同時に、調定を行い、児童家庭課長及び会計課長が承認する。

(ウ) 償還の実施手続きについて

会計課では送付された「口座引落としデータ」をもとに、借受人の口座引落としの手続きを行う。また、市担当課は電子行政推進課より出力された収納結果に係るプルーフリストに基づき、調定額の消し込みを実施する。未収納分について、市担当課は貸付システムにおいて「督促状」を作成し、借受人へ送付して納付請求を行う。その後も未収納である借受人に対しては、電話や窓口で償還の催促を行う。

(エ) 償還完了手続きについて

市担当課は、借受人が資金償還を完了した場合には、貸付システムから「資金償還完了通知書」を出力し、「資金借用書」と共に借受人へ送付する。この場合に、償還時に滞納があり違約金が発生している場合には違約金の調定を行い、児童家庭課長による承認により「納付書」を借受人に送付する。借受人が「納付書」により違約金を完納した場合には、「資金借用書」を借受人に返還する。このような違約金について、借受人が償還の遅延につき、やむを得ない事情が認められる場合には、当該借受人が「違約金不徴収申出書」を提出し、市担当課において、その内容を審査した上で児童家庭課長の承認により不徴収とする。

イ. 債権管理事務について

(ア) 滞納金について

滞納金については、「滞納金回収マニュアル」において詳細に規定されている。

(イ) 例月処理について

滞納した借受人に対しては、納付期限（月末）の翌月に督促状を送付し、翌々月にその納付状況を確認する。督促状を送付したにもかかわらず納付のない者に対しては、電話で督促するとともに滞納となった理由について確認し、必要に応じて家庭訪問を実施する。

滞納の理由によっては、来庁を求め面接を行い、分納または支払猶予の手続きを行う。

(ウ) 例年処理（一斉督促）について

長期滞納者に対しては、次の方法により滞納金の解消を図る。

- i 償還促進事務の年間計画を査定する。
- ii 毎年7月に催告書を送付する（納付期限：7月末日）
- iii 催告書送付全滞納者に係る滞納整理票を作成する。
- iv 未納の滞納者については、呼出状を送付して呼出し、面接による償還指導を行い、償還計画確約書を提出させる。
- v 呼出にも応じない場合は、滞納者の連帯保証人に償還指導依頼通知を送付し、滞納者への納入履行の指導協力を依頼する。
- vi vでも納付のない場合には、連帯保証人に連帯保証債務履行請求書を送付し、納入履行の督促を行う。

(エ) 戸別訪問徴収について

市担当課では、滞納者等に対して償還協力員や職員による戸別訪問徴収を実施している。直接、借受人や連帯債務者に会えない場合には「訪問票」を郵便受けに入れて連絡するように依頼する。この戸別訪問徴収時に現金の入金がある場合には、専用の領収書を発行すると共に、当該現金は直ちに会計課の管理する銀行口座へ入金手続きを実施する。平成21年度の戸別訪問徴収による実績は延べ87日間活動し、徴収金額は約72万円であった。

(オ) 徴収方法について

滞納者に対する徴収方法に関しては、次のとおりである。

- i 住所が確定している滞納者に対する徴収について
償還計画確約書を提出して分納等を実施している者は償還指導を行う。催告書等は無反応な場合は、連帯保証人への催告書を送付する旨の最終通告を発送する。連帯保証人へ催告書を発送しても反応がない場合は、連帯保証人の自宅を訪問し、経済状況の把握に努め償還を促す。このような業務結果等については、借受人ごとの返納指導記録に記載する。
連帯保証人が債務について認めない場合には、法的手段（支払督促または少額訴訟）等を検討する。
- ii 住所が不明の滞納者について
最新の住所を基に追跡する。他市町村への異動が把握できれば当該市町村の戸籍担当者に文書にて照会する。戸籍附票があれば、本籍地に照会し最終住所地を確認する。最終住所地が確認できた滞納者については上記 i の督促手続きを実行する。最終住所地が特定できない者で、連帯保証人についても同様の場合には、議会の議決により不納欠損処理を実施することとなる。
- iii 債務者が死亡している場合について
債務者の本籍地に戸籍附票の交付申請書を送付し、相続人を特定する。相続人に対して債務が残存している旨の通知を送付し、市

担当課まで連絡するよう依頼し、返済計画の相談や調整を行う。その連絡等がない場合には戸別訪問を実施し状況の把握に努める。相続人が返済を拒否した場合には、連帯保証人へ請求したり、法的手段（支払督促または少額訴訟）等をとったりすることなどを検討する。

（カ） 違約金の徴収について

i 違約金の規定について

母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条並びに船橋市母子寡婦福祉資金事務取扱要領第3に違約金の規定がある。滞納元利金額について、年10.75%で、納付期限の翌日から支払当日までの日数により算出する。

ii 違約金の算定方法について

市の違約金の事務の取扱いは取扱要領に基づいて行われる。

すなわち、違約金徴収（または不徴収）の事務は、元金及び利子の償還完了時に一括して行うものとしている。これは、元金・利子の償還を優先させるためである。また、借受人にやむを得ない理由があると認められ、不徴収と決定された場合には、当該債権そのものが発生しないことを意味するため、他の連帯保証人等への請求は行わない。さらに、違約金発生時から不徴収申立を行うまでに時差があるために、当時と現在とで申立者の生活状況に違いがある場合、あくまでも当時の状況を審査の対象として不徴収（不承認）決定を行うものとする。

（キ） 償還金免除申請について

返済が不能な借受人が「資金償還免除申請書」により借受金の免除申請を行った場合には、議会の議決によることが必要となる。過去にこのような免除申請の例はない。

② 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、外部監査人が必要と考えた全般的監査手続及び個別業務等に係る監査手続を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、意見を次のとおり述べることとする。

ア. 滞納債権の適切な管理について（意 見）

平成21年度における母子寡婦福祉資金貸付金の貸付状況は、次の表

のとおりである。

【平成 21 年度母子寡婦福祉資金貸付状況】

(単位：千円)

年 度	種 別	調定額	収入済額	収入未済額	備考
過年度分	元利合計	53,277	6,356	46,920	
	違約金	722	41	681	注 1
	計	53,999	6,397	47,602	
現年度分	元利合計	69,495	59,084	10,411	
	違約金	822	251	569	注 2
	計	70,317	59,336	10,980	
合 計	元利合計	122,773	65,441	57,332	
	違約金	1,544	292	1,251	注 3
	計	124,318	65,734	58,583	

注 1：違約金不徴収決定額 464 千 円

注 2：違約金不徴収決定額 467 千 円

注 3：違約金不徴収決定額 931 千 円

上記の収入未済額 58,583 千円の内訳の中には、昭和 56 年度以降に貸付実行されたものが含まれている。これらの滞納債権の中には、借受人が住所不詳であるため、催告書が未到達であったり、借受人が死亡していたりするものも含まれている。

このような場合の回収方法については、滞納金回収マニュアルに詳細な規定が定められている。例えば、借受人に滞納が発生した場合に、連帯債務者や連帯保証人への債務履行請求等の要件が定められている。しかし、実態としてこれらの債務者は時間が経つほど返済意思が薄くなる場合もあり、拒絶されたり反発されたりするなど、徴収が難しくなるということである。

借受人、連帯債務者及び連帯保証人によっては特殊な経済的事情を抱え、徴収が困難な場合も考えられる。そこで、借受人、連帯債務者及び連帯保証人に関する特殊事情を的確に把握し、徴収可能な債権の評価を行い、費用対効果の視点から優先すべき債権を仕訳するなどして、収納率向上を図ることも検討すべきである。

現在、市税や保育料等の延滞債権の一部について、債権回収対策室が当該債権の回収を効果的に実施している。児童家庭課においても、債権回収対策室と連携を図り、滞納債権の一部移譲を行う仕組みを検討することを要望する。

債権管理に係る不納欠損制度については、地方自治法第 236 条第 1 項及び第 2 項に、金銭債権の消滅時効の規定がある。その点、当該貸付制度では時効の援用がない限り不納欠損処理ができないという現状がある。しかし、債権を放棄するためであれば、滞留債権ごとに債権放棄の要件が整った場合に、議会に債権放棄の議案を提出することがひとつの方法として考えられる。また、債権管理条例などを設定して、債権管理の基準を明確に定め、滞納債権の管理を適正化することが求められる。

そのためには市税等他の担当部門と連携を密にして、今後の対策を検討するよう要望する。また、今後、弁護士等の専門家の意見も聴き、連帯債務者や連帯保証人に対する早期の債務履行請求や適切な法的措置を検討する必要がある。

イ. 戸別訪問徴収について（意見）

ひとり親家庭支援係では、主に償還協力員による戸別訪問徴収を実施している。効果的な徴収等のためには、戸別徴収訪問は必要であり、一定の成果を上げてはいるが、大きく徴収率の向上には貢献していない。戸別訪問徴収を実施するうえで、事前の情報収集を十分に実施し、その調査結果に基づいて訪問方法・日時等について検討することを要望する。これまで償還協力員が行ってきた債権回収のノウハウや福祉的な効果も期待される職員による臨戸徴収の手法をマニュアル等にまとめるなどして、効率的で効果的な徴収を目指すことを期待する。

また、戸別訪問徴収の方法に係る要領等を見直すと共に、適切な年間計画を策定することを要望する。また、電話による滞納者への催告の実施については、母子自立支援員等とも協力して、一定の時期に集中して電話で催告するなど、効果の高い手法を検討されるよう要望する。

第4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。